

薩摩川内市こども計画

～こども・若者の健やかな成長と幸福な暮らしに向けて～

【素案】

令和 年 月

薩摩川内市

《 目 次 》

第1章 計画の策定について	3
1. 計画の位置づけ.....	4
2. 計画策定の趣旨.....	6
3. 計画の期間.....	7
4. 計画の対象.....	8
5. 計画策定の体制.....	9
第2章 こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況	11
1. 少子化をめぐる状況.....	12
2. 母子及び父子並びに寡婦の状況.....	19
3. こどもの貧困の状況.....	22
4. こども・若者の状況.....	26
5. 教育・保育等の状況.....	35
6. アンケート調査結果.....	39
7. ワークショップ・意見交換会等結果.....	78
8. 今後の課題.....	87
第3章 計画の基本的な考え方	91
1. 計画の基本的な考え方.....	92
2. 施策の方向及び基本施策.....	93
3. 施策の体系.....	97
第4章 施策の方向	99
施策の方向1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	100
施策の方向2 安心して子育てができる社会づくり	110
施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり	133
施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり	154
施策の方向5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	177
第5章 子ども・子育て支援新制度の推進	185
1. 教育・保育の提供区域の設定.....	186
2. 地域子ども・子育て支援事業の区域の設定.....	186
3. 教育・保育の充実.....	187
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	195
5. 放課後児童の居場所づくり	211
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	213
7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	213
第6章 計画の推進体制	215
1. 計画の推進体制.....	216
2. 計画の進行管理.....	218
3. 計画の数値目標.....	220

第1章 計画の策定について

第1章 計画の策定について

1. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、こども大綱及び都道府県こども計画である「かごしま子ども未来プラン2025」を勘案しながら策定するとともに、令和6年度に策定した「第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を始め、関連する計画を市町村こども計画と一体のものとして策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本となり上位計画である「薩摩川内市総合計画」のこども・若者、子育て施策分野の個別計画であるとともに、「薩摩川内市教育振興基本計画」や「薩摩川内市地域福祉計画」など関連する計画と整合を図りながら策定し、こども・若者、子育て施策を総合的に推進します。

■市町村こども計画の根拠法

【こども基本法】

第十条（略）

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■計画の一体化の根拠法

【こども基本法】

第十条（略）

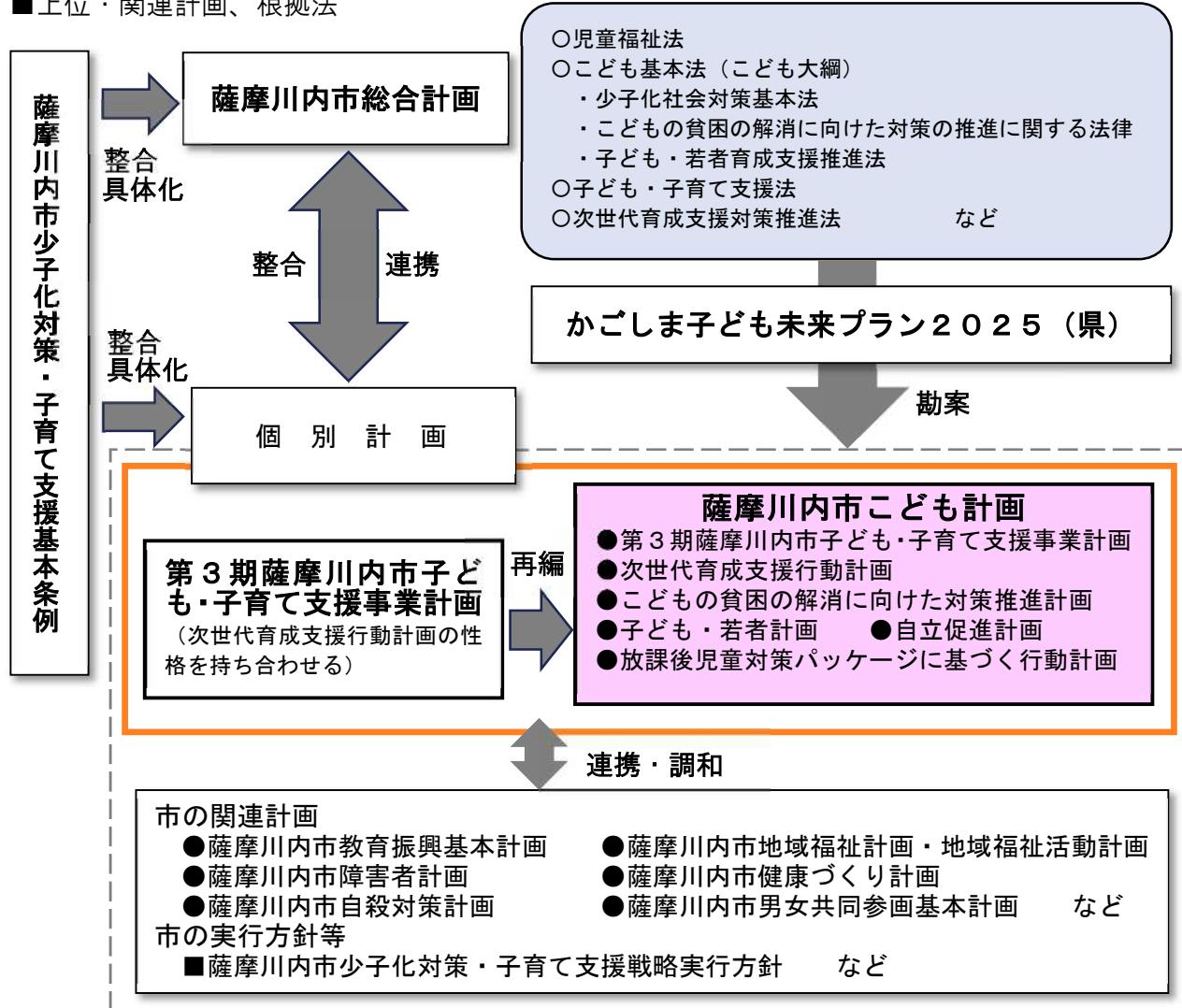
5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) 一体的に策定する計画

こども基本法の規定に基づき、次の関連する計画を市町村こども計画と一体的に策定します。

- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画（子どもの貧困解消対策推進計画）
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく自立促進計画
- 放課後児童対策パッケージ2025に基づく行動計画

■上位・関連計画、根拠法



■各計画の性質

計画名	根拠法・策定指針	性質・目的等
市町村こども計画	こども基本法 こども大綱 自治体こども計画策定のためのガイドライン	「こどもまんなか社会（全てのこども・若者が幸福な生活を送ることができる社会）」の実現
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 子ども・子育て支援事業に係る基本指針	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のサービスの確保
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 こども大綱（子供・若者育成支援推進大綱）	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援
市町村子どもの貧困解消対策推進計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 こども大綱（子供の貧困対策に関する大綱）	こどもが適切な養育、教育、医療を受けられ、権利利益を害されず社会から孤立しないための貧困の解消
次世代育成支援に関する市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針	次代の社会を担う子どもを育成する家庭の支援、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	母子家庭及び父子家庭、寡婦等の生活の安定と向上のための支援及び福祉の向上
放課後児童対策パッケージ 2025に基づく行動計画	放課後児童対策パッケージ 2025 新・放課後子ども総合プラン	放課後のこどもが多様な体験・活動を行い安全・安心に過ごせる居場所の確保、待機児童の解消

2. 計画策定の趣旨

我が国では、少子化が急速に進行するとともに、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化し、子育ての負担や孤立感を抱える子育て家庭の増加、待機児童問題、保育人材の確保など、様々な課題を抱えています。

こうした中、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的として平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

また、就学児童においても、共働き家庭の増加に対応し、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」、令和5年には「放課後児童対策パッケージ」が策定され、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の整備等を進めています。

令和5年4月には、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」が設置されると同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、令和5年12月に、こども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、これにより全てのこどもが、心身の状況・置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市では、平成27年3月に5年を1期とする「薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降は5年ごとに計画を改定して、保育施設及び放課後児童クラブの受入体制の拡充を推進してきました。直近の動きとしては、令和7年3月に「第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育等の確保と子ども・子育て支援を計画的に推進しています。

こども基本法では、市町村に対する事項として、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し当該市町村におけるこども施策についての計画である「市町村こども計画」を策定することを努力義務として定めています。

この国の方針に基づき、この度、本市ではこども大綱及び「かごしま子ども未来プラン2025」（令和7年3月策定）を勘案し、「薩摩川内市こども計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、本市のこども施策を総合的かつ強力に推進する観点から、「第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を始めこども・若者施策に関連する計画を市町村こども計画と一体的なものとして策定します。これにより、市民にとってわかりやすい計画の策定を目指すとともに、本市のこども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのこども・若者が幸せを感じながら生活（Well-Being）し、健やかに成長できる薩摩川内市の実現を目指します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、市町村子ども・子育て支援事業計画が5年を1期とすることと子ども・子育て支援法に定められていることから、第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の計画期間の終期に合わせて令和8年度から令和11年度までの4年間とし、次期計画から計画期間を5年間とします。

計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。



【子ども・子育て支援法】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

4. 計画の対象

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

これに関して、こども大綱では「おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」としており、「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていく」ことを示したものであるとし、「若者」についても大綱の対象としています。

本計画では、こども基本法及びこども大綱の考えを踏まえ、計画の対象を、こども・若者（0歳からおおむね29歳までの者、施策によっては39歳までの者）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む）とすることを基本とします。また、施策によっては市民、地域で活動する団体、企業や事業者など全ての個人及び団体を連携や支援の対象とします。

対象とする分野で言えば、福祉、保健、教育、文化、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など、こども・若者や子育て当事者に関わる社会のあらゆる分野になります。

【こども基本法】

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

【こども・若者に関する呼称について】

こども大綱において、「こども」と「こども・若者」という呼称が混在しています。こうした状況を踏まえ、本計画においては、特別な場合を除き、18歳到達後最初の3月31日までの者を指す場合は「こども」、思春期・青年期の年齢に該当する者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「こども・若者」という呼称を用いることとします。なお、「こども」と「若者」は、一部重複します。

＜参考＞各種法令等による年齢区分

法令等	呼称	年齢区分の定義
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
こども大綱	若者	思春期、青年期の者

※思春期…中学生年代から概ね18歳まで

※青年期…概ね18歳以降から概ね29歳まで、施策によっては39歳まで

【特別な場合の例】

- ア 法令、条例等の名称及びそれの中で用いられている特定のものを指す用語
(子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援事業計画)
- イ 組織、関係団体、関係施設の名称など固有名詞(子ども会)
- ウ 他の用語との関係で「こども」表記以外の語を用いることが適当な場合
(例：子ども・子育て 子供期・現役期・高齢期)

5. 計画策定の体制

(1) 子ども・子育て支援会議の開催

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者等で構成する「薩摩川内市子ども・子育て支援会議」において、計画の内容について審議しました。

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 (略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一・二 (略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) こども・若者等からの意見の聴取

こども基本法では、基本理念の一つとして、第3条第3号において子どもの意見を表明する機会の確保が定められています。また、同法第11条において、こども施策の策定、実施、評価にあたっては、こども・子育て当事者等の意見を反映させることが義務付けられ、こども大綱、自治体こども計画策定のためのガイドラインでも、こども・若者、子育て当事者等への意見聴取・反映に関する方針が示されています。

本市では、本計画の策定にあたり、こども・若者等に対するアンケート調査及びワークショップ等を実施し、その意見の聴取と反映に努めました。

【こども基本法】

(基本理念)

第三条 (略)

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(3) パブリックコメントの実施

計画案を公表し、広く市民等から意見を提出してもらい、本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和8年1月14日～2月13日
手続周知方法	広報薩摩川内 市ホームページ
意見提出者	人
意見の件数	件

第2章　こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況

第2章 こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況

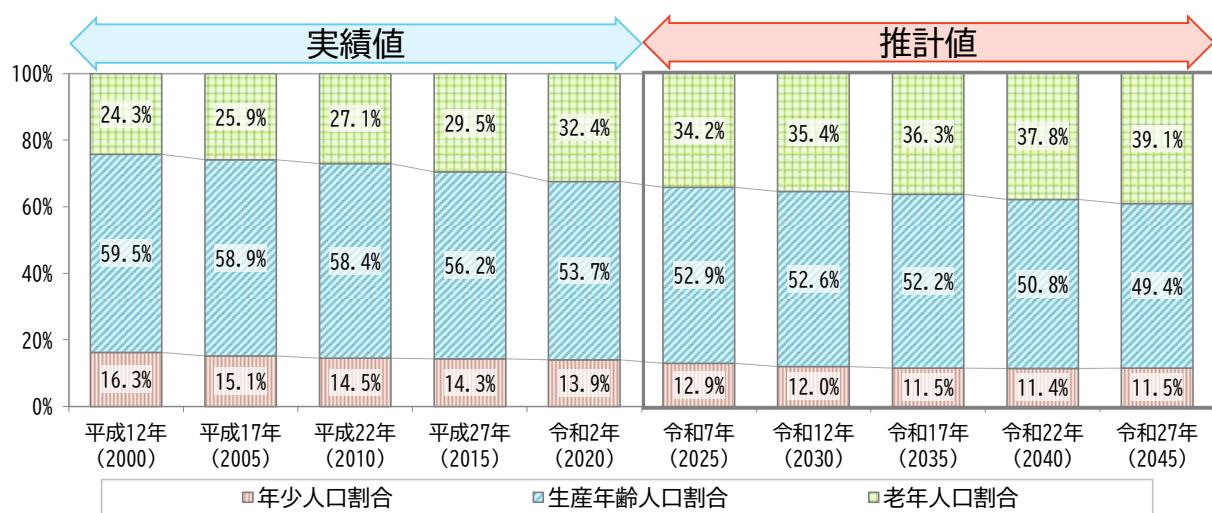
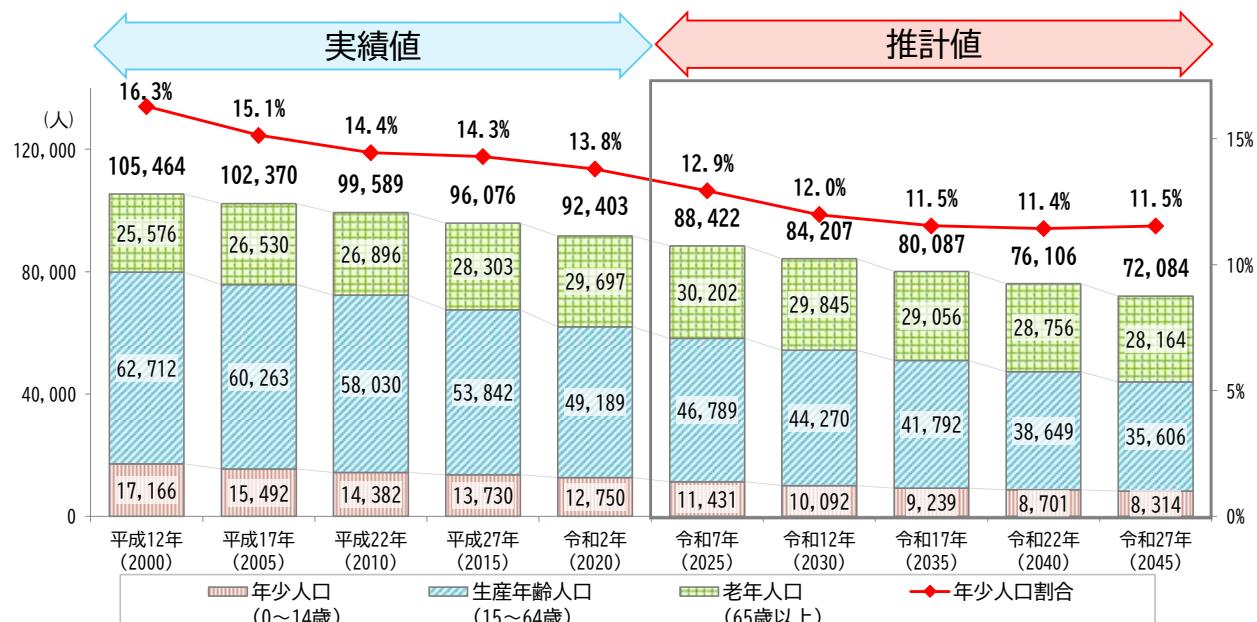
1. 少子化をめぐる状況

(1) 人口の状況

①年齢三区分別人口の推移

本市の人口は減少しており、令和2年国勢調査によると総人口は92,403人、年少人口が12,750人、年少人口割合が13.8%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来推計人口によると、今後も総人口及び年少人口は減少し、年少人口割合は令和17年以降ほぼ一定になると予測されています。



出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省
令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

②年齢5歳階級別人口

令和2年国勢調査の5歳階級別人口構成をみると、20～24歳の層が男性では下位2位、女性では下位1位となっているほか、0～4歳の層と5～9歳の層が下位2～5位に位置しており、少子化に加え、若者が流出している状況がうかがえます。

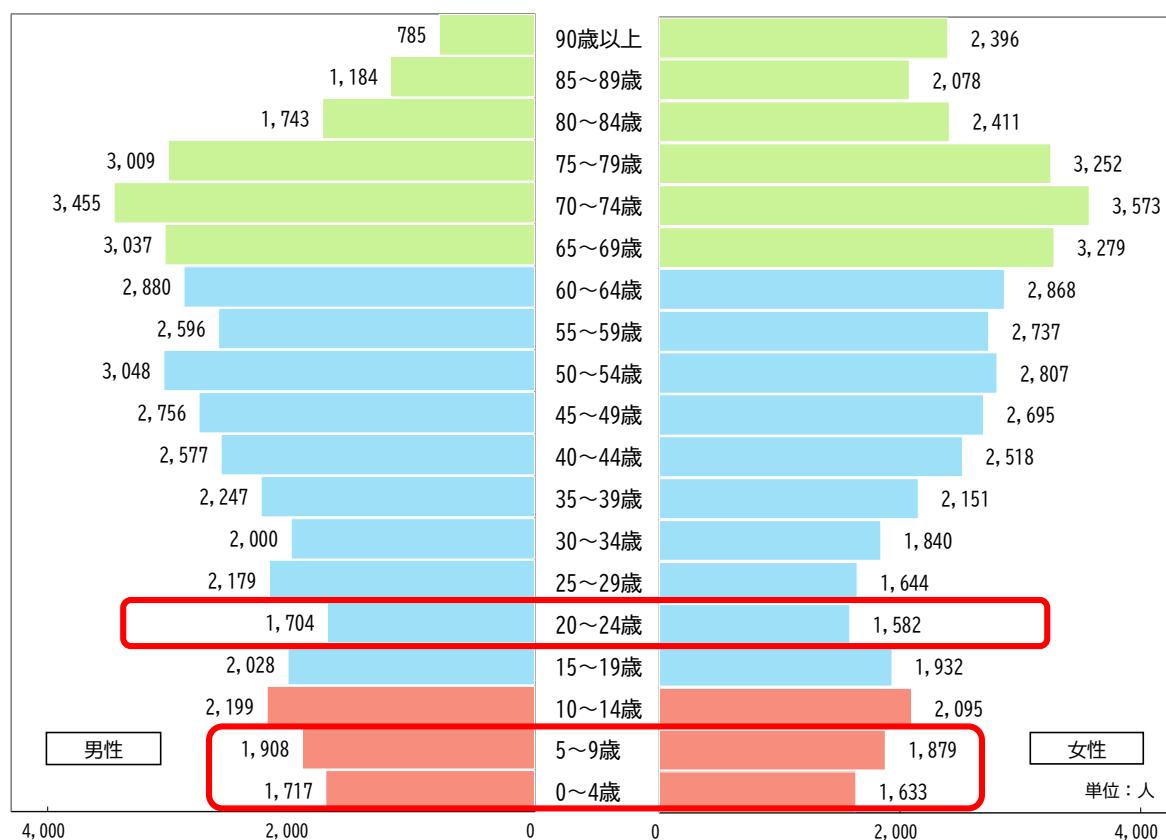
また、女性は25～29歳の層が下位3位、30～34歳の層が下位4位となっており、特に若い女性が少ない状況がうかがえます。

■年齢5歳階級別人口構成

	男性	女性
下位1位	85～89歳	20～24歳
下位2位	20～24歳	0～4歳
下位3位	0～4歳	25～29歳
下位4位	80～84歳	30～34歳
下位5位	5～9歳	5～9歳

※順位は90歳以上の層を除いて集計

■令和2年年齢5歳階級別人口



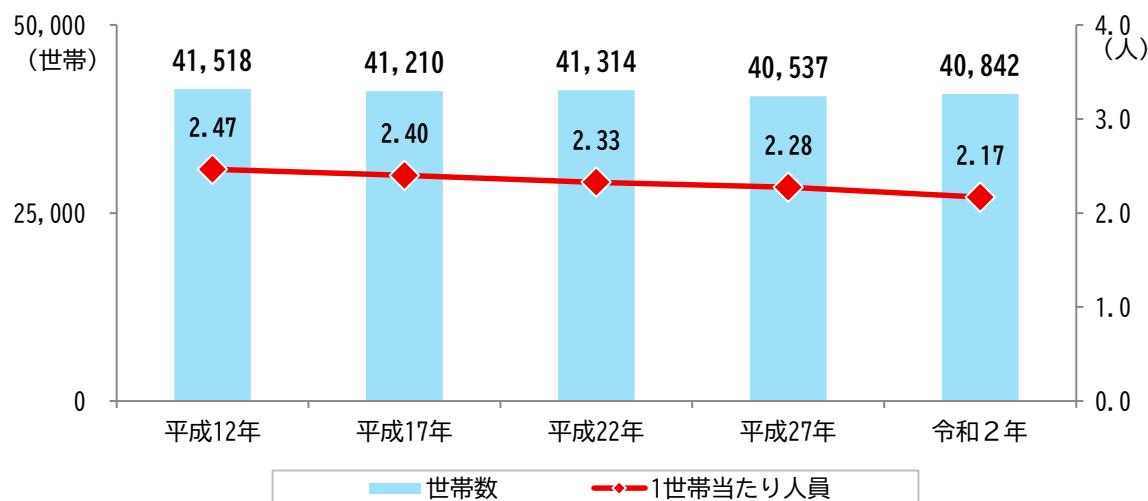
出典：「令和2年国勢調査」総務省

(2) 世帯等の状況

本市の一般世帯数及び1世帯あたり人員数は、おおむね減少傾向にあり、令和2年は40,842世帯、1世帯あたり2.17人となっています。

母子・父子世帯数は、平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年は減少し、764世帯となっています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



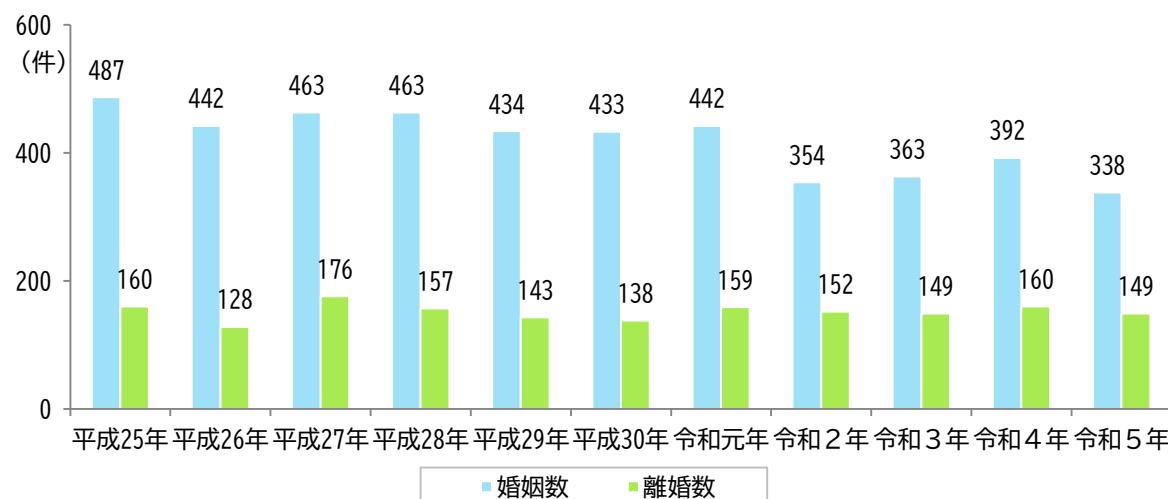
出典：「国勢調査」 総務省

(3) 婚姻・出生等の状況

婚姻数は、令和元年までは毎年400件台となっていましたが、令和2年以降は300件台となっています。

離婚数は、令和元年以降、毎年おおむね150件前後となっています。

■婚姻数・離婚数の推移

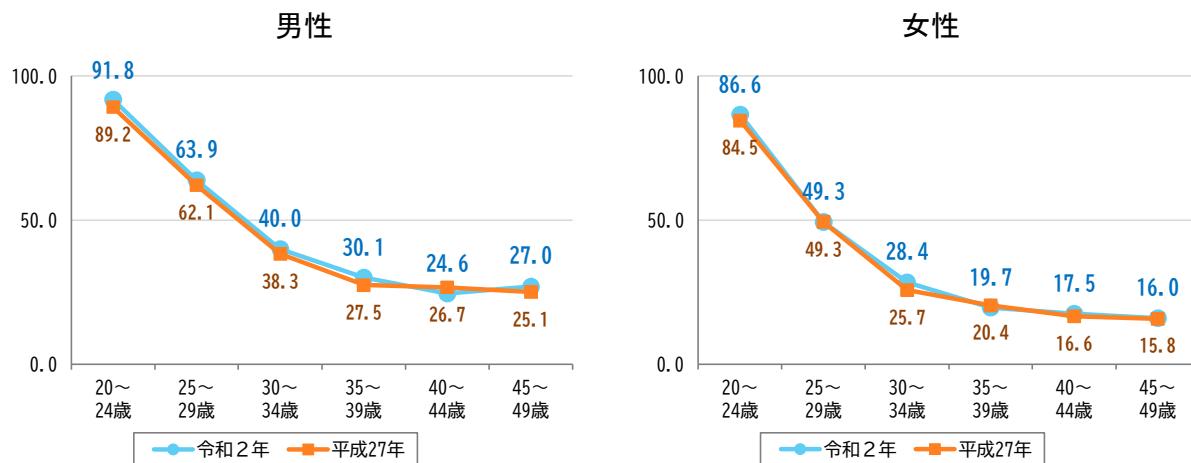


出典：「人口動態統計」 厚生労働省

年齢5歳階級別未婚率は、男性は40～44歳の層以外で、女性は35～39歳の層以外で、それぞれ令和2年が平成27年と同値かそれを上回っています。

令和2年の未婚率を男女間で比較すると、全ての年齢層で男性が女性を上回っており、特に25～29歳、30～34歳、35～39歳、45～49歳の層では10～14ポイント程度と大きく上回っています。

■年齢5歳階級別未婚率

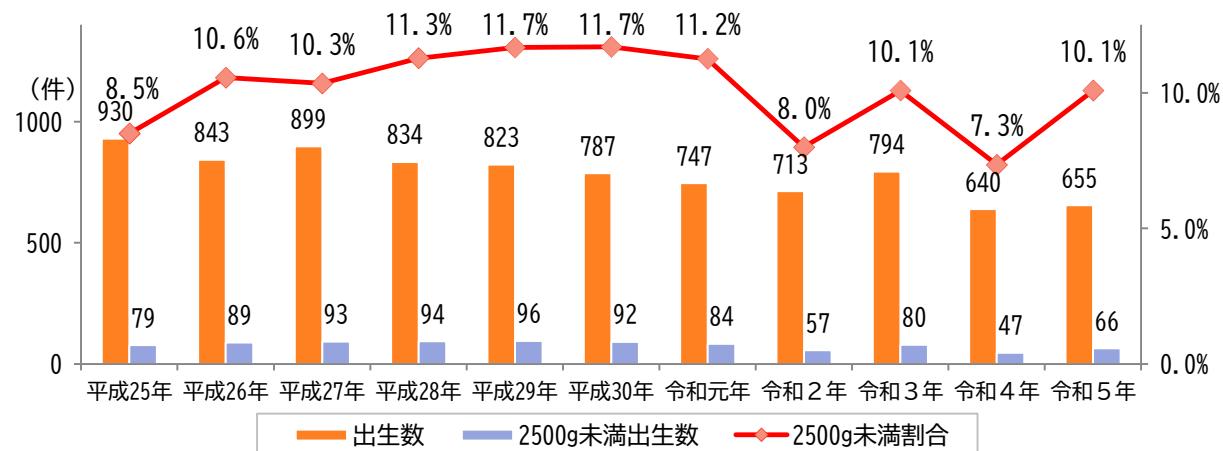


出典：「国勢調査」総務省

出生数は平成30年から令和3年は700人台で推移していましたが、令和4年、令和5年は600人台となっています。

出生数に対する体重2,500g未満新生児の出生割合は、平成25年、令和2年、令和4年を除き、10～11%台で推移しています。

■出生数、2,500g未満新生児出生数の推移

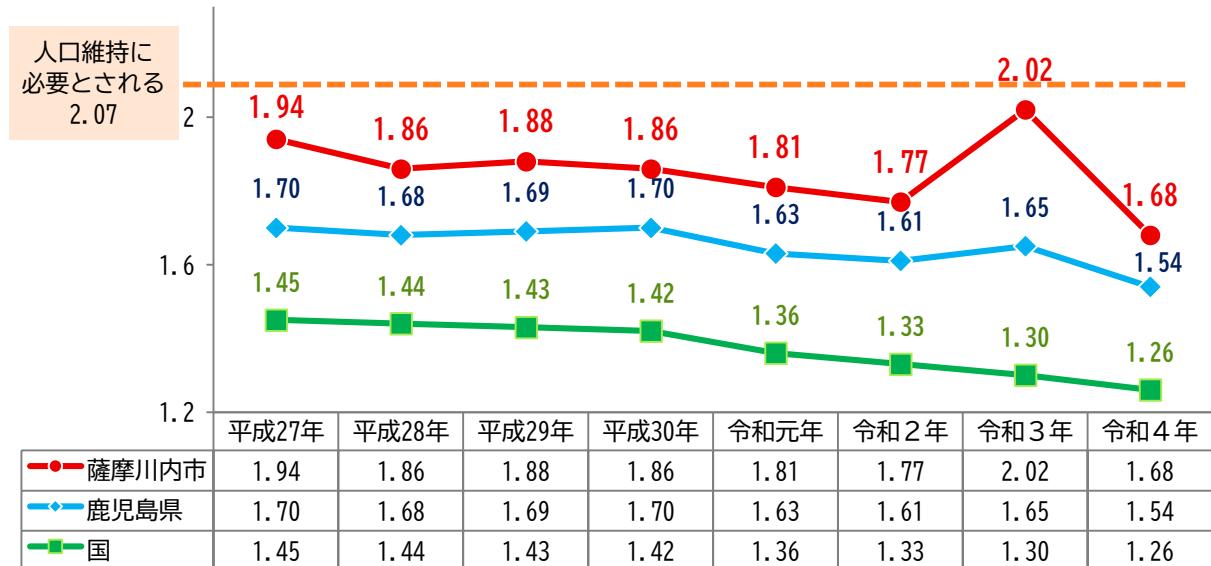


出典：「人口動態統計」厚生労働省

本市の合計特殊出生率は、令和3年を除きおおむね減少傾向にあり、令和4年は1.68となっています。

国・県と比較すると、上回っているものの、先進国が人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率2.07には達していない状態となっています。

■合計特殊出生率の推移



出典：「人口動態統計」厚生労働省

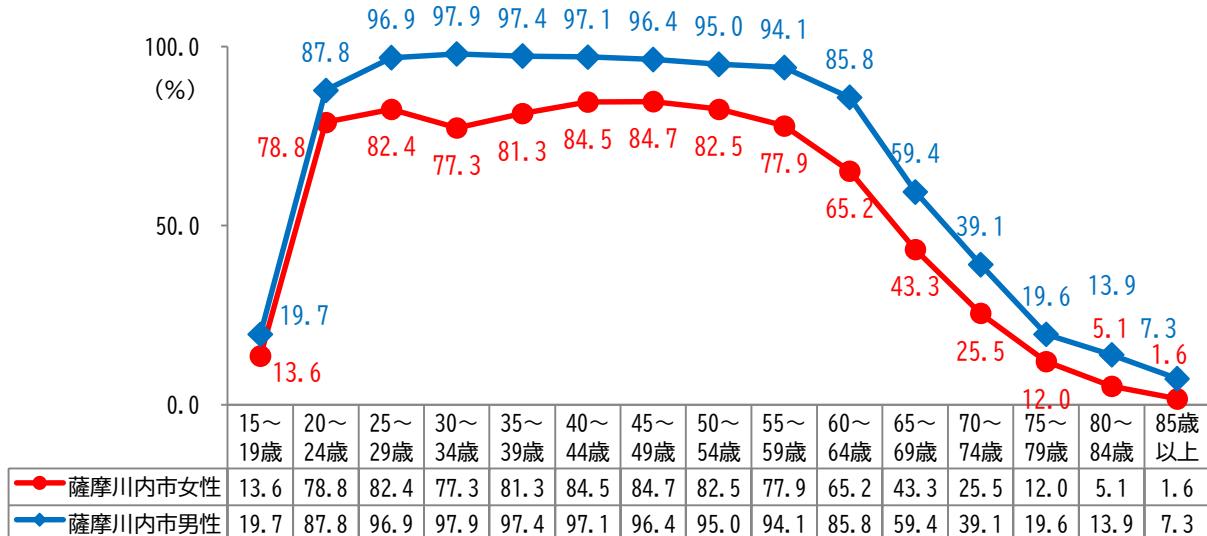
合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(4) 就労等の状況

年齢5歳階級別労働力を性別で比較すると、全ての年齢層で男性が女性を上回って推移しています。女性の労働力率をみると、30～34歳の層で一度労働力率が低下しその上の年代で再度高くなる「M字カーブ」が見られ、結婚・出産を機に離職する女性が一定数いると見られます。

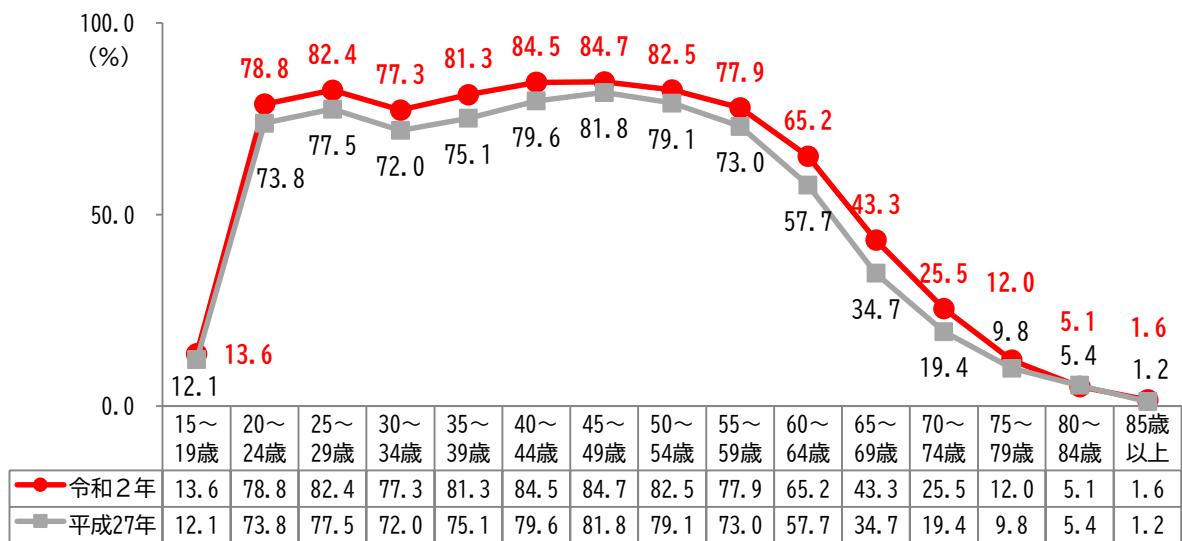
■年齢5歳階級別労働力率（性別）



出典：「令和2年国勢調査」総務省

令和2年の女性の労働力率を平成27年と比較すると、80～84歳の層を除く14の層で平成27年を上回って推移しており、就労している女性が増加している状況がうかがえます。

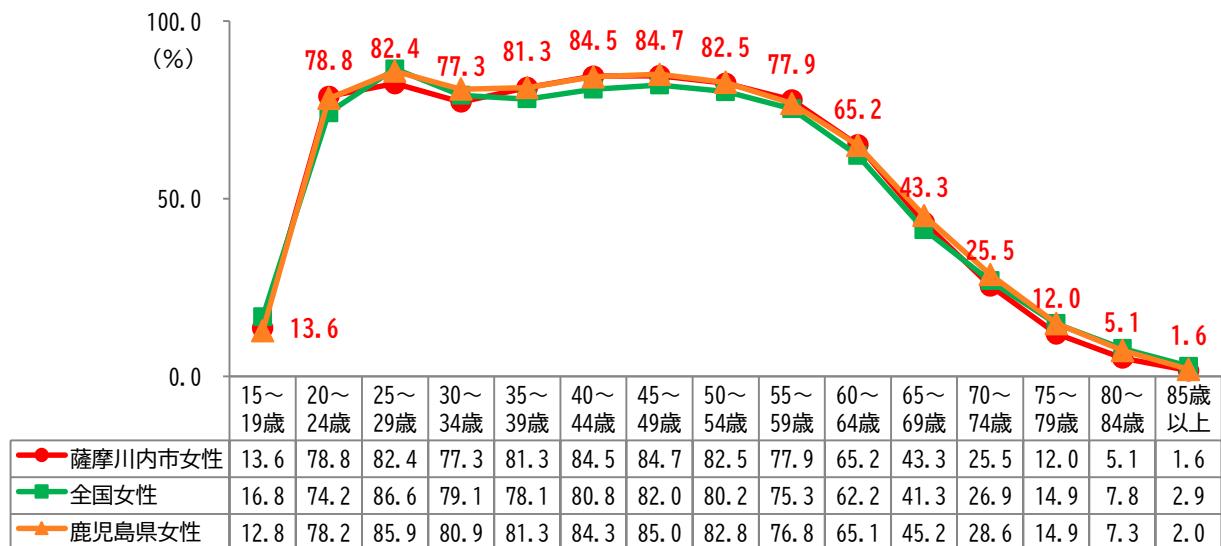
■女性の年齢5歳階級別労働力率（経年比較）



出典：「国勢調査」総務省

女性の労働力率を国・県と比較すると、25～34歳の層ではやや低くなっていますが、おおむね県と同じ傾向となっています。

■女性の年齢5歳階級別労働力率（国・県との比較）



出典：「令和2年国勢調査」総務省

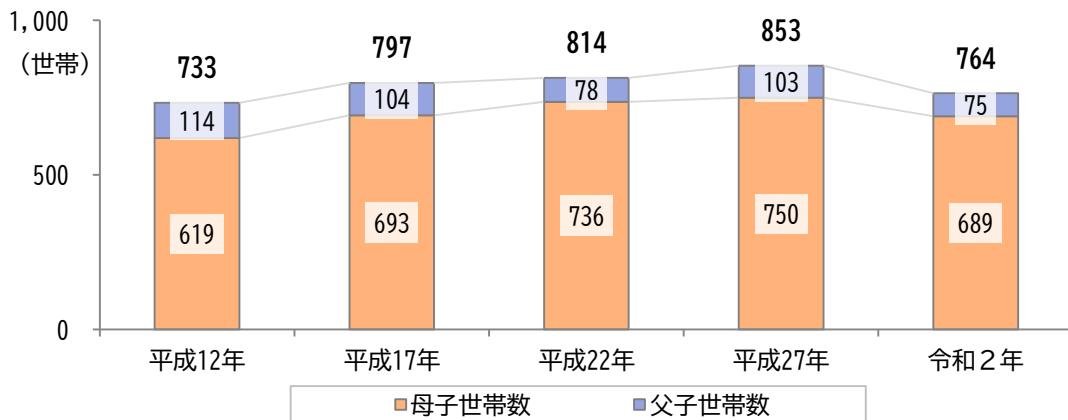
2. 母子及び父子並びに寡婦の状況

(1) 母子及び父子世帯数の推移

母子・父子世帯数の推移をみると、平成27年までは増加していましたが、令和2年は減少し母子世帯が689世帯、父子世帯が75世帯となっています。

一般世帯の構成比を国・県と比較すると、母子・父子世帯の割合は、鹿児島県平均とほぼ同値となっています。

■母子・父子世帯数の推移



出典：「国勢調査」 総務省

■一般世帯の構成比の国・県との比較

	一般世帯				18歳未満のいる核家族世帯	18歳未満のいる三世代世帯	母子世帯	父子世帯
		うち18歳未満のいる世帯	うち12歳未満のいる世帯	うち6歳未満のいる世帯				
薩摩川内市	世帯数	40,842	8,099	5,886	3,441	7,386	614	689
構成比	薩摩川内市	100.0%	19.83%	14.41%	8.43%	18.08%	1.50%	1.69% 0.18%
	鹿児島県	100.0%	18.41%	13.20%	7.55%	16.94%	1.26%	1.76% 0.20%
	全国	100.0%	19.27%	13.45%	7.58%	16.71%	2.36%	1.16% 0.13%

出典：「令和2年国勢調査」 総務省

(2) 児童扶養手当受給者の状況

本市の児童扶養手当の受給者、対象児童数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況です。

■児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	888人	873人	835人	831人	821人
対象児童数	1,399人	1,385人	1,355人	1,369人	1,363人

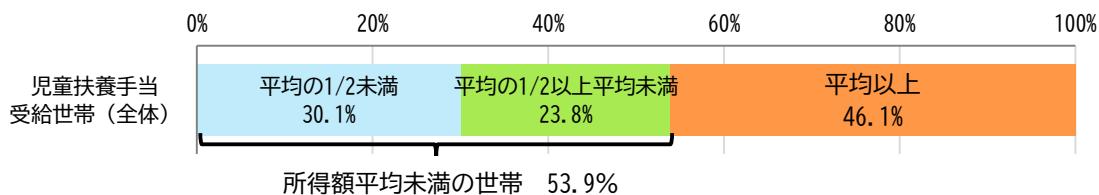
※受給者数には、認定のみで支給停止中の者は除き、対象児童数には、20歳未満の障害児を含みます。

資料：子育て支援課（各年度3月31日現在）

本市の児童扶養手当受給世帯の所得額の平均は120万円程度となっています。

所得額が平均未満の世帯は53.9%で半数を超えており、そのうち所得額が平均の2分の1未満の世帯は30.1%で高い割合を占めています。

■児童扶養手当受給世帯の所得額の割合（全体）



資料：子育て支援課（令和6年9月1日現在）

児童扶養手当受給世帯全体の子どもの人数は約1,400人で、そのうち所得額が平均未満の世帯の子どもの割合は55.6%で、半数を超えてています。

また、子どもが2人以上いる世帯は、児童扶養手当受給世帯全体の44.7%、所得額平均未満の世帯では46.2%で、約半数となっています。

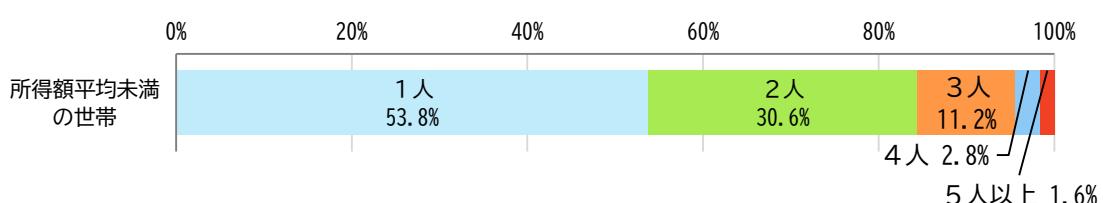
■児童扶養手当受給世帯における子どもの割合



■児童扶養手当受給世帯の1世帯当たりの子どもの人数の割合（全体）



■児童扶養手当受給世帯の1世帯当たりの子どもの人数の割合（所得額平均未満）



資料：子育て支援課（令和6年9月1日現在）

(3) 母子（寡婦）福祉貸付資金の状況

母子（寡婦）福祉貸付資金状況をみると、令和5年度は4件、貸付額は8,250千円となっています。

■母子（寡婦）福祉貸付資金状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	4件	2件	2件	1件	6件	4件
貸付額	4,391千円	1,841千円	3,708千円	100千円	3,241千円	8,250千円

資料：「令和6年度版統計さつませんだい」

3. こどもの貧困の状況

(1) 生活保護受給世帯の状況

生活保護受給世帯及びその人員の推移をみると、やや増加傾向にあります。18歳以下のこどもがいる生活保護受給世帯及び18歳以下のこども数についてもやや増加傾向にあります。

■生活保護世帯及び生活保護人員の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護世帯	727世帯	718世帯	724世帯	741世帯	741世帯
生活保護人員	875人	872人	870人	899人	914人

※支給停止中の世帯、人員を含みます。

資料：保護課（各年度3月31日現在）

■生活保護を受給している18歳以下のこどもの人数及びその世帯数

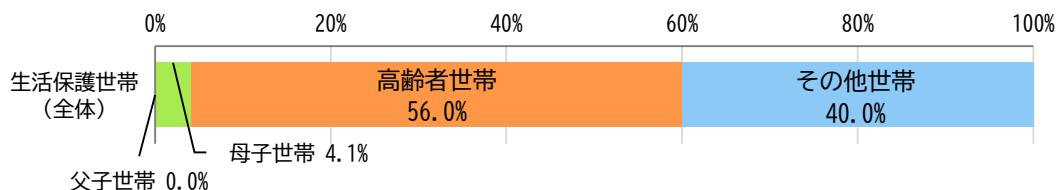
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護世帯 (18歳以下のこどもがいる世帯)	33世帯	39世帯	36世帯	39世帯	50世帯
生活保護人員 (18歳以下のこども)	69人	82人	82人	77人	100人

※支給停止中の世帯、人員を含みます。

資料：保護課（各年度3月31日現在）

生活保護世帯は700世帯を超えており、そのうち父子世帯は0.0%、母子世帯は4.1%となっています。

■母子・父子世帯の生活保護状況



資料：保護課（令和6年3月31日現在）

■生活保護世帯の進学状況

18歳未満の世帯員が同居している世帯は36世帯、そのうち15歳以上的人数は17人で、生活保護世帯の進学状況は、高校進学世帯は4世帯（4人）、大学進学世帯は0世帯となっています。

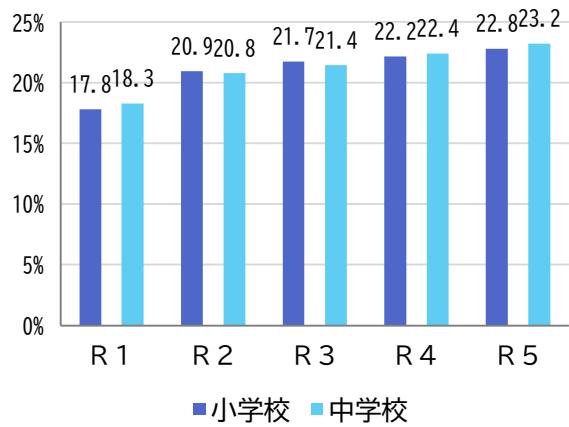
生活保護世帯のうち 18歳未満の世帯員が同居している世帯数 (うち15歳以上人数)	36世帯(17人)
生活保護世帯の高校進学世帯数 (高校進学人数)	4世帯(4人)
生活保護世帯の大学進学世帯数	0世帯

資料：保護課（令和6年3月31日現在）

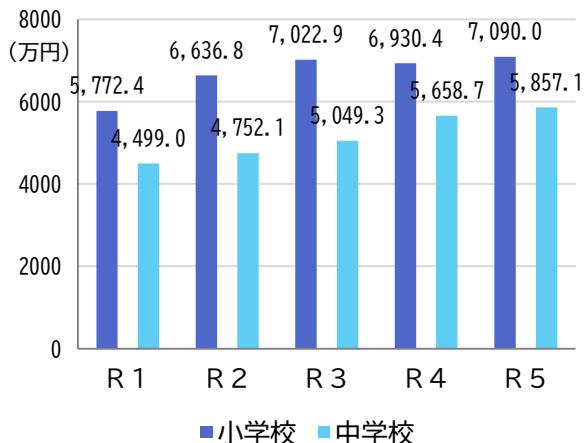
(2) 就学援助等の状況

就学援助とは、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の必要な援助を行う制度で、義務教育期間における援助が必要な児童生徒は増加傾向にあります。

■要保護・準要保護の認定率



■就学援助費支給額の推移



出典：「薩摩川内市教育振興基本計画」

教育支援資金貸付状況についてみると、件数、1件当たり貸付額はともに増加傾向にあり、令和5年度は7件、貸付額合計は14,775千円となっています。

■教育支援資金貸付状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2件	3件	3件	6件	3件	7件
貸付額	1,433千円	1,804千円	1,280千円	9,300千円	8,096千円	14,775千円

資料：「令和6年度版統計さつませんだい」

家庭児童に関する種別ごと相談件数は、内訳でみると「環境福祉」に関する相談が最も多く、その件数も増加傾向にあり、令和5年度は1,170件となっています。

■家庭児童に関する種別ごと相談件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性格習慣	21	10	9	23	17	43	49
知能言語	0	-	-	-	-	-	-
登校拒否等学校関係	41	29	45	68	30	44	54
非行	8	5	20	13	8	11	2
虐待等家族関係	56	67	34	125	98	64	39
環境福祉	169	272	441	613	782	1,138	1,170
障害	3	2	2	3	5	3	7
その他	60	57	104	107	92	116	176
合計	363	442	655	952	1,032	1,419	1,497

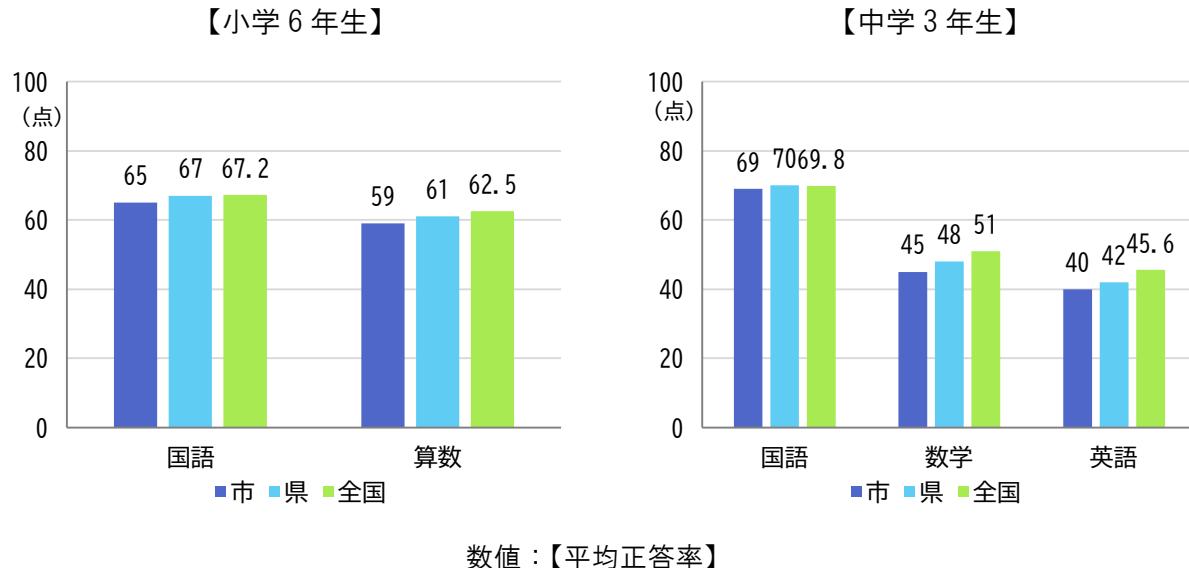
資料：「令和6年度版統計さつませんだい」

4. こども・若者の状況

(1) 小中学生の学習状況

令和5年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、平均正答率は、小学校は国語・算数ともに全国平均を下回っています。また、中学校では、国語が国や県とほぼ同程度で、数学・英語は県・全国平均を下回りました。

■令和5年度全国学力・学習状況調査



【調査内容】

「知識」と「活用」を一体に問う問題形式 小学校第6学年（国語、算数）中学校第3学年（国語、数学、英語）

出典：「薩摩川内市教育振興基本計画」

(2) 体力・運動能力の状況

本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの5年間で全学年男女の8項目の平均値を比較すると、県平均は上回っているものの、全国平均と比べると下回っています。

■体力・運動能力の状況

※全国＝100で比較

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鹿児島県	94.8	中止	94.2	95.2	96.3
本市小中学校	95.0	中止	96.6	95.9	96.8

出典：「薩摩川内市教育振興基本計画」 令和5年度「体力・運動能力調査」

(3) 児童虐待を含む家庭児童に関する相談の状況

夫婦間等の暴力、暴言による心理的虐待（面前DV）が増加しており、相談内容も深刻化・複雑化し、専門的な対応が必要となるケースが増加しています。

■家庭児童に関する相談種別ごとの延べ相談件数

年度	養護相談		保健	障害	非行		育成相談				その他	計
	虐待	その他			ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適正	育児しつけ		
R 4	64	1,093	27	3	2	9	43	44	11	7	116	1,419
R 5	39	1,123	28	7	2	0	49	54	12	7	176	1,497
R 6	77	1,870	18	5	4	6	21	57	8	4	38	2,108

資料：「社会福祉課」 ※本市への相談件数のみで、北部児童相談所への相談は含まれません。

(4) 交通事故や声掛け事案の発生状況

市内の交通事故発生件数の推移をみると、令和2年から令和4年まで200件を上回っていたものの、その後減少し、200件を下回っています。また、死者数は横ばいであるものの、負傷者数は減少傾向にあります。

■交通事故発生件数及び死傷者数（第1当事者）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
交通事故発生件数	208 件	207 件	226 件	186 件	187 件
死 者	2 人	1 人	2 人	2 人	3 人
負傷者	231 人	236 人	245 人	200 人	196 人

資料：「統計さつませんだい」の資料を基に必要な年次や項目を編集して掲載

市内の声掛け事案の発生状況の推移をみると、令和2年から令和4年まで30件台で推移していましたが、令和6年は18件と少なくなっています。

■犯罪に発展するおそれのある全年齢を対象とした声掛け事案の発生状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生状況	35 件	36 件	33 件	34 件	18 件

資料提供：薩摩川内警察署

(5) 青少年の健全育成

①問題行動等の状況

本市の児童生徒の問題行動は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると減少傾向にあります。

しかし、近年では、スマートフォンやオンラインに対応したゲーム機など、情報端末機器の所持率も高くなってきており、それらに係るトラブルが数件あります。

■本市の児童生徒のインターネット利用の状況

	自分専用の接続機器の所持率	自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率	家庭内ルールの設定率	インターネット利用上で困ったことがある割合
小学校	77.0%（県 79.5）	23.5%（県 29.0）	66.0%（県 76.1）	8.1%（県 11.8）
中学校	95.7%（県 94.8）	67.8%（県 67.4）	63.2%（県 68.6）	11.0%（県 9.8）

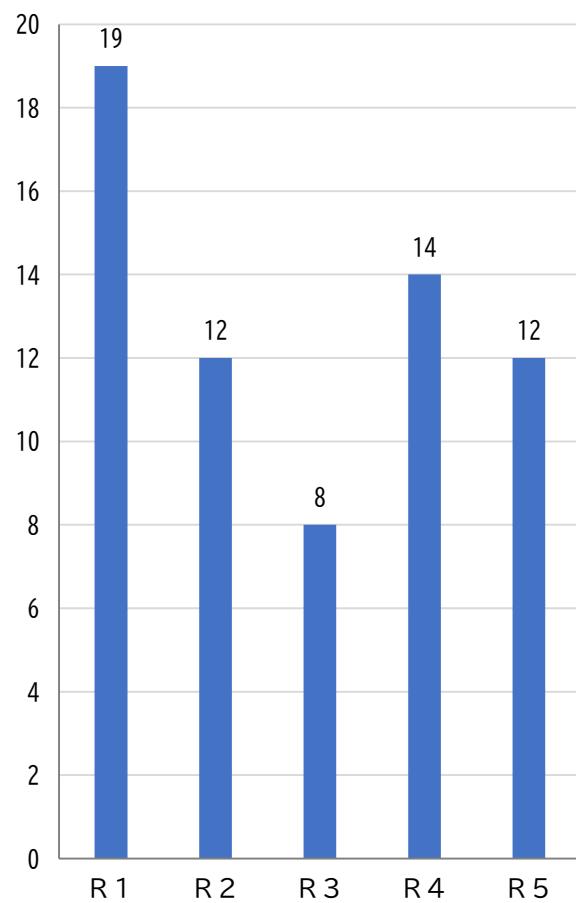
出典：「薩摩川内市教育振興基本計画」 令和5年度「インターネット利用等に関する調査」

薩摩川内警察署管内での少年非行は、令和5年に万引きなど12件が報告されており、全体的に横ばい傾向にあります。

■非行少年（検挙・補導）罪種 (単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
凶 惡 犯					
暴 行	1			1	1
傷 害	2	2		4	
脅 迫					
恐 喝					1
忍 込 み					
空 き 巣					
事 務 所 荒 ら し					
学 校 荒 ら し					
す り					
自 動 車 盗					
オートバイ 盗	3				
自 転 車 盗	3			2	1
車 上 ね ら い		1	1		
万 引 き	4	3	3	3	6
そ の 他 窃 盗		3	1	2	1
盗 品 等	2				
占有離脱物横領					
特 別 法 違 反	2	3		1	1
毒 劇 法					
そ の 他	2		3	1	1
計	19	12	8	14	12

薩摩川内警察署の月例報告をもとに作成



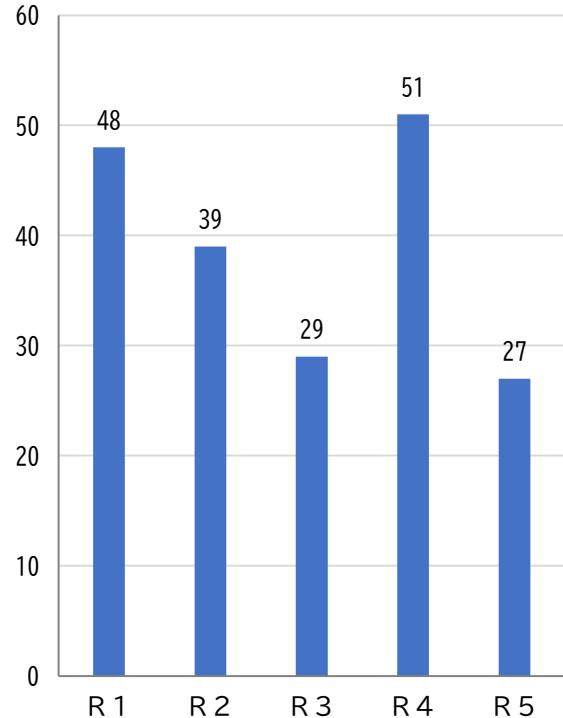
出典：「薩摩川内市教育振興基本計画」

不良行為により補導された青少年は、令和5年に深夜はいかいなど27件が報告されており、こちらは減少傾向にあります。

■不良少年（補導）罪種 (単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
飲 酒	1	2	4	1	7
喫 煙	14	15	6	24	8
薬 物 亂 用					
粗 暴 行 為		3			
刃 物 等 所 持					
金 品 不 正 要 求					
金 品 持 ち 出 し					
性 的 い た ず ら					
暴 走 行 為		1			
家 出		2		2	
無 断 外 泊			1		
深 夜 は い か い	31	16	17	24	12
怠 学	1		1		
不 健 全 性 の 行 為					
不 良 交 友					
不 健 全 娯 楽	1				
そ の 他					
計	48	39	29	51	27

薩摩川内警察署の月例報告をもとに作成



出典：「薩摩川内市教育振興基本計画」

②いじめの認知件数

いじめの定義に基づき、けんかやふざけあいなどもいじめと捉え、対応しているため、いじめの認知件数は増えています。

文部科学省の「いじめ」の定義：「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものになります。

一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

物理的な影響：身体的な影響の他、金品を要求されたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

■本市のいじめの認知件数 (単位：件)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	930	648	952	972	1,182
中学校	192	109	95	119	102
計	1,122	757	1,047	1,091	1,284

(資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

③不登校の状況

本市の不登校の出現率は、令和4年度で小学校2.17%、中学校7.87%となっており、国や県に比べると高い状況にあります。

不登校児童生徒：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものになります。（文部科学省）

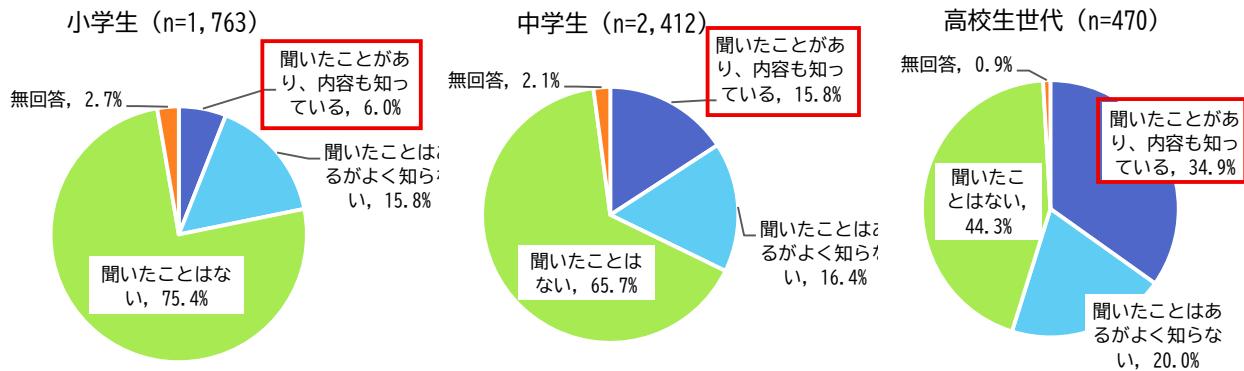
■国・県・本市の不登校児童生徒の割合 (単位：%)

		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	市	0.68	0.93	1.53	2.17	2.67
	県	0.52	0.67	0.95	1.42	1.87
	国	0.83	1.00	1.30	1.70	2.14
中学校	市	2.30	5.42	6.72	7.87	8.39
	県	3.54	3.92	4.98	5.77	6.61
	国	3.94	4.09	5.00	5.98	6.71
計	市	1.20	2.37	3.21	4.04	4.56
	県	1.49	1.71	2.27	2.85	3.51
	国	1.88	2.05	2.57	3.17	3.72

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

④ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度については、「聞いたことがあり、内容も知っている」が小学生で 6.0%、中学生で 15.0%、高校生世代で 34.9% となっています。



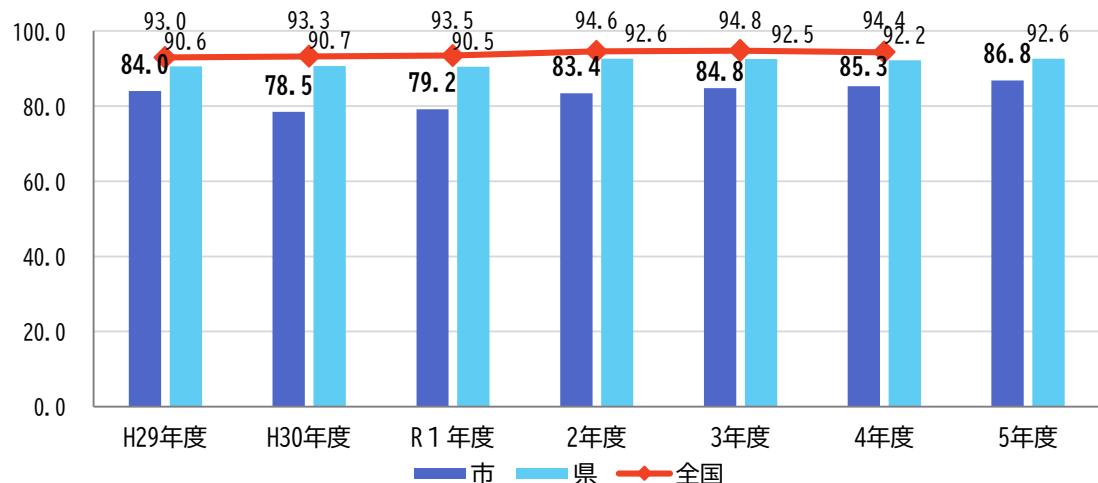
資料：「令和4年度 薩摩川内市生活に関するアンケート調査結果（ヤングケアラー実態調査）」

(6) 母子保健の状況

①妊娠届の状況

本市の妊娠11週以内での妊娠の届出率については、全国平均を下回って推移しています。

■妊娠届け出状況（満11週以内）

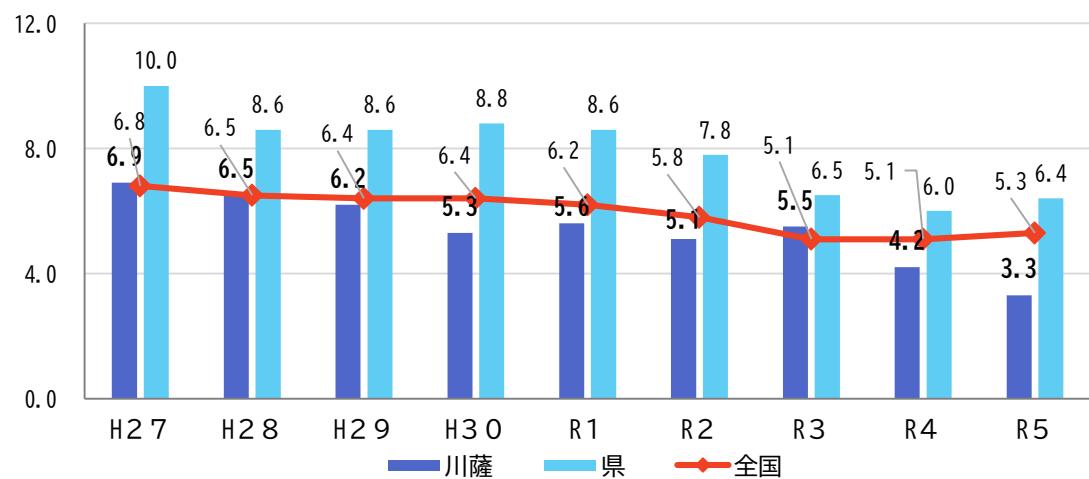


資料：「鹿児島県の母子保健」

②人工妊娠中絶

本市を含む川薩保健所管内の人工妊娠中絶率は国・県よりも下回っています。県は1975(昭和50)年頃までは全国平均を下回っていましたが、その後全国平均を上回っています。

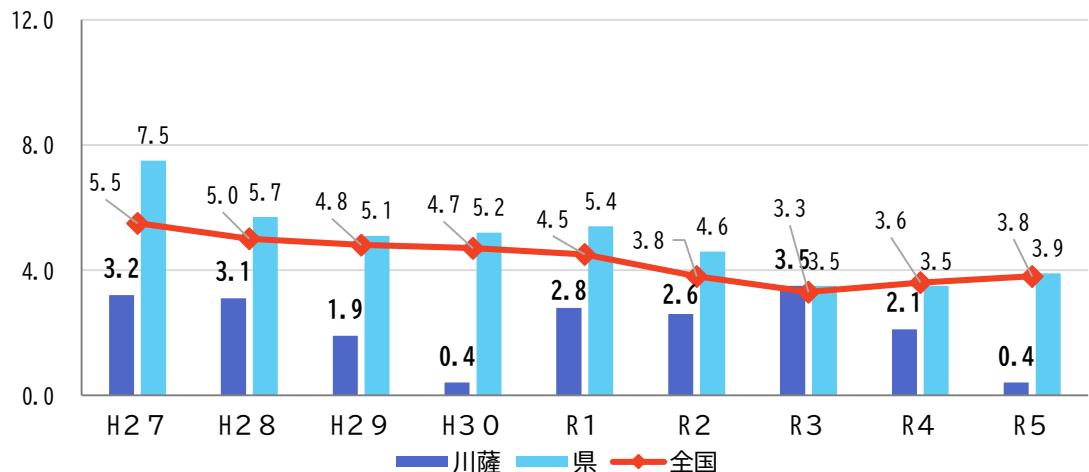
■人工妊娠中絶（15歳以上50歳未満女子総人口千対）



資料：「鹿児島県の母子保健」

本市を含む川薩保健所管内の人工妊娠中絶率は国・県よりも下回っています。県は1975(昭和50)年頃までは全国平均を下回っていましたが、その後全国平均を上回っています。

■10代の妊娠中絶率の年次推移（人口千対）



資料：「鹿児島県の母子保健」

(7) こどもの居場所

・放課後を過ごす場所（中学生アンケート調査結果）

放課後を過ごす場所については、「自分の家（自分の部屋以外）」が 68.9%と最も多く、次いで「クラブ活動・部活動の場所」が 48.5%、「自分の部屋」が 46.2%となっています。

所得区分別でみると、中央値以上の層では「塾や習いごとの場所」が 35.0%と他の層と比較して高く、貧困線未満の層では「クラブ活動・部活動の場所」が 33.3%と他の層と比較して低くなっています。

放課後に一緒に過ごすことが多い相手は、「家の大人の人（親・祖父母・親せきなど）」が 61.0%と最も多く、次いで「兄弟・姉妹」が 50.0%、「クラブ活動・部活動の仲間」が 42.9%となっています。（図表等省略）また、「1人でいる」が 25.5%となっており、所得区分別でみると貧困線未満の層で 37.5%と他の層と比較して高くなっています。

■放課後に「1人でいる」割合

全般	世帯類型別	所得区分別				
		二人親	ひとり親	中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
1人でいる	25.5%	24.9%	28.4%	28.2%	18.5%	37.5%

(8) 若者の地元就職

市内にある高等学校、大学、大学校6校の新卒者で就職が決定した者のうち、市内就職者の割合（地元就職率）は、令和2年春及び令和3年春は20%を下回っていましたが、令和4年春以降は30%前後となっています。

■市内高等学校・大学等新卒者の地元就職率

	令和2年春	令和3年春	令和4年春	令和5年春	令和6年春
地元就職率	19.8%	17.6%	27.6%	31.7%	28.3%

※鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内高等学校、川内商工高等学校、

川薩清修館高等学校、れいめい高等学校の6校

資料提供：市内の高等学校、大学、大学校

(9) 外国人の状況

市内在住の外国人の世帯数や総数の推移をみると年々増加傾向にあり、令和6年10月現在で、528世帯、728人になります。

■外国人の状況

各年10月1日現在

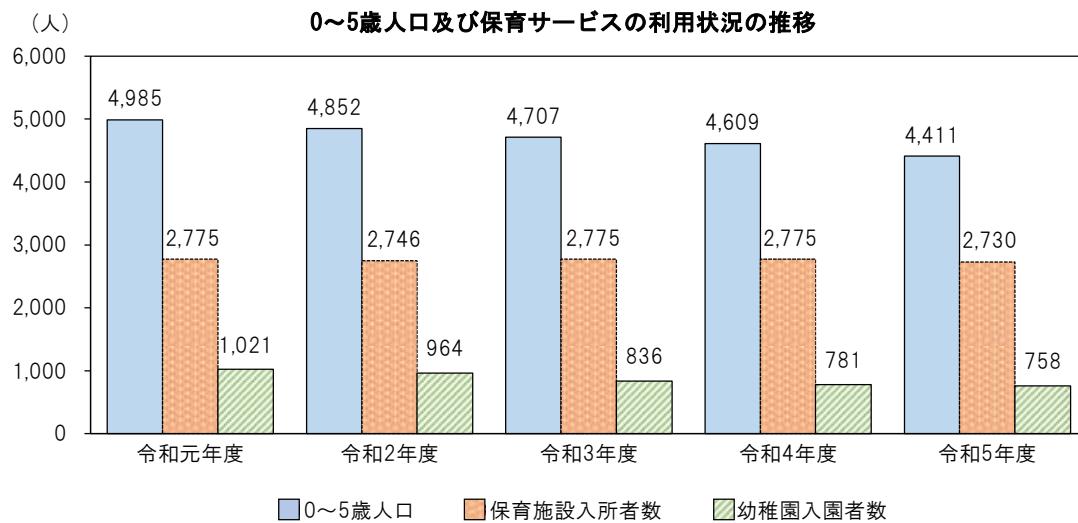
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	342世帯	338世帯	345世帯	421世帯	528世帯
総数	524人	519人	534人	610人	728人

資料：「統計さつませんだい」の資料を基に必要な年次や項目を編集して掲載

5. 教育・保育等の状況

(1) 0～5歳人口及び保育サービスの利用状況の推移

本市の0～5歳人口と幼稚園入園者数は減少傾向にあります。保育施設入所者数は、横ばいで推移しています。



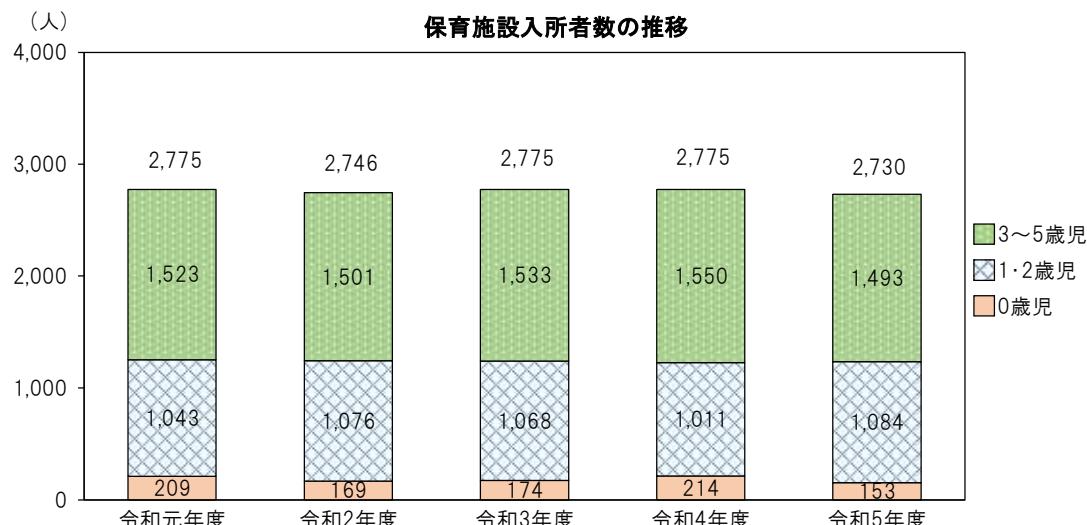
※保育施設入所者数は、認定こども園2・3号認定児童を含みます。

※幼稚園入園者数は、認定こども園1号認定児童を含みます。

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

(2) 保育施設入所者数の推移

本市の保育施設入所者数をみると、各年齢とも横ばいで推移しています。

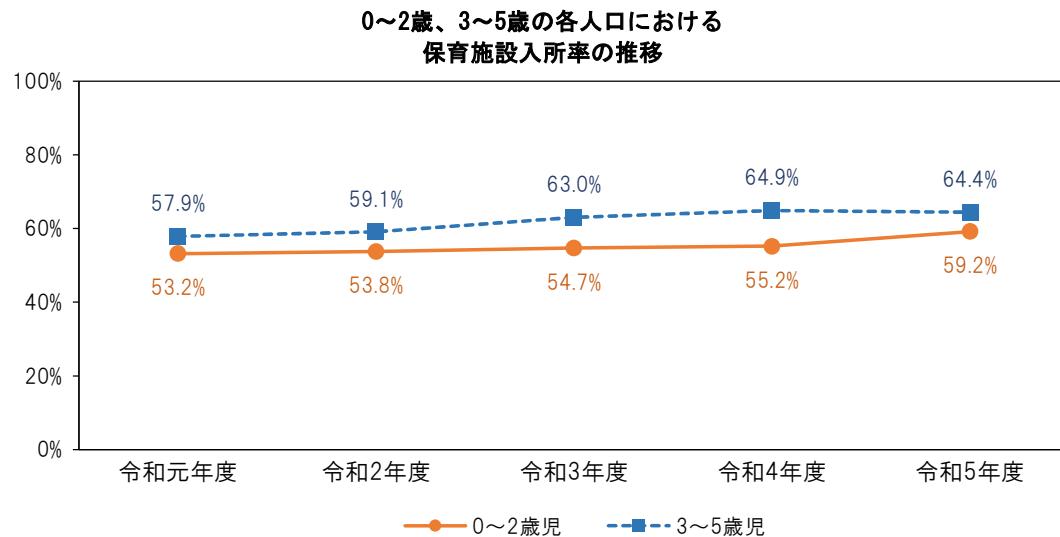


※保育施設入所者数は、認定こども園2・3号認定児童を含みます。

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

(3) 0~2歳、3~5歳の各人口における保育施設入所率の推移

本市の保育施設入所率は、0~2歳、3~5歳ともに増加傾向となっています。

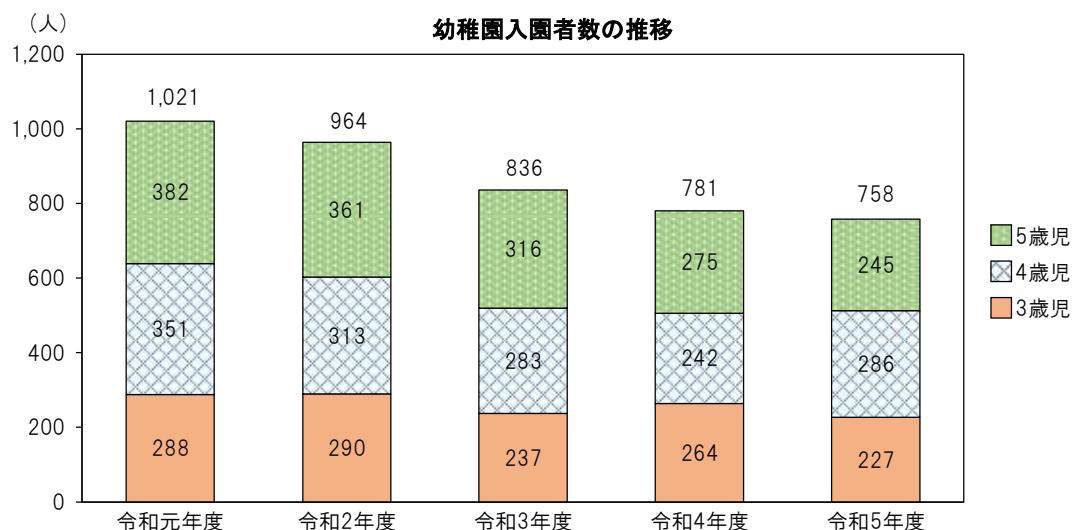


※保育施設入所者数は、認定こども園2・3号認定児童を含みます。

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

(4) 幼稚園入園者数の推移

本市の幼稚園の入園者数は、各年齢とも減少傾向となっていますが、令和4年度の3歳児においては令和3年度と比べ27人増加、令和5年度の4歳児においては令和4年度と比べ44人増加しています。

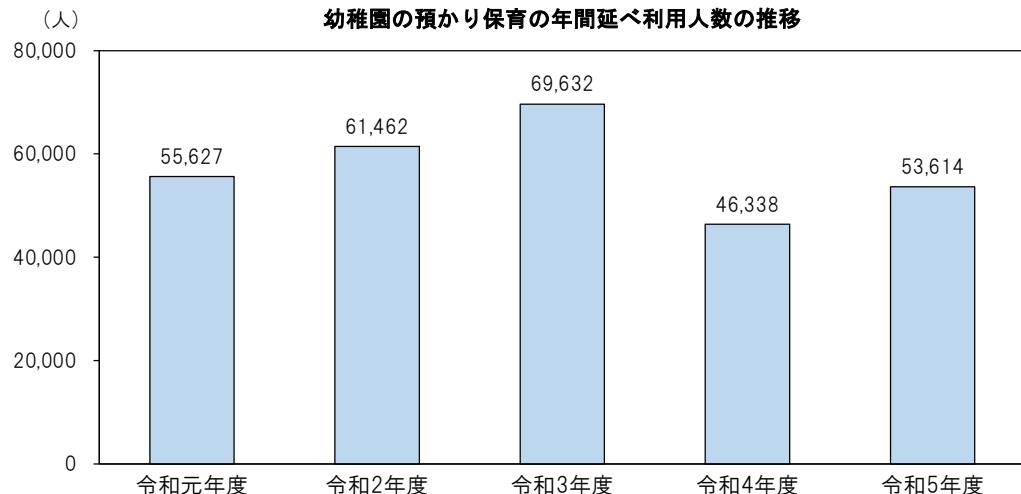


※幼稚園入園者数は、認定こども園1号認定児童を含みます。

資料：学校教育課、子育て支援課（各年度5月1日現在）

(5) 幼稚園の預かり保育の年間延べ利用人数の推移

本市の幼稚園の預かり保育の年間延べ利用人数は、令和3年度をピークに減少しており、令和5年度は53,614人となっています。



資料：子育て支援課（各年度末現在）

(6) 放課後児童クラブの数及び利用登録児童数の推移

放課後児童クラブの数は、年々わずかに増加しており、利用登録児童数（低学年）は、令和4年を除き、1,300人台で推移しています。

また、利用登録者数（高学年）は、300人台から400人台で推移しています。

■放課後児童クラブの数及び利用登録児童数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
放課後児童クラブの数	40 支援	39 支援	40 支援	41 支援	42 支援
利用登録児童数 (低学年)	1,307人	1,309人	1,287人	1,321人	1,325人
利用登録児童数 (高学年)	388人	465人	405人	428人	386人

※放課後児童クラブの数の単位は支援（クラス）で、概ね40人の児童の集まりになります。

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

(7) 保育施設の待機児童数の推移

本市の保育施設の待機児童数は、令和元年度の1歳では2人となっていますが、それ以降は全て0人となっています。

保育施設の待機児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	0	0	0	0	0
1歳	2	0	0	0	0
2歳	0	0	0	0	0
3歳	0	0	0	0	0
4歳以上	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	0

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在：国基準）

(8) 放課後児童クラブの待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブの待機児童数は、令和元年度以降0人となっています。

放課後児童クラブの待機児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童クラブの待機児童数	0	0	0	0	0

資料：放課後健全育成事業の実施状況について（各年度5月1日現在）

6. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

【こども計画策定にかかる令和7年度実施のアンケート調査】

こども計画の策定にあたり、こども計画や関連する計画の策定、今後のことども施策を検討するための基礎資料とすることを目的として、こども・若者、子育て当事者を対象としたアンケート調査を実施しました。調査の概要については、次のとおりです。

調査名	対象	手法	回答率
子ども・若者意識と生活に関するアンケート調査	市内に居住または市外から市内の学校、事業所に通学・通勤している高校1年生相当年齢から29歳までの子ども・若者 ○11,540人	郵送での調査依頼 HPでの調査依頼 WEBでの回答	9.2% (1,059件)
ひとり親家庭の実態に関するアンケート調査	市内に居住している20歳未満の子どもを育てている母子家庭または父子家庭の方 ○940人	郵送での調査依頼 HPでの調査依頼 WEBでの回答	12.1% (114件)
子どもの生活に関するアンケート調査	①小学生調査 市内の小学校、義務教育学校の小学4年生～6年生（義務教育学校4年生～6年生）までの児童及びその保護者 ○2,523件	学校を通じ文書で調査依頼 WEBでの回答	28.9% (730件)
	②小学生保護者調査 市内の中学校、義務教育学校の中学生1年生～3年生（義務教育学校7年生～9年生）までの生徒及びその保護者 ○2,688件		17.9% (451件)
	③中学生調査 市内の中学校、義務教育学校の中学生1年生～3年生（義務教育学校7年生～9年生）までの生徒及びその保護者 ○2,688件		14.6% (392件)
	④中学生保護者調査 市内の中学校、義務教育学校の中学生1年生～3年生（義務教育学校7年生～9年生）までの生徒及びその保護者 ○2,688件		14.8% (397件)

※回答率は、アンケート調査への協力を文書で依頼した対象者数を基に算出しています。

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度実施）】

令和5年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の教育・保育の利用や子ども・子育て支援に関するニーズ等を把握する調査を実施しました。

区分	対象	手法	回答率
就学前児童	市内に居住する就学前児童の保護者 ○1,000件	郵送での調査依頼 WEBでの回答	28.6%
小学生	市内に居住する小学生の保護者 ○1,000件		29.9%

■ 調査結果利用上の注意

- 集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。
- 調査結果の表については、一部選択肢を抜粋して掲載している場合があるため、百分率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 相対的貧困率について

子どもの生活に関するアンケート調査」の小学生保護者調査及び中学生保護者調査の「世帯年収」、「世帯人数」の設問を基に、市内の小学生・中学生を養育する家庭の等価可処分所得の分布を算出しました。

その結果、762件の回答が得られ、平均値は274.1万円、中央値は257.2万円となっています。

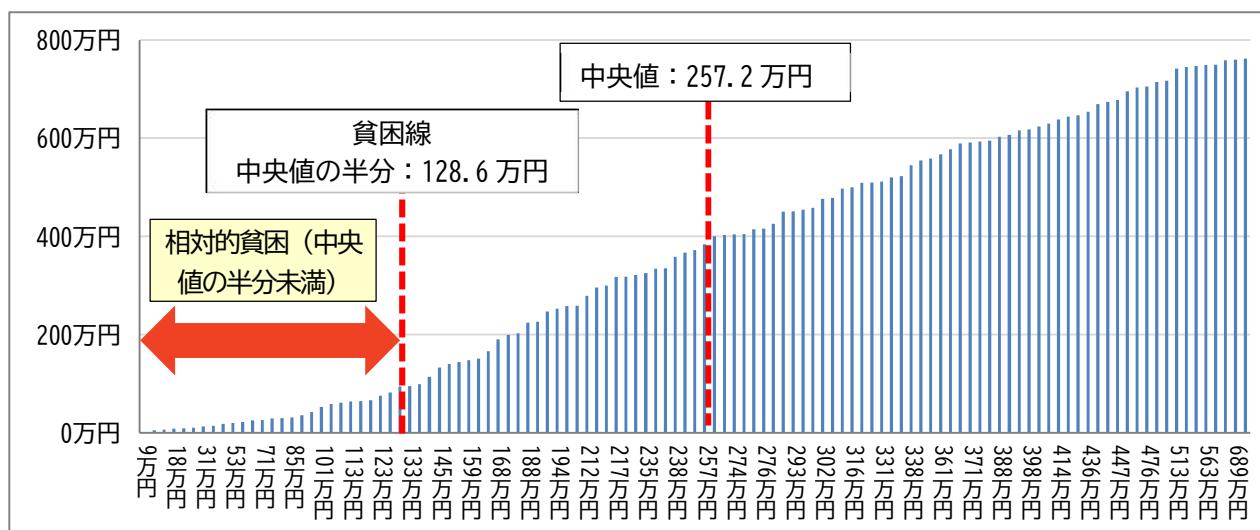
この所得の中央値257.2万円の半分にあたる128.6万円を厚生労働省の基準に基づき、「貧困線」として設定し、それを下回る層を相対的貧困として判定しました。

相対的貧困の判定基準（厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）」）

等価可処分所得の所得中央値の50%を「貧困線」として設定し、それを下回る層を相対的貧困として判定

$$\text{等価可処分所得} = \text{世帯所得} \div \sqrt{\text{世帯人数}}$$

■子どもの生活に関するアンケート調査の等価可処分所得分布（サンプル数762件（※））



絶対的貧困と相対的貧困

貧困には、「家がない」、「食べる物がない」など、生きていく上で必要な生活水準が満たされていない状態（「絶対的貧困」）と、現在の日本の経済や生活の水準において大多数の世帯に比べて貧しい状態（「相対的貧困」）の大きく二つの考え方があります。

相対的貧困は、国等の格差の議論において指標の一つとして扱われており、家庭が相対的貧困の状態にあることで、食事・栄養の不足や進学の断念など子どもにも影響を及ぼしうることから、絶対的貧困とともに解消を目指すべきものとされています。

○あくまで、簡易な調査によるデータであることに留意する必要がありますが、小学生保護者調査・中学生保護者調査のうち 10.7% が相対的貧困にあたる貧困線未満、38.5% が中央値未満貧困線以上、50.7% が中央値以上となっています。(下表)

○小学生保護者調査と中学生保護者調査それぞれのひとり親家庭についてみると、小学生保護者調査ではひとり親家庭の 47.1% が貧困線未満、中学生保護者調査ではひとり親家庭の 35.0% が貧困線未満となっており、二人親家庭等と比較してひとり親家庭の所得が低い状況がうかがえます。(下表)

○ひとり親家庭調査の回答者を小学生保護者調査・中学生保護者調査の所得分布(中央値 257.2 万円、貧困線 128.6 万円)にあてはめると、貧困線未満の層が 52.0%、中央値未満貧困線以上の層が 40.2%、中央値以上の層が 7.8% と、およそ半数が相対的貧困の状態にあります。(下表)

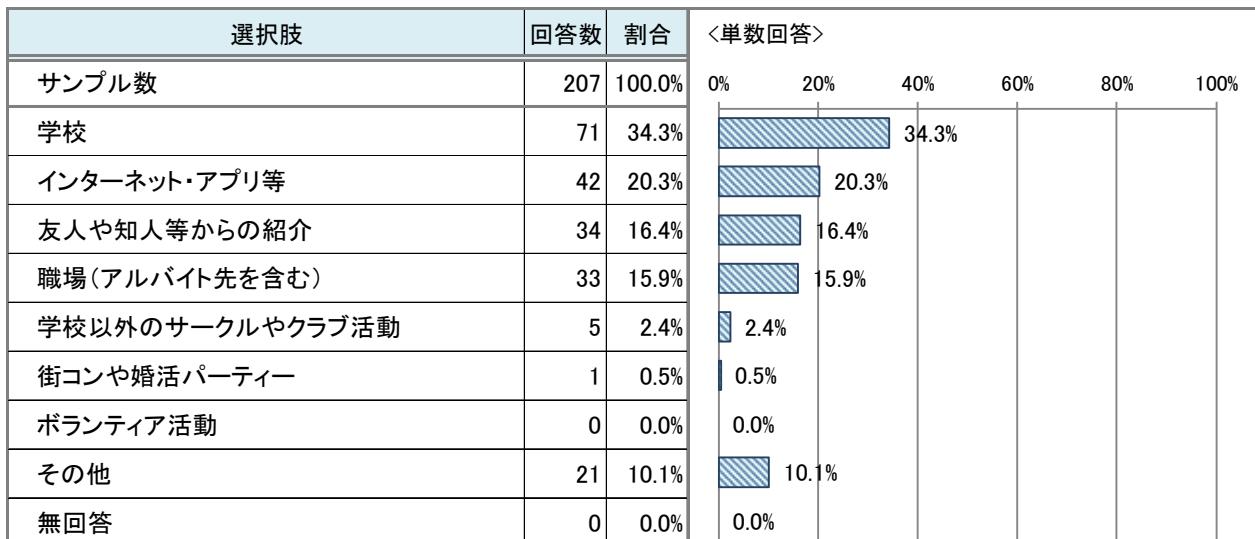
	所得区分別		
	中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満 (中央値の半分未満)
小学生保護者調査・ 中学生保護者調査合計	50.7% (387 件/762 件)	38.5% (294 件/762 件)	10.7% (82 件/762 件)
うち小学生保護者	47.0% (190 件/404 件)	41.6% (168 件/404 件)	11.4% (46 件/404 件)
うちひとり親家庭	11.8% (4 件/34 件)	41.2% (14 件/34 件)	47.1% (16 件/34 件)
うち中学生保護者	54.9% (197 件/359 件)	35.1% (126 件/359 件)	10.0% (36 件/359 件)
うちひとり親家庭	20.0% (8 件/40 件)	45.0% (18 件/40 件)	35.0% (14 件/40 件)
【参考】 ひとり親家庭調査	7.8% (8 件/102 件)	40.2% (41 件/102 件)	52.0% (53 件/102 件)

(3) 子ども・若者調査結果

① 結婚観について（未婚の方のみ）

- 未婚の方が現在独身でいる理由については「適当な相手にまだめぐり会わないから」が28.7%と最も多く、次いで「結婚するにはまだ若すぎるから」が26.2%、「今は、仕事（または学業）に打ち込みたいから」が23.9%となっています。
- 年齢別でみると、「結婚するにはまだ若すぎるから」が15～18歳で42.1%、19～22歳で31.5%、23～25歳で10.7と年齢層が高くなるにつれ低くなっています。また、23～25歳の層で「結婚資金が足りない」が26.7%と他の層と比較して特に高くなっています。
- 将来子どもが欲しいかについては、「欲しい」が39.7%、「できれば欲しい」が21.7%、「あまり欲しくない」が8.1%、「欲しくない」が8.5%、「わからない」が20.7%、「その他」が1.3%となっています。
- パートナー（付き合っている特定の相手）の有無については、「いる」が24.8%、「いない」が74.9%となっています。
- 現在のパートナーと出会ったきっかけは、「学校」が34.3%と最も多く、次いで「インターネット・アプリ等」が20.3%、「友人や知人等からの紹介」が16.4%と、インターネット等での出会いが2位となっています。（下図）
- 現在付き合っている相手がいない方が希望する出会い系・出会い系の場については、「出会い系を望んでいない」が31.2%と最も多く、次いで「学校」が19.5%、「友人や知人等からの紹介」が18.5%となっています。
- 年齢別でみると、15～18歳の層では「学校」が、26～29歳の層では「友人や知人等からの紹介」が、それぞれ最も多くなっています。また、全ての層で「出会い系を望んでいない」が約3割～4割となっており、どの年齢層にも出会い系を望まない人が一定数いることがうかがえます。

■現在のパートナーと出会ったきっかけ

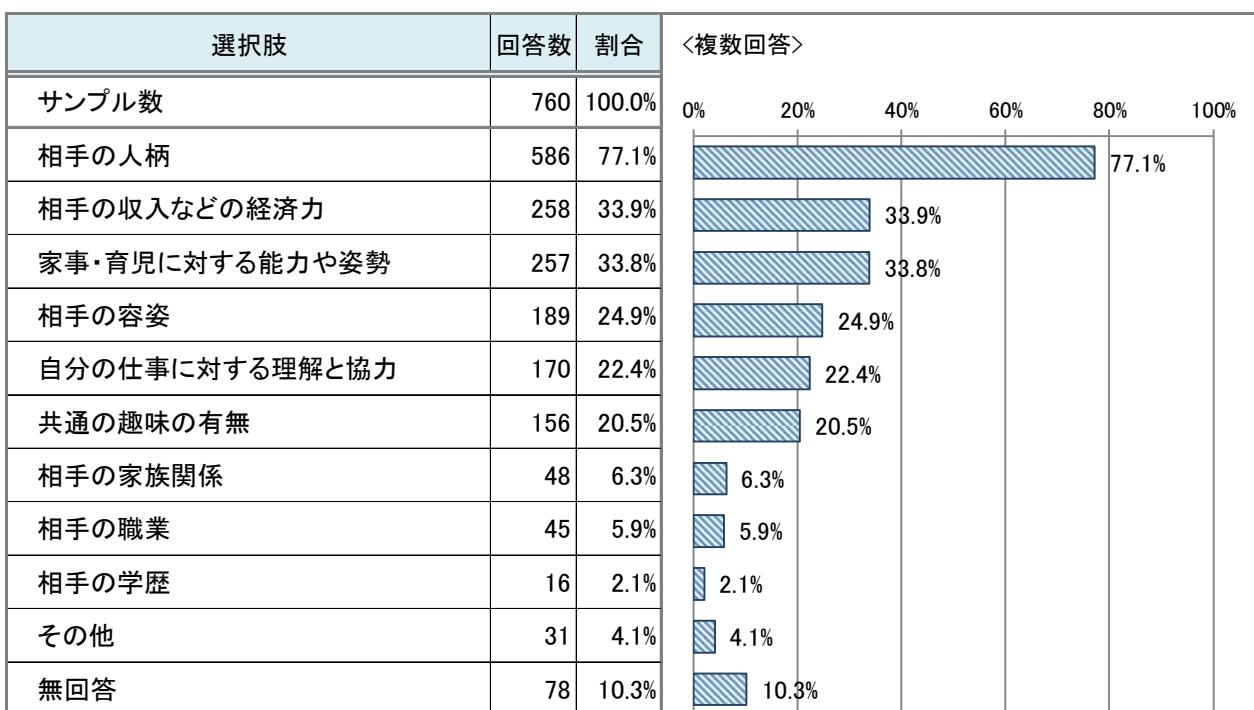


○一生を通じて考えた場合の結婚に対する考えは、「いずれ結婚したい」が39.6%と最も多い、次いで「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が30.3%、「できるだけ早く結婚したい」が18.9%、「一生結婚するつもりはない」が9.1%となっています。

○結婚相手を決めるときに重視することは、「相手の人柄」が77.1%と特に多くなっています。
(下図)

○「一生結婚するつもりはない」と答えた方のその理由としては、「1人でいるほうが気楽」が39.5%と最も多く、次いで「自由な時間が減る」が26.3%、「その他」が23.7%となっています。また、「その他」の内容としては、「障がいがある」「自分の親のようになりたくない」という意見が多く見られます。

■結婚相手を決めるとき重視すること



② 子育てについて（子どもがいる方のみ）

○子育てする上での不安や悩みの有無については、「かなりある」が27.6%、「少しはある」が55.1%、「特にない」が17.3%となっています。

○性別でみると「かなりある」が男性は39.6%、女性は21.4%と、男性が女性を2倍近く上回っています。

○子育てに関する心理面の悩みとしては、「仕事と子育ての両立が難しい」が51.2%と最も多く、次いで「子育てに追われて自分の時間が持てない」が36.4%、「子どもの病気や心身の発育・発達の遅れが気になる」が23.3%となっています。

○子育てに関する環境面の悩みとしては、「子どもの出産や育児にお金がかかる」が55.8%と最も多く、次いで「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が37.2%、「子育てと仕事や家事との両立がしにくい」が36.4%となっています。

○子育てに関する不安や悩みの相談相手は、「配偶者」が79.5%と最も多く、次いで「自分や配偶者の親など、年上の親族」が72.4%、「友人・知人」が52.6%となっています。

また、公的な相談機関である「県や市町村などの公共機関」については、5.8%となっています。(下図)

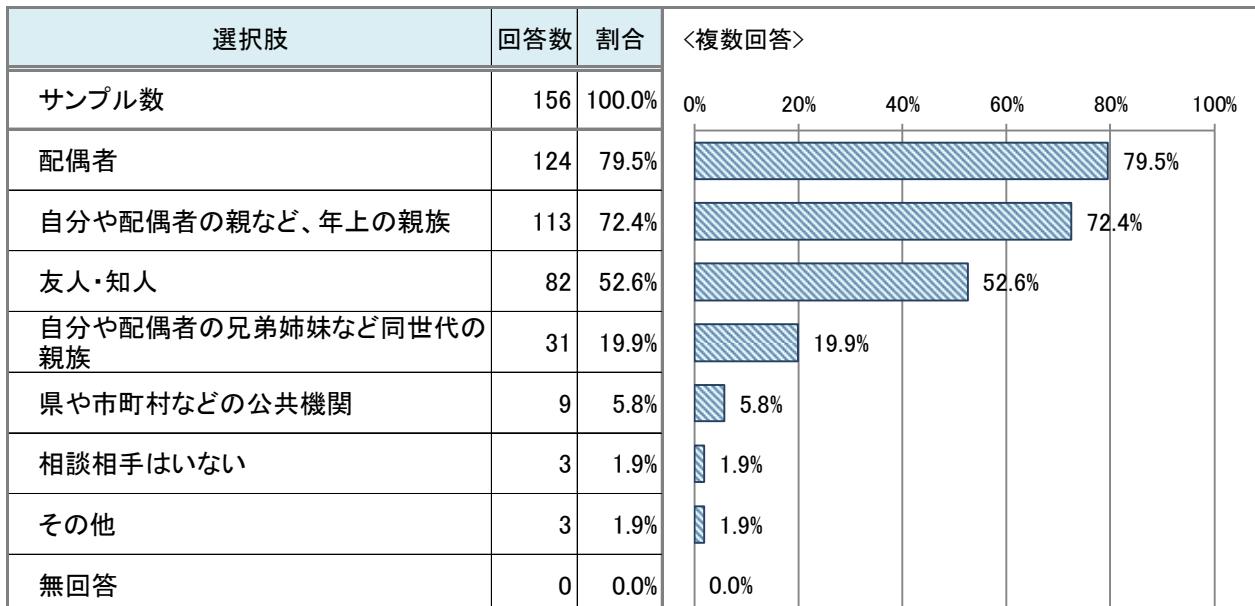
○子どもの世話や看病について頼れる人の有無については、「頼れる人がいる」が82.1%、「いない」が13.5%、「そのことでは人に頼らない」が4.5%となっています。

○頼れる人が「いない」割合を性別でみると男性で9.4%、女性で15.5%、年齢別でみると23～25歳で22.7%、26～29歳で12.4%と比較的若い層が頼れる人がいない割合が高くなっています。

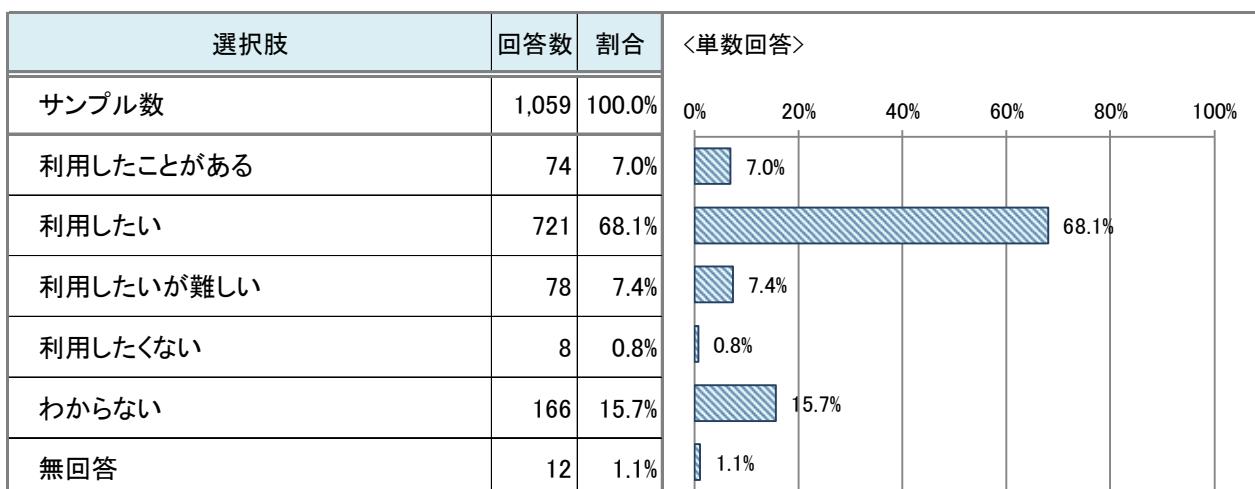
○育児休業の取得経験・取得意向については、「利用したい」が68.1%と最も多く、次いで「わからない」が15.7%、「利用したいが難しい」が7.4%となっています。(下図)

○性別でみると、「利用したことがある」が男性で4.7%、女性で8.6%、「利用したい」が男性で61.5%、女性で72.9%となっています。

■子育てに関する不安や悩みの相談相手



■育児休業の取得経験・取得意向

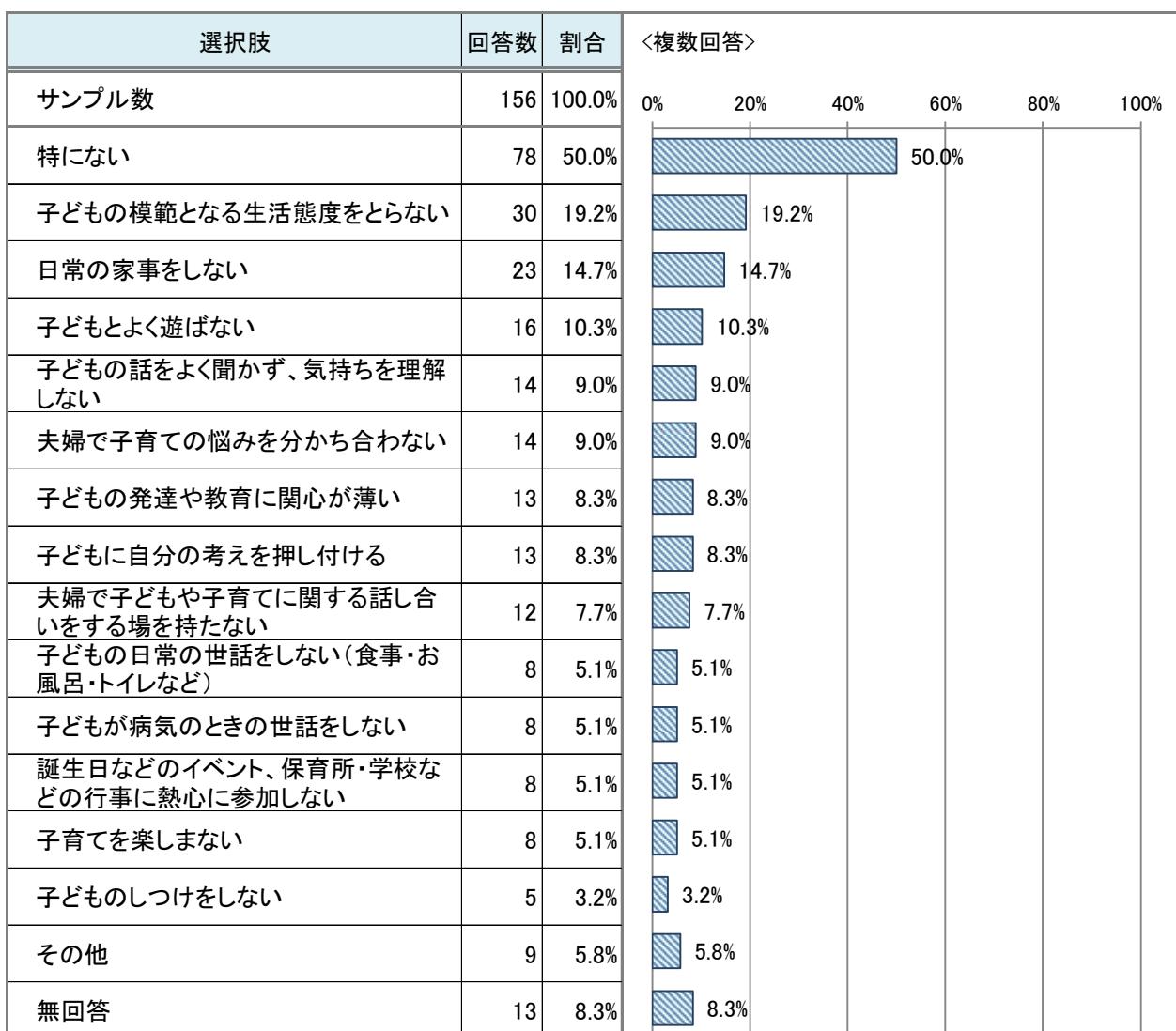


○配偶者の育児の関わり方については、「子どもの日常の世話をする（食事・お風呂・トイレなど）」が72.4%と最も多い、次いで「日常の家事をする」が65.4%、「子どもとよく遊ぶ」が59.0%となっています。

○性別でみると男性では「日常の家事をする」が90.6%と最も多く、4割以上の項目が14項目中12項目であるのに対し、女性では「子どもの日常の世話をする（食事・お風呂・トイレなど）」が64.1%と最も多く、4割以上の項目が14項目中5項目となっており、女性に家事・育児の負担が偏っている状況がうかがえます。

○配偶者の育児の関わり方について不満を感じている点は、「特がない」が50.0%と最も多く、次いで「子どもの模範となる生活態度をとらない」が19.2%、「日常の家事をしない」が14.7%となっています。（下図）

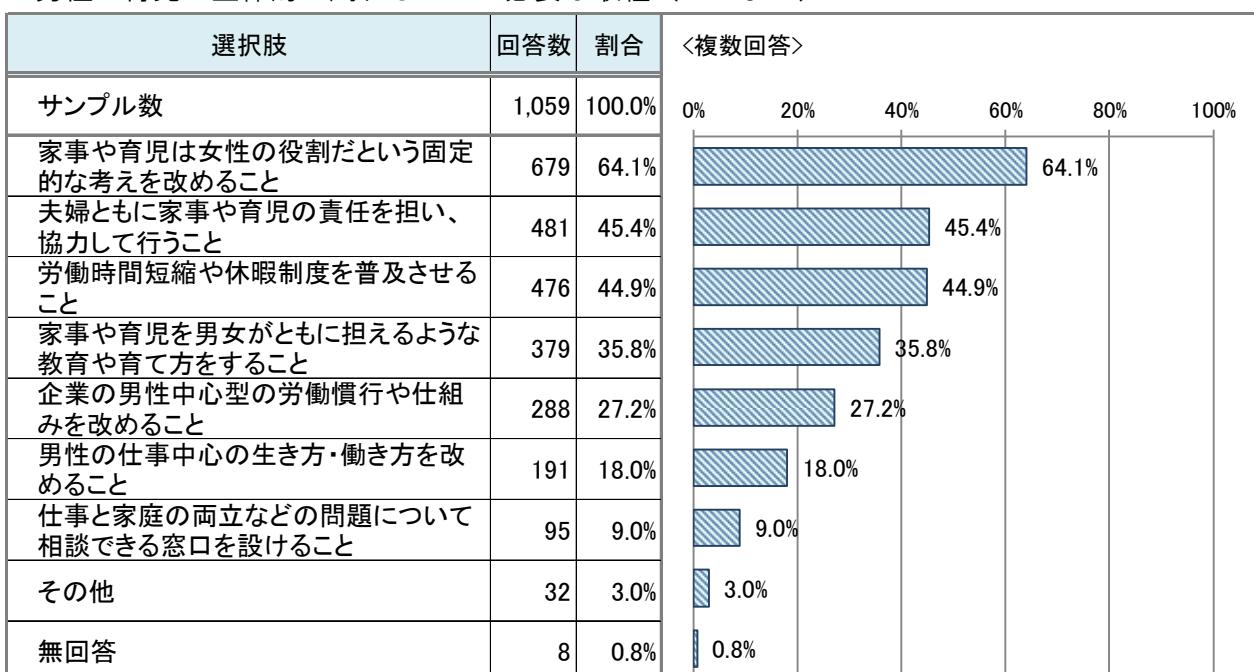
■配偶者の育児の関わり方について不満を感じている点



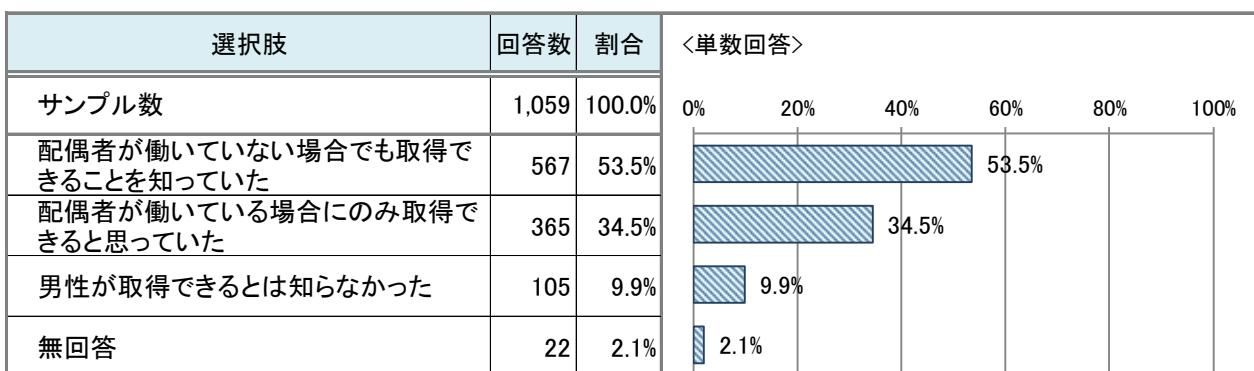
③ 男性の育児参加について

- 男性の育児への関わり方については、「積極的に入っていると思う」が 17.9%、「時々はしていると思う」が 40.1%、「あまりしていないと思う」が 16.4%、「全くしていないと思う」が 3.9%、「しているが、手伝っているという感覚でしている」が 19.6%となっています。
- 男性が育児に主体的に関わるために必要な取組については、「家事や育児は女性の役割だという固定的な考えを改めること」が 64.1%と最も多く、次いで「夫婦ともに家事や育児の責任を担い、協力して行うこと」が 45.4%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が 44.9%となっています。(下図)
- 男性の育児休業の認知度については、「配偶者が働いていない場合でも取得できることを知っていた」が 53.5%、「配偶者が働いている場合にのみ取得できると思っていた」が 34.5%、「男性が取得できるとは知らなかった」が 9.9%となっています。(下図)

■ 男性が育児に主体的に関わるために必要な取組（3つまで）



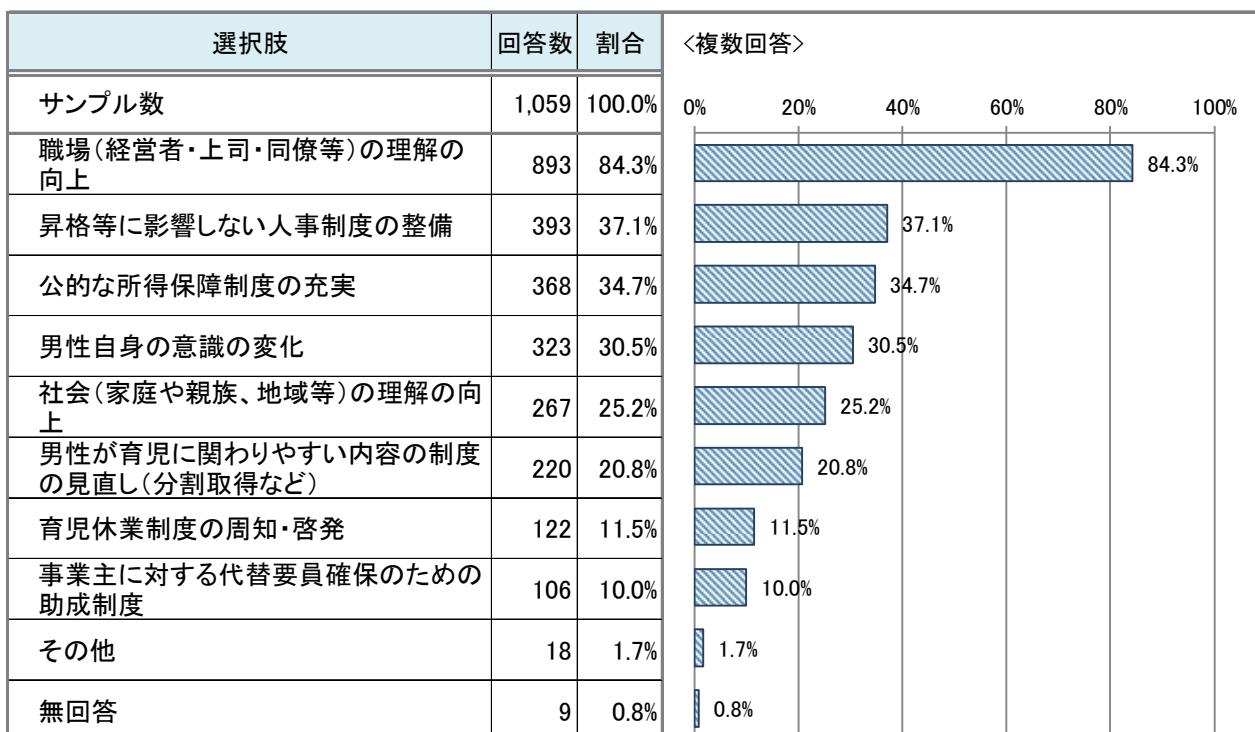
■ 男性の育児休業の認知度



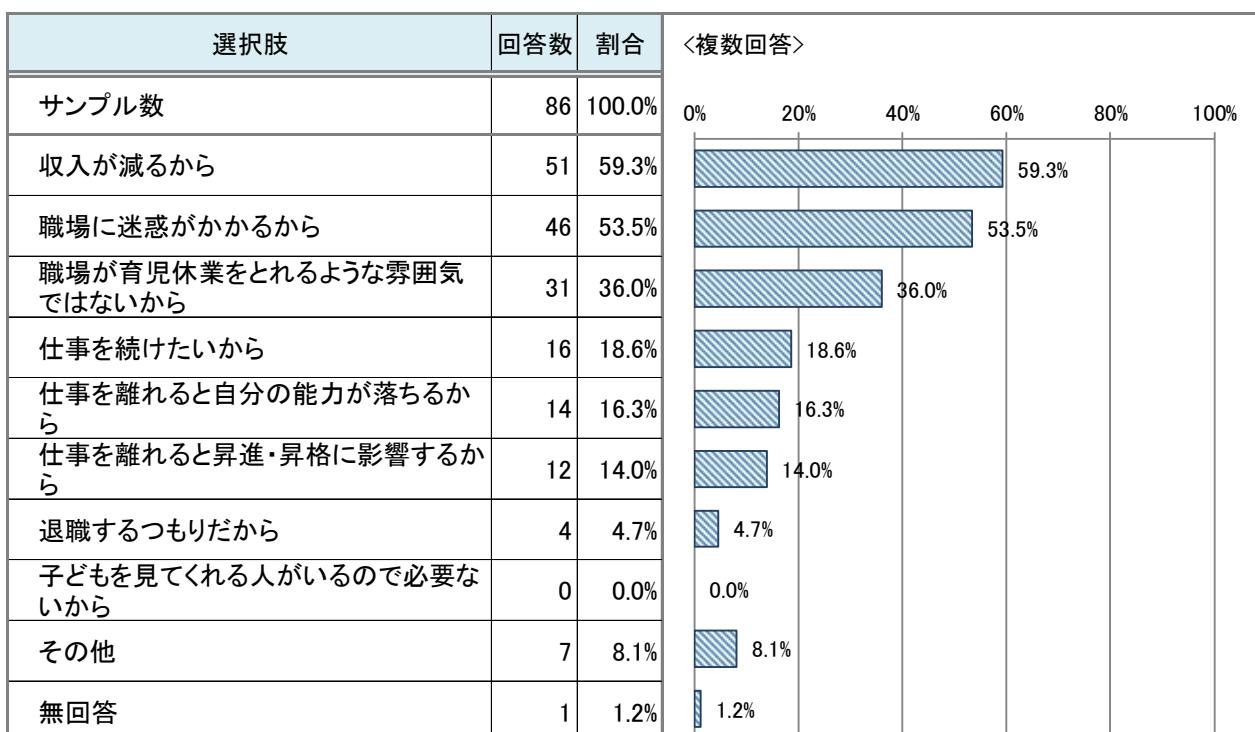
○男性の育児休業の取得を促進するために必要な取組は、「職場（経営者・上司・同僚等）の理解の向上」が84.3%と特に多くなっています。（下図）

○育児休業を「利用したいが難しい」「利用したくない」理由は、「収入が減るから」が59.3%と最も多く、次いで「職場に迷惑がかかるから」が53.5%、「職場が育児休業をとれるような雰囲気ではないから」が36.0%となっています。（下図）

■男性の育児休業の取得を促進するために必要な取組（3つまで）



■育児休業を「利用したいが難しい」「利用したくない」理由（3つまで）



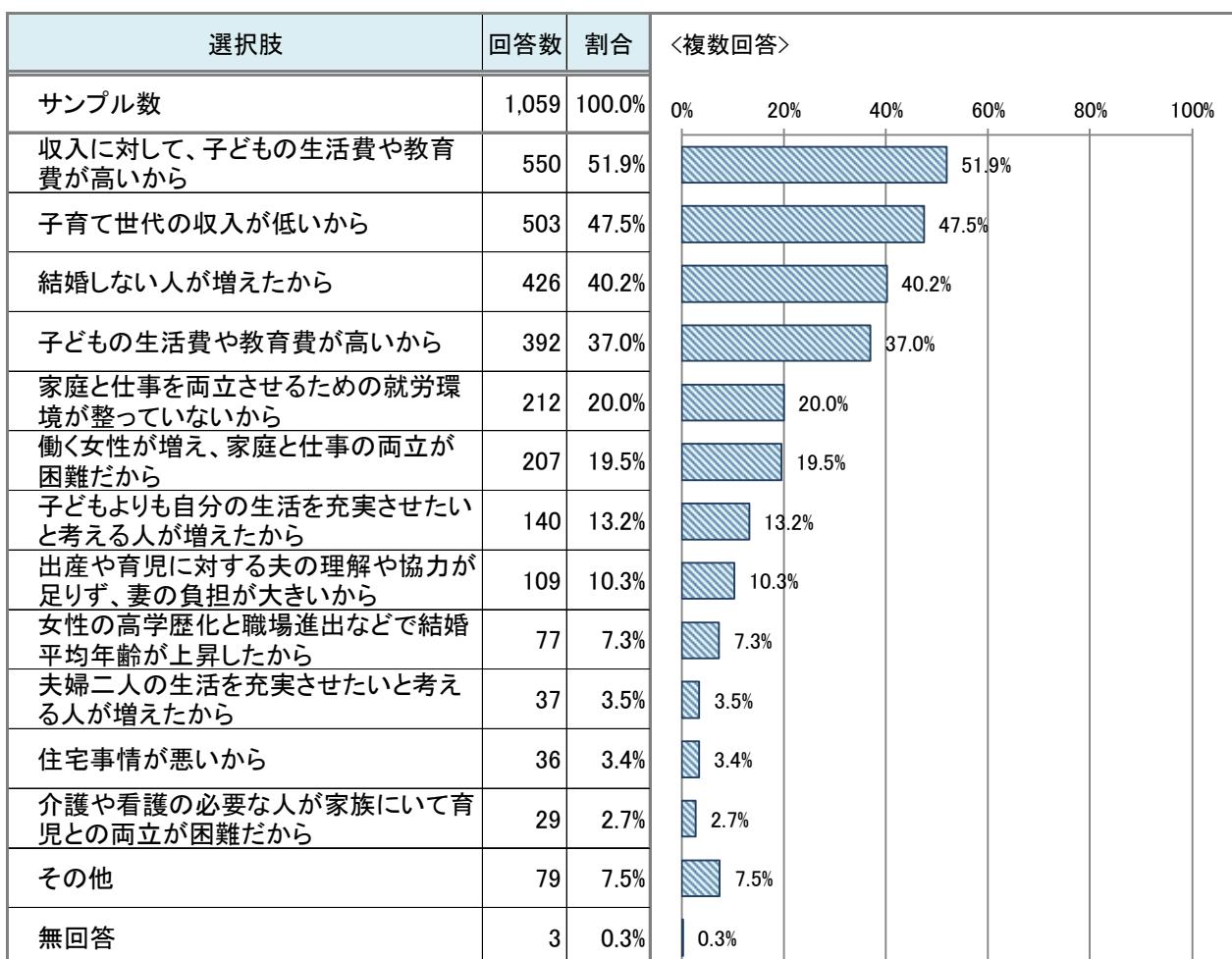
④ 少子化について

○少子化の原因については、「収入に対して、子どもの生活費や教育費が高いから」が 51.9% と最も多く、次いで「子育て世代の収入が低いから」が 47.5%、「結婚しない人が増えたから」が 40.2% となっています。(下図)

○理想とする子どもの数は、理想とする数より実際に持ちたい数の方が、やや少ない人数と「わからない」という回答が多くなっています。(下表)

○理想とする子どもの数より実際に持ちたい数が下回っている方のその理由としては、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 88.4% と最も多く、次いで「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」が 27.9%、「子どもがのびのびと育つ社会環境ではないから」と「欲しいけれどもできないから」と「産休・育休が取りづらいから」が 16.3% となっています。

■少子化の原因（3つまで）

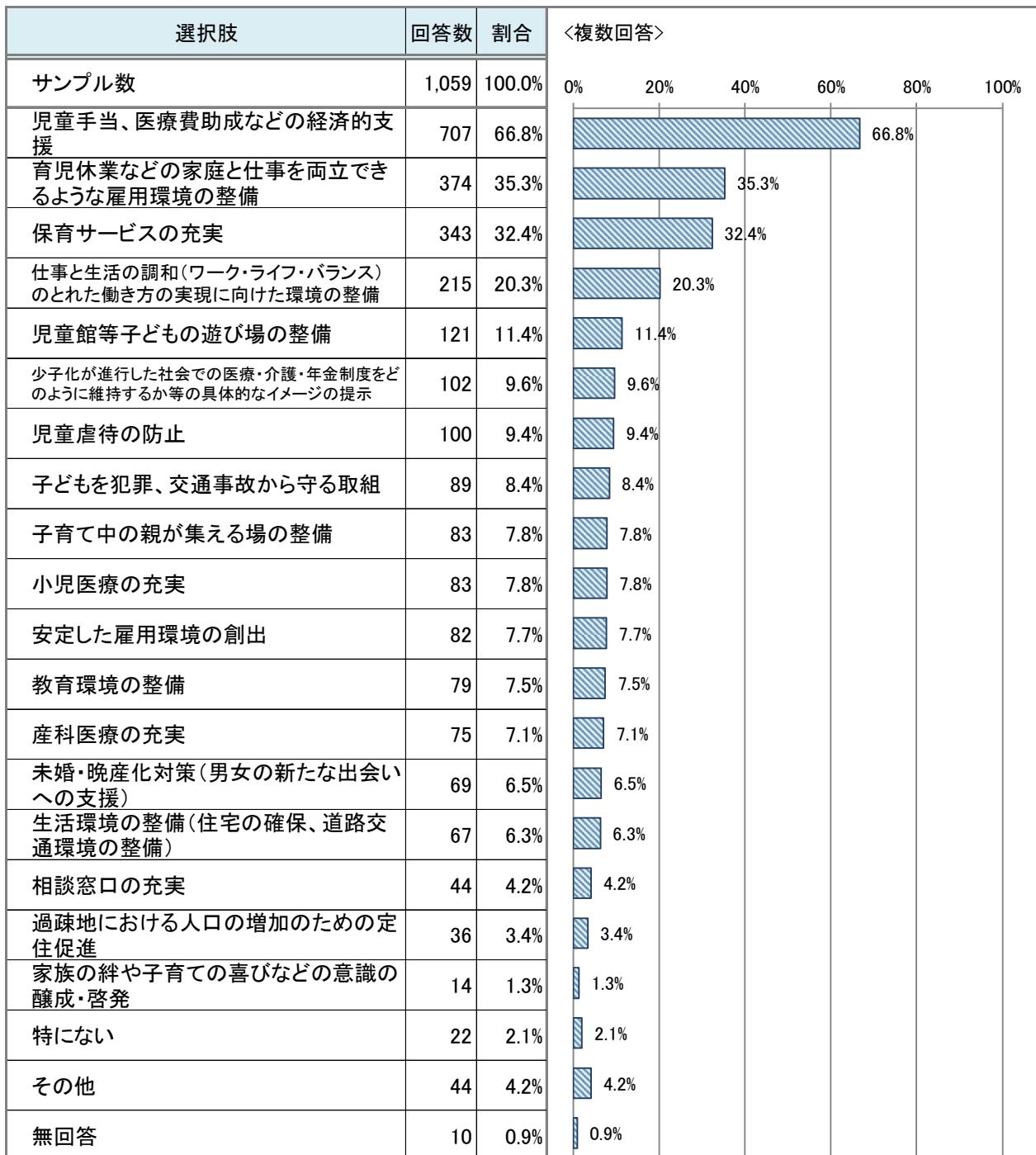


■理想とする子どもの人数と実際に持ちたい子どもの人数

	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもを持つつもりはない	わからない	無回答
理想とする子どもの人数	4.9%	42.8%	27.4%	2.8%	0.8%	9.3%	11.8%	0.2%
実際に持ちたい子どもの人数	5.2%	39.4%	24.0%	3.3%	1.2%	9.8%	16.3%	0.8%

○子どもを健やかに産み育てるために期待する施策については、「児童手当、医療費助成などの経済的支援」が66.8%と最も多く、次いで「育児休業などの家庭と仕事を両立できるような雇用環境の整備」が35.3%、「保育サービスの充実」が32.4%となっています。(下図)

■子どもを健やかに産み育てるために期待する施策



⑤ 子どもに関する様々な考え方について

○子どもに関するポジティブな考えである①～⑪について『思う』の割合をみると、「⑤学校は、他者と関わりながら育つことができる、子どもにとって大切な居場所の1つであると思う」が86.9%と最も高く、次いで「①子どもは、権利の主体であると思う」が79.4%、「④学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の1つであると思う」が74.9%となっています。(下表)

○一方で、『思わない』の割合をみると、「③障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されていると思う」が56.5%と最も高く、次いで「②あなたの周りには、子どもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う」が54.9%、「⑨保護者の子育てが地域で支えられていると思う」が38.7%となっています。(下表)

○ネガティブな考えである「⑫子育て支援に係る手続き・事務負担が多いと思う」について『思う』が71.0%、『思わない』が7.3%となっています。(下表)

■子どもに関する様々な考え方 (50%を超える項目を塗りつぶし)

	『思う』	『思わない』
①子どもは、権利の主体であると思う	79.4%	7.2%
②あなたの周りには、子どもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う	37.1%	54.9%
③障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されていると思う	38.5%	56.5%
④学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の1つであると思う	74.9%	18.9%
⑤学校は、他者と関わりながら育つことができる、子どもにとって大切な居場所の1つであると思う	86.9%	8.6%
⑥子ども・若者の心身の健康等についての情報提供や心のケアが十分だと思う	61.8%	20.0%
⑦子ども・若者が大学等の高等教育を受けるための支援が十分だと思う	55.5%	34.8%
⑧小児医療体制が十分だと思う	58.3%	21.8%
⑨保護者の子育てが地域で支えられていると思う	41.3%	38.7%
⑩保護者が子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされていると思う	38.5%	37.7%
⑪社会において、共働き・共育て(家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること)が推進されていると思う	53.8%	30.1%
⑫子育て支援に係る手続き・事務負担が多いと思う	71.0%	7.3%

※『思う』:「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の合計

『思わない』:「どちらかというとそう思わない」と「そう思わない」の合計

⑥ 自分に関する考え方について

- 自分に関する考え方について、『あてはまる』の割合をみると、「⑪自分の親（保護者）から愛されていると思う」が 89.8%と最も高く、次いで「⑦人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」が 88.2%、「①自分には自分らしさというものがあると思う」が 82.2%となっています。(下表)
- 『あてはまる』の割合が低い項目についてみると、「⑯自分は役に立たないと強く感じる」が 46.8%と最も低く、次いで「⑭自分自身に満足している」が 48.9%、「②自分の欲しいものをまんすることが苦手だ」が 50.2%となっています。(下表)
- 保護者からの愛情など人や社会に関する項目は多い一方で、自分に対する満足感や能力に対する自信、欲求の制御など、自分に関する項目が少ない傾向にあります。(下表)

■自分に関する考え方 (50%以上の項目を塗りつぶし)

	『あてはまる』	『あてはまらない』
①自分には自分らしさというものがあると思う	82.2%	17.0%
②自分の欲しいものをまんすることが苦手だ	50.2%	49.0%
③今の自分を変えたいと思う	73.1%	26.3%
④将来よりも今の生活を楽しみたい	67.3%	31.9%
⑤努力すれば希望する職業につくことができる	70.5%	28.6%
⑥自分の将来は運やチャンスによって決まると思う	67.9%	31.6%
⑦人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う	88.2%	15.2%
⑧他人に迷惑がかからない限り、どんな考え方や行動をとろうが、自分の自由だと思う	66.4%	33.0%
⑨今の自分が好きだ	60.6%	38.7%
⑩自分らしさを強調するより、他人と同じことをしていると安心だ	58.0%	41.4%
⑪自分の親（保護者）から愛されていると思う	89.8%	9.5%
⑫うまくいかわからぬことにも意欲的に取り組む	63.1%	36.3%
⑬自分の考え方をはっきり相手に伝えることができる	52.1%	47.0%
⑭自分自身に満足している	48.9%	50.5%
⑯自分は役に立たないと強く感じる	46.8%	52.6%

※『あてはまる』：「あてはまる」と「どちらかというとあてはまる」の合計

『あてはまらない』：「どちらかというとあてはまらない」と「あてはまらない」の合計

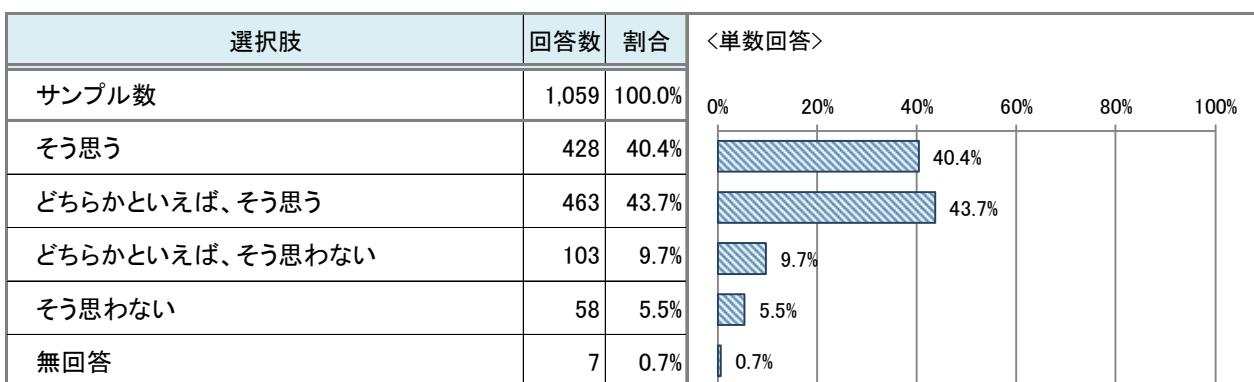
⑦ こども・若者施策について

○今の自分が幸せだと思うかについては、「そう思う」が40.4%、「どちらかといえば、そう思う」が43.7%、「どちらかといえば、そう思わない」が9.7%、「そう思わない」が5.5%となっています。(下表)

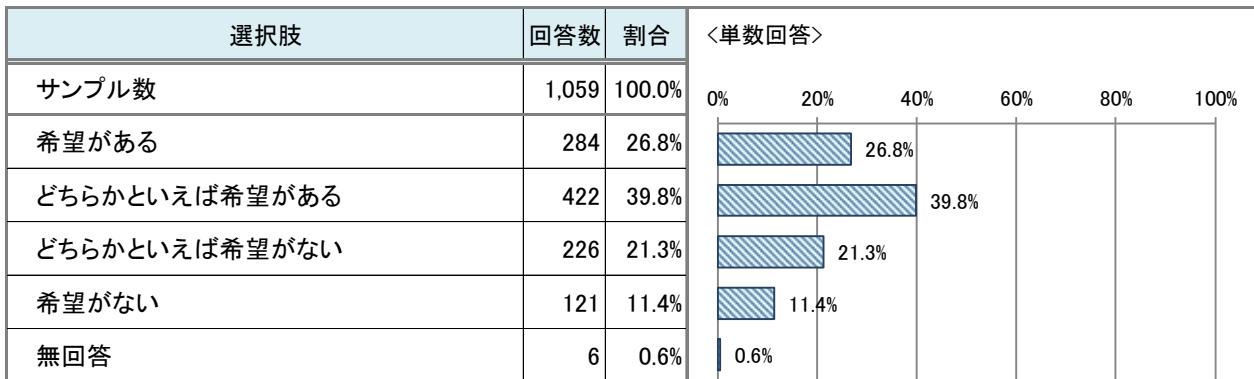
○将来の希望については、「希望がある」が26.8%、「どちらかといえば希望がある」が39.8%、「どちらかといえば希望がない」が21.3%、「希望がない」が11.4%となっています。(下表)

○こども・若者施策について自分の意見が聞いてもらえているかについては、「そう思う」が9.3%、「どちらかといえば、そう思う」が25.3%、「どちらかといえば、そう思わない」が39.4%、「そう思わない」が25.3%となっています。(下表)

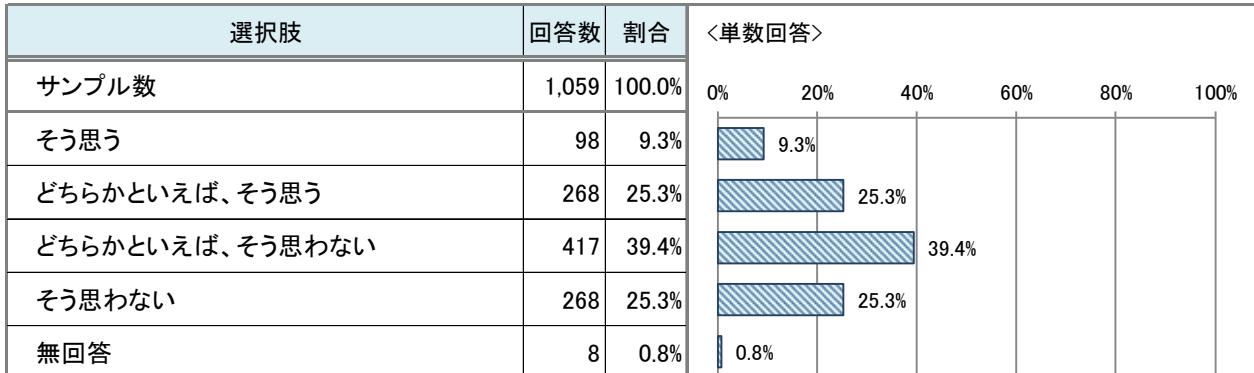
■今の自分が幸せだと思うか



■将来の希望の有無



■こども・若者施策について自分の意見が聞いてもらえてているか



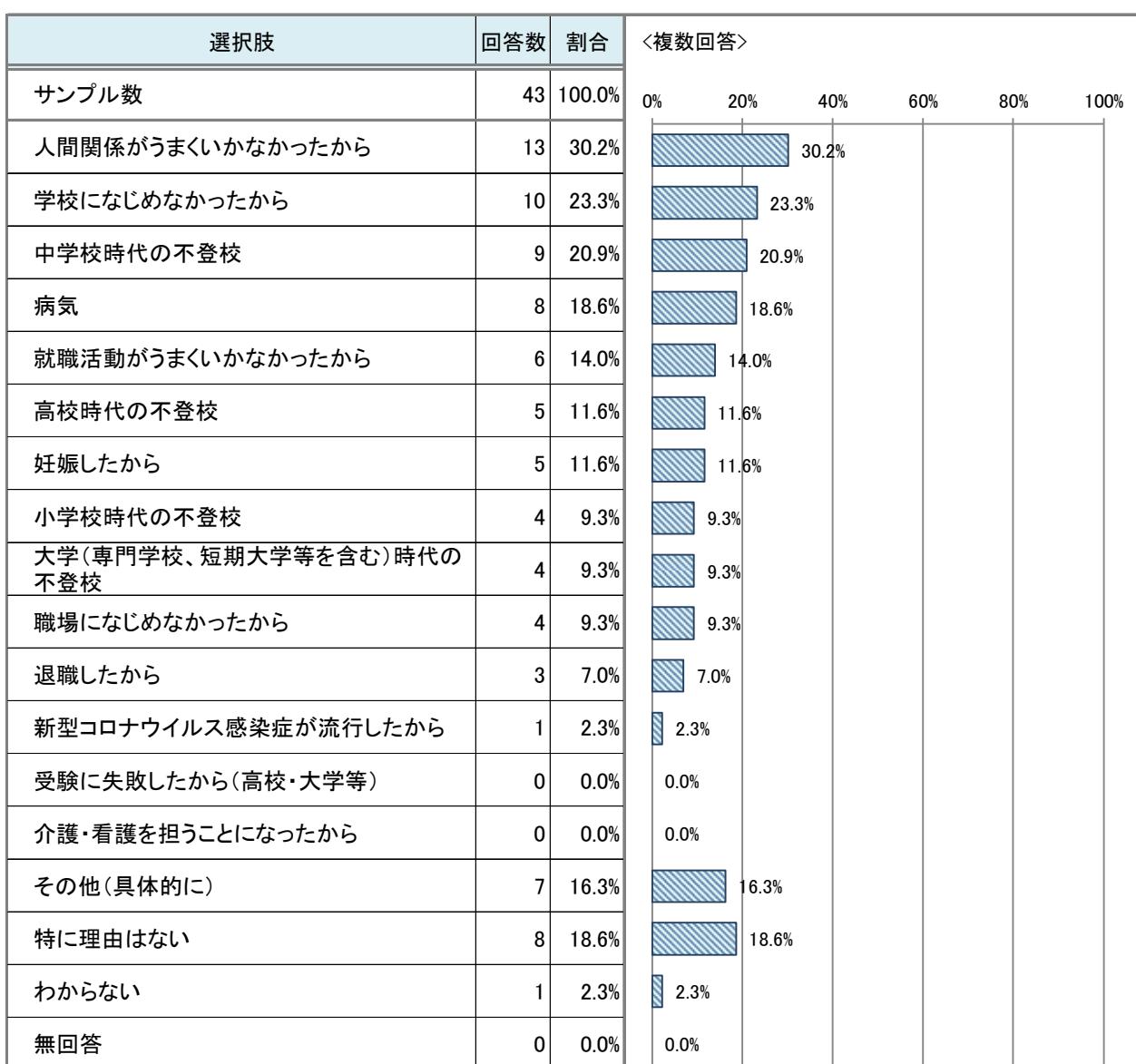
⑧ ひきこもりについて

○普段は家にいる・自室にいるという状態が6か月以上続いている方（以下「ひきこもり状態の人」）は43件（普段は家にいる・自室にいる方の55.1%、回答全体の4.1%）となっています。

○ひきこもり状態の人がその状態になった時期は、「14歳以下」が20.9%、「15歳～19歳」が18.6%、「20歳～25歳」が44.2%、「25歳～29歳」が16.3%となっています。

○ひきこもり状態の人がその状態になった理由は、「人間関係がうまくいかなかったから」が30.2%と最も多く、次いで「学校になじめなかったから」が23.3%、「中学校時代の不登校」が20.9%となっています。（下表）

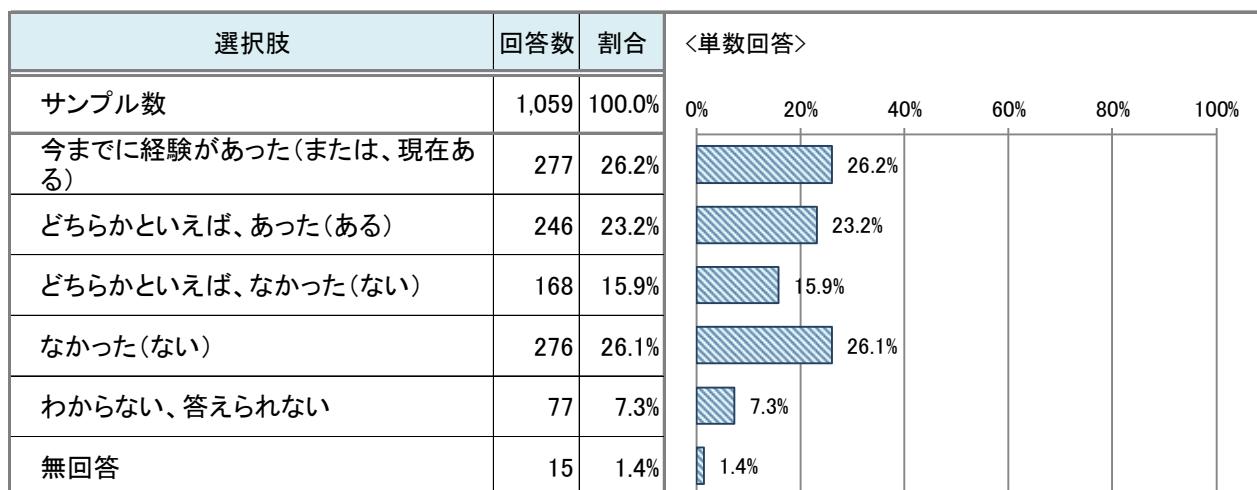
■ひきこもり状態の人がその状態になった理由



⑨ 悩みについて

- 現在・過去に社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験の有無については、「今までに経験があった（または、現在ある）」が26.2%、「どちらかといえば、あった（ある）」が23.2%、「なかつた（ない）」が26.1%、「どちらかといえば、なかつた（ない）」が15.9%となっています。（下図）
- 「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」の合計は49.4%と約半数となっています。
- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた原因については、「成績が悪い・授業についていけない」と「職場になじめない」が4割台と特に高く、「家族間の不和や離婚」、「人付き合いが苦手」についても約3割となっています。（下表）

■現在・過去に社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験



■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた原因（分野別上位3項目）

	自分自身について	家族・家庭について	学校について	仕事・職場について
1位	人付き合いが苦手 29.3%	家族間の不和や離婚 33.7%	成績が悪い・授業についていけない 43.8%	職場になじめない 41.3%
2位	何事も否定的に考えてしまう 21.6%	家庭が貧しい 11.5%	集団行動が苦手 15.7%	仕事上のミス 10.7%
3位	悩みや不安などが相談できない 16.4%	親の過干渉 8.4%	いじめを受けた 14.9%	働きたくない 10.5%

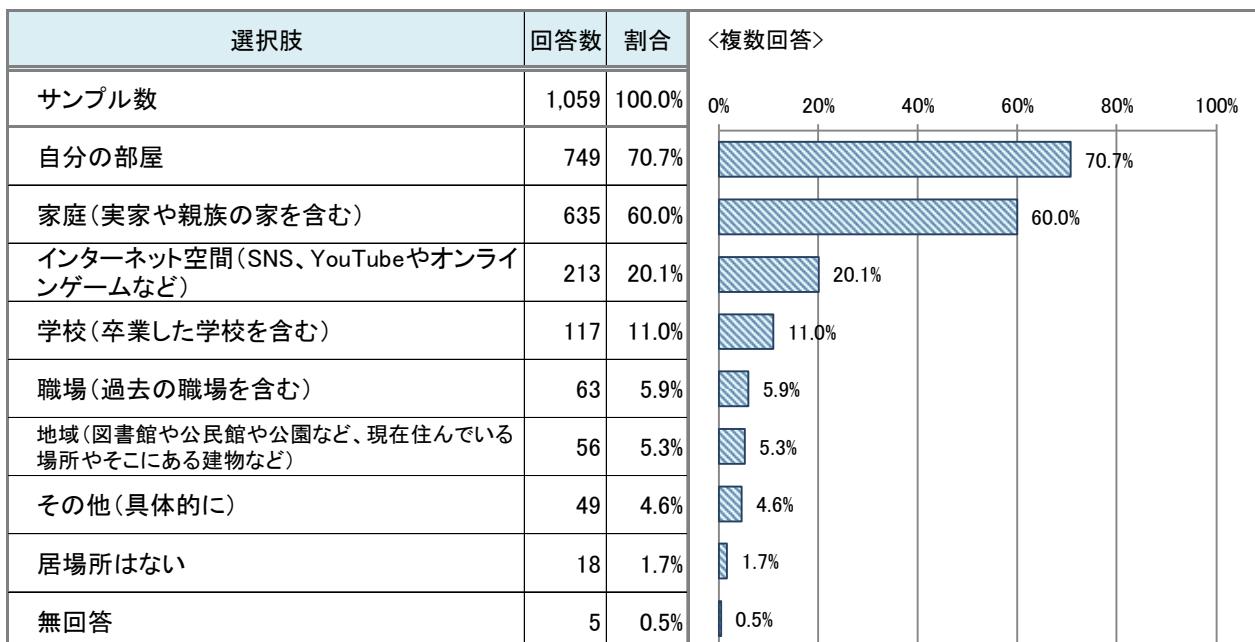
⑩ 悩みの相談相手について

- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になったときに、家族や知り合い以外で相談したいと思える相手は、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が43.0%と最も多く、次いで「相手が同世代である」が30.4%、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」が29.9%となっています。
- 性別でみると、男女ともに「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が最も多く（男性：45.1%、女性：41.6%）、2位は男性では「相手が同世代である」（36.2%）、女性では「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」（32.4%）となっています。
- 悩んだり困ったりしたときに、家族や友人、地域の知り合いなど、どこかに相談したり助けてくれる人がいると「思う」方の割合は86.7%となっています。

⑪ 居場所について

- 自分にとっての居場所は、「自分の部屋」が70.7%と最も多く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」が60.0%、その他の項目が2割台以下と、この2項目に回答が集中しています。（下図）

■自分にとっての居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）（3つまで）



(4) ひとり親家庭調査結果

① 経済的な状況

○回答者全体でみると過去一年間に経済的な理由で経験したことについては、①、②は4割台、③～⑤は1割台後半となっています。(下表)

○所得区分別でみると、①、②は中央値未満貧困線以上の層で4割台、貧困線未満の層で5割台となっており、中央値以上の層と比較して経済的に困難な状況にあることがうかがえます。③～⑤については、中央値以上の層では③～⑤のいずれも0.0%であるのに対し、中央値未満貧困線以上の層では3項目とも1割台半ば、貧困線未満の層では2割台半ばが2項目、1割台後半が1項目となっています。(下表)

○現在の経済状況については、「ゆとりがある」が1.8%、「普通」が21.1%、「苦しい」が50.9%、「大変苦しい」が26.3%となっており、77.2%の方が「苦しい」または「大変苦しい」と感じています。(下表)

■過去一年間に経済的な理由で経験したこと

	回答者全体	所得区分別		
		中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
①食料品が買えなかつた（嗜好品を除く）	43.0%	12.5%	44.9%	52.8%
②家族が必要とする衣服が買えなかつた（高価な衣服や貴金属を除く）	47.4%	25.0%	48.8%	50.9%
③電気料金が払えなかつた	17.5%	0.0%	14.6%	24.5%
④ガス料金が払えなかつた	19.3%	0.0%	17.1%	24.5%
⑤水道料金が払えなかつた	16.7%	0.0%	17.1%	18.9%

※①、②については「よくあった」と「ときどきあった」の合計を、③～⑤については経験の有無のみを、それぞれ調査・掲載

■現在の経済状況

	回答者全体	所得区分別		
		中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
大変ゆとりがある	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ゆとりがある	1.8%	12.5%	2.4%	0.0%
普通	21.1%	50.0%	17.1%	20.8%
苦しい	50.9%	25.0%	56.1%	47.2%
大変苦しい	26.3%	12.5%	24.4%	32.1%

② 収入源と就労状況

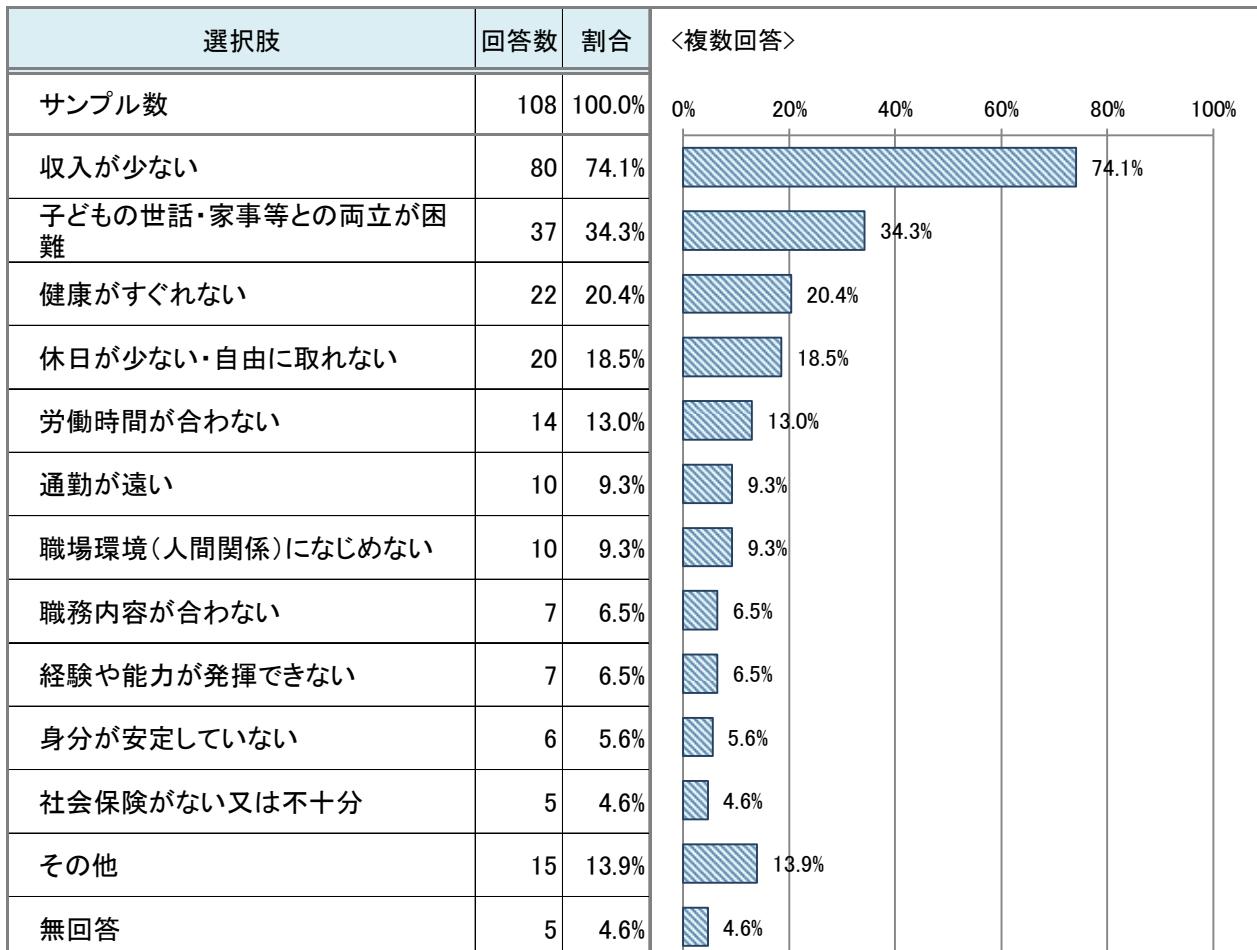
- 主な収入源は、「あなたの仕事の収入」が74.6%と最も多く、次いで「その他の家族や同居人の収入」と「年金・労災などの収入」が6.1%、「児童手当」が4.4%となっています。
- その他の収入源は、「児童手当」が56.1%と最も多く、次いで「児童扶養手当（特別児童扶養手当を含む）」が46.5%、「あなたの仕事の収入」が28.1%となっています。
- 回答者全体では「正社員・正職員」が55.6%であるのに対し、貧困線未満の層では28.6%と他の層と比較して低くなっています。（下表）
- 仕事上の悩みについては、「収入が少ない」が74.1%と最も多く、次いで「子どもの世話・家事等との両立が困難」が34.3%、「健康がすぐれない」が20.4%となっています。（下図）

■就労状況（正社員・正職員、契約・パート・アルバイトとして就労している人の割合）

	回答者全体	所得区分別		
		中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
正社員・正職員	55.6%	75.0%	87.2%	28.6%
契約・パート・アルバイト	37.0%	12.5%	7.7%	63.3%

※一部選択肢の割合のみを抜粋して掲載しているため、合計値が100.0%にならない場合がある。

■仕事上の悩み



③ 住居について

- 現在の住居は、「公営住宅」と「賃貸住宅」が28.1%と最も多く、次いで「持家（本人名義）」が18.4%、「持家（他人名義）」が15.8%となっています。
- 公営住宅に入居していない方の公営住宅の希望意向は、「希望する（応募した経験あり）」が6.1%、「希望する（応募した経験なし）」が18.3%、「希望しない」が70.7%、「公営住宅を知らなかった」が2.4%となっており、希望する方はおよそ4分の1となっています。
- 公営住宅を希望しない・希望するものの応募しない理由としては、「現在の住居で問題がなく公営住宅に申し込む必要がないため」が56.9%と最も多く、次いで「入居倍率が高く、受からないと思ったため」が20.8%、「その他」が19.4%となっています。

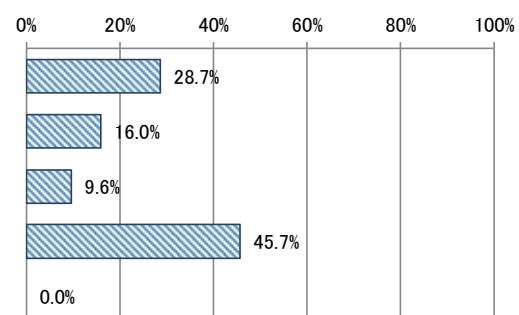
④ 離婚した配偶者との取り決めについて

- 離婚した回答者が配偶者と養育費に関する取り決めをしているかについては、「文書で取り決めをしている（判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書）」が28.7%、「文書で取り決めをしている（その他の文書）」が16.0%、「文書以外で取り決めをしている」が9.6%、「取り決めをしていない」が45.7%となっています。（下図）
- 養育費に関する取り決めをした方の養育費の受取状況は、「支払われている」が51.0%、「支払われたり、支払われなかつたりしている」が11.8%、「支払われていない」が31.4%、「受け取りは終わった」が5.9%となっています。
- 養育費の取り決めをしなかった方のその理由としては、「相手と関わりたくないから」が65.1%と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思ったから」が46.5%、「相手に支払う意思がないと思ったから」と「相手から身体的・精神的暴力を受けたから」が32.6%となっています。
- 親子交流に関する取り決めは、「文書で取り決めをしている（調停、審判など裁判所における取り決め）」が20.2%、「文書で取り決めをしている（その他の文書）」と「文書以外で取り決めをしている」が13.8%、「取り決めをしていない」が52.1%と、取り決めをしているケースとしているケースがほぼ半々となっています。

■養育費に関する取り決め

選択肢	回答数	割合
サンプル数	94	100.0%
文書で取り決めをしている（判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書）	27	28.7%
文書で取り決めをしている（その他の文書）	15	16.0%
文書以外で取り決めをしている	9	9.6%
取り決めをしていない	43	45.7%
無回答	0	0.0%

<単数回答>



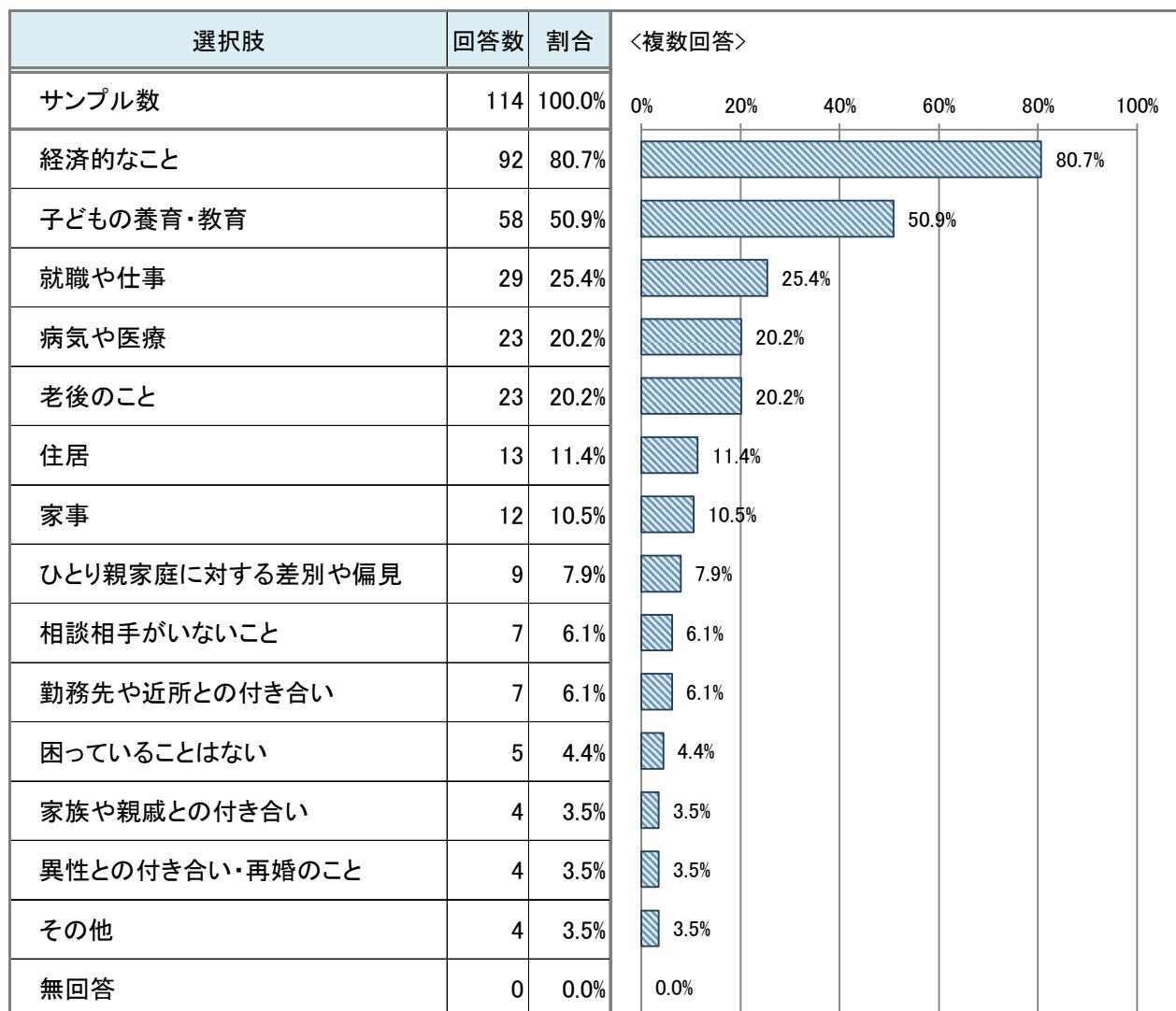
グラフの説明: 横軸は0%から100%までの割合表示。5つの横棒があり、それぞれの割合が記載されている。上位から順に: 28.7% (斜線入り), 16.0% (斜線入り), 9.6% (斜線入り), 45.7% (斜線入り), 0.0% (斜線入り)。

取り決め方法	割合
文書で取り決めをしている（判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書）	28.7%
文書で取り決めをしている（その他の文書）	16.0%
文書以外で取り決めをしている	9.6%
取り決めをしていない	45.7%
無回答	0.0%

⑥ 子どもや生活に関する悩み

- 子どもに関する悩みは、「教育・進学・学習の遅れ」が54.4%と最も多い、次いで「食事・栄養」が20.2%、「今のところ悩みはない」が18.4%となっています。
- 所得区分別でみると、貧困線未満の層で「いじめ」が13.2%、「不登校」が20.8%と他の層と比較して高くなっています。
- ひとり親になったときに困ったことについては、「経済的なこと」が83.3%と最も多く、次いで「子どもの養育・教育」が53.5%、「就職や仕事」が51.8%となっています。
- 現在困っていることについては、「経済的なこと」が80.7%と最も多く、次いで「子どもの養育・教育」が50.9%、「就職や仕事」が25.4%となっています。(下図)
- 年齢別でみると、20歳台で「就職や仕事」が66.7%、50歳以上で「老後のこと」が53.3%と、それぞれ他の層と比較して特に高くなっています。

■現在困っていること



○悩みごとについて誰かに相談した経験については、「ある」が 68.4%、相談した相手は、「親・兄弟姉妹など」が 59.0%と最も多く、次いで「友達」が 56.4%、「学校」が 12.8%、「その他」が 10.3%となっています。

公的機関については、「市役所」が 6.4%、「地域子育て支援センター」が 3.8%、「市役所、保健センター、こども家庭センター以外の公的機関」が 5.1%となっています。

○相談しなかった方のその理由としては、「相談するほどでもないと思うから」と「相談しても解決できないと思うから」が 36.1%と最も多く、次いで「相談できる人がいないから」が 25.0%、「自分ひとりで解決すべきだと思うから」が 19.4%となっています。

○相談したいと思える相談先は、「無料で相談できる」が 46.5%と最も多く、次いで「匿名（自分が誰か知られずに）で相談できる」が 36.0%、「曜日・時間帯を気にせず相談できる」が 35.1%となっています。

⑦ 各種支援制度について

○「利用している・利用したことがある」の割合についてみると、「児童扶養手当」と「ひとり親家庭等医療費助成」が9割台と特に高くなっています。

○「知らない」の割合についてみると、「母子父子寡婦福祉資金貸付」、「高等職業訓練促進給付金等事業」、「高等職業訓練促進資金貸付」、「自立支援教育訓練給付金事業」、「学習支援」の5項目が 50%以上となっており、認知度が低い制度が複数あることがうかがえます。

■各種支援制度の認知度と利用状況（50%以上の項目を塗りつぶし）

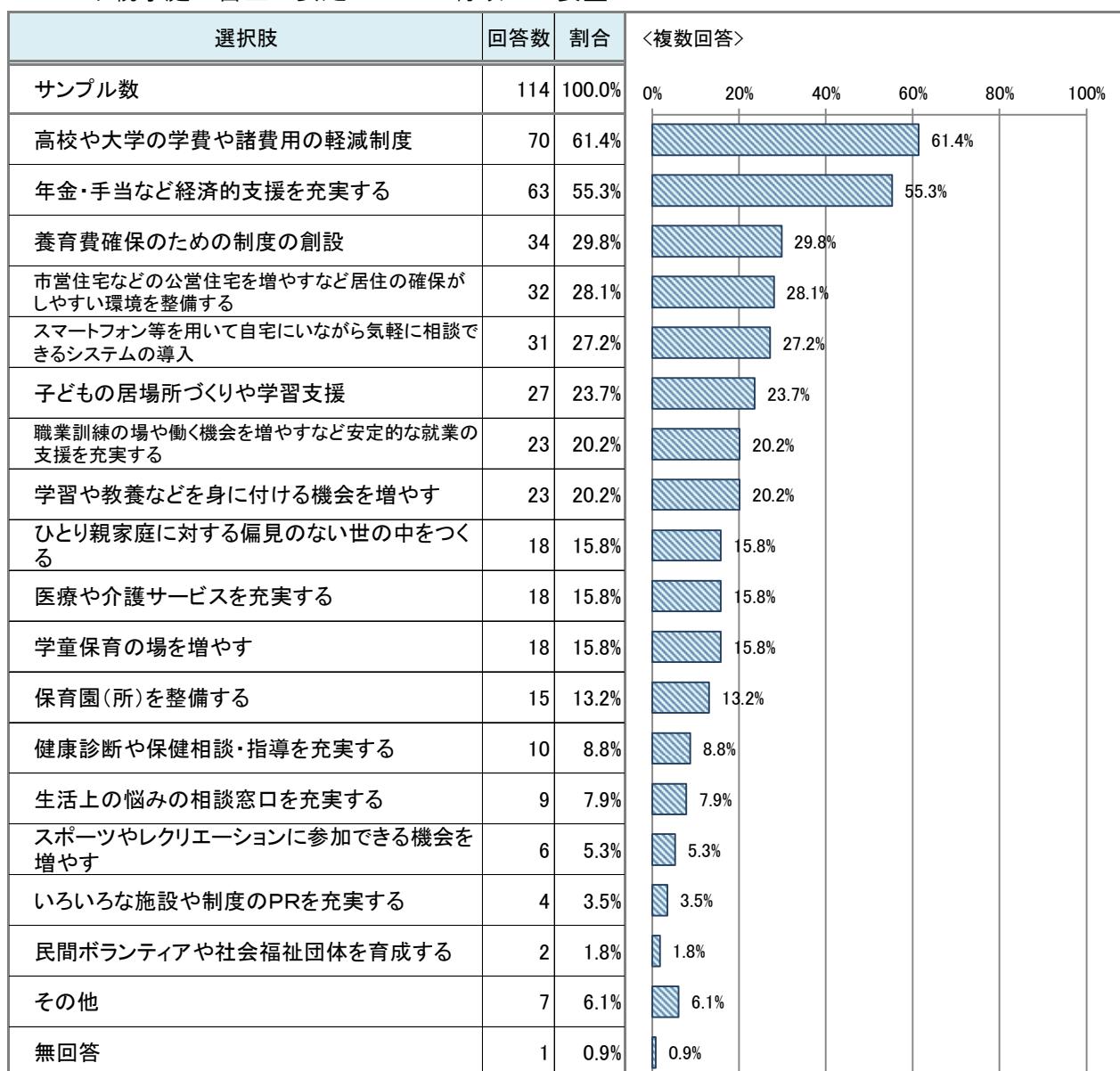
	利用している・利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない
児童扶養手当	91.2%	7.0%	1.8%
ひとり親家庭等医療費助成	96.5%	2.6%	0.9%
母子父子寡婦福祉資金貸付	2.6%	36.8%	58.8%
高等職業訓練促進給付金等事業	4.4%	37.7%	55.3%
高等職業訓練促進資金貸付	0.9%	29.8%	66.7%
自立支援教育訓練給付金事業	0.9%	31.6%	65.8%
ハローワークの就労相談	36.8%	43.9%	17.5%
ハローワークの職業訓練	17.5%	64.0%	16.7%
生活や子育ての相談支援	15.8%	47.4%	34.2%
子ども食堂	17.5%	64.9%	15.8%
学習支援	6.1%	34.2%	57.9%

※一部の設問では無回答があるため、合計値が 100.0%とならない場合がある。

⑧ 行政への要望について

- ひとり親家庭の自立・安定のための行政への要望は、「高校や大学の学費や諸費用の軽減制度」が61.4%と最も多く、次いで「年金・手当など経済的支援を充実する」が55.3%となっており、この2項目が特に多くなっています。(下図)
- 所得区分別でみると、中央値以上の層で「保育園(所)を整備する」が50.0%、「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」が37.5%となっており、それぞれ他の層と比較して高くなっています。
- 年齢別でみると、比較的若いこどもを養育していると思われる30歳台の層で「子どもの居場所づくりや学習支援」が35.9%と他の層と比較して高くなっています。また、50歳以上の層で「職業訓練の場や働く機会を増やすなど安定的な就業の支援を充実する」が46.7%と他の層と比較して高くなっています。

■ひとり親家庭の自立・安定のための行政への要望



(5) 子どもの生活に関するアンケート調査

① 親子の関わりの状況（保護者調査）

○親子の関わり方についてみると、①～④の全ての項目で「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計が6割以上となっています。（下表）

○小学生保護者調査と中学生保護者調査を比較すると、「①テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている」、「②お子さんから、勉強や成績のことについて話してくれる」、「③お子さんに本や新聞を読むように勧めている」の3項目で5～10ポイント程度中学生が下回っており、子どもの成長に伴い家庭内のルールやコミュニケーションといった子どもへの関与が減少していることがうかがえます。

■親子の関わり方（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）

	小学生保護者調査	中学生保護者調査
①テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている	87.2%	77.9%
②お子さんから、勉強や成績のことについて話してくれる	91.8%	86.2%
③お子さんに本や新聞を読むように勧めている	67.4%	62.5%
④お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	81.4%	80.9%

② 子どもの生活状況

○食事を「毎日食べる（週7日）」子どもの割合についてみると、小学生・中学生ともに「朝食」は8割台半ば、「夕食」は9割台半ば、「休日の昼食」は約9割となっています。（下表）

○貧困線未満の層についてみると、小学生調査の「夕食」を除き全体より4～15ポイント程度下回っており、特に小学生調査の「休日の昼食」は75.0%と低くなっています。（下表）

○就寝時刻については、小学生では「午後9～10時前」が50.0%、中学生では「午後10～11時前」が46.4%とそれぞれ最も多くなっています。

また、「午後11時より後」が小学生で3.4%、中学生で22.2%となっています。

○所得区分別でみると、小学生・中学生ともに、中央値以上の層よりも中央値未満の層がより遅く就寝する割合が高くなっています。

■食事を「毎日食べる（週7日）」子どもの割合

	小学生調査		中学生調査	
	全体	貧困線未満	全体	貧困線未満
朝食	84.2%	79.2%	87.5%	83.3%
夕食	95.8%	95.8%	96.2%	91.7%
休日の昼食	89.9%	75.0%	89.0%	83.3%

③ 放課後を過ごす場所（中学生調査のみ）

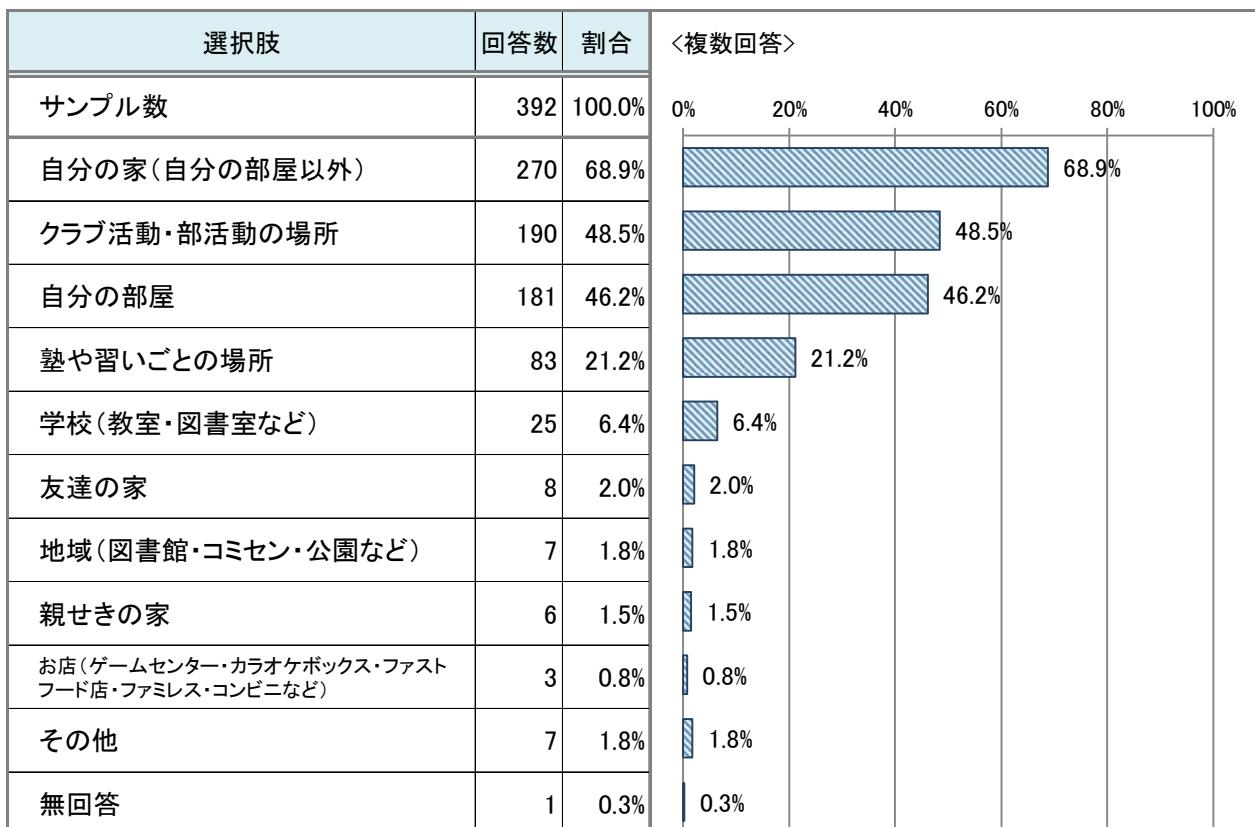
○放課後を過ごす場所については、「自分の家（自分の部屋以外）」が 68.9%と最も多く、次いで「クラブ活動・部活動の場所」が 48.5%、「自分の部屋」が 46.2%となっています。（下図）

○所得区分別でみると、中央値以上の層では「塾や習いごとの場所」が 35.0%と他の層と比較して高く、貧困線未満の層では「クラブ活動・部活動の場所」が 33.3%と他の層と比較して低くなっています。

○放課後に一緒に過ごすことが多い相手は、「家の大人の人（親・祖父母・親せきなど）」が 61.0%と最も多く、次いで「兄弟・姉妹」が 50.0%、「クラブ活動・部活動の仲間」が 42.9%となっています。

○また、「1人でいる」については 25.5%となっており、所得区分別でみると貧困線未満の層で 37.5%と他の層と比較して高くなっています。（下表）

■放課後を過ごす場所（3つまで）（中学生調査のみ）



■放課後に「1人でいる」割合

	全体	世帯類型別		所得区分別		
		二人親	ひとり親	中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
1人でいる	25.5%	24.9%	28.4%	28.2%	18.5%	37.5%

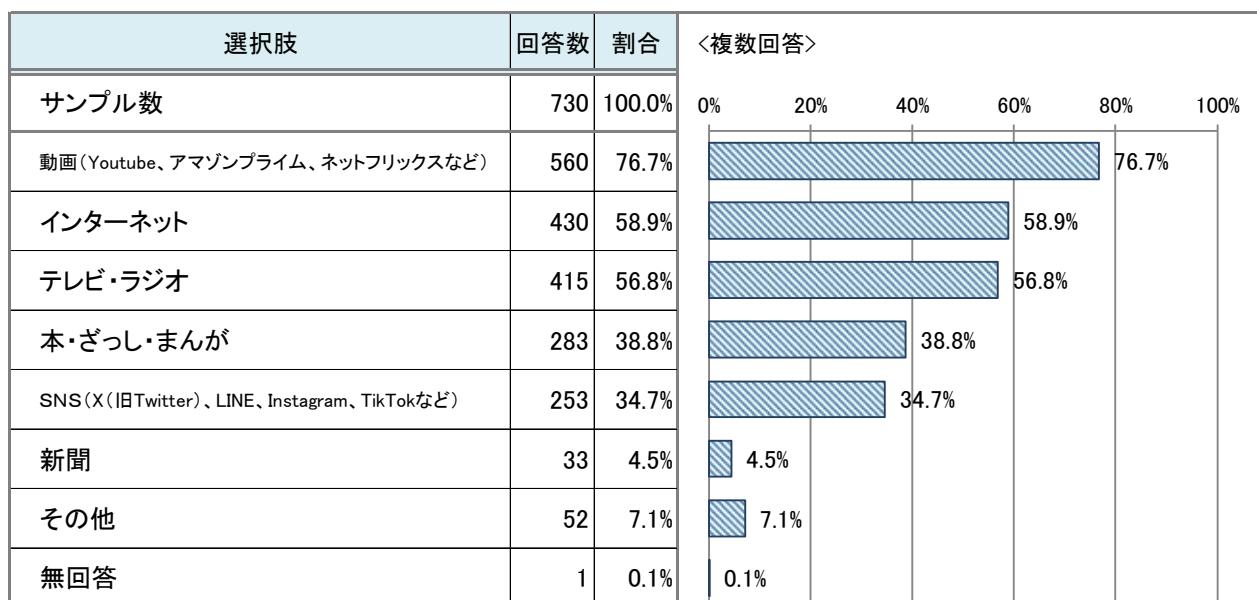
④ メディア利用について

○メディア利用の状況については、小学生・中学生ともに「動画（Youtube、Amazonプライム、ネットフリックスなど）」が最も多く、次いで「インターネット」が2位となっています。（下図）

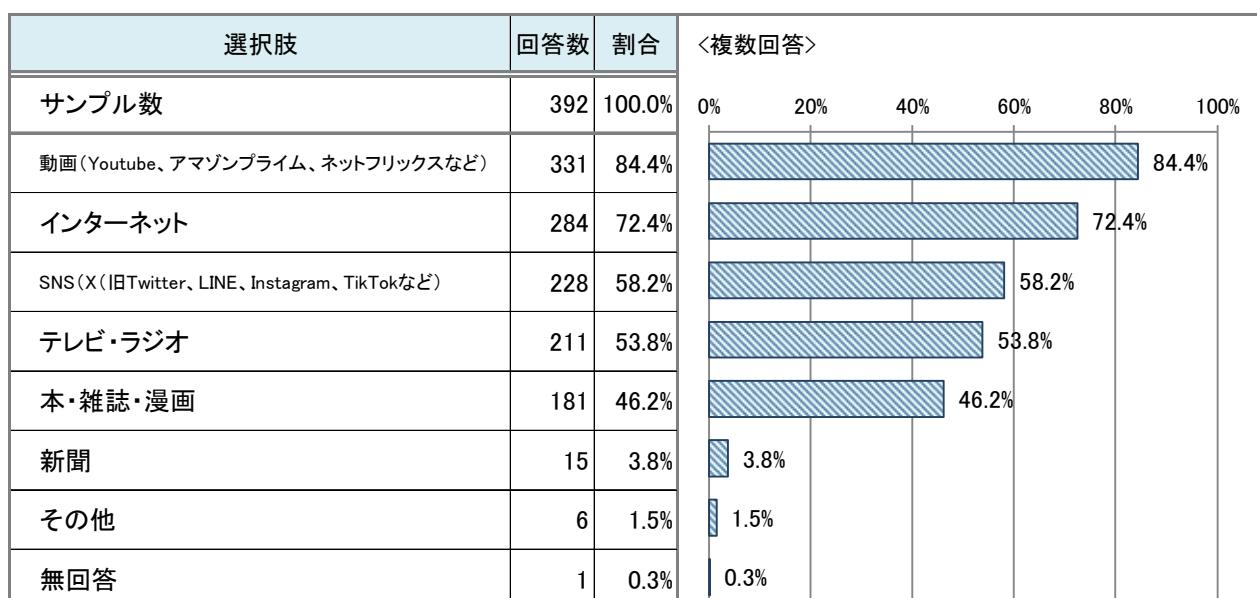
○中学生調査では、「SNS（X（旧Twitter）、LINE、Instagram、TikTokなど）」が58.2%と、小学生調査と比較して23.5ポイント高くなっています。（下図）

■ メディア利用の状況

小学生調査



中学生調査



- インターネット利用で何らかのトラブルに巻き込まれた経験の有無については、小学生調査では 6.4%が、中学生調査では 8.1%が何らかのトラブルにあった経験があると回答しています。内容としては、SNSやメールでの嫌がらせ、オンラインゲームでの課金トラブル、迷惑メールが上位となっています。
- インターネット利用によるトラブルについての相談相手は、小学生・中学生ともに「家族」が最も多く、次いで「友達」が 2 位となっています。
- また、「誰にも相談していない」が小学生で 25.5%（3 位）、中学生で 30.0%（同順 2 位）となっており、トラブルにあっても相談しないケースが一定数見られます。

⑤ 自分に関する考え方や悩みについて

- 自分に関する考えについては、小学生・中学生ともに「好き」が約 4 割（小学生：40.8%、中学生 40.6%）、「どちらでもない」が 1 割弱、「どちらでもない」が約 5 割となっています。
- 家族や周りの大人に自分が大切にされていると思うかについては、小学生・中学生ともに「大切にされている」が約 9 割（小学生：88.2%、中学生 87.2%）、「大切にされていない」が約 1%、「どちらでもない」が約 1 割となっています。
- 現在の悩みについて、悩みの内容をみると、小学生・中学生ともに勉強が上位となっているほか、小学生では友達や自分のことが上位であるのに対し、中学生では受験や将来といった将来的な課題が上位となっています。（下表）
- 「悩んでいることはない」の割合をみると小学生では 42.6%（1 位）、中学生では 26.5%（4 位）となっており、中学生は何らかの悩みをもっている割合が高いことがうかがえます。
- 世帯類型別でみると、小学生・中学生ともにひとり親家庭で「勉強のこと」の割合が、二人親家庭では「悩んでいることはない」の割合が、それぞれ他の世帯類型と比較して高くなっています。
- 悩みの相談相手については、小学生・中学生ともに「親」が最も多く、次いで「学校の友達」が 2 位、「兄弟・姉妹」と「学校の先生」が 3 位、4 位となっています。また、「誰にも相談できない、したくない」の割合が小学生・中学生ともに約 1 割（小学生：11.4%、中学生 10.2%）となっています。

■現在悩んでいること（上位 3 項目）

	小学生調査	中学生調査
悩んでいる内容 1 位	友達のこと 19.7%	勉強のこと 38.8%
悩んでいる内容 2 位	勉強のこと 19.6%	受験、進路のこと 31.4%
悩んでいる内容 3 位	自分のこと 18.5%	将来のこと 29.6%
悩んでいることはない	42.6%	26.5%

⑥ 勉強について

- 平日の勉強時間については、小学生・中学生ともに「1時間以上2時間より少ない」が最も多く、次いで「30分以上1時間より少ない」が2位となっています。
- 所得区分別でみると、小学生・中学生ともに所得が高い層ほど「まったくしない」の割合が少なく、勉強時間が長い傾向にあります。
- 授業の理解度については、小学生調査では「いつもわかる」が24.0%、「だいたいわかる」が43.6%、「教科によってはわからないことがある」が26.4%、中学生調査では「いつもわかる」が16.1%、「だいたいわかる」が40.3%、「教科によってはわからないことがある」が36.5%となっており、中学生では「教科によってはわからないことがある」割合が小学生よりも10.1ポイント高くなっています。(下表)
- 所得区分別でみると、小学生・中学生ともに所得が高い層ほど「いつもわかる」の割合が高くなっています。
- 子どもが授業でわからないことを教えてもらっている相手は、小学生保護者・中学生保護者ともに「親や兄弟・姉妹(きょうだい)などの家族」が最も多くなっています。
- 小学生保護者調査と中学生保護者調査を比較すると、「親や兄弟・姉妹(きょうだい)などの家族」が中学生になると25.2ポイント減少し、「塾(家庭教師を含む)の先生」が11.5ポイント増加しています。

■授業の理解度

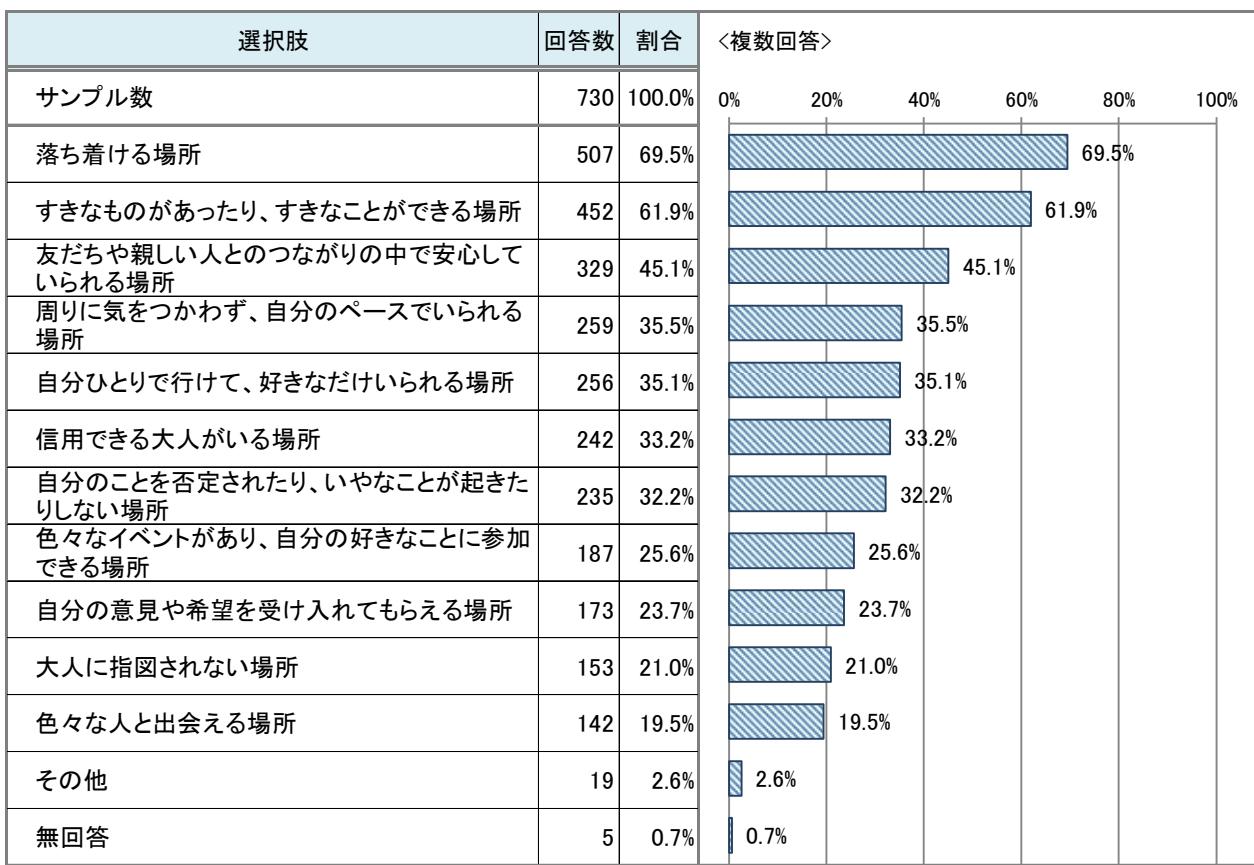
	いつも わかる	だいたい わかる	教科によっ てはわから ないことが ある	わから ない こと が 多 い	ほとん ど わから ない	無回答
小学生調査	24.0%	43.6%	26.4%	4.1%	1.6%	0.3%
中学生調査	16.1%	40.3%	36.5%	3.8%	2.8%	0.5%

⑦ 居場所について

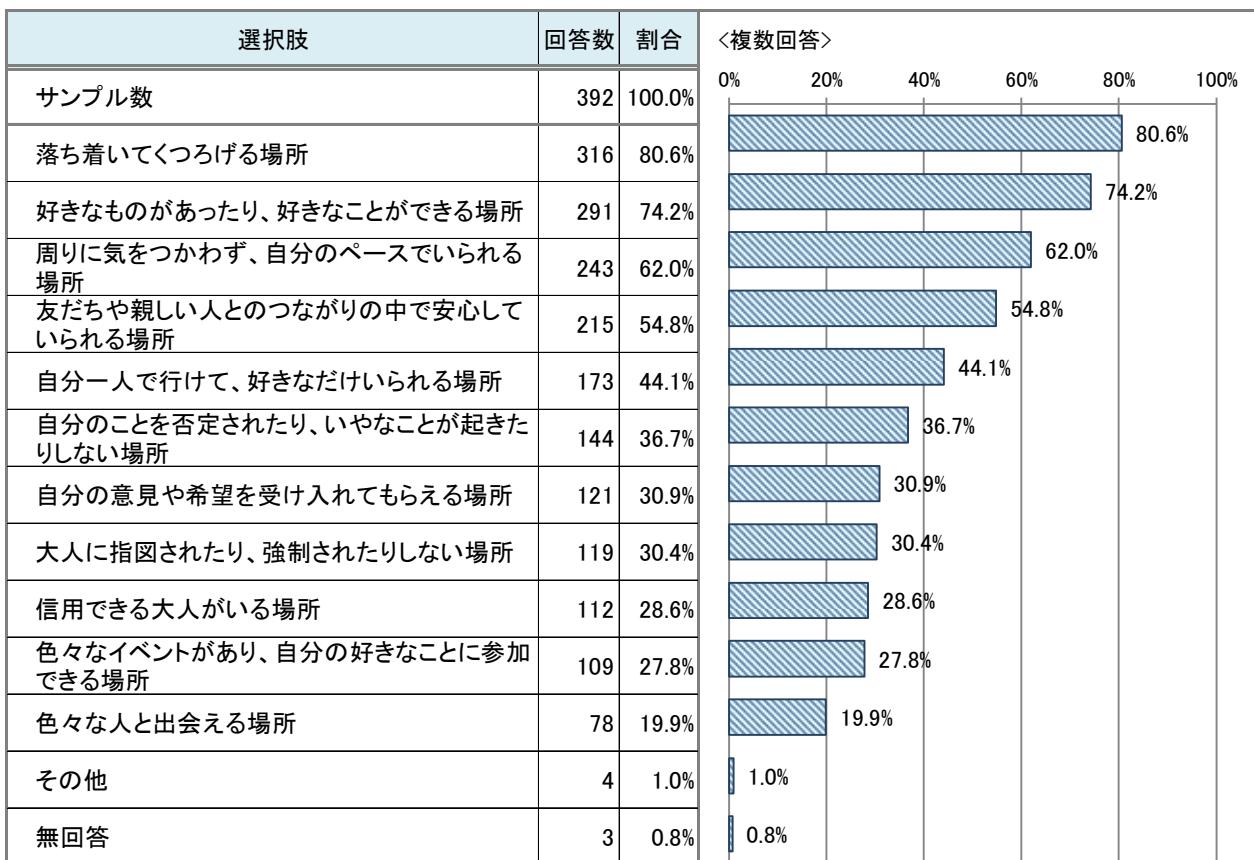
- 居場所だと感じる場所については、小学生・中学生ともに「落ち着ける場所」が最も多く、次いで「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が2位となっています。また、3位は小学生調査では「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」、中学生調査では「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」となっています。(次ページ図)
- 具体的な場所としては、小学生・中学生ともに「自分の家(自分の部屋以外)」が最も多く、次いで「自分の部屋」が2位となっています。また、3位は小学生調査では「学校(教室・図書室など)」、中学生調査では「クラブ活動・部活動の場所」となっています。

■居場所だと感じる場所

小学生調査



中学生調査



○子どものための場所の利用状況について「使ったことがある」の割合をみると、「①ごはんを無料か安くで食べることができる場所（子ども食堂など）」が小学生調査で 27. 5%、中学生調査で 18. 9%とそれぞれ①～③の中で最も高くなっています。他の②、③は 1 割未満となっています。（下表）

○①～③のうち 1 個以上使ったことがある人の割合は、小学生調査では 32. 2%、中学生調査では 24. 7% となっています。（下表）

○利用した感想は、小学生・中学生ともに「特に変化はない」が最も多く（小学生 30. 2%、中学生：38. 1%）、小学生調査では「友達が増えた」が 2 位、「生活の中で楽しみなことが増えた」が 3 位、中学生調査では「栄養のある食事をとれることができた」が 2 位、「生活の中で楽しみなことが増えた」と「勉強する時間が増えた」が 3 位となっています。

■子どものための場所の利用状況

	小学生調査		中学生調査	
	使ったことがある	使ったことはないがあれば使ってみたい	使ったことがある	使ったことはないがあれば使ってみたい
①ごはんを無料か安くで食べることができる場所（子ども食堂など）	27. 5%	30. 1%	18. 9%	23. 0%
②勉強を無料でみてくれる場所	5. 8%	31. 4%	4. 1%	29. 3%
③家や学校以外で何でも相談できる場所	4. 8%	20. 4%	3. 8%	15. 8%
①～③のうち 1 個以上使ったことがある人の割合	32. 2%		24. 7%	

⑧ 将来について

○将来の夢や目標がある人の割合についてみると、小学生調査では 84. 4% であるのに対し中学生調査では 67. 9% と 16. 5 ポイント減少しており、成長するにつれて進路に関する考えが変化していることがうかがえます。（下表）

○将来薩摩川内市で生活したい人の割合（小学生：42. 6%、中学生 24. 5%）、将来薩摩川内市で働きたい人の割合（小学生 33. 2%、中学生 17. 3%）ともに小学生調査より中学生調査が 15～18 ポイント程度下回っています。（下表）

■将来に対する考え方

	小学生調査	中学生調査
将来の夢や目標がある人の割合	84. 4%	67. 9%
将来結婚したい人の割合	43. 6%	45. 9%
将来こどもを持ちたい人の割合	57. 9%	44. 1%
将来薩摩川内市で生活したい人の割合	42. 6%	24. 5%
将来薩摩川内市で働きたい人の割合	33. 2%	17. 3%

⑨ 経済的な状況について（保護者調査）

○経済的な理由で経験したことについては、小学生保護者・中学生保護者ともに貧困線未満の層で特に高くなっています。（下表）

■過去一年間に経済的な理由で経験したこと

小学生保護者調査

	回答者全体	所得区分別		
		中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
①食料品が買えなかった	10.2%	4.2%	11.3%	23.9%
②家族が必要とする衣服が買えなかった	11.8%	4.8%	12.0%	30.5%
③電気料金が払えなかった	4.0%	2.1%	3.6%	15.2%
④ガス料金が払えなかった	2.7%	0.0%	3.0%	15.2%
⑤水道料金が払えなかった	3.5%	0.5%	3.6%	17.4%

※①、②については「よくあった」「ときどきあった」の合計、③～⑤については経験の有無のみ

中学生保護者調査

	回答者全体	所得区分別		
		中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
①食料品が買えなかった	13.8%	4.6%	20.7%	44.4%
②家族が必要とする衣服が買えなかった	13.9%	6.1%	19.0%	38.9%
③電気料金が払えなかった	5.8%	3.6%	4.8%	19.4%
④ガス料金が払えなかった	4.0%	1.0%	4.0%	13.9%
⑤水道料金が払えなかった	4.3%	2.0%	4.0%	11.1%

⑩ 生活の満足度

○生活の満足度を「0点」～「10点」の点数で評価していただき、その平均点を算出しました。
 ○その結果、小学生は7.76点、中学生は7.50点とともに7点台後半、小学生保護者は6.25点、中学生保護者は6.26点とともに6.2点台となっています。（下表）

■生活の満足度の平均点

	全体	世帯類型別		所得区分別		
		二人親家庭	ひとり親家庭	中央値以上	中央値未満 貧困線以上	貧困線未満
小学生調査	7.76点	8.12点	7.86点	8.14点	8.07点	8.27点
中学生調査	7.50点	7.50点	7.44点	8.08点	6.87点	6.65点
小学生保護者調査	6.25点	6.30点	5.87点	6.67点	6.10点	5.09点
中学生保護者調査	6.26点	6.34点	5.66点	6.84点	5.68点	5.19点

⑪ 子どもの権利について

○子どもの権利の認知度については「名前も内容も知っている」が小学生調査で29.3%、中学生調査で38.0%、小学生保護者調査で32.6%、中学生保護者調査で30.0%となっています。(下表)

○意見を伝えやすいと思う方法については、小学生・中学生ともに「インターネットのアンケートに答える」が最も多く、次いで「自分の学校で対面で伝える」、「メールで伝える」の順となっています。(下表)

○意見を伝えやすくする工夫については、小学生・中学生ともに「自分の名前など誰かに知られずに伝えることができる」が最も多く、次いで「意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる」が2位となっており、小学生調査では「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が、中学生調査では「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が、それぞれ3位となっています。(下表)

○子どもの権利で重要だと思うことについては、小学生保護者・中学生保護者ともに「暴力や言葉で傷つけないこと」が6割台と特に高くなっています。次いで「自分の考えを自由に言えること」が2位、小学生保護者調査では「家族が仲良く一緒に過ごす時間を持つこと」が、中学生保護者調査では「人と違う自分らしさが認められること」が、それぞれ3位となっています。

■子どもの権利の認知度

	小学生調査	中学生調査	小学生保護者調査	中学生保護者調査
名前も内容も知っている	29.3%	38.0%	32.6%	30.0%
名前は知っているが内容は知らない	31.8%	39.8%	44.8%	43.6%

■意見を伝えやすいと思う方法

	小学生調査	中学生調査
1位	インターネットのアンケートに答える 18.8%	インターネットのアンケートに答える 31.9%
2位	自分の学校で対面で伝える 15.3%	自分の学校で対面で伝える 16.3%
3位	メールで伝える 14.0%	メールで伝える 14.3%
伝えたい意見はない	51.2%	47.2%

■意見を伝えやすくする工夫

	小学生調査	中学生調査
1位	自分の名前などだれかに知られずに伝えることができる 36.2%	自分の名前など誰かに知られずに伝えることができる 51.5%
2位	意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる 25.8%	意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる 26.3%
3位	伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる 18.2%	伝えた意見がどのように扱われるかがわかる 23.7%

⑫ こどもまんなか社会とこども施策について

- こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うかについては、「向かっている」と「どちらかというと向かっている」の合計が小学生保護者で 18.8%、中学生保護者で 22.2%となっています。また、「わからない」が小学生保護者・中学生保護者ともに最も多くなっています（※同順 1 位を含む。）。
- こどもまんなか社会の実現のために重要なことについては、小学生保護者・中学生保護者ともに「子どもの教育等学習支援が受けられること」、「経済的支援の充実」の 2 項目が上位 1 ~ 2 位となっており、小学生保護者調査では「こどもだけで安心して遊べる場所づくり」が、中学生保護者調査では「安心してこどもが医療機関にかかる体制の整備」が、それぞれ 3 位となっています。
- 世帯類型別でみると、小学生保護者調査で「子どもの教育等学習支援が受けられること」が二人親家庭で 37.3%、ひとり親家庭で 54.3% と、ひとり親家庭が 17.0 ポイント上回っています。

■こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うか

	小学生保護者調査	中学生保護者調査
向かっている	1.1%	0.5%
どちらかというと向かっている	17.7%	21.7%
どちらかというと向かっていない	29.7%	28.0%
向かっていない	21.3%	19.6%
わからない	29.7%	29.7%
無回答	0.4%	0.5%

■こどもまんなか社会の実現のために重要なこと

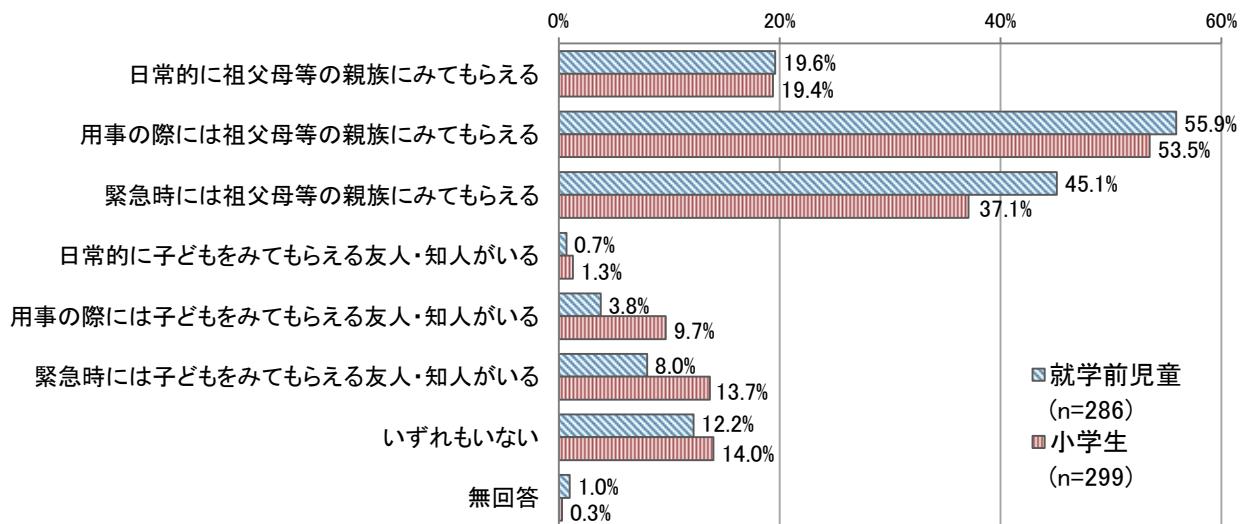
	小学生保護者調査	中学生保護者調査
1 位	経済的支援の充実 40.8%	子どもの教育等学習支援が受けられるこ と 52.4%
2 位	子どもの教育等学習支援が受けられるこ と 39.2%	経済的支援の充実 44.6%
3 位	こどもだけで安心して遊べる場所づくり 35.3%	安心してこどもが医療機関にかかる体 制の整備 38.3%
4 位	残業時間の短縮や休暇の取得促進等につ いての企業への働きかけ 32.4%	残業時間の短縮や休暇の取得促進等につ いての企業への働きかけ 34.0%
5 位	子育て中の保護者がリフレッシュできる 支援の充実 29.3%	子育て中の保護者がリフレッシュできる 支援の充実 30.5%

(6) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和6年度実施保護者アンケート調査）

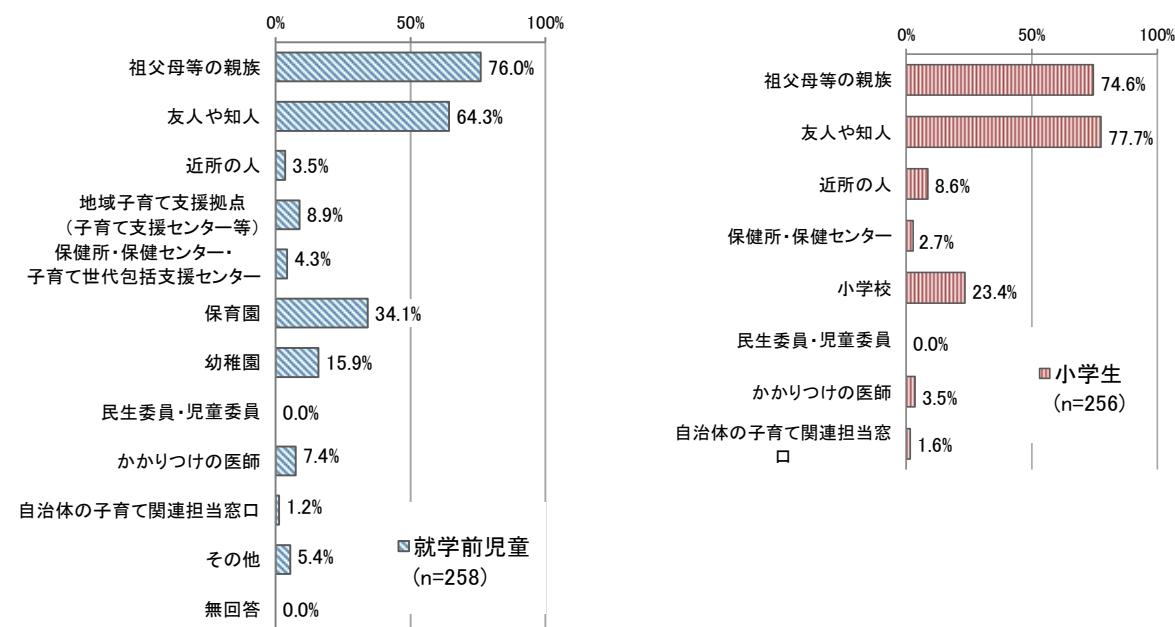
① 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

- 子どもをみてもらえる親族・知人については、就学前児童、小学生ともに「用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く5割を超えています。次いで「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。（下図）
- また、就学前児童、小学生ともに約1割が「いずれもない」と回答しています。（下図）
- 相談できる人や場所が「いる/ある」と回答した人の割合は、就学前児童で90.2%、小学生で85.6%となっています。
- 就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」が7割を超えています。また、小学生では「友人や知人」が77.7%と最も高くなっています。（下図）

■子どもを見てももらえる親族・知人の有無（就学前児童、小学生）



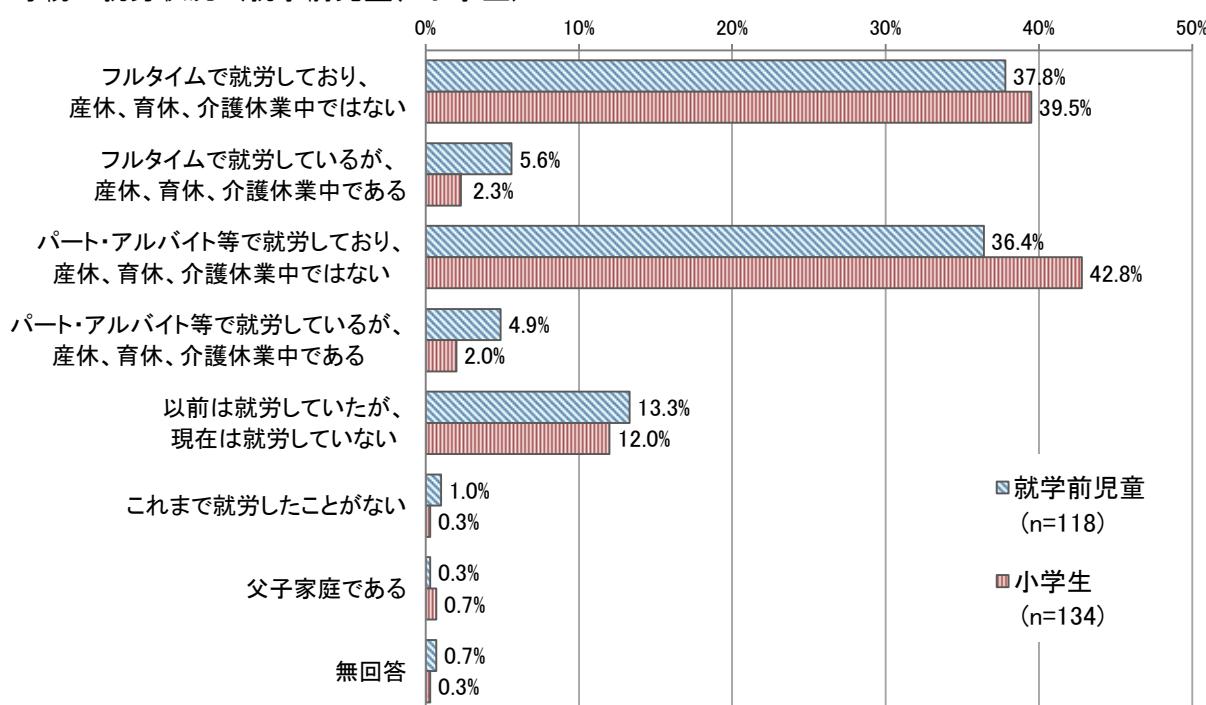
■子育てに関する相談先（就学前児童、小学生）



② 母親の就労状況

- 母親の就労状況については、就学前児童は、「フルタイムで就労しており、産休、育休、介護休業中ではない」が37.8%、小学生は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休、育休、介護休業中ではない」が42.8%とそれぞれ最も高くなっています。(下図)
- 就学前児童、小学生ともに、就労していない割合は1割程度となっています。(下図)
- パートタイム・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望については、就学前児童、小学生ともに「パート・アルバイト等の就労を「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が約6割と最も多い、次いで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が3割弱となっています。
- 現在就労していない母親の就労意向については、「子どもを預かってくれるところがあれば、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は4割「1年より先に就労したい」と「子どもを預かってくれるところがあれば、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就学前児童、小学生とも約7割となっています。

■母親の就労状況（就学前児童、小学生）

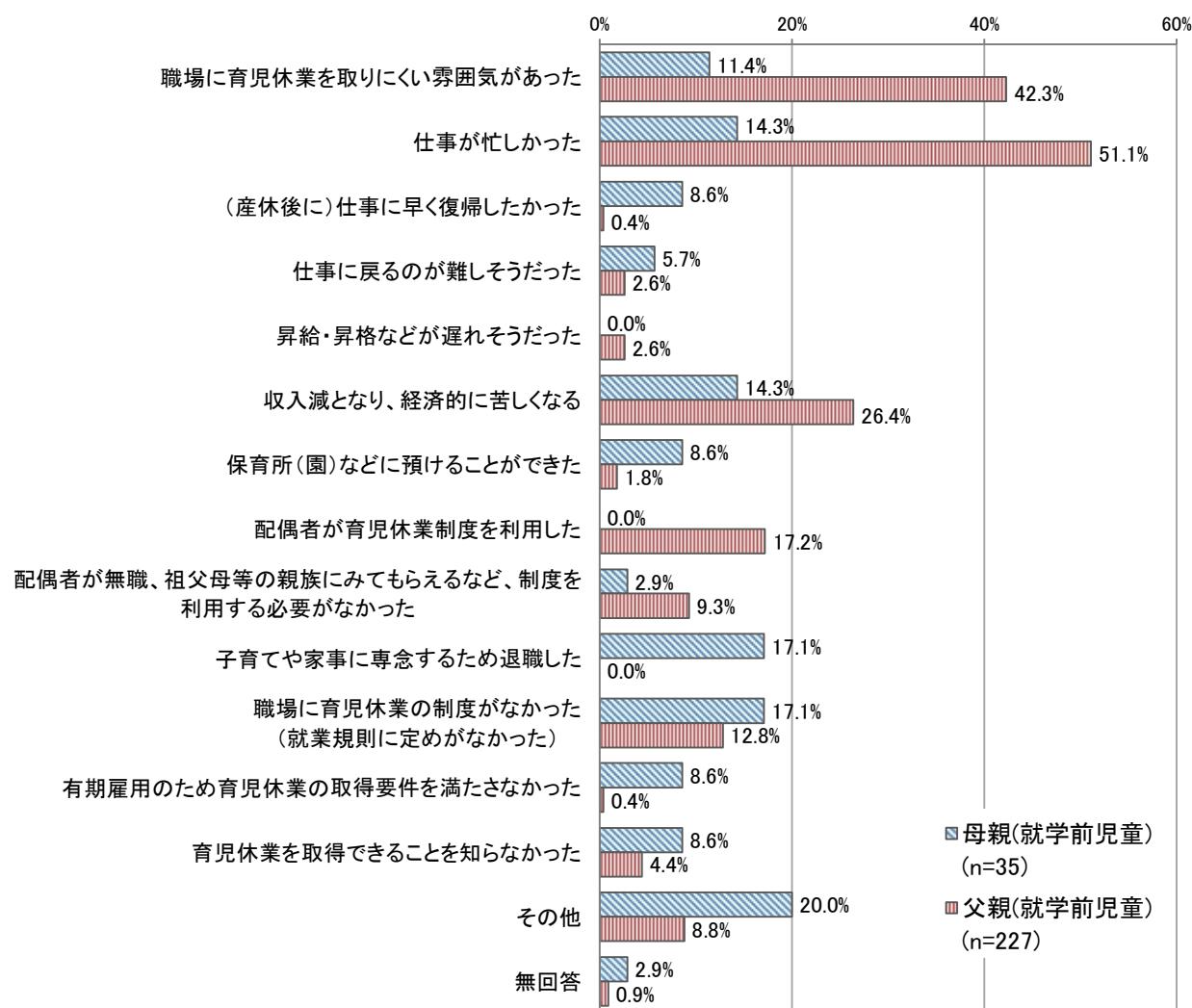


③ 育児休業の取得状況

○育児休業の取得状況については、「1年より先に就労したい」と「子どもを預かってくれるところがあれば、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就学前児童、小学生とも約7割となっています。

○育児休業を取得していない理由については、母親は、「その他」以外では「子育てや家事に専念するため退職した」と「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が同数で17.1%と最も多くなっており、父親は「仕事が忙しかった」が51.1%と最も多くなっています。また、父親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答した割合が4割を超えていました。

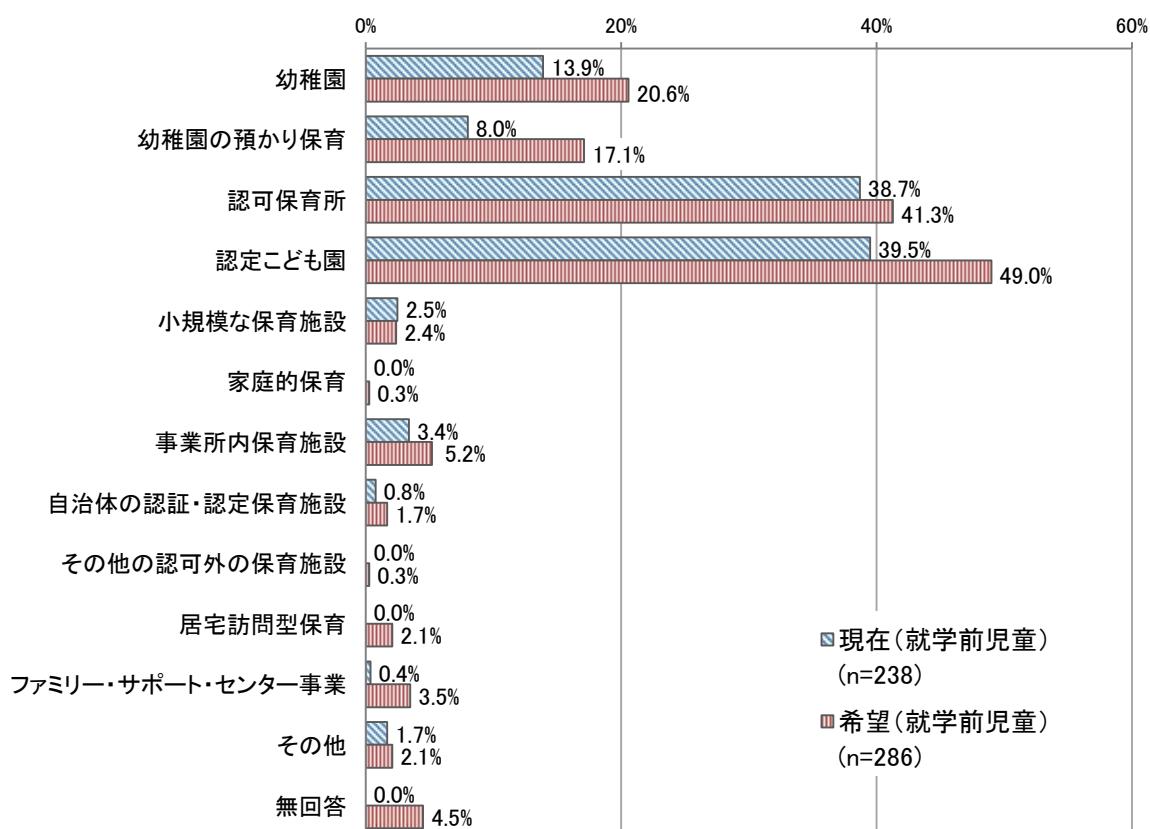
■育児休業を取得していない理由（就学前児童）



⑤ 定期的な教育・保育の利用状況

- 定期的な教育・保育の利用の有無については、「利用している」が83.2%で、「利用していない」が15.7%となっています。
- 平日の定期的な教育・保育事業の利用については、現在の現在の利用状況と今後の利用希望とも、「認定こども園」が最も高く、次いで「認可保育所」となっています。また、「幼稚園の預かり保育」は、今後の利用希望が現在の利用状況に比べて大きく上回っています。(下図)
- 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため大きくなったら利用しようと考えている」が40.0%と最も高く、次いで「その他」が20.0%、「利用したいが、事業利用要件(就労要件等)に当てはまらない」が17.8%となっています。
- 利用し始めたい時の子どもの年齢については、44.4%が「3歳」と回答しています。

■平日の定期的な教育・保育事業の現在の利用状況と今後の利用希望



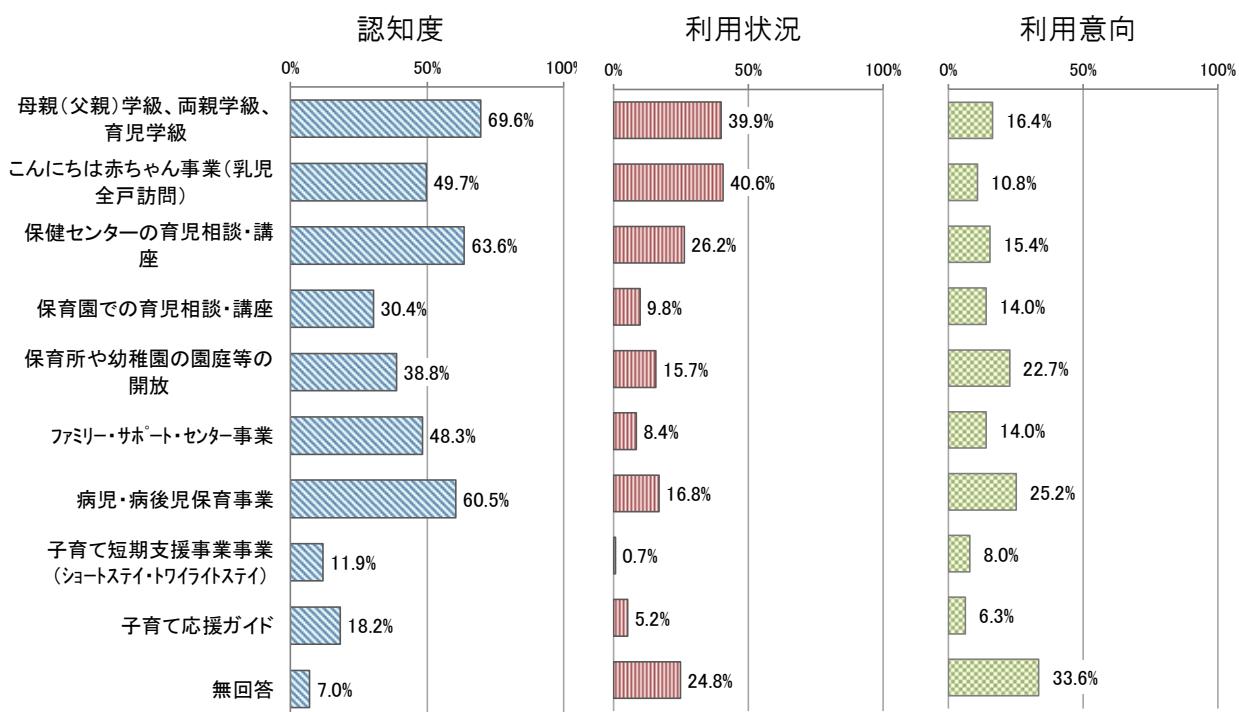
⑥ 子育て支援事業等の利用状況

- 地域子育て支援センターの利用の有無については、「利用している」が9.1%で、「利用していない」が88.1%となっています。
- 地域子育て支援センターの今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が19.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が5.2%と、約25%が新規利用ないし利用回数の増加を希望しています。

○薩摩川内市の子育て支援事業等の認知度は、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「保健センターの育児相談・講座」、「病児・病後児保育事業」が6割台となっているほか、「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」と「子育て応援ガイド」以外の4つの事業で3～4割をとっています。（下図）

○利用状況については、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問）」が約4割と多くなっていますが、利用意向では「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「病児・病後児保育事業」がほかの事業に比べて高くなっています。（下図）

■薩摩川内市の子育て支援事業等の認知度・利用状況・利用意向



⑦ 病児・病後児保育の利用

○病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったり小学校を休んだ経験については、就学前児童、小学生ともに「あった」が8割台となっています。

○その際の対応については、就学前児童では「母親が休んだ」が90.5%、「父親が休んだ」が32.8%、小学生では「母親が休んだ」が77.1%、「父親が休んだ」が17.7%となっています。また、小学生では「仕方なく子どもだけで留守番させた」について15.0%となっています。

○母親もしくは父親が休んだ保護者の、病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で41.9%、小学生で20.1%となっています。

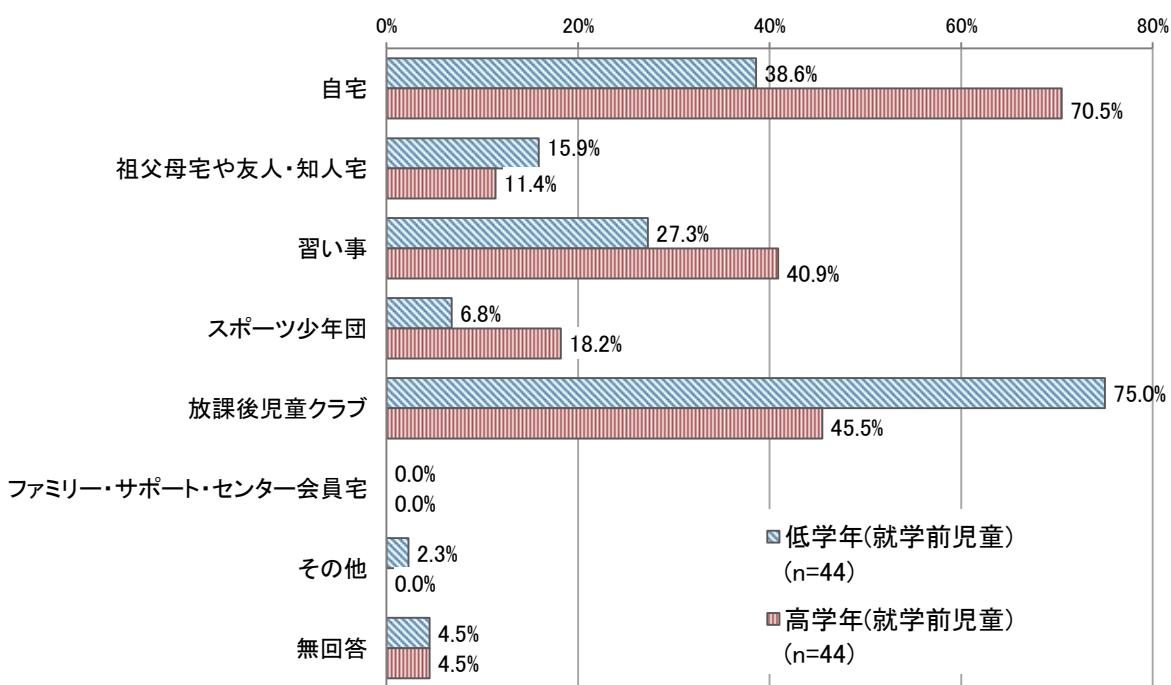
■ 病児・病後児保育の利用意向

	就学前児童	小学生
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	41.9%	20.1%

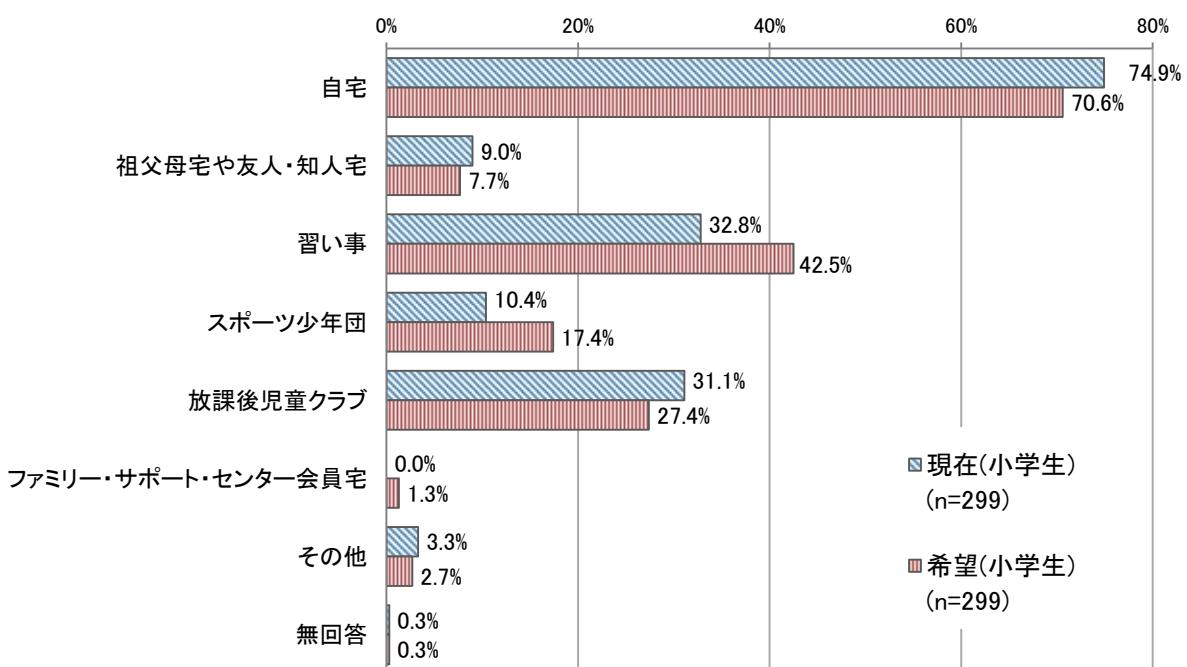
⑧ 放課後の過ごし方

- 就学前児童の小学校就学後の希望は、低学年では「放課後児童クラブ」が75.0%と最も多く、高学年では「自宅」が70.5%と最も多くなっています。
- 小学生は、現在の状況と今後の希望ともに「自宅」が最も多く7割を超えており、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」となっています。

■就学前児童の小学校就学後の希望する放課後の過ごし方（低学年時、高学年時）



■小学生の現在の放課後の過ごし方と希望する放課後の過ごし方



7. ワークショップ・意見交換会等結果

こども計画の策定にあたり、「こども基本法」において、こども・若者の意見表明の機会の確保や意見の尊重、こども施策への意見の反映が求められていることを踏まえ、こども・若者の意見を聴取し、計画や施策へ反映することを目的としてワークショップを実施しました。

また、昨今、こどもを取り巻く犯罪や事故が後を絶たないことから、「こども・若者を犯罪や事故から守る取組み」をテーマとしてこども・若者関係者意見交換会を、また、「こども・若者の居場所」等をテーマとして子育て当事者を中心とした子育て当事者等座談会を開催しました。

(1) 中学生ワークショップ

■ 実施概要

対象	中学校及び義務教育学校 6校
日時	8月2日（土） 10時～12時
会場	① 薩摩川内市役所 本庁 601会議室 ② 里市民サービスセンター（甑島）
参加者	① 本土の中学生 11名（2グループ） ② 镰島の中学生 3名（1グループ）
備考	市役所本庁と甑島の2会場をテレビ会議システムでつなぎ開催

■ 意見の内容

子どもの権利に関しては、親や大人による子どもの意見の尊重、安心して利用できる医療制度や相談窓口など、「安心」と「尊重」が求められており、安心して生活するための環境整備や直接子どもと接する大人の関わり方を変えていくための意識改革等が課題となる。

子ども・若者の居場所に関しては、遊び場、学習スペース、食堂といった具体的な施設と、ひとりになつたり交流するための場所など、心理的な安心感を得たり、社会性を育む場の両方が求められている。

子ども・若者にとって住み続けたいまちにするために、店舗、娯楽施設、教育関連施設など様々な施設が求められているほか、住居、職業といった移住・定住の上で重要とされる事項や外部との交流、交通アクセスが求められており、単に生活するだけでなく様々な活動ができる場づくりが課題となる。

グループA：「子どもの権利について（思いつくことは？）」

【医療】

- ・ こどもが安心して病気やケガを治せる環境や場所を作る。
- ・ ケガ・体調不良時には自分の判断で帰宅できる。
- ・ 必要なら十分な医療を金額に関係なく受けられる。
- ・ 近くに病院が必要
- ・ どこに病院があるか、どこで必要な治療や処置を受けられる等の情報が手に入れやすい。

【選択】

- ・親だからといって勝手に子どもの情報を管理せず、話し合って決める制度
- ・行く高校を選べない子どもがいる。
- ・子どもが拒否していることを強制しようとしない。
- ・何か意見を述べる機会を与える。
- ・空想なども親が否定すべきではない。

【差別】

- ・持久走は体力向上につながるが同時に順番がつく。
- ・学校内や家の中でも、差別のような言葉を使われたり、自分のことを言い出しにくい雰囲気がある。
- ・差別されない、搾取されないためのもの
- ・男女差別が目立つ。
- ・周りの個性を否定しない。
- ・大人にもこどもにも、障害についての理解をもっと広める。
- ・障害がある人が安心できる場所を増やす。

【相談】

- ・いじめを受けた側だけでなく、いじめをした側にもカウンセリングをした方がよい。
- ・いじめアンケート等で名前を明かされるようなことがなくなって欲しい。
- ・相談した際に匿名性を守って欲しい。
- ・相談した際に周りに話を広げてほしくない。
- ・相談しやすい窓口がもっとあった方がよい。
- ・学校や親以外で相談できる場所が欲しい。
- ・電話よりメッセージの方が相談しやすい。
- ・こども同士の差別よりも大人がこどもを差別することが多いように感じる。差別について大人にも啓発した方がよい。

【地域】

- ・子どもが誘拐されたりすることが少なくなるように、見守りやパトロールを増やした方がよい。
- ・薩摩川内市に遊べる場所をもっと増やしてほしい。
- ・異文化に触れたり様々なイベントに参加したりする機会が欲しい。

【その他】

- ・子どもたちが自由に学び、考える力を身に付けるための場所
- ・子どもたちが成人するまで子どもたちを守るための仕組み

グループB：「こども・若者の居場所について（心地よい場所ってどこ？）」

【遊び場】

- ・友だちと遊べる場所（家の近く。長期休みでもクラスの友だちと会える場所 等）
- ・公園が欲しい。（小さい子どもと中学生を分けないとケガにつながる。小学校高学年や中学生が使いやすい公園が欲しい。運動できる場所が欲しい。ボール遊びができる場所が欲しい。 等）
- ・いつでも利用できる競技場が欲しい。
- ・他校との交流（ドッジボール大会など。コミュニケーションをとる練習になる。）
- ・好きな時に好きなことができる場所
- ・周りが整っていて綺麗で広い場所

- ・親の同伴無しで中学生だけで利用できる商業施設
- ・セントピアなどのスペースを増やす。

【学習施設】

- ・学習スペースを増やす。（集中できる場所。無料で利用できる場所。保護者の送迎が必要ない中学生向けの場所。分からぬ問題を聞きあえる話をしながら学習できる場所。学校を休みがちな子どもが自由に学習できる場所）
- ・学校内にフリースペースのような場所があればよい。
- ・1か所に機能が集約されていて、様々な体験をすることができる施設が欲しい。

【食事関連の施設】

- ・地域食堂（子ども食堂）を増やす。
- ・朝ごはん（おにぎり）の提供
- ・キッズカフェが欲しい。
- ・キッチンカー（多くのキッチンカーが集まる場所。子ども食堂に行くことができない子どもたちにお弁当を配布できるキッチンカー）

【相談できる場所】

- ・インターネット上の相談できる場所
- ・学校のタブレットにも相談窓口のアプリを入れることで、気軽に相談ができるようになると思う。
- ・小さなことでも気軽に相談ができる場所が欲しい。
- ・難病や病気の子どもが、病院以外の場所に行って気分転換ができる場所

【一人になれる場所】

- ・一人でいられる場所が欲しい。（勉強・読書など集中できる場所。自分だけの時間を作ることができる場所。人との関係を程よく持てる場所）

【色々な施設】

- ・過ごしやすい場所（行くことのハードルが低い場所。小さい子どもや中学生・高校生も安全に過ごせる場所）
- ・地域と関わる場所
- ・家の代わりに学校が終わった後過ごせる場所
- ・屋内で人と交流ができる場所
- ・特定の目的ではなく、何でもできるスペース
- ・LGBTQ+などを学べる場所
- ・自然あふれる場所

【その他】

- ・バスを増やしてほしい。

グループC 「子ども・若者にとって住み続けたいまちとは？（薩摩川内市をどうしたい？）」

【交流】

- ・他島の中学校と直接交流したい。
- ・他の地域の人との交流（中学生交換。東京などの都会の人と交流する。）
- ・地域の大人との交流（島ならではの行事を増やす。地域行事が復活して欲しい。里ことばの教室をやって欲しい。）

【施設】

- ・お店をつくる。(お店の営業時間を長くする。コンビニを作る。日用品をもっと買いやすくする。)
- ・施設が欲しい。(映画館。遊園地。ファストフード店)
- ・塾や自主学習ができる場所が欲しい。
- ・山を使って何かを作つて欲しい。
- ・保育園を給食にする。
- ・子育てをする時に子育ての先輩から色々アドバイスを受けたり相談できる場所が欲しい。
- ・お年寄りと子どもが触れ合える場が欲しい。
- ・病院の診療科を増やす。
- ・津波の際の避難タワーをつくる。

【家】

- ・空き家をリフォームする。
- ・移住キャンペーンを実施する。
- ・子どもがいるのために教職員住宅を広く、きれいにする。
- ・和と洋を取り入れた住宅を作る。

【島と本土のアクセス】

- ・フェリーの利便性を良くしてほしい。(便を増やす。食堂を作る。wi-fi が欲しい。)
- ・島と本土を橋でつなげてほしい。

【仕事・産業】

- ・離島手当など給料を増やす。
- ・外国の方を多く雇う。
- ・仕事の種類を増やす。(専門的な仕事を増やす。中学校でも魚の放流をする。)
- ・教育を豊かにする。(学校ごとにALTの先生をつける。教育を豊かにする。)

(2) こども・若者ワークショップ

■実施概要

対象	高等学校4校、専門学校1校、大学1校
日時	8月2日（土） 14時～16時
会場	薩摩川内市役所 本庁 601会議室
参加者	高校生・大学生等 12名

■意見の内容

薩摩川内市で就職したい人を増やすために、情報の周知・体験機会の創出といったマッチング機会の確保と、企業誘致・起業支援等新規雇用の開拓、職場へのアクセスや給与面といった就労環境の向上が意見として挙げられている。総じて、全体的な労働環境の改善を図るとともに、雇用の選択肢を増やし、自分にあった職場で働く環境づくりが求められている。

結婚しやすい環境については、前提として経済的な基盤確保が挙げられ、その上で出会いの場など結婚に向けた意識づくりや活動ができる環境づくりが求められている。今後結婚するにあたり、自治体や地域のサポート、治安といった情報が安心感につながる。

若者にとって理想の薩摩川内市像としては、交通面の改善、空き家等の再利用など地域全体のインフラ整備とあわせて、若者の就労環境の向上、こども・若者の娯楽の場など特に若年層に特化した施策が求められている。特に、娯楽・こどもに関する意見が多く出されており、こども・若者が楽しめるまちが求められている。

グループA 「薩摩川内市で就職するには？」

【情報の周知】

- ・企業に関する情報発信（どのような企業がどのような分野で募集しているのかを高校生・大学生に発信する。どの地域にどのような分野の企業があるのかを知りたい。薩摩川内市の企業リストのようなパンフレットを学生に定期的に配布する。他企業と比べやすく利便性が高い。）
- ・薩摩川内市の魅力や行事、行っている支援などをまとめたパンフレットを高校生や大学生に配布する。
- ・給料、補助金、支援金などの具体的な金額が知りたい。
- ・薩摩川内市で一人暮らしをする場合のイメージ像が欲しい。（スーパーや病院の場所・休日の過ごし方、具体的な費用などが分かるようにしてほしい。）
- ・薩摩川内市で求人をする企業が多くある。

【環境を整える】

- ・給料や収入源を良くする。（手取りを良くし、安定した暮らしを送れる環境にする。）
- ・こども、若者向けの娯楽施設を作る。
- ・職場内環境や公共の場といった、まずは薩摩川内市で安心して暮らせる環境作りをする。
- ・薩摩川内市の安全性

【雇用を増やす】

- ・新たな企業を作る支援制度が充実している。
- ・大手企業の誘致によって就職できる所を増やす。
- ・薩摩川内市の魅力を主とした企業がある。

【働きやすい環境】

- ・職場に近い集合住宅
- ・職場までのアクセス

【大都市から人を呼ぶ】

- ・東京、大阪、福岡などの大都市から薩摩川内市に来てもらい、空家などを貸してお試しで住んでもらったり、働いてもらったりする。
- ・大都市から観光に来てもらって、その人に移住してもらったり、住んでいた大都市で薩摩川内市の魅力を発信してもらう。

【体験できる機会をつくる】

- ・今から就職活動をする人に対して、企業や会社がお試しで働くみたいな機会を提供する。
- ・保育園なら、面接の前に園見学ができるか。
- ・職場の雰囲気を知るために、事前に見学してみたい。

【要望】

- ・車購入の補助がほしい。
- ・薩摩川内市の魅力に気づける職場があれば。

グループB：「結婚しやすい環境とは？」

【結婚のイメージにつながる環境】

- ・出会いがある。
- ・出会いの機会が多い。
- ・同年代が近くにいる。
- ・結婚観を話す場がある。
- ・周りに既婚者がたくさんいる。
- ・子育てのイメージが湧く。
- ・人口増加

【理想的な経済環境】

- ・ワークライフバランスが保てる勤務時間で働ける。
- ・給料が高い。（いい給料）
- ・企業数が多い。（働く場所がある）
- ・生活が安定している。
- ・一人で生活ができる収入がある。

(枠外)大型商業施設がある。薩摩川内市の都市化。薩摩川内市の活性化

【地域からのサポート】

- ・結婚後の子育て、仕事への支援に力を入れる。（例えば、職場と連動した保育園等を作る）
- ・保育園等の増加
- ・こどもの遊び場が多い。
- ・結婚後の保障
- ・サポートが充実している。

【地域への安心感】

- ・治安が良い。
- ・地域との関りが深い。
- ・こどもたちが遊ぶ姿を見る機会がある。

グループC 「若者にとって理想の薩摩川内市像とは？」

【交通】

- ・おれんじ鉄道を使うようなことをするイベント
- ・おれんじ鉄道の乗車率が少なくなってきた。
- ・マイクロバス
- ・交通面への見直しが必要
- ・電車のアクセスのしやすさ
- ・バスなどの便数が少しでも増えてほしい。
- ・公共交通機関の増加

【職業】

- ・若い時に結婚、妊娠、出産をしても、仕事に戻りやすい休みを取りやすい環境
- ・就職先が見つけやすい。
- ・就職先の拡大
- ・バイト代の時給を上げてほしい。

【娯楽・こども】

- ・ファッショニ、雑貨等の若者のニーズにあった店を増やしてほしい。
- ・イベントが開催できるドームがほしい。
- ・遊べる場所が限られている。(ボーリング場等の場所づくり)
- ・大型商業施設がほしい。
- ・娯楽施設がほしい。
- ・若者、こどもが訪れたいと思う観光スポット
- ・アミューズメントパークの開設
- ・若者、こども向けの音楽フェスなどの実施
- ・小さいこどもたちが遊べる場所をもっと増やす。(親がいなくても大丈夫な施設)
- ・川内駅にこどもが遊べる場所を。
- ・こどもたちが安心できる環境(例:家に一人にならないように)
- ・多子世帯への補助をしてほしい。
- ・補助金などが充実している。
- ・「川内川」をいかしたイベント(灯ろう流し等)

【費用】

- ・電気代などが高い。
- ・水道代の補償制度

【再利用】

- ・空家が多い。
- ・使われていない建物の活用(リフォームして別の用途で再利用)
- ・シャッター街をにぎやかに。

【その他】

- ・観光業を活発に。
- ・何もかもがインターネットになっているため、高齢者がついていけない。
- ・障がい者の人も住みやすいように。

(3) こども・若者関係者意見交換会

テーマ「こども・若者を犯罪や事故から守る取組み」

■実施概要

対象	市内のこども・若者の安全・防犯に関わる関係者
日時	8月29日（金） 10時～12時
会場	薩摩川内市役所 本庁 601会議室
参加者	<ul style="list-style-type: none">・薩摩川内警察署（生活安全刑事課職員 交通課職員）・薩摩川内地区防犯協会 事務局長・薩摩保護区保護司会 会長・薩摩川内市子ども会育成連絡協議会 会長職務代行者・北薩児童家庭支援センター 相談員・薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員・小学校 校長・中学校 校長・高校 教頭・認定こども園 園長

交通安全・交通事故とSNSなどスマートフォンの利用に関する2つの事項が主な課題として多くの参加者から挙げられた。

交通安全・交通事故については、下校時の交通安全対策が警察・学校・地域のそれぞれの関係者から課題として挙げられた。また、幼いこどもは交通ルールへの理解や安全確認が不十分である、1年生は通学路に不慣れである、自転車に乗る年齢になると自転車の事故が増えるといった年齢別の課題もあり、学校・家庭での更なる指導の充実や地域の見守り体制が重要となる。

SNSなどスマートフォン利用については、スマートフォン利用によるトラブル等が市内でも起きているほか、いわゆるスマホ中毒や家庭内でのルール作りに干渉することが困難な点が課題として挙げられた。一方で、IT利用により人と人がスムーズにつながりやすくなったりとのメリットとして、学校から保護者や関係者への通知をスマートフォンで行ってたり、LINEの相談窓口にこどもが自ら相談するケースがあることなどが挙げられた。

その他に、地域で見守りをする人がこども・保護者に安心感を持ってもらえるように周知することが重要という意見が複数の参加者から出され、具体的な取組みについても紹介があった。

(4) 子育て当事者等座談会

テーマ「こども・若者の居場所」ほか

■実施概要

対象	市内の子育て当事者及び子育て支援関係者
日時	8月29日（金） 14時～16時
会場	薩摩川内市役所 本庁 601会議室
参加者	<ul style="list-style-type: none">・中学生保護者・高校生保護者・専門学校学生・児童養護施設職員・子ども発達支援センター職員・スマイルルーム職員・スクールソーシャルワーカー・不登校の子を持つ保護者のサークル員・広域通信制高校職員・子ども食堂運営者・市社会福祉協議会職員

学校に行けるこどもだけではなく、不登校や障がい児等のこどももあり、それらのこどもにも安心できる居場所が必要となる。悩みやトラブルを抱えたこどもに対してどのように接するかが重要であり、こどもに何かを押し付けるのではなく、こどもを信頼して話し合い、こども自身の決定を尊重することが重要であるという意見が出された。

また、保護者・支援関係者の両方から、保護者も孤立したり課題を抱えることがあり、それによってこどもに辛く接したり、向き合う余裕がとれないケースがあるという指摘がなされた。

保護者自身のゆとりに関連して、経済的基盤の安定が必要であるという意見、実際に困ったときに相談窓口がわからなかったという意見があるとともに、子育てから解放されてリフレッシュできるよう、こどもを一時的に預かるといった取組みの事例が紹介された。

8. 今後の課題

◆人口・出生等に関する課題

- 本市の合計特殊出生率は、令和3年を除き、おおむね減少傾向にあり、令和4年は1.68となっています。(掲載：P16)
- 国・県と比較すると、上回っているものの、先進国が人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率2.07には達していない状態となっています。(掲載：P16)
- こども・若者調査では、少子化の原因について、「収入に対して、子どもの生活費や教育費が高いから」が51.9%と最も多く、次いで「子育て世代の収入が低いから」が47.5%となっています。また、既婚者の理想とする子どもの数より実際に持ちたい数が下回っている方のその理由としては、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が88.4%と最も多く、結婚と少子化の両方で、経済的な理由が上位に挙げられています。(掲載：P48)

◆婚姻・就労に関する課題

- 女性の労働力率をみると、30～34歳の層で一度労働力率が低下し、その上の年代で再度高くなる「M字カーブ」が見られ、結婚・出産を機に離職する女性が一定数いると見られます。
(掲載：P17)
- 婚姻数は、令和元年までは毎年400件台となっていましたが、令和2年以降は300件台となっており、結婚支援が求められます。(掲載：P14)
- 庁内からは、出産年齢の上昇による妊娠・出産リスクの増加、妊娠満11週までの妊娠届出率が全国平均を下回る点、出生体重児の出生割合が全国平均より高い水準にあることなどが課題として挙げられており、妊娠を望む人への適切な支援や高齢出産等も含めた母子保健の充実が重要となります。
- こども・若者調査では、未婚の方の希望する出会い方・出会いの場については、「出会いを望んでいない」が31.2%と最も多く、次いで「学校」が19.5%、「友人や知人等からの紹介」が18.5%となっています。(掲載：P42)
- こども・若者ワークショップでの意見として、本市の就労環境について、通勤・給与といった全体的な労働環境の改善を図るとともに、企業誘致・マッチング機会確保、新規雇用開拓により雇用の選択肢を増やし、自分にあった職場で働く環境づくりが求められています。
(掲載：P82・83)
- こども・若者からは、結婚するにあたり経済的な基盤の確保が前提であるという意見が出ており、子育て当事者からは、経済的な余裕がないとこどもに向き合うゆとりがないといった意見が出されました。結婚・子育て支援の観点からも経済基盤の安定に向けた支援が重要となります。(掲載：P82・83・86)

◆こどもの生活に関する課題

- インターネット利用で何らかのトラブルに巻き込まれた経験の有無については、小学生調査では 6.4%が、中学生調査では 8.1%が該当しています。内容としては、SNSやメールでの嫌がらせ、オンラインゲームでの課金トラブル、迷惑メールが上位となっています。
(掲載：P 65)
- 授業の理解度については、小学生調査では「いつもわかる」が 24.0%、「だいたいわかる」が 43.6%、「教科によってはわからないことがある」が 26.4%、中学生調査では「いつもわかる」が 16.1%、「だいたいわかる」が 40.3%、「教科によってはわからないことがある」が 36.5%となっており、中学生では「教科によってはわからないことがある」割合が小学生よりも 10.1 ポイント高くなっています。
(掲載：P 66)
- こども・若者関係者意見交換会での意見として、スマートフォンの利用によるトラブルやスマートフォン利用について家庭に干渉することが困難である点が課題として挙げられています。全国的にこども・若者が犯罪の被害者や加害者となる深刻な問題が発生しており、その形態は、多様化・深刻化していることから、家庭、学校、警察、関係業界及び地域の関係機関・団体等が相互に協力し、インターネットを介した犯罪からこどもを守る環境づくりが求められます。
(掲載：P 85)
- 事故等に関しては、本市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、引き続き、ドライバーに対する交通安全意識・交通マナーの啓発に取り組むとともに、こども・若者に対する周知啓発、道路整備など様々な面からこども・若者を交通事故から守る対策が必要です。
- こどもを取り巻く環境について、本市では大きな事件や組織犯罪などは少なく、治安は比較的安定していますが、引き続き、関係機関と連携したきめ細やかな支援に取り組む必要があります。
- 肥満児が増加しつつある点、年齢層が上がるにつれて朝食を抜くこどもが増加している点、長期休みを中心に生活に乱れが生じるこどもがいる点などから、食生活を中心にこどもの健全な生活に関する教育や家庭への働きかけが求められます。

◆こどもの貧困や困難を抱えたこどもに関する課題

- 教育支援資金貸付状況についてみると、件数、1 件当たり貸付額はともに増加傾向にあります。
(掲載：P 24)
- 家庭児童に関する相談は「環境福祉」の分野が最も多く、その件数も増加傾向にあり、令和 5 年度は 1,170 件となっています。
(掲載：P 25)
- 小学生保護者調査と中学生保護者調査それぞれのひとり親家庭についてみると、小学生保護者調査ではひとり親家庭の 47.1%が貧困線未満、中学生保護者調査ではひとり親家庭の 35.0%が貧困線未満となっており、二人親家庭等と比較してひとり親家庭の所得が低い状況がうかがえます。
(掲載：P 41)
- 子育て当事者等座談会からは、学校に行けるこどもだけではなく、不登校や障害のあるこどもにも安心できる居場所が必要であることが課題として挙げられました。
(掲載：P 86)
- 悩みやトラブルを抱えたこどもに対してどのように接するかが重要であり、こどもを信頼して話し合い、こども自身の決定を尊重することが重要であるという意見が出されました。

また、保護者・支援関係者の両方から、保護者も孤立したり課題を抱えることがあり、こどもに向き合う余裕がとれないケースがあるという指摘がなされました。支援者や保護者とのこどもへの接し方の改善に向けたサポートが求められます。（掲載：P 86）

- 関係各課からは、不登校のこどもで校内教育支援センター、スマイルルームに登校できないこどもの増加、普通高校に進学しても不登校などの理由により、通信制・定時制高校に転校することも、学習の進め方に困っているこどもの存在が課題として挙げられ、学習支援の重要性が高まっています。
- 全てのこども・若者への支援、地域共生社会の実現、障害者に対するインクルーシブの推進など国の福祉分野に関する方針を踏まえ、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが連続性のある多様な学びの場で、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進を図る必要があります。
- 児童虐待に関して、全国的に児童相談所の虐待相談対応件数等が増加しています。本市においても児童虐待件数は増加傾向にあり、夫婦間等の暴力、暴言による心理的虐待（面前DV）も増加しています。また、相談内容は深刻化・複雑化し、専門的な対応が必要となるケースが増加しています。児童虐待の深刻化を防ぐため早期発見・早期対応が求められます。素早く充実した対応・支援に向けて専門機関間の連携体制の強化が必要です。
- その他、気づきにくい、見えにくいこどもの困りごと（ヤングケアラー）へも対応する必要があります。

◆こども・子育て施策全般に関する課題

- 畦島である畠島エリアを抱える本市の地理的特性から、畠島エリアのこども・若者、子育て世帯に支援が必要な場合は、適切に支援を利用しながら希望する生活が送れる環境の整備が必要となります。
- 子育てに関するアンケートの回答から、不安や悩みの有無について、「かなりある」「少しはある」と回答した割合は、82.7%であり、その相談相手は、「配偶者」、「自分や配偶者の親など、年上の親族」、「友人・知人」が上位となっています。子育て世帯の孤立化を防ぐべく、子育ては家庭だけで担うものではなく、地域全体で支え合うべき社会的な営みと捉え、社会全体で応援する環境の整備が求められています。（掲載：P 43・44）
- こどもを健やかに産み育てるために期待する施策については、「児童手当、医療費助成などの経済的支援」が66.8%と最も多く、次いで「育児休業などの家庭と仕事を両立できるような雇用環境の整備」が35.3%、「保育サービスの充実」が32.4%となっています。（掲載：P 49）
- ひとり親家庭の自立・安定のための行政への要望は、「高校や大学の学費や諸費用の軽減制度」が61.4%と最も多く、次いで「年金・手当など経済的支援を充実する」が55.3%となっており、この2項目が特に多くなっています。（掲載：P 61）
- 小学生・中学生調査では、将来薩摩川内市で生活したい人の割合（小学生：42.6%、中学生24.5%）、将来薩摩川内市で働きたい人の割合（小学生33.2%、中学生17.3%）ともに小学生調査より中学生調査が15～18ポイント程度下回っています。（掲載：P 68）
- 中学生ワークショップでの意見として、こどもの権利に関して、親や大人によるこどもの意見の尊重、安心して利用できる医療制度や相談窓口など、「安心」と「尊重」が求められて

います。こどもが安心して生活するための環境整備や直接こどもと接する大人の関わり方を
変えていくための意識改革等が求められます。（掲載：P 78・79）

- こども・若者ワークショップでは、若者にとって理想の薩摩川内市像として、地域全体のインフラ整備とあわせて、若者の就労環境の向上など特に若年層に特化した施策が求められています。特に、こども・若者の娛樂の場づくりに関する意見が多く出されています。（掲載：P 82・84）

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念及び基本目標

未来を担う全てのこどもや若者が、夢や希望、愛郷心を抱きながら自分らしく成長でき、将来にわたって幸せを感じながら生活できる社会づくりが大切です。

少子化の進行や子どもの減少は、地方における産業や地域活動などにおける担い手不足の深刻化や地域の活力低下を招くことから、少しでも歯止めをかけることが必要です。そのためには、結婚、妊娠の希望がない、安心してこどもを産み育てられる環境づくりが重要です。

全てのこども・若者が権利の主体、個人として尊重され、意見を表明し社会に参画することができる国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、第2章に記載している本市を取り巻く現状や課題、こども・若者、子育て当事者等の意見も踏まえ、課題解決のために次の基本理念及び基本目標のもと、施策の方向に沿って、こども・若者、子育て施策を推進していきます。

基本理念

**全てのこども・若者が夢を持って成長でき、多様な生き方が尊重され、
仕事、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がない、自分らしく幸せを感じ
ながら生活できる薩摩川内市を目指して**

基本目標

**仕事、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現でき、安心してこども
を産み育てることができる社会づくりを推進するとともに、未来を担う
全てのこども・若者が権利の主体、個人として尊重され、健やかに心豊
かに成長でき、大人も共に笑顔で明るく幸せを感じながら生活（Well-
Being）することができる社会の実現を目指します。**

2. 施策の方向及び基本施策

(1) 施策の方向

基本目標の実現に向けて、次の5つを施策の方向として定め、施策の展開を図ります。

① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を希望する人が希望をかなえられるよう、新たな出会いの機会や交流イベントに関する情報発信、民間団体等が実施する結婚を後押しする取組への支援など結婚を応援する気運の醸成、総合的な結婚支援施策を推進するとともに、こども・若者のライフデザインの早期形成のための啓発に取り組みます。

また、妊娠・出産の希望がない、安心してこどもを産み育てられるよう、プレコンセプションケアの推進、不妊治療の費用の助成、産前産後の支援の充実と体制強化による妊産婦等の心身のケアなど、妊娠・出産から産後にわたる切れ目のない支援を行います。

② 安心して子育てができる社会づくり

地域や職場、家庭で安心してこどもを育てられる環境づくりに取り組み、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で子育てを応援する気運の醸成、障害があるこどもや医療的ケアが必要なこどもの支援、放課後児童対策の充実など、地域における様々な保育ニーズに対応するための子育て支援策や人材育成を推進します。

また、幼児期における質の高い教育・保育の提供、保育料軽減や医療費助成などによる子育て世代の経済的負担の軽減、こどもが安全・安心に暮らせるまちづくりを行います。

③ こどもの夢や希望を実現する環境づくり

こどもたちが、夢や愛郷心を抱きながらのびのびと育ち、豊かな心や健やかな体、社会で活躍できる力を身につけられるよう、知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、安全・安心で充実した学校生活を送れる教育環境づくり、特別支援教育の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより様々な遊びや学び、体験の機会を創出し、国際的な視野や感性を持った自ら考えて行動する次代の社会を牽引する人材を育成します。

④ こどもたちが未来に希望持てる社会づくり

こども・若者が権利の主体として、個人の権利や利益が尊重され、性別や家庭の経済的状況等にかかわらず、夢に向かって希望を持ちながら可能性を広げていくことができる社会づくりを推進します。

こども・若者の権利の普及啓発、ジェンダーギャップの解消、児童虐待・DVの発生防止や早期発見、こどもの貧困対策、不登校など困難を抱えるこども・若者の居場所づくり、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーや外国人のこどもがいる家庭への支援など、関係機関と連携して、こども・若者の社会的自立の支援、社会的養育の充実に取り組みます。

⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進により多様で柔軟な働き方ができる環境が整い、個人が望む生き方を選択でき、仕事と子育て、介護等の両立などが実現できる社会づくりを推進します。

官民一体となった民間企業や団体における仕事と子育ての両立支援に関する積極的な取組の促進や職場環境の整備、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進に取り組みます。

また、産業人材の確保や市内への移住定住の促進、市内高校・大学等の教育環境の充実、民間企業等と連携した地元雇用の場の確保と情報発信を行います。

(2) SDGsに基づく計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成27年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和12年を目標年限に17の目標が設定され、経済・社会・環境の3領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されています。

こども・若者施策に関しては、こども大綱において、SDGsの17の目標はいずれもこども・若者に深く関係していることを指摘しており、SDGsに基づく取組を進める旨を明記しています。

本市においては、令和3年6月8日に、市長が「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を行い、2030年のSDGs達成及び2050年のカーボンニュートラル達成に向けて取り組んでおり、令和4年5月20日には、内閣府のSDGs未来都市に選定されています。また、市の最上位計画である第3次総合計画前期基本計画において、施策ごとにSDGsの目標を関連づけ、その推進に取り組むこととしています。

これらのことから、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、こども・若者施策を推進します。

【SDGsの17の目標のアイコン】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 薩摩川内市D.E.I宣言に基づく計画の推進

本市においては、令和7年8月26日に、市長が「薩摩川内市D.E.I宣言」^{ディーアイアイ}を行い、年齢、性別、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらず、すべての市民が公平に、その個性と能力を発揮する機会を得るとともに、お互いを尊重し合うことで、笑顔がつながり、安心して自分らしく暮らすことのできる「心ゆたかな暮らし(Well-Being)」の実現を目指し、あらゆる施策にダイバーシティ社会形成の視点を盛り込み、誰もが薩摩川内市に住み続けたく

なるような、多様性(Diversity：ダイバーシティ)・公平性(Equity：エクイティ)・包摂性(Inclusion：インクルージョン)のある社会づくりの推進に取り組んでいます。

このことから、本計画においてもダイバーシティ社会形成の視点を取り入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、こども・若者施策を推進します。

(Diversity:ダイバーシティ) (Equity:エクイティ)

～多様性を尊重し　、公平性が確保され、

(Inclusion:インクルージョン)

誰もが安心して参加できる包摂性のある社会づくりに向けて～



あらゆる人々が差別を受けることなく、人権の尊重による多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮できる社会づくりを目指します。

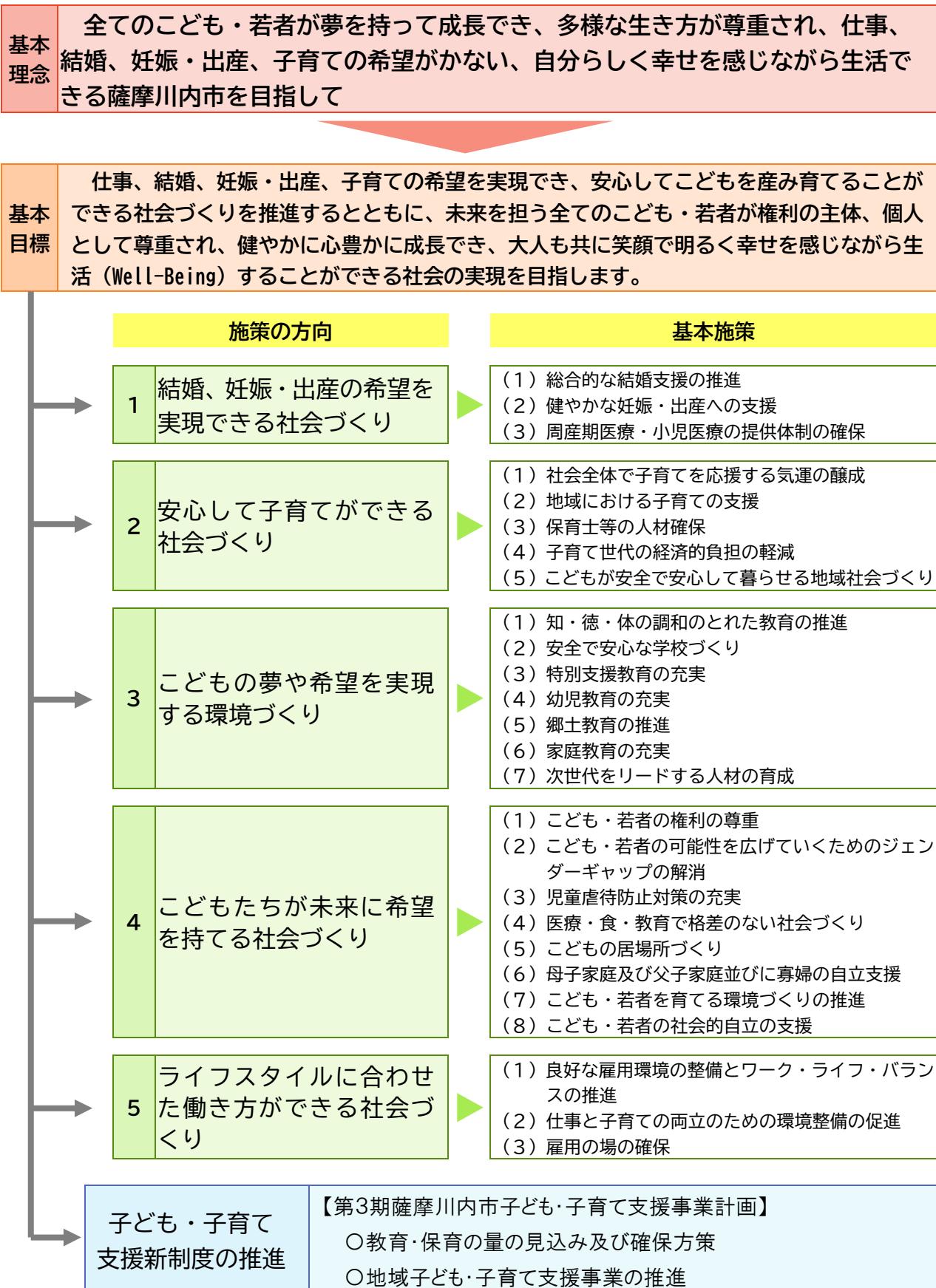


市民や事業者等と連携しながら、社会的障壁を取り除き、誰もが参加し、その人らしく活躍できる環境づくりを進めます。



家族や地域のつながりを深め、多様な人々の交流を生み、すべての市民が互いに支え合いながら、笑顔で、健やかに安全に安心して暮らせる多様性を活かした地域づくりを目指します。

3. 施策の体系



第4章 施策の方向

第4章 施策の方向

施策の方向1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策1 総合的な結婚支援の推進



《現状及び課題》

- ◆ 社会問題となっている少子化は、ライフスタイルや価値観の多様化などによる未婚化、晩婚化のほか、こどもを産む年代の人口減少が要因となっています。
- ◆ アンケートによると、未婚の方が現在独身でいる理由については、「適当な相手にまだ巡り合わないから」と回答した割合が最も高く、結婚を希望しながらもその希望が実現できていないことがうかがえます。
- ◆ 結婚を望みながら適当な相手に巡り合えない男女が、若い年齢で結婚を実現できるように、出会いの場の提供とともに、結婚を希望する人を応援する社会的気運の醸成を図ります。
- ◆ 薩摩川内市の出産年齢は、上昇しています。
- ◆ こども・若者が自分の将来を展望する際に、性や健康・妊娠に関する様々な疑問は持つつも正しい知識の取得方法や、相談する場所・手段について広く知られていない現状です。
- ◆ ライフデザインを考えるうえで、中高生を含め、ライフステージに応じて、適切な時期から妊娠や健康等に関する知識を得ることは極めて重要であり、教育機関等を含め、若年層から知識を得る機会を提供することも重要です。

《施策目標及び具体的施策》

①結婚を希望する方への支援

結婚を望みながら適当な相手に巡り合えない男女が、若い年齢で結婚を実現できるようにするために、男女の新たな出会いへの支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
婚活支援事業補助金	民間団体や企業等が市内で実施する、結婚支援の取組を促進します。
出会い応援事業	独身男女の出会いを応援するため、独身男女の出会いと交流イベント情報等の情報発信を行うなど、結婚につながる出会いの機会を提供します。

②結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備

地域における結婚を応援する気運の醸成や若い世代が将来にわたる展望が描ける環境を整えるため、結婚を希望する人々への支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
結婚に伴う新生活の支援	結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減します。

③ライフデザインに関する意識啓発等

こども・若者が早期から自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
ライフデザインの意識啓発・情報提供	若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事に関する不安を期待転換し、様々なライフイベントに積極的に対応できるよう、必要な知識を学び、ライフプランについて考える機会を提供します。
正しい性の知識の提供とこどもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進	男女ともに性や妊娠等に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア（※）を推進します。 小中学生へのいのちの大切さを含めた性教育及び健康教育を実施します。

※プレコンセプションケア：「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念

【出典：プレコンセプションケア推進5か年計画】

第4章 施策の方向

施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 2 健やかな妊娠・出産への支援



《現状及び課題》

- ◆ 薩摩川内市においては、妊娠満11週までの妊娠届出率が全国平均を下回っていることや、出産年齢の上昇などによる妊娠・出産にリスクの高い妊婦の増加、低出生体重児の出生割合が全国平均より高い水準にあることなどから、引き続き、妊娠・出産に関する安全性を確保することが必要です。
- ◆ 母子健康手帳交付時のアンケートによると、20代の妊婦はやせが多く、年齢が上がる毎に肥満の妊婦が増加しています。妊婦のやせは、低出生体重児の出生リスクを増加させ、肥満は妊娠糖尿病や、妊娠高血圧症候群のリスクを増加させます。妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病を発症した妊婦は、将来的に高血圧や糖尿病を発症しやすいことも分かっています。
- ◆ 「乳幼児健康診査問診回答状況（こども家庭庁調査）」によると、本市における「協力し合って家事・育児をしている割合」は、69.7%、「ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合」は86.8%です。こどもを取り巻く環境が複雑化・多様化している近年においては、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、孤立させないよう温かく見守り支える切れ目ない支援や社会環境が必要です。
- ◆ 不妊・不育治療については、不妊に悩む方々が安心して治療できるよう、不妊・不育治療助成を行い、経済的負担を軽減していく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①プレコンセプションケアの推進

不妊、予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
正しい性の知識の提供と こどもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の 推進（再掲）	男女ともに性や妊娠等に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進します。 小中学生へのいのちの大切さを含めた性教育及び健康教育を実施します。

②産前産後の支援の充実と体制強化

安心して妊娠・出産が迎えられるよう母子健康手帳交付時から、妊産婦のメンタルヘルスに関する支援や出産・子育てに関する知識、制度等の情報提供を行い、相談支援等の充実を図ります。また、支援の必要な妊産婦に対して、関係機関との連携を強化し、支援を実施します。

具体的施策	具体的施策の概要
妊産婦等の心身のケアへの取組の推進	<p>妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を実施します。</p> <p>妊産婦健診や各種相談・教室、産後ケア事業など、産前産後の支援の充実及び妊産婦のメンタルヘルスに関する支援を実施します。</p> <p>若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健診の未受診者への受診勧奨を実施します。</p> <p>産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、共に子育てに取り組めるよう情報提供します。</p> <p>充実した産後ケア事業を実施します。</p> <p>出産や子育てに悩む保護者の支援を実施します。</p>

③妊娠・出産等に関する支援体制の充実

ア 妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援

安心して出産を迎えるために、妊娠に対する正しい知識の普及や相談体制の充実のほか妊娠の早期届出及び定期的な妊婦健診受診等の妊娠中の健康管理について啓発します。あわせて、低出生体重児低減のための取組を推進します。

安心してこどもを産み育てることができるよう、医療機関等関係機関との連携を図り、こども及びその保護者並びに妊産婦等に対し必要な支援を切れ目なく提供します。併せて、妊産婦の心身の状態に対する理解や配慮がある社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
妊産婦の健康の確保	<p>早期の妊娠届出や妊産婦健診受診による妊娠期や産後の健康管理の重要性を啓発します。</p> <p>妊娠や出産等に関する正しい知識を情報提供します。</p> <p>妊娠、出産、子育てへの周囲（家族を含む）の協力の大切さについて啓発します。</p> <p>医療機関等と連携し、ハイリスク妊産婦への保健指導や、妊産婦健診・産後ケア事業等を実施します。</p> <p>働く妊婦の勤務上の配慮にかかる母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進します。</p> <p>マタニティマークを普及啓発します。</p>

妊産婦への相談支援の充実	<p>妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施します。</p> <p>医療機関等と連携し産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援に取り組みます。</p> <p>母子保健関係者の質の向上及び活動推進のため妊娠・出産・育児支援に関する研修を実施します。</p>
低出生体重児低減のための取組	<p>妊娠中の喫煙や受動喫煙、食生活等の生活習慣改善のため、妊婦への保健指導や正しい知識の普及啓発等の予防対策を実施します。</p> <p>妊娠時の適正な体重増加に関する健康教育及び保健指導を実施します。</p> <p>妊娠高血圧症候群及び妊娠糖尿病の妊産婦への保健指導を実施します。</p> <p>若い世代に対して、喫煙や思春期のやせの問題及び妊娠・出産等についての正しい知識を普及啓発します。</p> <p>妊婦歯科健康診査を実施します。</p>
妊産婦等の心身のケアへの取組の推進	<p>妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を実施します。</p> <p>妊産婦健診や各種相談・教室、産後ケア事業など、産前産後の支援の充実及び妊産婦のメンタルヘルスに関する支援を実施します。</p> <p>若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健診の未受診者への受診勧奨を実施します。</p> <p>産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への周囲の理解を深め、に子育てに取り組めるよう情報提供します。</p> <p>充実した産後ケア事業を実施します。</p> <p>出産や子育てに悩む保護者の支援を実施します。</p>

イ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

予期せぬ妊娠を防ぐため、年齢に応じた性に関する正しい情報提供や、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援	予期せぬ妊娠に悩む若年女性など、支援を必要としている人に相談窓口を周知します。
正しい性の知識の提供とこどもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進（再掲）	男女ともに性や妊娠等に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進します。 小中学生へのいのちの大切さを含めた性教育及び健康教育を

	実施します。
--	--------

ウ 妊娠・出産等に係る経済的負担の軽減

安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまでの切れ目ない支援と併せて、妊婦・子育て世帯に対する経済的支援を実施します。

具体的施策	具体的施策の概要
妊産婦支援給付金の支給	妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ、様々なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。
甑島圏域の妊産婦健診・出産等に係る交通費助成	島内で分娩できない甑島圏域の妊婦の健診や出産時に要する交通費、宿泊費等の一部を助成します。
遠方の分娩施設で出産する妊婦への交通費等支援	遠方の分娩施設で出産する必要があるハイリスク妊婦の妊婦健診・出産時の交通費、宿泊費の一部を助成します。
低所得妊婦初回産科受診料支援事業	低所得妊婦の初回産科受診費用を助成します。
産後ケア事業交通費支援事業	甑島圏域の産婦が産後ケア事業を利用する際の旅費の一部または全部を助成します。
妊婦歯科健康診査	妊婦の歯科健康診査を実施し、口腔状況に応じた指導相談を実施します。

エ 不妊・不育に悩む方等に対する支援の充実

不妊・不育について専門的な相談を受けられる相談窓口の周知を図り、適切な情報を提供するとともに、不妊・不育治療を受ける場合の経済的負担を軽減します。

具体的施策	具体的施策の概要
不妊・不育治療費助成	不妊・不育治療にかかる費用の一部を助成します。
不妊・不育治療交通費助成	不妊・不育治療の通院にかかる交通費の一部を助成します。

④乳幼児健診等の推進

ア 乳幼児健診等の推進

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になること、養育者の健康や生活習慣が子育てや子どもの健康と関連することから、子どもと養育者的心身の健康の確保を図る必要があります。

幼児の疾病や発達の問題などを早期に把握し、適切な医療や支援につなげるとともに、子育てに関する知識の普及・啓発を行い、子どもの成長発達に応じた養育者と子どもの支援に努めます。

乳幼児期からのむし歯予防対策や口腔機能の発達を支援します。

こどもを感染症から守るため、予防接種の接種率の向上や正しい情報提供など、安全で安心な予防接種を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
乳幼児の健康支援	<p>乳幼児健診等において、成長発達に応じた食生活や運動、睡眠など生活習慣を獲得するための保健指導を実施します。</p> <p>乳幼児健診等においてこどもの成長発達過程に応じた子育てに関する知識・情報を提供します。</p> <p>新生児訪問指導や伴走型面談等による早期の育児支援を実施します。</p> <p>乳幼児期からの適正体重維持のための支援を実施します。</p> <p>乳幼児健診や新生児聴覚検査等における疾病や発達の遅れ等の早期発見、早期支援を実施します。</p> <p>乳幼児突然死症候群や小児事故に関する予防対策等について普及啓発します。</p>
むし歯予防対策・口腔機能発達支援の推進	<p>乳幼児健診時のむし歯予防及び口腔機能の発達に関する指導を継続し、将来に向けた口腔機能の獲得を支援します。</p> <p>保育所・幼稚園・認定こども園等での歯科健康教育を実施します。</p>
予防接種の推進	<p>予防接種法に基づく定期予防接種を円滑に推進します。</p> <p>予防接種の意義・効果について普及啓発します。</p>

イ 養育者に寄り添う支援

乳幼児の健康の維持・増進、疾病予防、児童虐待の予防や早期発見の観点から、発達障害や慢性疾患等のある子どもの育児に不安を抱えている養育者を早期に把握し、支援に努めます。また、支援策や相談窓口等の周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
乳幼児健診等における早期気づき・早期支援の推進	<p>乳幼児健診等において発達障害が疑われる子どもの相談等を実施し、必要な支援へつなぎます。</p> <p>保育・療育施設等と連携します。</p>
育児不安や育てにくさを感じる親への支援	<p>医療機関等関係機関と連携し、育児不安や育児に困難を感じる妊産婦を把握し、切れ目なく支援します。</p> <p>養育者が障害を有するなど、子育てが困難な養育者への支援を実施します。</p> <p>乳幼児健診等で、年齢に応じた子どもの発育発達段階や生活習慣等について正しい知識を普及します。</p>

第4章 施策の方向

施策の方向1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策3 周産期医療・小児医療の提供体制の確保



《現状及び課題》

- ◆ 医師会の協力により、小児科の夜間・休日当番医輪番制を維持しています。
- ◆ 甑島圏域では、専門科等がなく、妊婦健診、分娩、不妊治療等は、受診の度に島外の医療機関を受診する必要があり、交通費や宿泊費等の経済的負担を伴います。
- ◆ 医療的ケアが必要な小児患者、障害や慢性疾患を持つこどもたちには、地域で十分な保健・医療、福祉サービスが提供される必要があります。こどもや家族に対する地域の養育支援体制、あるいは在宅医療の支援体制について、生活の質の向上の視点に立った環境整備が必要です。

《施策目標及び具体的施策》

①周産期医療提供体制の確保

甑島圏域に居住する妊婦やハイリスク妊婦が、医療機関を受診する際の交通費等について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
不妊・不育治療交通費助成	不妊・不育治療の通院にかかる交通費の一部を助成します。
甑島圏域の妊産婦健診・出産等交通費助成	島内で分娩できない甑島圏域の妊婦の健診や出産時の交通費、宿泊費等の一部を助成します。
遠方の分娩施設で出産する妊婦への交通費等支援	遠方の分娩施設で出産する必要があるハイリスク妊婦の妊産婦健診・出産時の交通費、宿泊費の一部を助成します。

②小児医療提供体制の確保

ア 小児医療体制の充実

未熟児や特定の疾病を有するこどもが適切な治療を受けるための医療費の負担軽減を行うとともに、養育者がこどもの病気やけが等について相談しやすい環境整備を行います。

【経済的負担の軽減】

具体的施策	具体的施策の概要
離島地域子ども通院費等助成事業	甑島圏域外の医療機関等に通院等をせざるを得ないこどもに対し、その必要な通院費等の一部を助成します。

【子どもの疾患等に係る相談体制の確保】

具体的施策	具体的施策の概要
NICU等への長期入院児に対する支援	NICU等への入院中から、医療機関、訪問看護ステーション等と連携し、退院後の訪問指導等を実施し、支援します。
医療相談アプリ事業	身体の不調やケガ、心の悩みなど、幅広い分野の相談に、24時間365日医師に無料相談できるアプリを市内在住の妊婦及び未就学児のいる世帯に提供します。

イ 小児在宅医療の充実

在宅での医療的ケアを必要とする小児患者や障害のある子どもに対して、在宅においても必要な医療・保健・福祉サービスが提供され、子どもやその家族が地域で安心して療養できる体制づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要
医療的ケア児等総合支援事業	人工呼吸器の管理、痰の吸引など、日常的に医療的ケアを必要とする障害児の保護者等に対し、自宅や外出先に訪問看護の看護師が滞在し、介護者に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

ウ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病児及びその家族が適切な医療と支援を受けて安全に安心して生活でき、生活の質の向上や自立が促進されるよう関係者等との連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児に対して、日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満で軽度・難聴児に対して、補聴器の購入費助成を行います。

エ 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長に資するとともに、安心して子どもを産み育てられることができるよう、子ども医療費、未熟児や特定の疾患有する子どもが適切な治療を受けるための医療費や県の補助金を活用し、甑島圏域に居住する子どもが島外医療機関等を受診する際の交通費等について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
子ども医療費給付事業	県内の医療機関等の窓口でマイナ保険証等とともに資格者証を提示することで、18歳までのお子様に係る医療費の窓口負担をなくし、保護者の負担を軽減します。
離島地域子ども通院費等助成事業	甑島圏域に居住するお子様が島外で必要とする医療等を受ける場合の通院等に要する交通・宿泊費用の一部を助成します。

第4章 施策の方向

施策の方向2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策1 社会全体で子育てを応援する気運の醸成



《現状及び課題》

- ◆ 子育てに関するアンケートの回答から、不安や悩みの有無について、「かなりある」「少しはある」と回答した割合は、82.7%であり、その相談相手は、「配偶者」が79.5%、次いで「自分や配偶者の親など、年上の親族」が72.4%、「友人・知人」が52.6%となっています。
- ◆ 子育ては家庭だけで担うものではなく、地域全体で支え合うべき社会的な営みと捉え、すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるよう社会全体で応援することが求められています。
- ◆ 子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えるため、団体や企業、地域住民など、地域の多様な主体が連携・協力して、地域全体で子育てを応援する気運づくりや、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させることが重要です。
- ◆ 企業や地域社会を含め、社会全体の意識を変えるため、セミナーや広報など意識啓発や気運醸成に取り組みます。

《施策目標及び具体的施策》

① こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

地域や職場、家庭で「子育てしやすい環境づくり」に取り組むため、イクボス推進をはじめ、地域で子育てを応援する気運づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
イクボス推進	経営者や管理職等が率先して部下のワークライフバランスの実現を応援し、自らも実践し、職場全体の働きやすさと生産性の向上を図ることを推進するとともに、イクボス宣言事業所の申し出を受け、広く周知を行います。
共働き・共育て応援事業	男性の育児休業取得推進や、家事・育児への参画を促進するため、セミナー等を実施し、意識啓発とともに、職場等における制度や風土づくり環境整備を促進します。
赤ちゃんの駅設置促進事業	授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親子が安心して外出できる環境を提供します。

②地域における人材育成

保育所や幼稚園等だけでなく、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、育児経験豊かな主婦その他の地域人材を効果的に活用し、保育士等以外の担い手となる人材を確保します。また、社会全体で子育て家庭の負担感の増大等に対応するため、地域の中で相互援助する子育て支援活動等を支援するとともに、子育てや家庭教育支援に携わる人材の育成に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事を地域の中で相互援助する会員組織を支援します。
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域の実情に応じて実施する子育てを支援する取組等に従事する子育て支援員の確保及び資質の向上を図るための研修を実施します。
保育士等人材バンク	保育士や放課後児童支援員等の資格を有し、市内の保育施設などで働きたい方と雇用を検討している市内保育施設等との橋渡しを行います。
保育体制強化事業	保育の周辺業務を行う支援者を雇用した際の費用を補助します。
保育補助者雇上強化事業	保育士と共に保育の補助をする者を雇用した際の費用を補助します。
放課後児童クラブへの支援	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、国の制度等を活用し、運営に係る経費を補助します。

第4章 施策の方向

施策の方向2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策2 地域における子育ての支援



《現状及び課題》

- ◆ 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる養育者が増加しています。
アンケートによると、子育てする上での不安や悩みの有無については、「かなりある」が27.6%、「少しある」が55.1%となっており、性別でみると「かなりある」が男性は39.6%、女性は21.4%と、男性が女性を2倍近く上回っています。
- ◆ 朝食は、子どもの成長や健康維持、集中力向上等に欠かせない要素であり、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身につける観点から非常に重要ですが、「朝食を毎日食べる子どもの割合」は、年齢が上がるにつれて減少傾向にあり、夏休み等の長期休暇で生活リズムが乱れることもが増えつつあります。
- ◆ 肥満児が増加傾向にあります。
- ◆ 親が安心して仕事と子育てを両立できるようにするために、保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、延長保育や病児保育・乳児等通園支援（子ども誰でも通園制度）など多様な保育サービスの提供を促進する必要があります。
- ◆ 青少年の健全育成については、家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動及び指導者育成を推進します。
- ◆ 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進するとともに、医療的ケア児など専門的な支援が必要な子どもとその家族を支援するため、関係機関と連携した早期支援や、一人ひとりのニーズや特性に応じたきめ細やかな支援の推進など障害児等施策の充実に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

①保育サービスの充実

ア 保育基盤の充実

必要とされる保育の量の確保を図り、子どもにとっての快適な保育環境を提供するため、保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や保育の質の向上のための環境整備などにより、充実した保育基盤づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
保育所等の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消等を図るための保育所等の整備に必要となる国庫補助制度等の情報提供や利用を促進します。
保育所運営費	保護者の労働、疾病等の理由による昼間家庭内での保育に欠ける乳幼児の養護及び保育をします。 保育料の国基準に対する軽減と2子3子のカウント基準の撤廃による保育料を軽減します。
施設等利用給付事業	保護者の労働、疾病等の理由による昼間家庭内での保育に欠ける乳幼児について、子ども・子育て支援施設等を利用した際の利用料を補助します。
地域型保育の実施促進	待機児童の解消や地域の子育て支援機能の維持・確保を図るために、小規模保育などの地域型保育の実施を促進します。
保育の質の向上のための環境整備促進	保育環境の向上を図り、環境の整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進します。
保育体制強化事業	保育の周辺業務を行う支援者を雇用した際の費用を補助します。
保育補助者雇上強化事業	保育士と共に保育の補助をする者を雇用した際の費用を補助します。
保育所等業務効率化推進事業	保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備します。
へき地保育所運営事業	里保育園の指定管理を委託し、下甑保育園を運営します。
保育士就職支援金	新たに就職した常勤保育士等に対する支援金を支給します。

イ 多様な保育サービスの提供

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育等のほか、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業などの取組を促進します。

また、障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもについて受け入れが促進されるよう努めます。

幼稚園等においても、本来の教育活動だけではなく、保護者のニーズに応じ、在園児に対する平日や休日の預かり保育、幼児教育相談等の充実が図られるよう、これらの取組を促進します。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施など、就労形態の多様化や地域の実情に応じた取組を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要
利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行います。
地域子育て支援拠点の充実	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。
地域子育て支援拠点事業 (子育てカレンダーのWeb事業)	子育て世帯の多様化する保育需要に応じた様々な保育サービス等の情報を提供します。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。
病児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。
医療的ケア児の受入推進	保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの受講などにより、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備します。
障害児保育事業	保育所等において障害児の保育を行う費用を補助します。
休日保育の実施促進	保護者の勤務等により休日等に保育が必要である場合の、加算による保育所等における休日保育を実施促進します。
子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病などで家庭内で養育できない場合に児童養護施設等で児童を一時的に保護する短期預かり事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事を地域の中で相互援助する会員組織を支援します。
幼稚園等における子育て支援の実施促進	預かり保育や教育相談等の実施促進及び保護者への情報を提供します。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長に資するとともに、安心して子どもを産み育てることができるよう、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育

料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
子育て応援券支給事業	こどもの誕生を祝福するとともに、その健やかな成長を願い、市内の登録店舗で買い物などに使用できる子育て応援券として、紙の商品券またはデジタル商品券(つんPay)を支給します。
幼児教育・保育の無償化	子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に3~5歳児と市区町村民税非課税世帯の0~2歳児の保育料を無償化します。
実費徴収補足給付事業	各施設において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、一部を助成します。
第2子以降の保育料等の軽減	保育料を第2子半額、第3子以降無料にします。
子育て応援ガイドの発行	民間企業の広告を活用した子育て応援ガイドの協働発行により、冊子と電子書籍化による配布先の拡大を行い、本市の様々な子育てに関する情報等を分かりやすく周知します。
認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業	多子世帯の保育料軽減制度を認可外保育施設にも拡充し、子育て世帯の負担を軽減します。
離島地域子ども通院費等助成事業	甑島圏域に居住する子どもが島外で必要とする医療等を受ける場合の通院等に要する交通・宿泊費用の一部を助成します。
未就学児均等割保険税の軽減	未就学児に係る国民健康保険税均等割分を5割軽減します。
産前産後保険税の軽減	産前産後期間相当分(単胎:4カ月、多胎:6カ月)の国民健康保険税所得割額と均等割額を軽減します。
国民年金保険料の免除	産前産後期間相当分(単胎:4カ月、多胎:6カ月)の国民年金保険料を申請に基づき免除します。

エ 教育・保育施設に対する適切な指導監督、評価、運営改善等の実施

各法令等に基づき実施する保育所等の指導監査について、特定教育・保育施設が教育・保育の質を確保し、更なる向上を図るために、自己評価等を適切に実施します。

具体的施策	具体的施策の概要
特定教育・保育施設等における実地確認	特定教育・保育の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、確認申請内容や施設型給付費等の支給状況等を確認します。

②放課後児童対策の促進

昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、施設整備等による受け皿の確保に努め待機児童の解消を図るとともに、開設日や開所時間

の延長の促進、放課後児童支援員等の資質の向上、障害児への対応等、放課後児童対策の更なる充実に努めます。

放課後児童クラブの施設整備については、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室等での開所を支援し、放課後児童の受け皿整備に努めます。放課後児童クラブの運営については、国の補助制度等を積極的に活用し、放課後児童クラブの運営費への補助を行います。

また、放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらい、有資格者となることを目的とした「認定資格研修」や、放課後児童クラブに従事する者として備えるべき資質、子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術等を習得することを目的とした「現任研修」の受講を推奨します。

具体的施策	具体的施策の概要
放課後児童クラブへの支援	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、国の制度等を活用し、運営に係る経費を補助します。
保育士等人材バンク	保育士や放課後児童支援員等の資格を有し市内の保育施設などで働きたい方と雇用を検討している市内保育施設等との橋渡しを行います。
放課後児童支援員等の確保及び資質向上	放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修の受講を推奨します。 放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図るため、必要な知識や技能等を習得するための研修の受講を推奨します。

③地域における子育て支援のネットワークづくり

地域の身近なところで気軽に親子の交流や相談ができる地域子育て支援拠点などの各種の子育て支援サービスや相談支援機能の充実に努めます。

こども家庭センターを中心に、子育ての相談・支援体制の更なる充実を図ります。

養育者やこども自身が安心して悩みなどを相談でき、身近なところで必要な情報提供や助言を受けられるよう、各種の相談支援機能の充実に努めます。

また、こどものいのちと健康を守り、保護者の不安の解消を図る観点からも、こどもの病気や子育て等に関する相談体制を整備します。

具体的施策	具体的施策の概要
乳児家庭全戸訪問事業の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保します。
養育支援訪問事業の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師等による指導・助言等を実施します。
こどもの成長発達や子育	保健師・助産師・栄養士・臨床心理士等によるこどもの成長・

てについて相談できる体制の確保	発達、子育てに関する相談や教室等を実施します。
医療相談アプリ事業	身体の不調やケガ、心の悩みなど、幅広い分野の相談に、24時間365日医師に無料相談できるアプリを市内在住の妊婦及び未就学児のいる世帯に提供します。
乳幼児健診等における気づき・支援の推進	乳幼児健診等において発達障害が疑われる子どもの相談等を実施し、必要な支援へつなぎます。 保育・療育施設等と連携します。
育児リフレッシュ事業	未就園児と母親や母親同士の交流の場を提供し、親子リフレッシュ体操や講演会、イベント等を実施して子育て不安の軽減を図ります。
地域子育て支援拠点の充実	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。

④子どもの健全育成

ア 青少年健全育成の推進

地域と学校が協働した教育活動を通して、豊かな人間性や確かな学力の向上など、自身の可能性を高め、社会を生き抜く力を育むための学校教育の充実に取り組みます。

青少年の健全育成のために青少年の問題は大人の問題であり、社会の問題であるとして捉え、県民会議・関係行政機関・各種団体・青少年育成指導者等が相互に連携・協力しながら、青少年の健全育成を推進します。

具体的な施策	具体的な施策の概要
仲良し音楽会	児童生徒が一堂に集まり、日頃の音楽学習の成果を互いに発表し、鑑賞し合う活動を通して、互いの交流を図るとともに、音楽を愛好する心情と豊かな情操を養います。
社会科見学（バス借上げ等）	社会科で地域に関する学習を行う際、実際に施設等を訪問し、見学や調査を組み込むことで、認識内容を豊かにします。
「青少年育成の日」と「家庭の日」の連動	「青少年育成の日」である毎月第3土曜日に、子ども会や青少年健全育成会等による、青少年の育成や非行防止など、様々な活動を実施するとともに、心豊かな青少年を育てるために明るく円満な家庭づくりが実践されることを願い、毎月第3日曜日に設定された「家庭の日」の普及・啓発活動を実施します。
青少年育成市民会議等の活動内容の充実	県民会議・関係機関・各種団体・青少年育成指導者等と相互に連携・協力しながら、防犯パトロール、補導活動、広報啓発活動など青少年の健全育成のための活動を実施します。
放課後子ども教室の実施	子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動が

	できるよう、地域の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを行います。
--	-------------------------------------

イ 生活習慣の形成・定着

子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校、地域、民間団体等の協力を得ながら、普及啓発を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
子どもの成長過程に応じた望ましい生活習慣の定着	<p>乳幼児健診や各種教室等において生活習慣や生活リズム、食に関する情報を保護者へ提供します。</p> <p>生活習慣等に関する健康教育を実施します。</p> <p>思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた健康教育を実施します。</p> <p>350ベジライフ運動を推進します。</p> <p>地域子育て支援センター、学校等と連携し、情報を発信します。</p>

⑤多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

子ども・若者のライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出します。

市民の多様なニーズ等に対応した快適で利用しやすい公園等の整備に努めながら適正な維持管理、計画的な施設の修繕や更新を行います。

快適な都市景観・都市環境づくりを進めていくため、市民や企業等ボランティア組織との協働による美化意識の啓発を行います。

適切に管理された森林から伐採された木材を使うことは、森林の整備に貢献するだけでなく、地球温暖化の防止や大気・水・土壤など環境の維持に貢献することにもつながることから、子どもの頃から木（木材）とふれあい、木（木材）のぬくもりなどを感じ、木や自然への愛着を深めることで、森林保全や環境問題への意識を高めます。

具体的施策	具体的施策の概要
公園や緑地の施設利用者の満足度	令和11年度の施設利用者満足度95%の達成に向けて、今後も施設の計画的な修繕や市民のニーズに合った更新を行い、目標達成に向けて取組みます。
公園の整備	公園施設長寿命化計画に基づき、公園利用者の安全・安心の確保及び利用者促進を図るために遊具等を更新します。
子どもの木育推進事業	木材の利用と森林を守り育てる気持ちを育てる「木育」を推進するため、子ども達を対象として、木（木製品）とふれあい、木のぬくもりなどを感じてもらう機会を提供します。

夏・冬のアドベンチャー事業	大自然の中で様々な野外活動に挑戦しながら、やりぬく力や冒険心・協調性などの「生きる力」を育むとともに、豊かで便利な自分たちの日常生活やふるさとの素晴らしさを再発見する機会にします。
ファミリー自然体験事業	親子が様々な野外活動や創作活動に挑戦し、ふるさとの自然のすばらしさを体感しながら家族のふれあいを深めます。
親子で本市の産業を触れる体験の創出	川内港、サーキュラーパーク九州、川内港久見崎みらいゾーン、川内宮之城道路、高城産業用地の5か所を巡ることで、こどもが楽しくわかりやすく学び、地域への関心を深めるとともに、将来の薩摩川内市の産業について親子で考えることを目的としたバスツアーを開催します。
こどもの日フェスタ事業	子ども向けのイベントを行い、子どもの笑顔・楽しみが増える事業を行います。
てらやまんち森の学校事業	陶芸や藍染めなどの活動を行うことで、制作する楽しさを育むとともに、本所に設置されている陶芸窯の素晴らしさを知つてもらい、参加者のふれあいを深める事業を行います。
リフレッシュ in 寺山	不登校児童生徒の、多様な学びの場を確保する事業を行います。

⑥小児医療提供体制の確保

ア 小児医療体制の充実・強化

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、こどもの健やかな成長に資するとともに、安心してこどもを産み育てられることができるよう、子ども医療費、未熟児や特定の疾患有する子どもが適切な治療を受けるための医療費や県の補助金を活用し、甑島圏域に居住する子どもが島外医療機関等を受診する際の交通費等について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
子ども医療費給付事業	県内の医療機関等の窓口でマイナ保険証等とともに資格者証を提示することで、18歳までのこどもに係る医療費の窓口負担をなくし、保護者の負担を軽減します。
離島地域子ども通院費等助成事業	甑島圏域に居住する子どもが島外で必要とする医療等を受ける場合の通院等に要する交通・宿泊費用の一部を助成します。

イ 小児在宅医療の充実

在宅での医療的ケアを必要とする小児患者や障害のあるこどもに対して、在宅においても必要な医療・保健・福祉サービスが提供され、こどもやその家族が地域で安心して療養できる体制づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要
医療的ケア児等総合支援事業	人工呼吸器の管理、痰の吸引など、日常的に医療的ケアを必要とする障害児の保護者等に対し、自宅や外出先に訪問看護の看護師が滞在し、介護者に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

ウ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病児及びその家族が適切な医療と支援を受けて安全に安心して生活でき、生活の質の向上や自立が促進されるよう関係者等との連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

エ 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担うこどもの健全育成を図るために、特定の疾患有するこどもが適切な治療を受けるための医療費について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
育成医療	身体に障害のある児童に対し、指定医療機関において生活の能力を得るために必要な医療（治療用装具も含む）の給付を行います。
重度心身障害者医療費の助成	重度の障害がある方が、健康保険証を使って病院などで診察・薬の処方を受けたとき、または治療用の装具を作った時に、窓口で支払った保険診療の自己負担分を助成します。
医療的ケア児等総合支援事業	人工呼吸器の管理、痰の吸引など、日常的に医療的ケアを必要とする障害児の保護者等に対し、自宅や外出先に訪問看護の看護師が滞在し、介護者に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

⑦障害児への支援

ア 早期気づき・早期支援の推進

具体的施策	具体的施策の概要
乳幼児健診	乳幼児健診等において発達障害が疑われる子どもの相談等を実施し、必要な支援へつなぎます。
発達相談	親が子どもの発達の遅れや異常、ストレス症状に早く気づき、

	早期治療や適切な療育を受けられ、こどもの心と身体が順調に発達できるように支援します。親の身体が元気で、心理的にも安定できるよう支援します。
親子教室	親がこどもの発達の遅れや異常に早く気づき、早期治療や適切な療育につなげることで、こどもの心身の順調な発育・発達を促すための教室を実施します。

イ 障害児施策の充実

障害のあるこども及びその保護者に対する早期からの相談・療育指導等により、一人ひとりのニーズや特性に応じた、きめ細やかな支援を推進します。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等や放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ促進を図ります。

発達障害については、見た目には障害がわかりにくいという特徴があることから、関係機関と連携して、広く理解の促進に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
児童発達支援事業	対象児童の通所支援等により、障害児の発育・発達及び自立・社会参加を支援します。
放課後等デイサービス事業	対象児童の通所支援等により、障害児の発育・発達及び自立・社会参加を支援します。
保育所等訪問支援事業	対象児童の支援者に対する訪問等により、障害児の発育・発達及び自立・社会参加を支援します。
児童発達支援センター機能強化事業	対象児童の支援者や家族の相談先を設置し、支援者への負担軽減を図ります。あわせて、支援者間の連携の調整、適切な支援へのつなぎを含め、障害児の支援体制を強化します。
巡回支援専門員整備事業	児童発達支援センターの療育に係る専門員が、教育・保育施設に定期的な訪問を行い、保育士や保護者に対し、こどもの特性・発達段階に応じた関わり方の助言を行います。
障害児保育事業	保育所等において障害児の保育を行う費用を補助します。
障害児受入推進及び障害児受入強化推進事業費補助金	放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ及びその強化を目的とした経費を補助します。

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

障害のあるこどもに係る利用料について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
医療的ケア児等総合支援	人工呼吸器の管理、痰の吸引など、日常的に医療的ケアを必要

事業	とする障害児の保護者等に対し、自宅や外出先に訪問看護の看護師が滞在し、介護者に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、保護者の負担軽減を図ります。
甑島圏域療育支援事業	甑島圏域内に障害児通所事業所がないことから、本土事業所が保育所等訪問支援等をサービス提供する際に不足する利用者負担の交通費を事業所に支給します。

⑧医療的ケア児への支援

医療的ケア児など専門的な支援が必要なこどもとその家族への支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
医療的ケア児の受入推進	保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーの受講などにより、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備します。
医療的ケア児等総合支援事業	人工呼吸器の管理、痰の吸引など、日常的に医療的ケアを必要とする障害児の保護者等に対し、自宅や外出先に訪問看護の看護師が滞在し、介護者に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、保護者の負担軽減を図ります。
重症心身障害児等医療型短期入所支援事業	市内居住の医療的ケア児等が、家族や介護者の病気や様々な事情により在宅での療養が一時的に困難な場合に一時的な入所利用ができます。

⑨学習支援事業

小中・義務教育学校生の生活困窮家庭のこどもへの支援や、通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対する学習支援の実施に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
学習支援事業	小中・義務教育学校生の生活困窮家庭のこどもに対してだけでなく、通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対しても学習を支援していきます。 長期休暇時に定期的に学習会を開催し、こども達の生活リズムの乱れを防ぎます。 校内教育支援センター、スマイルルームに登校できないこどもに対して、引きこもり解消支援として居場所（きりん）を開催し提供します。

第4章 施策の方向

施策の方向2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策3 保育士等の人材確保



《現状及び課題》

- ◆ 国は、人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」を進めていくこととしています。
- ◆ 本市においても、共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、保育に対するニーズが増加し、保育士等の需要が急増していることから、保育士等の人材の確保に一層取り組んでいく必要があります。
- ◆ 高い教育・保育を安定的に提供していくためには、保育士等の資質の向上を図り、処遇の改善をはじめとする労働環境への配慮により長期間の就業を継続しやすい職場を構築していくことが重要です。
- ◆ 保育士等がやりがいを持って働き続けられる職場環境づくりや、本市の保育施設等への就職を促進する取組など、保育士等人材の確保に努めます。
- ◆ 子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に従事する人材の確保や質の向上に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

①保育士等の人材確保

ア 保育士等の確保

保育士等の人材確保対策に取り組むため、保育士就職支援金の支給や保育士等人材バンクの活用を推進し、保育を担う人材の確保を図るとともに、保育に対する多様なニーズに応じ、保育サービスを更に充実します。

具体的施策	具体的施策の概要
保育士等人材バンク	保育士や放課後児童支援員等の資格を有し、市内の保育施設等で働きたい方と雇用を検討している市内保育施設等との橋渡しを行います。
保育士の再就職支援	保育士等人材バンクの登録及び就職支援金の支給等による復職等支援を行います。
保育士就職支援金	新たに就職した常勤保育士等に対する支援金を支給します。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保

地域子ども・子育て支援事業の支援の担い手となる「子育て支援員」を確保するため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修や放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員を養成するための認定資格者研修の受講を推奨します。

具体的施策	具体的施策の概要
子育て支援員の確保及び資質の向上	一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなどに従事する上で必要な知識や技術等を修得するための研修受講を推奨します。
放課後児童支援員の確保	放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修の受講を推奨します。
放課後児童クラブ運営臨時支援事業	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、放課後児童支援員の育成を含めた運営に係る経費を補助します。

②研修の充実等による資質向上

ア 保育士等の資質向上

こどもを安心して育てることができる体制整備を図るため、保育士等の資質向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
保育士等の資質向上	保育士及び保育教諭等の資質向上を図るための研修の受講を推奨します。
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修の受講を推奨します。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質向上

地域子ども・子育て支援事業の支援の担い手となる「子育て支援員」を養成し、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質向上に努めます。

放課後児童クラブについては、放課後児童支援員等の資質の向上を図るための研修を実施し、放課後児童クラブに従事する人材の資質向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
子育て支援員の確保及び資質の向上	一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなどに従事する上で必要な知識や技術等を修得するための研修受講を推奨します。

放課後児童支援員等の資質向上	放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図るために、必要な知識や技能等を習得するための研修受講を推奨します。
----------------	--

③処遇改善を始めとする労働環境への配慮

ア 保育士等の処遇改善

質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに、働きやすい職場環境の改善に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善（保育所運営費）	保護者の労働、疾病等の理由による昼間家庭内での保育に欠ける乳幼児の養護及び保育をします。 保育料の国基準に対する軽減と2子3子のカウント基準の撤廃による保育料を軽減します。
保育体制強化事業	保育の周辺業務を行う支援者を雇用した際の費用を補助します。
保育補助者雇上強化事業	保育士と共に保育の補助をする者を雇用した際の費用を補助します。
保育所等業務効率化推進事業	保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備します。

イ 放課後児童支援員の処遇改善

放課後児童クラブの活動を充実させ、「長く働くことができる」職場を構築するため、放課後児童支援員の賃金改善等に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
放課後児童クラブへの支援	放課後児童クラブの安定的運営を図るために、国の制度等を活用し、運営に係る経費を補助します。

第4章 施策の方向

施策の方向2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策4 子育て世代の経済的負担の軽減



《現状及び課題》

- ◆ アンケートによると、「理想とすることの数」は「2人」が42.8%、「3人」が27.4%であるのに対し、「実際に持ちたいことの数」は、いずれも持ちたい数がやや少ない状況となっています。その差の理由としては、「収入に対して子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が88.4%と、最も多い状況です。また、子育ての環境面での悩みとして2番目に多い回答に「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が37.2%となっています。
 - ◆ 少子化の一因として、子育てに係る経済的負担が大きいということが考えられます。このため、若年層の経済的基盤の安定を図るとともに、子どもの医療費や多子世帯に対する保育料等の軽減措置など、引き続き子育て世代の経済的負担の軽減を図っていく必要があります。
 - ◆ 学業が優秀であるにもかかわらず、修学が困難である生徒に対し、給付型の特別奨学資金の支給制度の充実により、保護者の経済的負担軽減を図っています。今後も奨学資金制度の充実を図るとともに、関係機関との連携による利用促進に努めるなど、進学者に対する保護者への支援を図っていく必要があります。
 - ◆ 甑島圏域においては、子育てにおける医療や買い物、学習等で本土圏域へ移動する際の生活航路として甑島航路は欠かせないものであり、移動に係る経済的負担も伴うことが考えられます。地域的なハンディを抱える甑島圏域の生徒の支援として、高等学校等へ進学するために、本土の民間アパートや寄宿舎等に居住している生徒の下宿費経費の一部を支援する離島高校生修学支援費など、保護者の経済的負担軽減に努めていますが、今後も、本土地域との格差解消を図っていく必要があります。

《施策目標及び具体的の施策》

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 医療費負担の軽減

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長に資するとともに、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども医療費の負担の軽減を行います。

在宅での医療的ケアを必要とする小児患者や障害のある子どもに対して、在宅においても必要な医療・保健・福祉サービスが提供され、子どもやその家族が地域で安心して療養できる体制づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要
子ども医療費給付事業	県内の医療機関等の窓口でマイナ保険証等とともに資格者証を提示することで、18歳までのことどもに係る医療費の窓口負担をなくし、保護者の負担を軽減します。

イ 教育・保育費負担の軽減

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、こどもの健やかな成長に資するとともに、安心してこどもを産み育てることができるよう、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
幼児教育・保育の無償化	子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に3～5歳児と市区町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化します。
第2子以降の保育料等の軽減	保育料を第2子半額、第3子以降無料にします。
実費徴収補足給付事業	各施設において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、一部を助成します。
認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業	多子世帯の保育料軽減制度を認可外保育施設にも拡充し、子育て世帯の負担を軽減します。
放課後児童クラブ運営補助金	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、運営に係る経費を補助します。
特別奨学資金給付	市内の中学校を卒業し、市内に生活の本拠を有する方で、向学心が強く学業が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難である者に対し、特別奨学金を支給します。
市立幼稚園給食費（副食費）補助	幼稚園児の世帯の一定要件を満たした世帯に対し、給食費のうち副食費分を補助します。
医療的ケア児等総合支事業	人工呼吸器の管理、痰の吸引など、日常的に医療的ケアを必要とする障害児の保護者等に対し、自宅や外出先に訪問看護の看護師が滞在し、介護者に代わって医療的ケアを伴う見守りを行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

ウ 鮎島居住者の経済的負担の軽減

鮎島に居住する子育て世代やそのこどもなどに対し、交通費の助成などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
離島地域子ども通院費等助成事業	甑島圏域に居住するこどもが島外で必要とする医療等を受ける場合の通院等に要する交通・宿泊費用の一部を助成します。
離島高校生修学支援事業	甑島圏域の自宅を離れ、本土等の高等学校へ修学する高校生の保護者の経済的負担の軽減を図るため、民間アパート家賃や下宿費、帰省に要する交通費等の経費の一部を支援します。
特定有人国境離島住民の移動コストに係る負担軽減	本土圏域—甑島圏域間の移動の負担軽減を図るため、甑島圏域の住民を対象とした「甑島航路離島住民運賃割引カード」や進学で島外に居住する甑島圏域住民のこどもを対象とした「甑島準住民割引運賃カード」の発行により運賃の低廉化に取り組みます。

エ 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減

甑島に居住する妊婦やハイリスク妊婦が、医療機関を受診する際の交通費等について経済的な支援を行います。未熟児や特定の疾病を有するこどもが適切な治療を受けるための医療費の負担軽減を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
妊娠婦支援給付金の支給	妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援と一体的に実施します。
不妊・不育治療費助成	不妊・不育治療にかかる費用の一部を助成します。
不妊・不育治療交通費助成	不妊・不育治療の通院にかかる交通費の一部を助成します。
甑島圏域の妊娠婦健診・出産等交通費助成	島内で分娩できない甑島圏域の妊娠婦の健診や出産時に要する交通費、宿泊費等の一部を助成します。
遠方の分娩施設で出産する妊娠への交通費等支援	遠方の分娩施設で出産する必要があるハイリスク妊婦の妊娠健診・出産時の交通費、宿泊費の一部を助成します。
低所得妊娠初回産科受診料支援事業	低所得妊娠の初回産科受診費用を助成します。
養育医療の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の一部を助成します。

オ その他の経済的負担の軽減

こどもの健やかな成長や健全育成に資するとともに、安心してこどもを産み育てることができるよう、国や県の交付金等を活用した経済的負担の軽減策のほか、本市独自の施策を実施します。

具体的施策	具体的施策の概要
児童手当支給事業	高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童のいる世帯へ手当を支給します。

児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給します。
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	事業に善意で協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した子育て家庭に対し、割引や独自の優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する気運の醸成及び子育て家庭の負担軽減を推進します。
子育て応援券支給事業	こどもの誕生を祝福するとともに、その健やかな成長を願い、市内の登録店舗で買い物などに使用できる子育て応援券として、紙の商品券またはデジタル商品券（つんPay）を支給します。
母子寡婦福祉資金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に対し、経済的自立の援助及び生活意欲の向上を図り、併せて、その扶養している児童・子の福祉を増進させることを目的として、各種資金の制度照会を行います。
文化振興事業	子どもたちが薩摩川内市の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、故郷を愛するこころをはぐくみます。川内まごころ文学館や歴史資料館の土日の小中高生入館料が無料、甑ミュージアム入館料が無料です。

第4章 施策の方向

施策の方向2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策5 こどもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり



《現状及び課題》

- ◆ 地域や事業者、行政機関等が一体となった交通安全運動や交通安全教育などの取り組みにより、本市の交通事故発生件数は減少傾向にあります。
- ◆ 住環境や生活環境の重要な基盤である道路においては、歩行者や自動車等が常に安全に移動できる道路交通安全環境整備により、安らぎと活動の場を提供する公共空間の確保等に努めるとともに、ドライバーに対する交通安全意識・交通マナーの啓発に取り組むとともに、子ども・若者に対する交通ルールの理解とマナー教育の普及、交通・生活の環境整備など、子ども・若者を交通事故から守る対策が必要です。
- ◆ 本市では大きな事件や組織犯罪などは少なく、治安は比較的安定していますが、引き続き、（具体的施策に移動）子ども・若者が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進するとともに、犯罪などにより被害を受けた子ども・若者、その家族に対して専門機関によるカウンセリング等を実施するなど、関係機関と連携したきめ細やかな支援に取り組む必要があります。
- ◆ 子どもが安心して外出できるよう、交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性を減らし、次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、道路利用者の利用実態やニーズに対応した道路交通安全環境の整備とともに、地域ぐるみで子どもを見守るための対策が必要であり、警察、学校など関係機関が連携して取り組む必要があります。
- ◆ 青少年を取り巻く社会環境は変化し、非行、不登校、引きこもり、児童虐待やインターネットを通じた犯罪の増加など、子ども・若者を対象とした様々な問題は依然として厳しい状況が続いています。
- ◆ 子どもの貧困や若者の就労の不安定化、社会的自立の遅れなども大きな課題となっています。
- ◆ 市内には、多くの公園が配置され、スポーツ、レクリエーションでの利用のほか、身近な憩いの場としての活用、さらには、防災的な活用や景勝を楽しむ観光的活用等幅広く利用されているが、一部地域においては施設の整備や、利用形態などによる施設の充実を図る必要があります。施設の維持管理は、指定管理者制度や、市民・自治会等による自主管理などにより適切な維持管理が行われていますが、施設等の老朽化により計画的な修繕や更新又は廃止の必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①安全・安心まちづくりの推進

こども・若者のライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出します。美しく快適な都市景観・都市環境づくりを進めていくため、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を認識しながら、身近な公園や緑地の整備に取り組み、住みやすい生活環境を創出していきます。

具体的施策	具体的施策の概要
親子で本市の産業を触れる体験の創出	川内港、サーキュラーパーク九州、川内港久見崎みらいゾーン、川内宮之城道路、高城産業用地の5か所を巡ることで、こどもが楽しくわかりやすく学び、地域への関心を深めるとともに、将来の薩摩川内市の産業について親子で考えることを目的としたバスツアーを開催します。
公園の整備	公園施設長寿命化計画に基づき、公園利用者の安全・安心の確保及び利用者促進を図るために遊具等を更新します。

②こどもの交通安全を確保するための活動の推進

ア こどもを交通事故から守る取組の充実

子どもが交通事故の被害に遭わないよう、「通学路安全推進会議」や「道路診断」を通じて関係機関との連携を図り、交通危険箇所の早期発見に努め、交通事故が多発している道路において、交通安全施設（区画線、道路反射鏡等）の新設や老朽化による更新を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
交通安全教育及び交通安全活動の実施	地域や事業者、行政機関等と連携し、交通安全教育や交通安全活動を実施します。
交通安全施設等の整備	交通事故が多発している道路や地域からの要望等で特に交通の安全を確保する必要がある箇所に交通安全施設等の設置及び更新します。
通学路等の道路交通安全環境の整備	通学路等の生活道路において、学校、道路管理者、警察等が連携して実施した道路診断等の結果を踏まえ、必要な交通安全対策を実施します。
安全な道路交通環境の整備	未就学児が日常的に集団で移動する経路について、幼稚園や保育園等、道路管理者、警察と、地域が連携して実施した安全点検の結果を踏まえ、必要な交通安全対策を実施します。
キッズ・ゾーン整備事業	幼稚園・保育園等が行う昼間の園外活動の移動中（散歩など）における園児の安全を確保するために、ドライバーに安全運転

	を呼び掛ける対策として、キッズ・ゾーンを設定します。
学校安全事業	通学路危険箇所の改善や通学路・学校敷地内において、学校安全ボランティア等による巡回や見守り活動を行います。
幼稚園スクールバス運行事業	園児の安全安心を確保し、幼稚園までスクールバスを運行します。
小中・義務教育学校スクールバス運行事業	児童生徒の安全安心を確保し、小中・義務教育学校までスクールバスを運行します。

イ 交通安全教育の普及

具体的施策	具体的施策の概要
交通安全対策事業	地域や事業者、行政機関等が一体となった交通安全運動や交通安全教育などに取り組みます。

③こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

防犯意識や防犯環境の充実を目指し、地域団体や関係機関と連携した防犯活動を推進します。

青少年の補導に関する機関及び団体との密接な連携のもとに、薩摩川内市における非行、または非行のおそれのある青少年を早期に発見し、健全な育成を図るため、薩摩川内市教育委員会内に薩摩川内市少年愛護センターを設置し、防犯パトロール及び街頭補導を実施します。

具体的施策	具体的施策の概要
青色回転灯パトロール車による防犯パトロール活動を実施	地域やボランティア団体、関係機関と連携し、青色回転灯パトロール車による登下校時の防犯パトロールを実施します。
少年愛護センターによる非行防止・防犯活動の実施	青少年の非行行為を抑止し、健全な育成を図るため、少年愛護委員・青少年（健全）育成会・PTA等による防犯パトロール及び街頭補導を実施します。

④被害に遭った子どもの保護の推進

具体的施策	具体的施策の概要
犯罪被害児の支援に関すること	児童相談所、北薩児童家庭支援センター等の心理面談に繋ぐなど、子ども心のケアに取り組みます。 その他、必要に応じて被害者の方の相談に応じ、かごしま犯罪被害者支援センター等に繋ぎます。

第4章 施策の方向

施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進



《現状及び課題》

- ◆ 全学年全教科の平均学力偏差値は、令和5年度は、小中学校ともに、全国平均偏差値（50.0）に到達しておらず、令和4年度に比べ下がっています。経年変化では、小学校は全国平均の50を超えた年度もありますが、中学校は下がっていく傾向にあります。課題としては、話し合ったり、教え合ったりするなど、対話を通して学ぶことで、学力の定着を図る「学習者主体の授業」に向けた授業改善です。また、中学校における学力の底上げや、二極化に対応するための個別最適な学びの充実も必要です。
- ◆ 平成13年本市で最初の総合型地域スポーツクラブが、サンアリーナせんだいを拠点として設立されて以降、各所にスポーツクラブが設立されました。市民のニーズに応じたスポーツ教室やサークル活動を開催し、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりや会員の確保などの課題があります。
- ◆ 生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に、いつでも・どこでも・だれでも、気軽に楽しみながら心身ともに健康で暮らせるよう、ライフステージに応じたスポーツ教室の実施に取り組んでいます。スポーツ教室を通し、特に無関心層に対して運動の重要性の理解を深めることや、青壮年期からの運動習慣をいかに定着させるかが課題となっています。
- ◆ 乳幼児期から発達の段階に応じた食体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本を培うことが重要です。そのため授乳期から思春期にかけて、子どもの成長を見通して、その状況を踏まえた食に関する取組を推進していくことが必要です。なかでも朝食は、子どもの成長や健康維持、集中力向上等に欠かせない要素であり、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身につける観点から非常に重要ですが、「朝食を毎日食べる子どもの割合」は、年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。
- ◆ メディアの利用時間が増加することで、親子の関わり時間が減少し愛着形成の妨げ、睡眠の質の低下、生活リズムの乱れにつながることや脳の発達への影響も懸念されます。

《施策目標及び具体的施策》

① こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の育成

具体的施策	具体的施策の概要
「学習者主体の授業」づくりの推進	児童生徒が、主体的に学び、楽しさや喜びを実感し、教師は児童生徒の学びのファシリテーターとなるような「学習者主体の授業」に向けた授業改善を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
ICT 活用推進事業	一人一台タブレット端末を活用し、ネットワークを使った情報共有による「共同的な学び」やA-Iドリル等を活用した「個別最適な学び」の実現、インターネットを活用した「探究的な学び」の充実に努めるなど、児童生徒がタブレット端末を文房具のように日常的に活用できる姿を目指す。そのために、情報教育担当者等研修会や薩摩川内市教育振興基本計画 ICT 活用研修会を開催し、教職員の ICT 活用指導力の一層の向上に努めます。
英語力向上プラン事業	ALT や ESC の人材を活用し魅力ある英語の授業づくりを推進し、実践的な英語コミュニケーション能力の育成を図るために英語サマーキャンプや中学校英語トピックトークコンテストを実施します。また、日常生活で必要な実践的な英語力の習得及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英語検定試験の受験を積極的に奨励します。
学習指導法研修会や学校教職員研修派遣事業の実施	児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう教職員の資質の向上を図ります。

イ 道徳教育、人権教育の充実

子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むために、教育活動全体を通じて子どもの心に響く道徳教育、人権教育の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
全ての教育活動における人権教育の推進	「人権教育はすべての教育の基本」であるという認識のもと、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやることができるように、全ての教育活動において人権教育を推進します。

②いじめ問題等への対応

ア いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実

各学校では毎月1日を「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」と設定し、アンケート調査を行っており、「学校に行くことが楽しい」と感じている児童生徒の割合は毎月9割を超えていました。また、「いじめを1件でも多く発見し、1件でも多く解消する」よう努め

ており、「いじめを1件も見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、ネットいじめなど、初期に顕在化しにくいいじめへの早期発見、対応にも更に積極的に取り組み、いじめの問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、学校にスクールソーシャルワーカー等を派遣し、児童生徒及びその保護者への指導・助言や、教職員への研修等を行うことにより、子どもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

また、保護者や教職員、学校などに相談できない場合などは、第三者的な相談機関の存在も重要であることから、児童相談所や少年サポートセンター、総合教育センターなどで実施している電話相談等の周知を図り、適切な相談対応ができるよう努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
いじめ問題や不登校への適切な対応	各学校で毎月アンケートを実施。薩摩川内市いじめ防止基本方針や不登校個別支援計画に基づき早期発見・早期対応を図り、個々の実態に応じた支援に努め、家庭・地域との連携や教育支援センター設置などによる体制の充実を図ります。
スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な知識も積極的に生かす「チーム学校」としての生徒指導を推進します。
人権に関する相談	いじめや差別等の人権に関する相談について、特設相談窓口の開設や人権擁護委員による相談を行います。

イ こどもの教育の充実のための学校における働き方改革の推進

子どもの気持ちに寄り添い、小さな心のSOSを発見し、いじめや不登校等の対策の実効性を高めるため、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、学校における働き方改革を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
業務改善と授業改善を両輪とした働き方改革の推進	「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の学校と教師の業務の3分類に基づき、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に努めます。
学校校務支援員配置事業	児童生徒の学習教材や家庭への配布物の印刷、授業準備等の教職員を補助する業務、教室内の換気や消毒等の感染症対策、その他、学校教育活動の充実や業務改善上校長が必要であると認めた校務支援業務を行います。

③食育の推進

食については、令和5年度は、栄養教諭が1校当たり平均3.6日学校を訪問し、授業時

間は平均6.0時間となっており、食に関する指導の充実が図られています。今後は、令和4年度に改訂した「食に関する指導年間指導計画基底」において、ＩＣＴを活用した効果的な指導方法について研究を深めるとともに、指導の充実を図る必要があります。

具体的な施策	具体的な施策の概要
離乳食相談	保護者が子どもの成長発達に応じて離乳食を進めることができるよう栄養士が支援します。
歯科離乳食相談	保護者が、子どもの成長発達に応じて離乳食を進め、子どもの口腔の発達に合わせて口腔ケアができるよう栄養士・歯科衛生士が個別に支援します。
食に関する指導の充実、食物アレルギーの対応	食物アレルギーへの対応等を記載した生活管理指導表の提出の徹底を図り、家庭・学校・給食センターとの連携を密にしながら安心安全な給食に努める。また、食物アレルギー対応委員会の進め方や緊急時の対処方法など、具体的な資料（DVDや練習用のエピペントレーナーなど）を活用しながら研修を進めます。
「早寝早起き朝ご飯」の推進	基本的生活習慣の確立を図るために朝食をとっている児童生徒の割合の向上や就寝時刻の改善、スマートフォンやゲーム等の使用時間の適正化など、保護者の協力が必要です。「早寝早起き朝ごはん」を合言葉に、PTA活動や家庭教育学級、学校保健委員会等を活用して、引き続き保護者への啓発を図ります。

④体力・運動能力の向上

ア 体力・運動能力の向上

本市では、「運動大好き“かごしまっ子”育成推進プラン」の作成や1校1運動の取組、「体力アップ！チャレンジかごしま」への積極的な参加や「かごしまの子ども 体力向上プログラム」「体力ナビ」「これならできる！『プラス5分運動』」の活用など、体力向上のための様々な取組を行っています。

クラブ活動について、市民や各団体等に周知するとともに、関係団体と連携しながら、クラブを育成・支援します。

また、公共の施設を活用した中で、定期的、継続的に市民にスポーツや運動の拠点となる場を提供し、各種団体の参画を推進し、地域で支える運営体制の構築を支援します。生涯を通じて、健康の維持増進や体力づくりを目的に、いつでも・どこでも・だれでも、気軽に楽しみながら心身ともに健康で暮らせるよう、ライフステージに応じたスポーツ環境を実施推進します。

地域の連帯を深め、生涯各期におけるスポーツを楽しむ機会として、市民参加型のスポーツイベントを開催します。

具体的施策	具体的施策の概要
体力向上への取組の推進	毎年実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を参考にして、市全体や各学校の分析を行い、授業の中で補強運動を積極的に取り入れるなど、様々な対策を講じます。また、「体力アップ！チャレンジかごしま」への取組を通し、楽しみ、競い合いながら体力の向上を図ります。
スポーツ教室の開催	総合型地域スポーツクラブと連携し、市民のニーズに応じた参加者のレベルに合わせたプログラムを企画し、教室への参加者を増やすために、子育て世代や忙しい世代でも参加しやすいよう、休日や夜間の教室を開催するなど短時間でできるプログラムを計画します。
スポーツフェスタの開催	子どもから高齢者まで市民の誰もが、気軽にスポーツを楽しむきっかけづくりと、運動能力・競技力の向上につなげることを目的に、自由参加（地域・家族・職場・グループ単位）で様々なスポーツを体験（競争）できるイベントとして、スポーツフェスタを開催しています。
総合型地域スポーツクラブの育成支援	市内で活動している総合型地域スポーツクラブであるNPO法人川内スポーツクラブO1と樋脇コミュニティスポーツクラブに健康スポーツ教室を委託することで、生涯スポーツの環境づくり、並びにスポーツクラブでのスポーツの継続支援を行います。

イ 健やかな体の育成及び運動習慣

望ましい運動習慣・生活習慣の確立、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するため、指導方法の工夫・改善等を進めるとともに、家庭・地域との連携を深めます。

具体的施策	具体的施策の概要
小学校綱引大会	児童生徒の体力・運動能力調査の結果の活用と、「一校一運動」、「体力アップ！チャレンジかごしま」への取組を今後も推進します。また、「主体的・対話的で深い学び」がある体育授業を実践するために、課題解決的な学習の充実を図る中で、ＩＣＴ機器の活用やペア・グループ学習などの相互支援活動を充実させるなど、体育授業の改善を図ります。さらに、本市の伝統行事である綱引や薩摩川内はんやを積極的に取り入れ、学校・家庭・地域が一体となった体力向上に努めます。
運動部活動の指導・運営に係る体制の構築	部活動の在り方に関する方針に則り、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が

	地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを推進します。
--	---

⑤選挙に対する意識向上

具体的施策	具体的施策の概要
明るい選挙啓発習字コンクール	児童・生徒（小学校3年生～中学校3年生）を対象に「明るい選挙」を呼びかけることをテーマとした習字作品を募集し、入選作品を生涯学習フェスティバルにて展示します。

⑥生活習慣の育成・定着

子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校、地域、民間団体等の協力を得ながら、普及啓発を推進します。学童期・思春期は、メディアとの付き合い方を学ぶことが重要です。

具体的施策	具体的施策の概要
子どもの成長過程に応じた望ましい生活習慣の定着	乳幼児健診や各種教室等にお生活習慣や生活リズム、食に関する情報を保護者へ提供します。 生活習慣等に関する健康教育を実施します。 思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた健康教育を行います。 350ベジライフ運動を推進します。 地域子育て支援センターや学校等と連携し、情報を発信します。
メディア使用に関する知識の普及啓発	乳幼児健診等で、乳幼児期のメディア利用に関する知識を普及啓発します。

第4章 施策の方向

施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策2 安全で安心な保育園・幼稚園・学校づくり



《現状及び課題》

- ◆ 子どもたちの命を自然災害や交通事故、犯罪から社会全体で守るために、保育施設や学校など子どもの環境の整備や、子どもたちに自らの命を危険な状況から守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するため、主体的に行動できるよう育成する必要があります。
- ◆ 本市の学校施設は、建設後30年以上経過したものが全体の8割程度あり、「建物の健全度」に基づく長寿命化対策を始め、危険改築、空調機設置等を年次的に実施しています。しかしながら対象施設数が多く、複数要因による修繕など維持管理が大規模化していることに加え、生活様式の変化に合わせたトイレの洋式化や特別教室への空調設備、バリアフリー対応なども必要となっており、より計画的な改修等の対策が求められています。
- ◆ 子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行い、耐震化や老朽化対策など、安全で安心な質の高い学校施設の整備を推進し、学校内の安全確保を図る必要があります。
- ◆ 学校では、それぞれの実態に応じて、交通安全教室や災害時（火災、地震、津波、原子力災害、風水害など）の避難訓練、不審者対応訓練などを実施しています。その成果や課題に基づいて、各学校では、危機管理マニュアルの見直しを図っています。
- ◆ ゆとりを持って子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、子どもが安全で安心して暮らせる社会づくりが必要です。
交通事故に巻き込まれる危険性を減らし、次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で守るため、子どもが日常的に集団で移動する経路等の道路交通安全環境を整備するとともに、交通ルールの理解と交通マナーの向上についての教育の普及が必要です。
また、子どもたちが安心して外出できるよう、防犯体制の整備など、地域ぐるみで子どもを見守るための対策が必要です。

《施策目標及び具体的な施策》

①学校安全の推進

子どもの命を事故から守るため、少年愛護センターによる安全パトロールを実施するなど、様々な事業を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
少年愛護センターによる安全パトロールの実施	児童生徒の登下校時間に合わせた青色回転灯パトロール車による安全パトロールを実施します。
原子力防災訓練や避難訓練、通学路安全推進会議の充実	新入学児童生徒への交通安全・防犯用品の無償配布や危機管理マニュアル（火災、地震、津波、原子力災害、風水害、不審者対応、弾道ミサイル発射、フッ化物洗口、熱中症等）の見直し、全中学2年生や全教職員を対象にした普通救命講習会の実施などを継続し、万が一の事件や事故に備えた態勢づくりに努めます。
幼年消防クラブ防災教室	幼児期に災害発生時の初期対応行動がとれるようになるために、市内の幼年消防クラブ員に対し防火防災意識の高揚を図ります。
おもちゃ花火教室	手持ち花火の体験及び噴出花火等の見学を通して、花火の正しい遊び方を学び、花火による怪我や火災の予防につなげ、幼児の火災予防思想の高揚を目的とします。
初期消火コンテスト	火災発生時の初期対応行動が適切にとれるようになるため、夏休み期間を活用し小学生及び中学生を対象に実施します。

②安全で安心な質の高い学校施設の整備

老朽化した校舎の改築や教育内容の多様化・情報化等に対応した施設・設備の整備を推進し、幼児児童生徒が安全で充実した学校生活が送れるよう、教育環境の向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
学校トイレ洋式化事業	市内公立小中学校のトイレを和式から洋式に改修します。
特別教室空調設置事業	市内公立小中学校の特別教室に空調設備を設置します。
学校における照明設備のLED化事業	学校施設の長寿命化を図るとともに、幼児児童生徒の学習活動に支障のない環境を整備するため照明のLED化に努めます。
ふるさと教育応援事業	次代の産業人材を輩出する市内の高等学校及び大学等の学生に教育環境の充実を目的とし、ふるさと納税の仕組みを使い寄附を募り、その寄附額を原資とした支援を各高等学校等に行います。

第4章 施策の方向

施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策3 特別支援教育の充実



《現状及び課題》

- ◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられ、障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援します。また多様で柔軟な学びの場の整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。障害の有無にかかわらず、すべての子どもが連続性のある多様な学びの場で、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進を図る必要があります。
- ◆ 本市の就学教育相談の件数は、年々増加傾向にあり、障害の重複化・重度化・多様化等により、丁寧に対応しなければならない事例が多くなってきています。また、市教育支援員会の判断と異なる就学先を選択するケースも増えています。
- ◆ 幼稚園や学校においては、校内教育支援委員会において的確な実態把握を行い、適切な支援の手立てを講じる必要があります。そして、幼稚園や学校、保護者、教育委員会と連携を密にしながら、子どもの実態に応じた学びの場について検討し、適切な就学支援を行う必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①特別支援教育の充実等

障害のある幼児児童生徒の健全な成長を支援するため、障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
教育的ニーズに応じた切れ目ない支援体制づくりの推進	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の一層の充実を図ります。
幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費を補助します。 公立幼稚園では、特別な支援を必要とする園児に適切な支援を行うため、関係機関と連携し特別支援教育を提供します。
保育所等の障害児保育の推進（障害児保育事業）	保育所等において障害児の保育を行う費用を補助します。

②共生社会の形成（インクルーシブ教育システムの推進）

障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しつつも、個別の教育的ニーズに最も的確に応えるために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
巡回支援専門員整備事業	対象児童の支援者や家族の相談先を設置し、支援者への負担軽減を図ります。あわせて、支援者間の連携の調整、適切な支援へのつなぎを含め、障害児の支援体制を強化します。
個に応じた就学支援の充実	特別支援学校と連携した巡回相談や障害福祉課と連携した保育所等訪問支援を通して、幼児児童生徒の実態を把握し、早期の教育相談を行ったり、教育支援委員会を開催したりすることで、個に応じた就学支援の充実に努めます。
教育的ニーズに応じた指導・支援	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シートの作成・活用を推進します。
通級指導教室の充実	巡回型の通級による指導を行うことのできる環境を整備するとともに、担当者の専門性の向上に努め、特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実を更に推進します。

第4章 施策の方向

施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策4 幼児教育の充実



《現状及び課題》

令和5年度に施行した市立幼稚園適正規模方針の下、全ての市立幼稚園で、一時預かり事業を展開しています。今後は、子育てに関する相談や保護者同士のコミュニケーションを推進することで、保護者が幼稚園と共に園児を育てるという意識を高め、地域の方々と連携し、未就園児を含む保護者の教育力向上のための支援を行う必要があります。

令和4年3月に、文部科学省が幼保小の架け橋プログラムを示し、各市町村に幼保小の円滑な接続の推進を求めています。本市においては、令和5年度に策定した薩摩川内市版接続期カリキュラムの下、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育・活動や小学生との交流、幼児施設と小学校の教職員の交流を通して、未就学児が安心して小学校に就学することができる環境を作る必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①幼児教育基盤の充実

幼児教育の質の向上のための環境整備や日本語が苦手な子どもやその保護者への支援等、幼児教育基盤の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
公立幼稚園一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、幼稚園において一時的に預かり、必要な保護を行います。

②小学校等との円滑な接続の推進

具体的施策	具体的施策の概要
幼・保・小連携	幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

③多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

具体的施策	具体的施策の概要
幼年消防クラブ防災教室	幼児期に災害発生時の初期対応行動がとれるようになるため

	に、市内の幼年消防クラブ員に対し防火防災意識の高揚を図ります。
おもちゃ花火教室	手持ち花火の体験及び噴出花火等の見学を通して、花火の正しい遊び方を学び、花火による怪我や火災の予防につなげ、幼児の火災予防思想の高揚を目的とします。
初期消火コンテスト	火災発生時の初期対応行動が適切にとれるようになるため、夏休み期間を活用し小学生及び中学生を対象に実施します。

第4章 施策の方向

施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策5 郷土教育の推進



《現状及び課題》

- ◆ ふるさと教育の一環として、各中学校区の自然や文化財などをふるさと自慢としてまとめた、本市独自の小中共通教材「ふるさと薩摩川内学（改定版）」を作成し、「ふるさと・コミュニケーション科」を中心に各学校で積極的に活用しています。
- ◆ 地域と共にある学校づくりを目指し、コミュニティ制度の導入により、地域と学校が協働した教育活動を通して、豊かな人間性や確かな学力の向上など、自身の可能性を高め、社会を生き抜く力を育むための学校教育の充実に取り組んでいます。
- ◆ 近年、古くから伝えられている郷土芸能などの伝統的な文化が継承者の高齢化や後継者不足により消滅の危機に瀕しています。子どもたちが自分たちの郷土を知り、愛着を持てる取組みを推進する必要があり、伝統的なはんや踊りの発表を通じてはんや踊りの振興・保存・継承に繋がるよう「薩摩川内市はんやジュニア大会」を開催しています。
- ◆ 甑島では県内で初めての恐竜化石が発見されて以降、甑島に分布する白亜紀後期の地層から相次いで恐竜化石等が発見されており、国内でも有数の恐竜化石等の産地となっています。これらの貴重な資料を収集・保管し、後世に継承するほか、調査・研究するための博物館として甑ミュージアムを整備しました。
- ◆ 甑ミュージアムが、甑島の様々な資源を題材に研究を行い新しい知見を見出すなど学術的な貢献だけでなく、観光誘客による地域活性化や、地域密着型の博物館運用による郷土愛の醸成を通して地域へ貢献する施設となるため、所有する知的財産を多くの市民等に広く伝え、甑島や恐竜化石等について情報発信する必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①鹿児島の特色を生かした子育て支援施策の充実

ア 郷土の風土を生かした子育ての推進

本土地域小学校4年生が甑島を訪れ、美しい自然や伝統文化に触れる活動を行います。子どもたちに異なる環境・文化を経験する機会を提供し、郷土の特色や風土を再認識させるため、北海道ニセコ町の児童生徒との相互交流事業を実施します。

具体的施策	具体的施策の概要
薩摩川内元気塾事業	将来、日本規模・世界規模でものを考え、自分を磨き、郷土薩摩川内に大いなる元気を与え、貢献してくれる次世代の人材

	を育成するため、卒業生を含め県内外で活躍している著名人などを招聘し、児童生徒に感動の機会を与える講演会等を市内全域の各小中学校で年数回、実施します。
青少年フレッシュ体験事業の実施	有島三兄弟記念館姉妹館契約を結んでいる北海道ニセコ町の児童生徒との相互交流を行い、有島三兄弟の文学作品を訪ねる感動体験、北海道の自然体験を通して、心身ともにたくましい青少年を育成するとともに集団の中で幅広い視野をもった青少年の育成を図ります。

イ 豊かな自然環境、歴史・文化環境の保全と活用

こどもが、郷土に愛着をもって心身ともにのびのびと成長することができるよう、本県の恵まれた自然環境や農村環境の保全を図るとともに、豊かな歴史、文化の蓄積に対する理解と認識を深めるよう、その学習機会の充実を図るなど、こどもが心豊かに育つ環境づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要
甑アイランドウォッチング事業	本土地域の小学校4年生が甑島を訪れ、美しい自然や伝統文化にふれる活動を行うことで、甑島も我がふるさとであるという意識を高めます。
薩摩川内はんやジュニア大会開催事業	伝統芸能保存の一環として、子どもたちに昔ながらの「正調はんや」や「はんやロックバージョン」等様々な「はんや踊り」を踊る機会を与えることで、ふるさとを愛し、心豊かにたくましく生きる人づくりを行うとともに、踊りを通した一体感の醸成と様々な表現を体感することによる交流を活発にすることで、「はんや踊り」の振興・保存・継承を図ります。
小学校綱引大会	本市の伝統行事である綱引や薩摩川内はんやを積極的に取り入れ、学校・家庭・地域が一体となった体力向上に努めます。
化石プログラム事業	毎月第3土曜日に行う甑島の化石や地層について楽しく学ぶイベントで、工作や観察、野外活動等を通して、恐竜化石をはじめとした多種多様な化石や、身の回りの大地の成り立ちについて学習します。
化石発掘体験会事業	実際の発掘現場でハンマーとタガネを使用し発掘体験を行います。夏休み期間に複数回実施します。
こどもの木育推進事業	木材の利用と森林を守り育てる気持ちを育てる「木育」を推進するため、こども達を対象として、木（木製品）とふれあい、木のぬくもりなどを感じてもらう機会を提供します。

第4章 施策の方向

施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策6 家庭教育の充実



《現状及び課題》

- ◆ 家庭は教育の出発点であり、心身の調和のとれた子どもの発達を育む最も身近な社会です。社会情勢が急激な変化を続ける中、育児不安を持つ親や過干渉・過保護な親がいるほか、ネグレクトや家庭内での児童・幼児虐待も全国で起こっており、問題になっている状況です。
- ◆ 本市では、家庭教育を組織的・効率的に運営するために各学校等に家庭教育学級を設置するとともに、家庭教育学級講演会、子育て講座の開催や子育てサロンを開設し、家庭の教育力向上に向けた取組を行っています。今後は、SNSが抱える課題や関わり方等について、親が知識を深める研修や、家庭における「居場所づくり」「絆づくり」に資するために、家庭での読書の取組等の啓発も必要になっています。
- ◆ 家庭教育学級は、それぞれの学校の課題や目的、目標を学習テーマとして定め、子どもとの関わり方の基本的な学習のほか、おやつ作りや体験活動のような親子交流に関する学習など様々な取組を実施しています。その一方、市が主催する家庭教育学級講演会や研修会等への出席者は、役員など一部の方に偏る傾向があり、多くの方々に参加してもらうための取組の工夫や改善の必要があります。
- ◆ PTAにおいても、保護者研修会を通して、家庭の教育力向上に努めていますが、家庭・学校・地域等がより一層連携し、子育てを支援する体制づくりも必要です。
- ◆ 平成25年度から取り組んでいる「学校支援ボランティア事業」は、地域の方々が持つ技能・特技をいかして、学校の要望に応じた支援活動を行っています。今後も継続しながら、新たに地域と学校が双方向で連携・協働した活動を行う「地域学校協働活動」の充実を図る必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

保護者が自信と責任感をもって子育てができるよう、学習機会を提供するとともに、家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりをすすめ、家庭における育児力・教育力の向上を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要
親の育ちが子の育ち推進事	社会的課題において、親自身が学び家庭における教育力を高

業	めるために、全幼・小・中・義務教育学校で家庭教育学級を開設し、家庭教育に関する学習機会の提供及び情報提供を図ります。
子育て支援の相談体制の充実	子育て中の保護者を対象に、子育てサポーター養成講座を受講し、登録されたサポーターが、子育ての悩みや育児の相談に応じるなど、同じ悩みや不安を抱える保護者との交流を行うことで育児負担の軽減を図り、子育てサポーターの養成等を進め、子育て世代への相談体制の充実を図り、子育てを支援する体制を構築します。
市 PTA 連合会や子ども会育成連絡協議会の充実	こどもを取り巻く環境は、急速な社会情勢の変化とともに様々な問題を抱えています。こどもたちに一番身近な保護者の組織であるPTAや異年齢のこどもたちの組織である子ども会の活動を支援し、充実を図ります。

イ 地域の教育力の向上

地域や学校、関係機関などと連携して、ボランティア活動や自然体験、課外活動、文化芸術鑑賞などの体験活動や異年齢活動、世代間交流の機会の充実を図ることで、地域の教育力を向上させ、子どもたちに豊かな心や社会性を育んでいくための環境づくりに取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
学校支援ボランティア事業の実施	地域の方々が持つ技能・特技をいかして、学校の要望に応じた支援活動を行います。
放課後子ども教室推進事業の実施	児童クラブ未整備校区に放課後子ども教室を設け、地域の協力を得て学習活動やスポーツ活動、地域住民との交流活動などを実施することにより、地域の教育力向上や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。
地域連携教育プロジェクトの充実	わくわく薩摩川内土曜塾「らく楽算数教室」や「レッツ・エンジョイ・イングリッシュ」に学生の協力を得ながら活動の充実を図り、「こども大学」や「研究授業サポート事業」において、学校の校内研修に鹿児島純心大学の講師を招聘し、今後も、市内にある唯一の大学との連携を積極的に進めます。
人材バンク「すてきびと」の登録促進と積極的活用	中央・地域公民館等において、趣味的な講座から社会的課題などの幅広い学習機会の提供に努め、学習意欲と自主的な学習活動の支援体制として、専門知識や技能を持った人材を生涯学習人材バンク「すてきびと」として登録し、講師等の要請に対応します。
放課後児童クラブへの支援	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、国の制度等を活

用し、運営に係る経費を補助します。

第4章 施策の方向

施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策7 次世代をリードする人材の育成



《現状及び課題》

- ◆ 本市は緑豊かな生活環境に恵まれ、九州新幹線などの交通アクセスが良好であり、地域経済を支える人材創出の面では、公立、私立の高等学校のほか、大学や職業能力開発短期大学校等の優れた産業人材育成の拠点が立地しています。しかしながら、少子高齢化に加え若年層の進学・就職に伴う市外への転出による人口減少が続いている。特に、生産年齢人口の減少は顕著で、地元企業の採用難、人手不足への対応が求められています。
- ◆ 急速に発展する社会の情報化やグローバル化に対応し、規範意識や倫理観を身に付け、地域や社会の発展を担う創造性豊かな人材を育成し、子ども・若者が活躍できる機会づくりが必要です。特に、地域におけるジェンダーギャップ解消にもつながる、女性のデジタル人材育成が重要です。さらに固定的性別役割分担意識の解消により、女性が力を発揮できる環境づくりが求められています。また、本市と密接な関係にある友好都市との交流等、経済・文化・スポーツ交流等を通して、異文化や多様な価値観への理解、国際的視野を有する人材の育成に取り組み、自ら考え、主体的に判断し行動できるリーダーを育成することが求められています。
- ◆ 人口減少、少子高齢化が進行し集落機能の低下や地域間格差の拡大などの問題が顕在化している中山間地域等では、これらの問題を克服するため、地域づくりの中核的役割を担うリーダーや、そのリーダーを支える人材の等の育成、地域外の人材等の活用が重要です。また、郷土に根ざした青少年活動の活性化を図り、子どもたちと関わる地域の指導者の養成や指導力の向上を図る人材育成機能を強化する必要があります。
- ◆ 競技スポーツは、競技者の活躍の場であるとともに、その活躍は私たちに夢と感動を与え、日々の生活に活力を生み出します。本市は、市スポーツ協会・市スポーツ少年団等関係団体と連携を図りながら、スポーツ振興のための事業を展開し、ジュニア世代競技者のスポーツ人口の拡大及び競技力向上に努めています。なお、少子・高齢化が進む環境において、競技スポーツ人口の減少が懸念されるなか、ジュニア世代の競技スポーツ人口の確保、指導者の育成及び指導体制の確立を図ることが課題となっています。
- ◆ 国定公園の甑島、ラムサール条約登録湿地である藺牟田池、日本遺産麓武家屋敷をはじめ、自然、歴史、文化、スポーツ、アウトドア、イベント、食、産業等の本市が有する魅力の発信や、グリーンツーリズムやきやんぱく等により交流人口の拡大に努めてきましたが、今後、観光の受け皿となる観光地域づくりや人材育成及び後継者育成が必要になります。

《施策目標及び具体的施策》

①グローバル社会で活躍する人材の育成

友好都市との交流事業ほか、外国への体験事業の支援など、子どもたちの思いやりの心や自律心を育みます。また、青少年の国際交流等を推進し、国際的な視野と先見性、コミュニケーション能力や豊かな感性を持ったグローバル人材を育成します。

具体的施策	具体的施策の概要
国際的視野を有する人材の育成	(1) 豊かな感性やたくましい創造力を持つ青少年育成 友好都市を締結している中国常熟市や韓国慶尚南道昌寧郡との継続的な相互交流活動を実施します。 (2) 国際的視野を有する人材の育成 鹿児島県青少年国際協力体験事業への参画など、体験・研修に対する支援を実施します。
グローバルに活躍する人材の育成	(1) 薩摩川内市国際交流協会への支援 薩摩川内市国際交流協会と連携し、国際理解や国際交流意識の高揚を促し、異文化を理解しコミュニケーション能力の高いグローバル人材の育成に取り組みます。 (2) 外国人留学生への経済的支援 本市の大学に留学し相互交流する学生で、留学生活上経済的援助が必要であると認められる者に対し、奨学金支援を実施します。
英語サマーキャンプ、中学校英語発表会の実施	児童生徒を対象とした「英語サマーキャンプ（1泊2日の宿泊研修）」や中学校英語発表会を行い、国際理解教育の充実と、児童生徒の英語力の向上を図ります。
英語検定試験の受験支援	日常生活で必要な実践的な英語力の習得及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英語検定試験の受験を積極的に奨励する。中学校で学習する範囲である4級、3級については英語検定試験の受験料の補助を行います。

②情報通信技術の進化に適応し、活躍できる人材の育成

GIGAスクール構想により配備された一人一台タブレット端末を活用し、ネットワークを使った情報共有による「共同的な学び」やA-Iドリル等を活用した「個別最適な学び」の実現、インターネットを活用した「探究的な学び」の充実に努めるなど、児童生徒がタブレット端末を文房具のように日常的に活用できる姿を目指し、情報通信技術において活躍出来る人材の育成を図ります。また、女性のデジタル人材を育成するためのスキル習得の場を提供します。

具体的施策	具体的施策の概要
コンピューター教育指導事業	ＩＣＴを活用した多様な学習を促進します。
女性のデジタル人材育成事業	女性の経済的自立と働く希望を叶えるために、デジタル分野のスキルアップとともに就労につながる具体的な事業を展開します。

③地域づくりで活躍する若者の支援

地域おこし協力隊制度を活用し、隊員による地域協力活動の充実を図るとともに、任期終了後の市内定着を促進します。また、薩摩川内市みらいアドバイザー設置事業を通じて、中高生が地域課題に主体的に取り組むことで郷土愛を育み、卒業後も本市と関わりを持ち続ける人材の育成を図ります。さらに、サーキュラー研修を通じて、市内の資源循環工場を活用した体験型・参加型の研修プログラムを児童・生徒向けに構築し、消費者としての意識啓発や行動変容を促すことにより、自ら考えて行動する人材（キーパーソン）の育成を図り、地域の持続可能性に貢献する次世代の担い手を育てます。

地域づくりで活躍する方々に、指導者養成研修会や市民大学講座での学習機会及び情報提供を行い、地域での活用を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
地域おこし協力隊事業	若者等の定住及び地域の活性化等を促進するため、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動した若者等を地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）として採用・配置します。配置先は公共的団体等（以下「受入団体等」とします。）であり、隊員は受入団体等の活動範囲の活性化や課題解決、商品開発等に取り組みます。
薩摩川内市みらいアドバイザー設置事業	地域課題などのまちづくりへの関心を深めることで郷土愛を育み、卒業後も本市への関わりを持ち続けて、定住人口や交流人口の拡大などの地域活性化を図ることを目的として、持続可能で魅力的なまちづくりの推進に当たり、中学生・高校生の視点から魅力あるまちづくりに資する取組を企画・立案し、自ら実践してもらうため、薩摩川内市みらいアドバイザーを設置します。
サーキュラー研修 (エデュケーション事業)	サーキュラーエコノミーの推進・実装による持続可能で魅力的なまちづくりのために、児童・生徒を対象とする市内の資源循環工場を活用した体験型・参加型の研修プログラムを構築し、消費者としての意識啓発や行動変容を促す普及促進ができる自ら考えて行動する人材（キーパーソン）の育成を行います。
地域指導者養成講座事業	指導者養成研修会に社会教育団体等からの参加を推進し、専

	門的知識を有する指導者の育成とその活動を支援し、地域指導者の活用を図ります。また、市民大学講座におけるボランティア養成講座において、多種多様なボランティアに対応できる人材の育成を進め、地域での活用を図ります。
--	--

④就学定住の促進

薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略実行計画に基づき、産業人材の確保及び市内への移住定住の促進に向けて、市内の高校生等の進学にあたり、引き続き本市での就学と定住に結びつけるために、支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
薩摩川内市就学定住支援補助金	薩摩川内市に入学前3年以上居住する若者が市内の大学等に就学した場合に、入学金の半額を補助します。 また、大学等を卒業後1年以内に市内事業所に正規雇用され、引き続き市内に居住している場合に入学金の残り半額を補助します。

⑤国際的に活躍する次世代競技者の育成

子どもたちが競技スポーツの競技力を向上させることは、自らの能力と技術を高めるとともに、ジュニア世代競技者のスポーツへの関心が高まり、スポーツをより身近なものとして子どもたちの競技人口の拡大につながり、本市のスポーツ振興に重要な役割を担っています。
全国大会・九州大会等に出場する子どもや団体に出場助成金を交付し、大会出場を支援しています。

具体的施策	具体的施策の概要
九州・全国大会等への派遣助成	全国大会・九州大会等に出場する選手や団体を支援する事業として、大会出場に伴う旅費及び宿泊費の一部を、スポーツ振興基金補助金の派遣助成金として支援します。
ジュニア世代競技者の育成	スポーツ大使やプロスポーツ選手、実業団選手によるスポーツ教室を通じて子どもの交流事業を推進します。

⑥次世代観光関係者育成

観光に対する関心を高め、観光客を増加させるなど、本市の観光振興に取り組むとともに、観光事業で活躍できる若者や後継者の育成・強化に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
次世代観光関係者の育成	観光大使・スポーツ大使とともに・若者の交流事業や、観光イベントへのこども・若者の参加・出演機会を創出します。

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策1 こども・若者の権利の尊重



《現状及び課題》

- ◆ アンケートによると、子どもの権利の認知度については「名前も内容も知っている」が小学生調査で 29.3%、中学生調査で 38.0%、小学生保護者調査で 32.6%、中学生保護者調査で 30.0%となっています。
- ◆ アンケートによると、子どもの権利で重要だと思うことについては、小学生保護者・中学生保護者ともに「暴力や言葉で傷つけないこと」が 6割台と特に高くなっています。次いで「自分の考えを自由に言えること」が 2位、小学生保護者調査では「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」が、中学生保護者調査では「人と違う自分らしさが認められること」が、それぞれ 3位となっています。

《施策目標及び具体的施策》

① こども・若者が権利の主体であることの普及啓発

子ども・若者が、性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子どもに身近な存在である教職員等が固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知広報等の取り組みを推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	児童・生徒や教職員、保護者、地域住民を対象とした出前講座やセミナー・ワークショップを開催します。
人権に関する啓発活動の推進	全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう人権教育・啓発の充実に努めます。

② 学校教育における人権教育の推進

「人権教育はすべての教育の基本」であるという認識のもと、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやることができるように、全ての教育活動において人権教育を推進しています。

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策2 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消



《現状及び課題》

- ◆ 人権教育の全体計画・年間指導計画の作成やそれに基づいた実践について、各学校に指導を行っています。また、各種研修や人権教育研修資料等の活用を促し、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めています。
- ◆ 性的指向・性自認等について、正しい理解を促進し、それらを理由とする差別や偏見を解消するため、啓発活動に取り組む必要があります。
- ◆ 子ども・若者が、性別にかかわらず、多様な価値観に出会い、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく必要があります。
- ◆ 性別にかかわらずそれぞれの子ども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から、心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①教育を通じた男女共同参画の推進

子ども・若者が、性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子どもに身近な存在である教職員等が固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知広報等の取り組みを推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
全ての教育活動における人権教育の推進	「人権教育はすべての教育の基本」であるという認識のもと、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやることができるよう、全ての教育活動において人権教育を推進します。
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	児童・生徒や教職員、保護者、地域住民を対象とした出前講座やセミナー・ワークショップの開催

②性的指向等の多様性に関する知識の普及啓発等

多様な性の在り方に対する理解を深めると共に、性的マイノリティの子ども・若者へのきめ細かな対応を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
性的マイノリティに関する理解の推進	児童生徒の発達段階に応じて、性的指向・性自認の多様性も含めた健康教育を実施します。
差別や偏見の解消を目指した教育・啓発活動	差別意識や偏見の解消に向けて、学校、職場、地域社会などの周囲の人々が、自らも当事者として性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくための人権教育・啓発の充実に努めます。
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進（再掲）	男女ともに性や妊娠等に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進します。 小中学制へのいのちを大切さを含めた性教育及び健康教育を実施します。

③固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組の推進

様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消に資する啓発や情報発信を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
固定的な性別役割分担意識等の解消に関する啓発や情報発信	市民を対象とした各種セミナーや啓発イベント等の開催、広報紙やホームページ等を活用した情報を発信します。

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策3 児童虐待防止対策の充実



《現状及び課題》

- ◆ 児童相談所及び市町村が通告・相談を受けた児童虐待の件数及び虐待と認定した件数は、近年急激に増加しており、令和元年度は2,787件で、令和6年度は3,624件でした。本市においても児童虐待件数は増加傾向にあり、夫婦間等の暴力、暴言による心理的虐待（面前DV）も増加しています。
- ◆ 児童虐待の発生予防・早期発見については、関係機関が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するとともに、児童虐待の相談窓口の周知等を図ることが必要です。
- ◆ 相談内容は深刻化・複雑化し、専門的な対応が必要となるケースが増加しています。
- ◆ 今後は、相談内容の深刻化・複雑化を予防するため、児童虐待の早期発見・早期対応が求められ、また、児童相談所、警察などの専門機関との連携が重要であることから、福祉、保健、医療、教育、警察等での情報共有・連携を図りながら、地域で子どもを守る支援体制の強化を図る必要があります。
- ◆ その他、気づきにくい、見えにくい子どもの困りごと（ヤングケアラー）へも対応する必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①児童虐待の発生予防・早期発見

ア 相談・支援体制の整備

子ども家庭センターにおいて、妊娠・出産についての悩み事等について電話や電子メール等による相談に応じます。また、SNSやリーフレット等を活用し、同センターの広報に努めます。

養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、必要な支援につなげるため、市における妊婦健診、乳幼児健診の充実強化の取組を支援するほか、産婦健診、産後ケア事業等の取組を促進します。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に支援を行う機能を有する機関である「子ども家庭センター」の機能強化に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
妊婦等に対する相談・支援体制の充実	相談しやすい環境を充実するために相談窓口の拡充に取り組みます。
子育てや家庭の困りごとに関する相談・支援体制の充実	相談しやすい環境を充実するために市役所以外に相談員の配置し相談窓口を拡充するとともに、人員の増員に取り組みます。

イ 関係機関との連携強化等

「市要保護児童対策地域協議会代表者会議」や「同会議個別ケース検討会議」の開催などにより、北部児童相談所、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、積極的な情報共有、支援方針の協議等により、世帯・児童・生徒の支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
関係機関との連携	市要保護児童対策地域協議会代表者会議を年度当初に開催し関係機関との連携を強化し、必要に応じて同会議個別ケース検討会議を迅速に開催し、家庭への支援を行います。
主任児童委員部会との連携	主任児童委員部会を定期的に開催し、地域における子どもの見守りに取り組みます。 また同部会と小中・義務教育学校教頭との合同研修会を開催し、連携強化に取り組みます。

ウ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

2019（令和元）年8月に発生した死亡事案の検証報告書の提案内容や2022（令和4）年6月に公布された改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、相談員等の増員や研修等を通じた職員の資質向上などにより、相談体制の充実・強化を図ります。

また、北部児童相談所、教育機関、警察を始めとする関係機関と連携し、子どもの安全確保に取り組むとともに、家庭の困りごとの解決、支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
人員体制の強化	相談窓口の拡充、相談対応する人員の拡充に取り組みます。
職員の資質向上、専門性の確保	相談員の資質向上のために研修会に参加し、スキルアップに取り組みます。

エ 気づきにくい、見えにくい子どもの困りごと（ヤングケアラー等）への対応

子どもの生活環境は多様化・複雑化しており、気づきにくい、見えにくい子どもの困りごと（ヤングケアラー等）への対応が必要となっており、子どもの気づきや周りの友達や大人の気づきを促し、地域社会で子どもを守る取組みつつ、支援体制の充実を行います。

また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、児童虐待相談電話、ヤングケアラー相談電話及びヤングケアラー相談窓口等の周知に取り組みつつ、国が「秋の子どもまんなか月間」（毎年11月）を中心に実施しているオレンジリボンキャンペーン、パープルリボンキャンペーン※やホームページ等を通じて、体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動に取り組みます。

※女性に対する暴力をなくす運動

具体的施策	具体的施策の概要
ヤングケアラー等の学習や相談窓口の周知	市内小中・義務教育学校及び高校でヤングケアラーの周知、ネットトラブル及び命の大切さの授業を行う。併せて相談窓口の周知を行い、子どもが相談しやすい環境に取り組みます。 また学校、PTAなどに出前講座を行い、周知活動に取り組みます。
ヤングケアラーへの支援体制の整備等	市内小中高校生へヤングケアラー周知事業を行い、その中でヤングケアラー、ネットトラブル、命の大切さ及び相談窓口の周知を行います。 子育て支援ヘルパー派遣事業でヤングケアラー支援、児童虐待防止に取り組みます。
オレンジ・パープルリボン普及活動	オレンジリボンキャンペーン、パープルリボンキャンペー間にのぼり旗やツリーを設置するとともに、市HP。広報紙を活用し児童虐待防止、女性に対する暴力をなくす運動体罰の普及啓発活動に取り組みます。

オ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会に、セミナーや研修会の開催等を通じて、DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発	市HP、広報紙及びFMさつませんだいを活用し、DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発を行います。

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策4 医療・食・教育で格差のない社会づくり



《現状及び課題》

- ◆ アンケートによると、収入の低い水準の世帯やひとり親世帯は、必要とする食料や衣服を買えなかった経験がその他の世帯と比較して高い傾向にあります。物価高騰や疾病等の特性によりに金銭管理が困難な家庭が増えつつあります。
- ◆ こどもの学校・教育に関するその他の課題として生活困窮家庭のこどもの学習支援のニーズが高まりつつあります。また夏休み等の長期休暇で生活リズムが乱れることもが増えつつあります。
- ◆ 本市における生活保護世帯の子どもの数は、令和7年10月は 保護人員908人のうち83人であり、被保護人員全体の約9.1%となっております。子ども83名の世帯累計毎の人数は、母子世帯67名、その他世帯10名、傷病世帯4名、障害世帯2名となっており、母子世帯の割合が80.7%と高い水準となっております。
また、令和6年度の中学校卒業者6名のうち全員が高校進学、高校卒業者6名のうち1名が大学進学しております。

《施策目標及び具体的施策》

①教育の支援

ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもたちの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の高い幼児教育・保育の確保に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
幼児教育・保育の無償化	子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に3～5歳児と市区町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化します。
実費徴収補足給付事業	各施設において、保護者が支払うべき日用品、文房具などの特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費

	(副食材料費) 等について、世帯所得の状況等を勘案して、一部を助成します。
保育士や幼稚園教諭等の資質の向上	保育士及び保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修の受講を推奨します。
幼保小接続の促進	各種研修会での幼小接続に係る指導を推進します。 各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導をします。 幼保小連携研修会等への支援を行います。

イ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

具体的施策	具体的施策の概要
スクールソーシャルワーカーや教育支援センター支援員との連携	児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター支援員などの専門員との連携を図ります。

ウ 高等学校等における修学継続のための支援

具体的施策	具体的施策の概要
特別奨学資金給付	薩摩川内市内の中学校を卒業し、薩摩川内市内に生活の本拠を有する方で、向学心が強く学業が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、特別奨学資金を支給します。

エ 特に配慮を要する子どもへの支援

児童養護施設等で暮らす子どもたちの学習環境の整備や学習指導等の充実を促進するとともに、幼稚園等における特別支援教育の推進を図ります。また、外国人の子どもの就学の促進と日本語指導が必要な子どもへの支援に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
就学援助制度の実施	生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対して、学用品費・学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育を円滑に実施します。
幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある児童を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費を補助します。 公立幼稚園では、特別な支援を必要とする園児に適切な支援

	を行うため、関係機関と連携し特別支援教育を提供します。
保育所等の障害児保育の推進（障害児保育事業）	保育所等において障害児の保育を行う費用を補助します。

才 教育費負担の軽減

生活保護受給者の子ども達が経済的な理由で、夢をあきらめることがないよう、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

小中・義務教育学校生の生活困窮家庭の子どもに対してだけでなく、通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対しても学習支援を実施について取り組んでいきます。

具体的施策	具体的施策の概要
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<p>生活保護制度による義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品（通学費用・給食費等も含む）の購入費として教育扶助を支給します。</p> <p>生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考查料等を支給します。</p> <p>高校入学後は、高校就学費の基本額、教材費、通学費用等を支給、また、部活動等の費用として学習支援費を支給します。</p> <p>生活保護世帯の高校生の就労収入（アルバイト収入）のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合、収入として認定しません。</p> <p>生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しません。</p>
進学・就職準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学及び就職を支援するため、大学等に進学・就職した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。
学習支援事業	<p>小中・義務教育学校生の生活困窮家庭の子どもに対してだけでなく、通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対しても学習を支援していきます。</p> <p>長期休暇時に定期的に学習会を開催し、子ども達の生活リズムの乱れを防ぎます。</p> <p>校内教育支援センター、スマイルルームに登校できない子どもに対して、引きこもり解消支援として居場所（きりん）を開催し提供します。</p>
家計改善支援事業	家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する継

	統的な助言に取り組みます。
就学援助制度の実施	生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対して、学用品費・学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育を円滑に実施します。

力 地域における学習支援等

具体的施策	具体的施策の概要
学習支援事業費	<p>小中・義務教育学校生の生活困窮家庭の子どもに対してだけでなく、通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対しても学習を支援していきます。</p> <p>長期休暇時に定期的に学習会を開催し、子ども達の生活リズムの乱れを防ぎます。</p> <p>校内教育支援センター、スマイルルームに登校できない子どもに対して、引きこもり解消支援として居場所（きりん）を開催し提供します。</p>

②生活の安定に資するための支援

ア 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

複合的な課題を抱えた家庭が増加しており、家庭内の課題を早期に把握し、適切な支援につなぎ、社会的孤立に陥ることがないよう親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
妊娠婦等の心身のケアへの取組の推進	<p>妊娠婦健診、産後ケア事業など、産前産後の支援を充実します。</p> <p>産婦健診において、産後のメンタルヘルスの観点から要支援産婦を把握し、関係機関と連携して支援します。</p> <p>妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を実施します。</p> <p>若年妊娠や特定妊娠の把握及び支援、妊娠婦健診の未受診者への受診を勧奨します。</p> <p>産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産へ周囲の理解を深め、ともに子育てに取り組めるよう情報提供します。</p>
乳児家庭全戸訪問事業の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保します。
養育支援訪問事業の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等を実施します。

相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題についての相談・指導・助言を実施します。
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
ひとり親家庭等への支援	県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親家庭等に対し、生活援助等を行う家庭生活支援員の派遣や、法律の専門家による相談等の支援を実施します。

イ 保護者の生活支援及び就労支援

さまざまな課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を実施するとともに、保育等の確保などの取組により、保護者の育児負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
生活保護費の支給と自立支援	保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導等により自立を助長します。
生活保護受給者等就労自立促進事業・被保護者就労支援事業	就労支援員による支援や、ハローワークと連携した支援及び就労準備段階の者への支援等を実施します。
就労自立給付金の支給	積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事を地域の中で相互援助する会員組織を支援します。
保育所等の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消等を図るための保育所等の整備に必要となる国庫補助制度等の情報提供や利用を促進します。
放課後児童クラブへの支援	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、国の制度等を活用し、運営に係る経費を補助します。
子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病などで家庭内で養育できない場合に児童養護施設等で児童を一時的に保護する短期預かり事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場合で一時的に預かり、必要な保護を行います。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。

生活困窮者就労準備支援事業	就労することが困難な方に対して、就労することへの助言やハローワークへの同行などの支援を行います。
進学・就職準備給付金	被保護者の高校生であって、安定した職業に就くことが見込まれる者に対して、給付金を支給します。

ウ 支援体制の強化

ひとり親家庭向けの施策の連携の推進を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
母子寡婦福祉会運営補助金	母子寡婦福祉会の運営に係る経費を補助します。

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭に対し、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	ハローワークと連携して就労支援を実施し、早期就労開始や相談者の希望に叶う職への就職により、母子・父子家庭の生活の安定が図られるよう支援します。
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金を給付し、母子家庭及び父子家庭の自立を促進します。
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利な資格及び生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給し、生活の負担を軽減します。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。

④経済的支援

ア 経済的支援

貧困状態にあるこどもたちや親にとって、経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、大変重要です。

こどもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、こどもの育ちに影響を与える家庭環境としては、親の働き方やこどもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえながら、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の

活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
就学援助制度の実施	生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対して、学用品費・学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育を円滑に実施します。
スクールバス運行事業	学校再編による保護者の新たな経済的負担が生じないように、スクールバスを運行します。
特別奨学資金給付事業	薩摩川内市内の中学校を卒業し、薩摩川内市内に生活の本拠を有する方で、向学心が強く学業が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、特別奨学資金を支給します。
離島高校生修学支援事業	甑島圏域の自宅を離れ、本土等の高等学校へ修学する高校生の保護者の経済的負担の軽減を図るため、民間アパート家賃や下宿費、帰省に要する交通費等の経費の一部を支援します。
児童手当支給事業	高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童のいる世帯へ手当を支給します。
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給します。
幼児教育・保育の無償化	子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に3～5歳児と市区町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化します。
実費徴収補足給付事業	各施設において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、一部を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、医療費の負担を軽減します。
子ども医療費給付事業	県内の医療機関等の窓口でマイナ保険証等とともに資格者証を提示することで、18歳までこどもに係る医療費の窓口負担をなくし、保護者の負担を軽減します。
就学定住支援補助金の支給	薩摩川内市に入学前3年以上居住する若者が市内の大学等に就学した場合に、入学金の半額を補助します。 また、大学等を卒業後1年以内に市内事業所に正規雇用され、引き続き市内に居住している場合に入学金の残り半額を補助します。

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策5 こどもの居場所づくり



《現状及び課題》

- ◆ 不登校の子どもで校内教育支援センター、スマイルルームに登校できない子どもが増えつつあり、子ども達の居場所づくりが必要となります。
- ◆ 学習に関する居場所として生活困窮家庭の子どもの学習支援について需要が増えつつあるとともに、普通高校に進学しても不登校などの理由により、通信制・定時制高校に転校する子どもがおり、学習の進め方が困っている子どもが見受けられます。
- ◆ 普通高校に進学しても不登校などの理由により、通信制・定時制高校に転校する子どもがおり、学習の進め方が困っている子どもが見受けられます。

《施策目標及び具体的施策》

①こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

小中・義務教育学校生の生活困窮家庭のこどもに対してだけでなく、通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対しても学習支援を実施について取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
学習支援事業	<p>小中・義務教育学校生の生活困窮家庭の子どもに対してだけでなく、通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対してでも学習を支援します。</p> <p>長期休暇時に定期的に学習会を開催し、子ども達の生活リズムの乱れを防ぎます。</p> <p>校内教育支援センター、スマイルルームに登校できない子どもに対して、引きこもり解消支援として居場所（きりん）を開催し提供します。</p>
子ども食堂（コミュニティ食堂）	子ども食堂（コミュニティ食堂）の支援を行っている薩摩川内市社会福祉協議会と連携や周知を行います。
放課後児童クラブへの支援	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、国の制度等を活用し、運営に係る経費を補助します。
放課後児童対策推進委員会の開催	放課後子ども教室との連携を促進するなど、教育委員会と福祉部局の連携をはじめ放課後児童対策の総合的な在り方を検討するための推進委員会を開催します。

放課後児童支援員等の確保及び資質向上	放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修の受講を推奨します。 放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図るため、必要な知識や技能等を習得するための研修の受講を推奨します。
--------------------	--

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策6 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援



《現状及び課題》

- ◆ 児童扶養手当の認定を受けている世帯は、近年減少傾向にありますが、ひとり親家庭の多くは、子育てと生計の担い手をひとりで背負っており、子育ての悩み、生活や就学費用、就労など多くの課題を抱えています。このため、かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していた寡婦を含め、ひとり親世帯の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援を推進する必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①子育て支援や生活支援策の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父等が、安心して子育てをしながら生活できるよう、生活一般についての相談指導や、家事援助、保育等のサービスの提供、公営住宅の積極的な活用等を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言を実施します。
母子寡婦福祉会運営補助金	母子寡婦福祉会の運営に係る経費を補助します。
子育て応援ガイドの発行	民間企業の広告を活用した子育て応援ガイドの協働発行により、冊子と電子書籍化による配布先の拡大を行い、本市の様々な子育てに関する情報等を分かりやすく周知します。

②就業支援策の推進

ハローワークと連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父等が安定した雇用を確保し、自立した生活をすることができるよう、就職に有利な資格取得の支援を実施するなど、就業面での支援体制を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	ハローワークと連携して就労支援を実施し、早期就労開始や相談者の希望に叶う職への就職により、母子・父子家庭の生活の安定が図られるよう支援します。

自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金を給付し、母子家庭及び父子家庭の自立を促進します。
母子寡婦福祉資金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に対し、経済的自立の援助及び生活意欲の向上を図り、併せて、その扶養している児童・子の福祉を増進させることを目的として、各種資金の制度照会を行います。
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利な資格及び生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給し、生活の負担を軽減します。

③経済的支援策の推進

ひとり親家庭に対し、職業生活の安定と向上に資するため、経済的支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、医療費の負担を軽減します。
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給します。
幼児教育・保育の無償化	子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に3～5歳児と市区町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化します。
実費徴収補足給付事業	各施設において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、一部を助成します。

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策7 こども・若者を育てる環境づくりの推進



《現状及び課題》

- ◆ 次代を担うこども・若者は、社会のかけがえのない一員です。自立の精神と豊かな感性、国際的感覚、故郷を愛する心を持った人間に成長することは市民すべての願いであり、大方のこども・若者は前向きに努力しながら、明るく伸び伸びと成長しています。
しかしながら、青少年を取り巻く社会環境は変化し、非行、不登校、引きこもり、児童虐待やインターネットを通じた犯罪の増加など、こども・若者を対象とした様々な問題は依然として厳しい状況が続いています。
- ◆ 近年、こども・若者に関して、リストカットの低年齢化、オーバードーズ等の命を大切にしない行動が問題になっています。こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOS を出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けられるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める必要があります。
- ◆ 川薩保健所管内の10代の人工妊娠中絶率は、減少傾向にあります。引き続き取り組みを推進し、こどもたちの性に関する正しい理解と知識の啓発を図ることが必要です。
- ◆ 教育においては、令和3年に改訂された生徒指導提要の趣旨に基づき、発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育に関する生徒指導の目標や基本方針などを、各学校の年間指導計画の中に明確に示し、全教職員が一体となった生徒指導体制づくりに取り組んでいます。
さらに、児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な知見も積極的に生かす「チーム学校」としての指導を推進しています。

《施策目標及び具体的施策》

①こどもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 有害環境浄化活動の推進

県や警察と連携を図り、鹿児島県青少年保護育成条例に規定されている、有害図書等の青少年への販売や貸し付け等の禁止、深夜における興行場等への青少年の立入禁止などの遵守状況の確認・指導を行うための立入調査を実施します。

具体的施策	具体的施策の概要
少年愛護センターによる有害図書等の立入調査の実施	県や警察と合同で、有害図書等の青少年への販売や貸し付け等を禁止し、深夜における興行場等への青少年の立入禁止など

	の遵守状況の確認・指導を行うための立入調査を実施します。
--	------------------------------

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

ア 性教育、喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進

こどもたちに性についての正しい知識を適切に提供・教育することで、こどもたちが性に関する行動を自ら考え、自ら決定できる能力を身に付け、いのちの大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるよう取組を推進します。

喫煙・飲酒、薬物の健康被害に関する正しい知識を提供し、家庭、学校、地域が一体となってその防止に取り組みます。

職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
正しい性の知識の提供とこどもたちが自ら決定できる能力獲得への取組（再掲）	思春期のこどもたちの身体と心の悩みの相談に応じます。男女ともに性や妊娠等に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進します。 小中学生へのいのちの大切さを含めた性教育及び健康教育を実施します。
喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進	ホームページ等を活用し喫煙（受動喫煙を含む。）や飲酒、薬物が健康に及ぼす影響等に関する情報を提供し、こどもたちが喫煙・飲酒、薬物乱用することがないよう普及啓発します。

イ 思春期のこどもの心のケアに関する支援体制の充実

具体的施策	具体的施策の概要
スクールソーシャルワーカーや教育支援センター指導員との連携	児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター支援員などの専門員との連携を図ります。

③こども・若者の自殺対策

ア こども・若者の自殺対策の推進

ゲートキーパー養成講座を実施し、「ゲートキーパー」の役割を担う人材育成に取り組むとともに、ヤングケアラー周知事業の中で、小中高校生へ命の大切さについて講話を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
ゲートキーパー養成講座	第2期薩摩川内市自殺対策計画に基づき、自殺の危険を示すサ

	インに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門機関につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成し、地域全体でこども・若者の命を守る体制を構築する。
ヤングケアラー周知事業	市内小中・義務教育学校及び高校でヤングケアラーの周知、ネットトラブル及び命の大切さの授業を行う。併せて相談窓口の周知を行い、こどもが相談しやすい環境づくりに取り組む。

第4章 施策の方向

施策の方向4 こどもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策8 こども・若者の社会的自立の支援



《現状及び課題》

- ◆ ひとり親家庭のアンケートによると、子どもに関する悩みは、「教育・進学・学習の遅れ」が 54.4%と最も多く、次いで「食事・栄養」が 20.2%「今のところ悩みはない」が 18.4%となっています。所得区分でみると、貧困線未満の層で「いじめ」が 13.2%、「不登校」が 20.8%と他の層と比較して高くなっています。
- ◆ 子ども・若者アンケートによると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた原因については、「成績が悪い・授業についていけない」と「職場になじめない」が 4 割台と特に高く、「家族間の不和や離婚」、「人付き合いが苦手」についても 3 割となっています。
- ◆ 様々な事情から、学校に行かないことを選択した児童生徒の学びの保障のために、不登校児童生徒を対象とした教育支援センター「スマイルルーム」や、校内教育支援センターの運営を行っています。
- ◆ 小規模の落ち着いた雰囲気の中での学びを求めている児童が小学校特認校制度を活用したり、オンラインでの学びやフリースクールでの学びを希望する児童生徒の出席の取り扱いについて、学校との連携を強化したりするなど、児童生徒の多様な学びの場の選択を支援することが必要です。
- ◆ 市内小中高校生へヤングケアラー周知事業を行い、その内でヤングケアラー、ネットトラブル、命の大切さ及び相談窓口の周知を行っていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①不登校・ひきこもり等のこども・若者への支援

ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者への支援

不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

なお、不登校の児童生徒は、中学校段階において、入学後の環境の変化、学習内容の量の増加等により新規で発生して増加する傾向にあることから、小学校と中学校の緊密な連携を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要
教育支援センター設置事業	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力

	の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行います。
学びの多様化相談事業	スマイルルームで不登校に関する保護者や児童生徒の相談会を実施します。

②ヤングケアラーへの支援

ア ヤングケアラーへの支援体制の整備等

市内小中・義務教育学校及び高校でヤングケアラーの周知、ネットトラブル及び命の大切さの授業を行う。併せて相談窓口の周知を行い、子どもが相談しやすい環境づくりに取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
ヤングケアラー等の学習や相談窓口の周知	市内小中・義務教育学校及び高校でヤングケアラーの周知、ネットトラブル及び命の大切さの授業を行う。併せて相談窓口の周知を行い、子どもが相談しやすい環境に取り組みます。 また、学校、PTAなどに出前講座を行い、周知活動に取り組みます。
ヤングケアラーへの支援体制の整備等	市内小中高校生へヤングケアラー周知事業を行い、その中でヤングケアラー、ネットトラブル、命の大切さ及び相談窓口の周知を行います。 子育て支援ヘルパー派遣事業でヤングケアラー支援、児童虐待防止に取り組みます。

③社会的養育※

養育困難などの課題がある家庭（要支援・要保護家庭）において、こどもにとって最善の養育環境となるよう北部児童相談所、各種施設、里親等と連携を図り、こどもが健やかに育つよう取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要
社会的養護施設等との連携	子育て短期支援事業を実施する児童養護施設など、社会的養護施設との連携を図ります。また、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備のため、県が行う里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発を行うなど、関係機関との連携を図ります。
関係機関との連携による自立支援	母子生活支援施設は、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携し、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

※社会的養育とは、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援することです。全ての子どもが対象となり、家庭で暮らす子どもや代替養育を受けている子どもの胎生期から自立までを支援します。

④非行防止と自立支援

ア 青少年の非行防止

具体的施策	具体的施策の概要
非行防止と自立支援	<p>地域における更生支援体制の充実を図るため、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援する保護司会の活動に対して補助を行います。</p> <p>また、地域社会における犯罪・非行の未然防止を目的として、啓発活動を推進するとともに、青少年の健全育成を支援し、非行少年や犯罪をした人の改善更生に協力する更生保護女性会の活動に対しても補助を行います。</p>

第4章 施策の方向

施策の方向5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策1 良好な雇用環境の整備とワークライフバランスの推進



《現状及び課題》

- ◆ 個人の生活環境や価値観の多様化に対応し、多様な生き方の選択を可能とするため、男女共に仕事と生活の両立の実現が求められています。そのためには、働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消などによる、誰もが安心して働き能力が発揮できる多様性が尊重される環境づくりが必要です。
- ◆ 本市の男女共同参画に関する市民意識調査の結果において、男女ともに仕事と家庭生活等との両立を希望している割合が高いが、男性は仕事を、女性は家庭生活を優先している割合が高い傾向が見られます。
- ◆ すべての人が生活との二者択一を迫られることなく働き続けられるようになると、企業の経営者や、管理職の意識改革、職場風土の改善が不可欠であり、行政機関のみならず、民間企業や各種関係団体など官民一体となり、長時間労働の是正や、男性の育休取得、働き方改革を進めていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワークライフバランスの推進により多様な働き方を可能とし、個人が望む生き方を選択できる取組を進めるために、行政機関のみならず、民間企業や各種関係団体など官民一体となり、選ばれる職場環境整備を進めていく必要があります。

仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発に努め、働く場における両立支援の取組促進に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
女性活躍推進企業の認定	誰もが働きやすく働きがいがあり、仕事と生活の両立を実現できる職場環境整備に、積極的に取り組む企業を、本市の女性活躍推進企業と認定し、広く紹介し更なる取組の推進を図ります。
女性活躍推進協議会の開催	官民一体となり、誰もが働きやすく働きがいがあり、仕事と

	生活の両立を実現できる職場環境整備を進めるための薩摩川内市女性活躍推進協議会を設置します。
女性のキャリア形成支援事業	女性のキャリア形成につながるスキルを習得することを目的に人材育成セミナー等を実施します。
イクボス推進	経営者や管理職等が率先して部下のワークライフバランスの実現を応援し、自らも実践し、職場全体の働きやすさと生産性の向上を図ることを推進するとともに、イクボス宣言事業所の申し出を受け、広く周知を行います。
共働き・共育て応援事業	男性の育児休業取得推進や、家事・育児への参画を促進するため、セミナー等を実施し、意識啓発とともに、職場等における制度や風土づくり環境整備を促進します。

第4章 施策の方向

施策の方向5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策2 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進



《現状及び課題》

- ◆ 性別や年齢、国籍、障害の有無、価値観や働き方など様々な違いを持つ人が、互いに認め合い誰もが能力を発揮できる環境づくりが求められています。
- ◆ 個人の生活環境や価値観の多様化に対応し、多様な生き方の選択を可能にするため、女性の社会参画促進とともに、男性の育児等への参画や地域活動への参加を促進し、男女共に生きやすい社会を実現すること必要があります。
- ◆ 広報紙やセミナーを通じた啓発や、男性の育児休業取得促進や男性の働き方改革や、家事・育児、介護への主体的参画を促進し、女性の就労継続に向けた環境を整えていき、共働き・共育ての推進に取り組んでいきます。
- ◆ 企業の経営者や、管理職の意識改革、職場風土の改善が不可欠であり、子育てや介護に関する支援策と連携した柔軟な働き方の推進、地域や事業所との協働、そして一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 仕事と子育ての両立のための環境整備

ア 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

親が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするために、地域の実情に応じて、認定こども園や放課後児童クラブなどの整備を促進します。また、保育に対する多様なニーズに対応するため、保育サービスを更に充実します。

具体的施策	具体的施策の概要
保育所等の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消等を図るための保育所等の整備に必要となる国庫補助制度等の情報提供や利用を促進します。
放課後児童クラブへの支援	放課後児童クラブの安定的運営を図るため、国の制度等を活用し、運営に係る経費を補助します。

利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行います。
地域子育て支援拠点の充実	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。
地域子育て支援拠点事業 (子育てカレンダーのWeb事業)	子育て世帯の多様化する保育需要に応じた様々な保育サービス等の情報を提供します。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場合で一時的に預かり、必要な保護を行います。
病児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。
子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病などで家庭内で養育できない場合に児童養護施設等で児童を一時的に保護する短期預かり事業です。
「育児の日」の普及促進	妊娠及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、「育児の日」を普及促進します。
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事を地域の中で相互援助する会員組織を支援します。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。

②共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

夫婦が共に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

男女共に希望どおり育児休業制度を活用できる風土づくりを目指し、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

また長時間労働の是正や男性の家事・育児への参画を促進し、女性に負担が偏っている状況を解消し、男女ともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要
女性活躍推進企業の認定	誰もが働きやすく働きがいがあり、仕事と生活の両立を実現できる職場環境整備に、積極的に取り組む企業を、本市の女性活躍推進企業と認定し、広く紹介し更なる取組の推進を図ります。
女性活躍推進協議会の開催	官民一体となり、誰もが働きやすく働きがいがあり、仕事と生活の両立を実現できる職場環境整備を進めるための薩摩川内市女性活躍推進協議会を設置します。
女性のキャリア形成支援事業	女性のキャリア形成につながるスキルを習得することを目的に人材育成セミナー等を実施します。
イクボス推進	経営者や管理職等が率先して部下のワークライフバランスの実現を応援し、自らも実践し、職場全体の働きやすさと生産性の向上を図ることを推進するとともに、イクボス宣言事業所の申し出を受け、広く周知を行います。
共働き・共育て応援事業	男性の育児休業取得推進や、家事・育児への参画を促進するため、セミナー等を実施し、意識啓発とともに、職場等における制度や風土づくり環境整備を促進します。

第4章 施策の方向

施策の方向5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策3 雇用の場の確保



《現状及び課題》

- ◆ 緑豊かな生活環境に恵まれ、九州新幹線などの交通アクセスが良好な本市ですが、少子高齢化に加え若年層の進学・就職に伴う市外への転出による人口減少が続いています。
特に、市内学校の新卒者の市外転出等にみられる、生産年齢人口の減少は顕著で、地元企業の採用難、人手不足への対応が求められています。
- ◆ 川内港、サーキュラーパーク九州、川内港久見崎みらいゾーン、川内宮之城道路、高城産業用地の5箇所が今後の本市の産業を支える場所となっており、このような産業が市内にあることについて関心を深めてもらう機会を創出することが求められています。
- ◆ 現在のこどもたちがこのような魅力ある企業で就職してもらうように体験を通じた機会を創出することが求められています。
- ◆ 地域経済を支える人材創出の面では、公立、私立の高等学校のほか、大学や職業能力開発短期大学校等の優れた産業人材育成の拠点が立地しています。
- ◆ 人材確保の安定化を図る必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

①雇用の確保と創出

ア 雇用の促進

薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略実行計画に基づき、産業人材の確保及び市内への移住定住の促進に向けて、次代の産業人材を輩出する市内の高等学校及び大学等の教育環境の充実を図るため、支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要
奨学金返還支援補助金	大学や短期大学、専門学校等を卒業した者が市内居住、市内の事業所に就職した場合に、在学期間に貸与を受けた奨学金等の返還を補助します。
UIJ ターン者家賃等補助金	本市に転入前後1年以内に中小企業等に正規雇用された方で、自ら住宅を借り受け、家賃を支払った方の家賃の一部を補助します。
親子で本市の産業を触れる	川内港、サーキュラーパーク九州、川内港久見崎みらいゾー

体験の創出	ン、川内宮之城道路、高城産業用地の5か所を巡ることで、こどもが楽しくわかりやすく学び、地域への関心を深めるとともに、将来の薩摩川内市の産業について親子で考えることを目的としたバスツアーを開催します。
-------	---

②移住・定住の促進

薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略実行計画に基づき、産業人材の確保及び市内への移住定住の促進に向けて、移住者に対し、支援を行います。

具体的な施策	具体的な施策の概要
定住住宅取得補助金の支給	本市への移住定住の促進を図るため、転入者の定住用住宅の取得に対して支援を行います。
定住住宅リフォーム補助金の支給	本市への移住定住の促進を図るため、転入者の定住用住宅のリフォーム等に対して支援を行います。
新幹線通勤・通学定期購入補助金の支給	転入された方が定住のための住宅を取得し、新幹線通学・通勤定期券を購入して通勤・通学をされる方の定期券購入費用の一部を補助します。
かごしま UIJ ターン移住支援金の支給	若者の地方移住に対する支援を強化するため、東京圏からの移住者に対し、移住支援金を支給します。
地方就職支援金の支給	若者の地方移住に対する支援を強化するため、東京圏からの移住者に対し、就職活動に係る交通費及び移転費を支給します。

第5章 子ども・子育て支援新制度の推進

第5章 子ども・子育て支援新制度の推進

1. 教育・保育の提供区域の設定

全ての子どもたちが教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の提供区域は、地域の事情に応じて、保護者や子どもが居宅から移動することが可能な区域とし、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況を総合的に勘案して設定することとなっています。

第3期計画の教育・保育の提供区域は、第2期計画の3つの区域設定を引き継ぎ、川内地域からなる「川内区域」、樋脇・入来・東郷・祁答院の地域からなる「東部区域」、甑島地域の「甑島区域」で設定します。

教育・保育の提供区域は、「川内区域」、「東部区域」、「甑島区域」の3つの区域で設定します。

教育・保育の提供区域の設定



2. 地域子ども・子育て支援事業の区域の設定

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている事業は、事業内容や性質的な立場から、特に区域を分けて事業を展開して行っていないため、「市内全域」を1つの区域で設定します。

地域子ども・子育て支援事業の区域は、「市内全域」を1つの区域で設定します。

3. 教育・保育の充実

(1) 教育・保育給付の概要について

教育・保育を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づきそれぞれの施設や事業を利用することができます。

認定区分		利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 現在の状況について

令和5年度の教育・保育の各施設種類の利用者数等については、幼稚園・保育所等の施設利用者数が全体の約75%を占めています。

提供施設の整備等を重点的に取り組むべき地域は、令和6年3月末の待機児童者数が多い校区別の地域の川内北、川内南、川内中央を重点地域とし、今後の利用者ニーズ等を勘案しながら、安定的に提供施設が利用できるよう5年以内を目標に計画的な整備を進めます。

令和5年度の教育・保育の状況

0～5歳人口	区分	幼稚園 利用者数	保育所等利用者数			在宅 保育者数
			0～5歳	0～2歳	3～5歳	
5,033人	人数 (構成 比)	237人 (4.7%)	3,503人 (69.6%)	1,470人 (29.2%)	2,033人 (40.4%)	1,293人 (25.7%)

校区別 待機児童数

校区								総計	
		保育実施年齢区分							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
本土域	川内域	川内北	38	5	0	0	0	43	
		川内南	25	0	0	0	0	25	
		川内中央	26	4	4	0	0	34	
		平成	6	1	0	0	0	7	
		水引	1	0	0	0	0	1	
	東部域	樋脇	0	0	0	0	0	0	
		入来	0	0	0	0	0	0	
		東郷	2	0	0	0	0	2	
		祁答院	0	0	0	0	0	0	
甑島区域		0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島市		0	0	1	0	0	0	1	
合計		98	10	5	0	0	0	113	

資料：子育て支援課（令和6年3月31日現在）

（3）施策推進の背景と課題

教育・保育の提供区域ごとに計画期間における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。また、設定した量の見込みに対応できるよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

本市では、就労の増加等に伴い、年度後半は待機児童が発生しており、入所が困難な場合も見受けられるため、今後、早急に希望者が円滑な利用ができる提供体制を確保していく必要性があります。

(4) 施策の方向

本市では、引き続き増大する見込みの保育所の待機児童解消を図るため、既存施設の配置状況や、地域の保育需要を勘案し、利用者が円滑に教育・保育施設や地域型保育事業の利用ができるよう定員の見直し及び定員の確保を目指します。

①教育・保育施設

ア 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることができる施設として位置付けられており、国では、認定こども園の普及を目指しています。本市では、国の動向を踏まえながら今後とも充実に努めます。

イ 幼稚園

幼児教育の提供体制を確保するとともに、質の高い幼児教育を安定的に提供できるよう努めます。

また、今後の児童数や利用希望などの動向を踏まえながら、幼児教育と保育の一体的利用ができる需要に応えるため、幼稚園から認定こども園へ移行を希望する所に対しては、円滑な移行ができるよう支援に努めます。

ウ 保育所

多様化する保育ニーズに対し、保育水準の向上を図り、更なる支援を進めます。国の補助制度を活用し、保育所整備等の方法により、計画的に適切な定数の見直しを行い、定数の確保に努めます。

また、保育と幼児教育の一体的利用ができる需要に応えるため、保育所から認定こども園への移行を希望する所に対しては、円滑な移行ができるよう支援します。

②地域型保育事業

ア 小規模保育事業

今後の児童数の推移を考慮しながら、また待機児童の解消にも貢献している現状や、利用者の希望や地域の状況の動向を踏まえ、支援に努めます。

イ 家庭的保育事業

利用者の希望や地域の状況を把握しながら、事業の対応に努めます。

ウ 居宅訪問型保育事業

利用者の希望や地域の状況を把握しながら、事業の対応に努めます。

エ 事業所内保育事業

事業者の希望を把握しながら、事業の周知に取り組み、地域の保育を必要とする児童の受入れを促進するなど事業の対応に努めます。

(5) 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

①認定こども園についての考え方

国では、認定こども園の普及を目指しており、今後設備における国の動向を見ながら、本市でも、より認定こども園への理解が進むよう取り組んでいきます。

②幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質向上のための支援

乳幼児期の発達に応じた子どもの健やかな発達を保障することが必要です。そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質向上が不可欠です。このような観点から、次の方法を取り入れながら、特に優先的事項として人材の育成と確保に努めます。

ア 幼稚園教諭や保育士等の人材確保

事業所間の連携や人材交流の機会の提供や人材確保、育成に関する情報の提供のほか、職員の賃金や助成金等の整備を進めるとともに、地域と連携して保育ニーズに対応した十分な人材の確保・定着に努めます。

イ 幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実

多様化する乳幼児期の教育・保育に対応するため、それぞれの知識や技能の習得が得られるよう、職員への意義、役割や職務内容、専門知識等の内容の研修の充実を図り、職員の資質の向上及び、職員全体の専門性の向上に努めます。

今後、認定こども園の移行化に向け、研修内容を研究し、合同研修の実施を目指します。

また、大学等が実施している必要な免許の取得ができる特例講座について周知に取り組み、大学と連携を図ります。

ウ 教育・保育に関わる職員の待遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保が重要かつ緊急性の高い課題になってくると予想されます。そのため、今後とも国の制度等を活用しながら、保育士等の待遇改善に努めます。

特定教育保育施設、保育施設、特定地域型保育事業の従事者については、保育の必要性の優先度加算を考慮し、関係職員が働きやすい環境の確保を図ります。

③質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められます。

また、在宅の子育て家庭を含めて全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様でかつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、次の点に留意が必要であると考えます。

ア 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮

イ 安全・安心で健全な子育て環境の確保

ウ 地域活動との結びつき、人材の活用

④幼稚園や保育所、認定こども園、放課後児童クラブと小学校との連携

子どもの生活や発達の連續性を踏まえ、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブの職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園の園児等と放課後児童クラブ・小学校の児童との交流や、職員同士の交流、情報共有や相互理解、小学校との積極的な連携が図れるよう取り組んでいきます。

ア 幼・保・小連携の教職員合同研修

イ 子ども同士の交流活動

(6) 量の見込みの考え方

ニーズ調査を目的としたアンケートの結果や、現在実施している各事業の実績、幼児教育・保育の無償化、対象者に対する意向調査を踏まえて意向が反映されるよう、各年度の必要な事業の見込量を算出しました。

(7) 確保方策の考え方

量の見込みに対する確保対策が充実できるよう、今後とも利用希望者の動向や地域の状況を注視しながら、各事業の特色を活かした取組の周知を図り、財政的な面を考慮しながら、量の見込みの確保に努めます。

- ① 幼稚園教諭や保育士等の確保に関する取組の推進
- ② 認定こども園の推進
- ③ 既存の保育所等の定員数の見直し
- ④ 保育所等整備
- ⑤ 地域型保育事業の推進（小規模保育事業・家庭的保育事業等の推進）
- ⑥ 時間外保育事業（延長保育事業）・一時預かり事業の充実

(8) 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

第2期計画期間における実績値は、2号認定と3号認定は横ばいで推移していますが、1号認定では減少傾向がみられます。女性の労働力率は平成27年に比べ令和2年は全ての年代で労働力率は上昇傾向がみられ、令和5年度に実施したアンケート調査の結果においても母親の就労している割合が増加していることなどから、保育ニーズの高まりがうかがえます。

量の見込みは、国の手引きに基づく算出方法にてアンケート調査の結果や推計児童数をもとに算出しています。推計児童数は、令和2年から令和6年の人口をもとにコーホート変化率法を用いて算出していますが、おおむね減少傾向となっているため量の見込みも減少傾向となっています。

確保方策は、1号認定については今後需要量が増加した場合でも十分に対応できる見通しです。2号認定と3号認定については、今後の施設数の増加や利用定員の減少、保育ニーズの増加等を踏まえ、おおむね横ばいで確保していきます。

■市内全域（実績値・量の見込みと確保の内容）

【実績値】

(単位：人)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1号認定	計画値（量の見込み）		1,189		1,225		1,277		756		756
	①計画値（確保の内容）		866		882		914		429		429
	②実績値		323		343		363		327		327
	①-② 過不足		1,652		1,682		1,682		1,391		1,391
	計画値（量の見込み）		964		836		781		758		759
	①-② 過不足		688		846		901		633		632
2号認定	区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画値（量の見込み）		1,779		1,776		1,769		1,528		1,528
	①計画値（確保の内容）		1,437		1,577		1,577		1,437		1,437
	②実績値		1,501		1,533		1,550		1,493		1,448
3号認定	①-② 過不足		-64		44		27		-56		-11
	区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳
	計画値（量の見込み）	206	1,092	199	1,104	192	1,114	142	1,095	142	1,095
	①計画値（確保の内容）	278	1,048	298	1,098	298	1,098	293	1,035	293	1,035
	②実績値	169	1,076	174	1,068	214	1,011	153	1,084	169	1,027
	①-② 過不足	109	-28	124	30	84	87	140	-49	124	8

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

区分		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
1号認定	①量の見込み		721		697		671		627		621
	①計画値（新2号認定無し）		383		370		355		331		329
	新2号認定（教育ニーズ）		338		327		316		296		292
	②確保の内容（利用定員数）		1,276		1,245		1,246		1,246		1,246
	②-① 過不足		555		548		575		619		625
	区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
2号認定	①量の見込み		1,547		1,499		1,450		1,363		1,354
	②確保の内容（利用定員数）		1,354		1,347		1,328		1,322		1,323
	②-① 過不足		-193		-152		-122		-41		-31
区分		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
3号認定	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳
	①量の見込み	132	530	553	128	519	544	125	506	527	122
	②確保の内容（利用定員数）	291	468	529	289	468	529	297	469	528	296
	②-① 過不足	159	-62	-24	161	-51	-15	172	-37	1	174
	0-2歳推計児童数	532	649	625	522	535	648	513	525	534	502
	保育利用率	54.7%	72.1%	84.6%	55.4%	87.5%	81.6%	57.9%	89.3%	98.9%	59.0%
		59.0%	90.7%	100.6%	59.8%	92.5%	102.3%	515	524	495	505

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定に該当する満3歳未満の子どもたちの利用定員数の割合

■東部区域（量の見込みと確保の内容）

東部区域においては、令和8年度から認可保育所が1施設減少することから、2号認定、3号認定の不足が生じると見込まれています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

区分		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
1号認定	①量の見込み				71			68			65			60		
	1号認定（新2号認定無し）				39			37			35			32		
	新2号認定（教育ニーズ）				32			31			30			28		
	②確保の内容（利用定員数）				260			260			260			260		
②-① 過不足					189			192			195			200		

区分		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
2号認定	①量の見込み				191			188			182			171		
	②確保の内容（利用定員数）				194			171			171			171		
	②-① 過不足				3			-17			-11			0		
	0-2歳推計児童数															
保育利用率		86.4%	104.8%	112.5%	85.4%	117.4%	111.1%	89.7%	125.6%	152.2%	100.0%	135.0%	162.8%	109.4%	145.9%	175.0%

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定に該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

■甑島区域（量の見込みと確保の内容）

甑島区域においては、2号認定と3号認定（0歳）の利用予定はなく、1号認定と3号認定（1歳、2歳）では、量の見込みに対し十分な利用定員が確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

区分		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
1号認定	①量の見込み				54			51			48			44		
	1号認定（新2号認定無し）				22			20			18			16		
	新2号認定（教育ニーズ）				32			31			30			28		
	②確保の内容（利用定員数）				130			130			130			130		
②-① 過不足					76			79			82			86		

区分		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
2号認定	①量の見込み				0			0			0			0		
	②確保の内容（利用定員数）				0			0			0			0		
	②-① 過不足				0			0			0			0		
	0-2歳推計児童数															
保育利用率		17.6%	106.7%	118.8%	18.8%	88.9%	135.7%	16.7%	94.1%	111.8%	15.8%	84.2%	118.8%	15.0%	80.0%	105.6%

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定に該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

区分		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
3号認定	①量の見込み				2			4			14			1		
	②確保の内容（利用定員数）				3			16			19			3		
	②-① 過不足				1			12			5			2		
	0-2歳推計児童数				17			15			16			18		
保育利用率		17.6%	106.7%	118.8%	18.8%	88.9%	135.7%	16.7%	94.1%	111.8%	15.8%	84.2%	118.8%	15.0%	80.0%	105.6%

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定に該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要について

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の状況に応じて行う 19 事業があります。子ども・子育て支援法で定められた基本指針では、各事業について目標事業量を設定することとされています。

(2) 施策推進の背景と課題

子育て支援は、教育・保育施設及び地域型保育事業の充実と併せて、地域における質の高い支援機能の維持と確保や、きめ細かい支援が必要で、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保が必要と思われます。

本市では、ニーズ調査の結果や実績等を踏まえ、必要で適切な量を見込むと共に、地域の実情に応じた提供体制の確保を図り、各子育て支援の充実を図っていく必要性があります。今後は国の動向を見ながら関係機関と検討を進め、各事業の特性や内容を考慮して、適切な量の確保と質の向上に努め、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

(3) 量の見込みの考え方

ニーズ調査を目的としたアンケートの結果や、現在実施している各事業の実績、幼児教育・保育の無償化、対象者に対する意向調査を基に、事業ごとに必要な事業の見込量を算出した。

(4) 確保方策の考え方

今後とも利用希望者の動向を注視しながら、各事業のニーズに応じた支援の確保・充実を図ります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援に関する事業

事業名	利用者支援事業
事業概要	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>基本型</p> <p>○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。</p> <p>【利用者支援】一当事者の目線に立った、寄り添い型の支援 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。</p> <p>【地域連携】一地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援 利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。</p> <p>※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。</p> <p>《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く） ※子ども・子育て支援に関する事業の一一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者</p> <p>特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）</p> <p>○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う</p> <p>《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置 ※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい</p> <p>こども家庭センター型</p> <p>○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。</p> <p>《職員配置》 主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員など</p> </div>
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ同数で見込んでいます。
担当課	子育て支援課、市民健康課
	提供区域 1区域(市内全域)

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【箇所】	2	2	2	2	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保の内容【箇所】	2	2	2	2	2	2	2	2	2
②-① 過不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【箇所】	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容【箇所】	2	2	2	2	2
②-① 過不足	0	0	0	0	0

②時間外保育事業（延長保育事業）

事業名	延長保育事業			
事業概要	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。</p> <p style="text-align: center;">延長保育の対象となる時間帯(例)</p> <p>■保育標準時間</p> <p>■保育短時間</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 実施状況 量の見込み 確保方策 				
<p>実施状況 量の見込み 確保方策</p> <p>担当課 子育て支援課 提供区域 1区域(市内全域)</p>				

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人】	1,550	1,344	1,550	1,318	1,550	1,305	1,600	1,192	1,600
②確保の内容【人】	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
実施箇所数【箇所】	31	30	32	31	32	31	32	30	32
②-① 過不足	50	256	50	282	50	295	0	408	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	1,186	1,180	1,174	1,168	1,162
②確保の内容【人】	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
実施箇所数【箇所】	30	30	30	30	30
②-① 過不足	64	70	76	82	88

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業名	放課後児童健全育成事業								
事業概要	保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。								
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。								
担当課	子育て支援課					提供区域	1区域(市内全域)		

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人】	1,786	1,689	1,737	1,774	1,835	1,717	1,805	1,709	1,756
1年生	456	526	442	476	429	509	416	485	404
2年生	466	416	451	479	437	429	423	460	410
3年生	386	353	400	354	387	380	375	324	363
4年生	244	213	270	252	279	212	269	232	259
5年生	158	129	174	134	192	119	200	140	193
6年生	76	52	0	79	111	68	122	68	127
②確保の内容【人】	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
実施箇所数【箇所】	40	40	40	39	40	40	40	41	40
②-① 過不足	64	161	113	76	15	133	45	141	94

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	1,706	1,703	1,700	1,697	1,694
1年生	486	487	488	489	490
2年生	459	458	457	456	455
3年生	323	322	321	320	319
4年生	230	228	226	224	222
5年生	140	140	140	140	140
6年生	68	68	68	68	68
②確保の内容【人】	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
実施箇所数【箇所】	45	46	46	46	46
②-① 過不足	44	47	50	53	56

④子育て短期支援事業

事業名	子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)		
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ令和5年度の実績と同数で見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域(市内全域)

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	300	158	300	125	300	85	300	59	300
②確保の内容【人日】	300	300	300	300	300	300	300	300	300
実施箇所数【箇所】	7	4	7	2	7	3	7	3	7
②-① 過不足	0	142	0	175	0	215	0	241	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	59	59	59	59	59
②確保の内容【人日】	80	80	80	80	80
実施箇所数【箇所】	3	3	3	3	3
②-① 過不足	21	21	21	21	21

⑤乳児家庭全戸訪問事業

事業名	妊娠婦、新生児及び未熟児に対する訪問指導事業		
事業概要	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p> <p>対象：生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭 訪問時期：概ね生後2、3か月頃 訪問内容：①赤ちゃんとお母さんの体調確認（アンケート実施） ②子育てに関する悩み相談 ③子育てに関する情報の提供 ④お誕生記念品の贈呈</p>		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。		
担当課	市民健康課	提供区域	1区域(市内全域)

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人】	800	804	800	880	800	621	800	416	800
②確保の内容【人】	800	800	800	800	800	800	800	800	800
②-① 過不足	0	-4	0	-80	0	179	0	384	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	409	402	395	388	381
②確保の内容【人】	420	420	420	420	420
②-① 過不足	11	18	25	32	39

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

事 業 名	養育支援訪問事業		
事 業 概 要	<p>■養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p> <p>■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。</p>		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	<p>■養育支援訪問事業 令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ令和5年度の実績と同数で見込んでいます。</p> <p>■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) 令和4年度に、ケース記録等の電子化により、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うためのシステムを導入しています。</p>		
担 当 課	市民健康課、社会福祉課	提供区域	1区域(市内全域)

【実績値】(養育支援訪問事業)

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人】	—	—	—	—	—	—	15	62	24
②確保の内容【人】	—	—	—	—	—	—	15	15	24
②-① 過不足	—	—	—	—	—	—	0	-47	0

【量の見込みと確保の内容】(養育支援訪問事業)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	62	62	62	62	62
②確保の内容【人】	80	80	80	80	80
②-① 過不足	18	18	18	18	18

⑦地域子育て支援拠点事業

事業名	地域子育て支援センター事業				
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度は前年度から増加傾向にあるため、令和5年度の実績をもとに5%程度増加していくと見込んでいます。				
担当課	子育て支援課			提供区域	1区域(市内全域)

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人回】	54,903	31,478	55,726	26,788	56,562	25,481	57,411	33,078	58,272
②確保の内容【人回】	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
実施箇所数【箇所】	9	8	9	8	9	8	9	8	9
②-① 過不足	5,097	28,522	4,274	33,212	3,438	34,519	2,589	26,922	1,728

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人回】	34,732	36,469	38,292	40,207	42,217
②確保の内容【人回】	36,000	40,000	40,000	43,000	43,000
実施箇所数【箇所】	8	8	8	8	8
②-① 過不足	1,268	3,531	1,708	2,793	783

⑧一時預かり事業

事業名	一時預かり事業		
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	幼稚園型、一般型ともに令和5年度は前年度から増加傾向にあるため、令和5年度の実績をもとに5%程度増加していくと見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域(市内全域)

■一時預かり事業（幼稚園型）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	66,127	61,462	72,919	69,632	71,461	46,338	70,031	53,614	68,631
②確保の内容【人日】	67,000	67,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
実施箇所数【箇所】	11	9	13	11	13	10	13	11	13
②-① 過不足	873	5,538	81	3,368	1,539	26,662	2,969	19,386	4,369

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	56,295	59,110	62,066	65,169	68,427
②確保の内容【人日】	57,000	60,000	63,000	66,000	69,000
実施箇所数【箇所】	11	11	11	11	11
②-① 過不足	705	890	934	831	573

■一時預かり事業（一般型）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	4,880	2,515	4,766	2,075	4,657	2,158	4,551	2,312	4,449
②確保の内容【人日】	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
実施箇所数【箇所】	18	18	18	16	18	16	18	15	18
②-① 過不足	120	2,485	234	2,925	343	2,842	449	2,688	551

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	2,388	2,467	2,548	2,632	2,719
②確保の内容【人日】	2,600	2,600	2,700	2,800	2,800
実施箇所数【箇所】	15	15	15	15	15
②-① 過不足	212	133	152	168	81

⑨病児・病後児保育事業

事業名	病児・病後児保育事業					
事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。					
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度は前年度から増加傾向にあるため、令和5年度の実績をもとに5%程度増加していくと見込んでいます。					
担当課	子育て支援課			提供区域	1区域(市内全域)	

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	2,373	1,525	2,414	1,091	2,457	894	2,500	1,129	2,544
②確保の内容【人日】	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
実施箇所数【箇所】	3	2	3	2	3	2	3	2	3
②-① 過不足	127	975	86	1,409	43	1,606	0	1,371	-44

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	1,185	1,244	1,306	1,371	1,440
②確保の内容【人日】	1,300	1,300	1,500	1,500	1,500
実施箇所数【箇所】	2	2	2	2	2
②-① 過不足	115	56	194	129	60

⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業名	ファミリー・サポート・センター事業							
事業概要	小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。							
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度は前年度から増加傾向にあるため、令和5年度の実績をもとに5%程度増加していくと見込んでいます。							
担当課	子育て支援課				提供区域	1区域(市内全域)		

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	1,841	1,134	1,933	978	2,030	1,022	2,132	1,574	2,238
②確保の内容【人日】	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,100	2,200	2,200	2,300
実施箇所数【箇所】	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-① 過不足	159	866	67	1,022	70	1,078	68	626	62

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	1,653	1,736	1,823	1,914	2,010
②確保の内容【人日】	2,000	2,000	2,100	2,100	2,100
実施箇所数【箇所】	1	1	1	1	1
②-① 過不足	347	264	277	186	90

⑪妊婦健康診査

事業名	妊婦・乳幼児健康診査事業							
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測 ③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。							
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。							
担当課	市民健康課				提供区域	1区域(市内全域)		

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人回】	9,231	9,117	9,093	9,386	8,957	7,905	8,822	7,792	8,690
②確保の内容【人回】	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②-① 過不足	769	883	907	614	1,043	2,095	1,178	2,208	1,310

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人回】	7,652	7,514	7,379	7,246	7,116
②確保の内容【人回】	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
②-① 過不足	48	186	321	454	584

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業			
事業概要	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等の一部を助成する事業です。</p> <p style="text-align: center;">実費徴収に係る補足給付を行う事業の概略</p>			
教材費・行事費等（給食費以外）				
給食費（副食材料費）				
実施状況 量の見込み 確保方策	令和5年度の実績は0人日となっていますが、令和5年度までの利用実績を踏まえ、第2期と同数で見込んでいます。			
担当課	子育て支援課	提供区域 1区域(市内全域)		

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	1	1	1	1	1	1	1	0	1
②確保の内容【人日】	3	3	3	3	3	3	3	3	3
②-① 過不足	2	2	2	2	2	2	2	3	2

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	1	1	1	1	1
②確保の内容【人日】	3	3	3	3	3
②-① 過不足	2	2	2	2	2

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
事業概要	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。	
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ令和5年度の実績と同数で見込んでいます。	
担当課	子育て支援課	提供区域 1区域(市内全域)

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【箇所】	1	1	1	3	1	6	1	4	1
②確保の内容【箇所】	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-① 過不足	0	0	0	-2	0	-5	0	-3	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【箇所】	4	4	4	4	4
②確保の内容【箇所】	4	4	4	4	4
②-① 過不足	0	0	0	0	0

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業名	子育て世帯訪問支援事業			
事業概要	<p>(新規事業)</p> <p>家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、抱えている不安等を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。</p>			
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和6年度から事業を開始しており、令和6年度の実績見込みと同数を見込んでいます。			
担当課	社会福祉課	提供区域	1区域(市内全域)	

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【世帯】	8	8	8	8	8
②確保の内容【世帯】	8	8	8	8	8
②-① 過不足	0	0	0	0	0

⑮児童育成支援拠点事業

事業名	児童育成支援拠点事業			
事業概要	<p>(新規事業)</p> <p>養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等、状況に応じた支援を包括的に行う事業です。</p>			
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	要保護児童対策地域協議会の中で関係機関の連携を図りつつ、生活困窮者自立支援事業で学習支援居場所づくりを行っています。国の補助がある任意の事業であり、今後は必要に応じて事業の検討を行います。			
担当課	未定	提供区域	—	

⑯親子関係形成支援事業

事業名	親子関係形成支援事業			
事業概要	<p>(新規事業)</p> <p>子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業です。</p>			
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	国の補助がある任意の事業ですが、現時点では実施予定はありません。今後は必要に応じて事業の検討を行います。			
担当課	未定	提供区域	—	

⑯妊婦等包括相談支援事業

事業名	妊婦等包括相談支援事業		
事業概要	<p>(新規事業) 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。</p>		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の妊娠届出数をもとに、国の算出方法で算出しています。		
担当課	市民健康課	提供区域	1区域(市内全域)

【量の見込みと確保の内容】

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数【件】	573	563	553	543	533
	1組当たり面談回数【回】	3	3	3	3	3
	①面談実施合計回数【回】	1,740	1,709	1,679	1,649	1,618
②確保方策【回】		1,740	1,709	1,679	1,649	1,618
②-① 過不足		0	0	0	0	0

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業名	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)				
事業概要	<p>(新規事業) 乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため面談並びに情報提供、助言やその他の援助を行う事業です。</p>				
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の未就園児数をもとに、国の算出方法で算出しています。				
担当課	子育て支援課		提供区域	1区域(市内全域)	

【量の見込みと確保の内容】

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み【人日】	18	17	17	17	17
	②確保の内容【人日】	18	18	18	18	18
	②-① 過不足	0	1	1	1	1
1歳児	①量の見込み【人日】	18	18	18	18	18
	②確保の内容【人日】	18	18	18	18	18
	②-① 過不足	0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み【人日】	12	12	12	12	12
	②確保の内容【人日】	12	12	12	12	12
	②-① 過不足	0	0	0	0	0

⑰産後ケア事業

事業名	産後ケア事業				
事業概要	<p>(新規事業) 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。</p>				
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	5か年計画の令和7年度から令和11年度の産婦数をもとに、国の算出方法で算出します。				
担当課	市民健康課		提供区域	1区域(市内全域)	

【量の見込みと確保の内容】

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】		634	634	634	634	634
②確保の内容【人日】		634	634	634	634	634
②-① 過不足		0	0	0	0	0

5. 放課後児童の居場所づくり

(1) 放課後児童対策

放課後児童対策については、これまで「新・放課後子ども総合プラン」に基づき「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を進めてまいりました。「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度に最終年度を迎える、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ（以下「パッケージ2024」といいます。）」が策定されました。

パッケージ2024に基づく取組を進める中で浮かび上がってきた課題を踏まえて令和6年12月策定された「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、今後は継続的かつ計画的な放課後児童の「こどもまんなか」な居場所づくりを推進します。

(2) 推進体制

効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の事業実施を進めるため、福祉部局と教育委員会が連携を深め、お互いの関係者間における共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行うとともに、既存の放課後児童クラブとも十分に連携を図りながら、適切な体制づくりに努めます。

(3) 推進方策の方向性

放課後児童の多様なニーズに対応するため、きめ細やかな放課後児童対策を推進し、関係機関と連携して子どもたちの安全・安心な活動場所の確保や、地域の状況に応じた連携を進め、事業の充実に努めます。

(4) 市町村行動計画の推進方策

市町村が計画に盛り込むべきとされる以下の内容について、ニーズ調査等を基に見込み量を把握し、地域の実情に応じた確保対策を検討します。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

第5章4（5）③に記載

②放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

希望がある地域を把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。

③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

今後、地域の実情を把握したうえで、関係機関と具体的な協議を進めながら目標事業量を定めます。

④校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

今後、地域の実情を把握したうえで、関係機関と具体的な協議を進めながら目標事業量を定めます。

⑤連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターがお互いに連携して、内容や実施期日等を検討できるよう打合せの機会を設けます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

関係機関との情報交換を行いながら、余裕教室の活用状況を調査し、可能な範囲内で活用を推進します。

⑦放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化を図りながら、連携強化に努めます。

⑧特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

必要に応じ関係機関と協議のうえ、対象の子どもや家庭の様子の把握に取り組みます。

⑨事業の質の向上に関する具体的な方策等

社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、開設事業者と連携し、環境づくりに努めます。また、本市のホームページ等により利用者や地域住民へ育成支援の内容等について情報を周知し、情報共有を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めています。

7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、アンケート調査結果や利用状況等を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等のサービスの提供に努めます。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画は、庁内の関係各課、鹿児島県、関係機関と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、地域団体、住民との連携・協働を推進し、総合的なこども・若者、子育て施策の充実に取り組みます。

また、「薩摩川内市子ども・子育て支援会議」の委員やこども・若者等から意見を聴取し、当事者であるこども・若者や子育て支援に関わる関係者等の協力を得ながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けて社会全体、地域ぐるみで計画を推進します。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭がこども・若者の人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、こども・若者とのスキンシップを深め明るい家庭を築くとともに、こども・若者の発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

「子育ては親育ち」と言われるように、子育てにより親も成長することができ、子育てには喜びを見いだせるものですが、困った場合は、相談できる人や相談できる場所で相談し、子育てをひとりで抱え込まないことが大切です。

(2) 地域社会の役割

こども・若者は、地域社会との関わりの中で社会性を身に付け、様々な体験を通して成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、全てのこども・若者が地域の人々との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが必要です。

(3) 事業者の役割

働いている全ての人が、仕事と生活の時間的なバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な役割分担意識等を解消しながら、働きやすい職場環境をつくることが重要です。また、子育てしやすい環境整備を進めていくためには、事業者が育児休業や子育てに理解を示し、子どもの病気や行事参加などの際に休暇が取りやすい職場環境を整備することが不可欠です。

このため、企業・職場で働く一人ひとりが、そのような職場環境を作るよう努力するとともに、そのことについて認識を深めることが大切です。

(4) 各種団体の役割

社会全体でこども・若者や子育て中の家庭を支え、こども・若者の「自ら育とうとする力」

を伸ばすためには、地域社会で活動している多くの団体が連携し、お互いに補いながらこども・若者の健全な成長を支援していくことが必要です。

(5) 行政の役割

行政は、子育て世帯が安心して子育てを行い、こども・若者が幸福を感じながら生活してもらうため、福祉、保健、教育、文化、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など多様な分野の取組について、関係部署と連携を図り、個々の施策の進捗状況を把握しながら、総合的なこども・若者、子育て施策の推進に努めます。

また、国・県、児童相談所、事業所等の関係機関との連携強化に努めて、施策の推進を図っていきます。

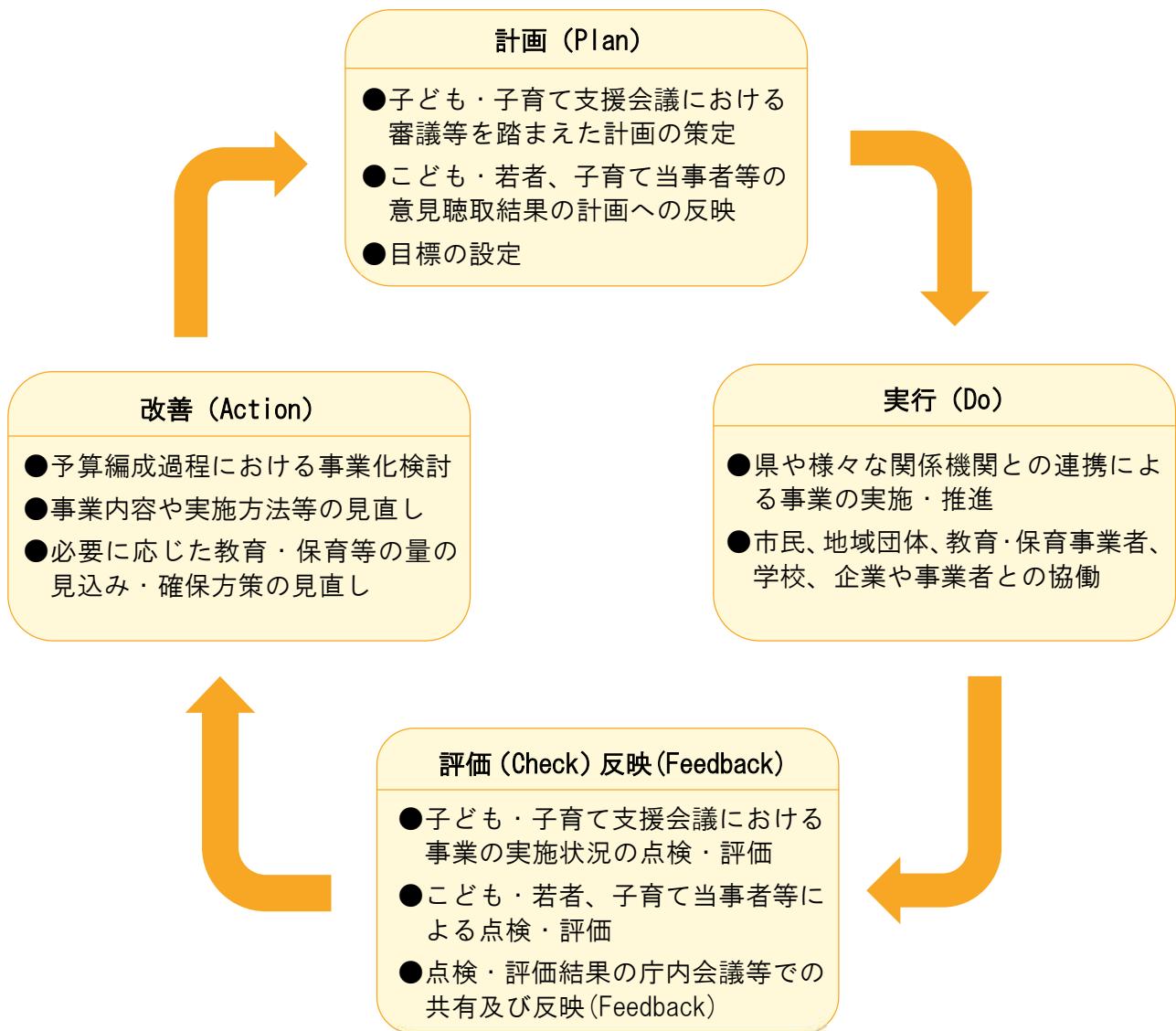
2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の制度の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するため、Plan（計画の策定）、Do（計画の推進）、Check（実施状況等の点検・評価）、Action（事業の継続・拡充、計画の見直し）のサイクルにより継続して改善しつつ、特に評価においては積極的なFeedback（反映）による「改善」を進め、計画の着実な実施と向上を図るほか、関係各課だけでなく、政策会議等の場において全庁的に共有します。

また、本市におけるこども・若者、子育て施策の推進に向け、本計画に基づく各施策の進捗状況に加え、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の提供体制等の状況についても「薩摩川内市子ども・子育て支援会議」の中で年度ごとに点検・評価を行うほか、こども基本法の規定に基づき、こども・若者等の意見も聴取して評価していきます。

なお、教育・保育の提供等にあたっては、利用者の視点に立った事業の実施を図るため、量の見込みや確保方策などで見直す必要が生じた場合は、明確な目標設定とスケジュール管理のもと、適切な対応を適宜実施します。

P D C F A サイクルのイメージ



3. 計画の数値目標

第4章「施策の方向」で位置づけた取組に関する数値目標で、計画期間中に施策の進捗状況を管理し、その成果の目安とするものです。

No.	基本施策	数値目標項目	現状		目標 (令和11年度)
1	施策の方向1 結婚・妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	婚姻件数	(R4)	392 件	395 件
2		合計特殊出生率	(R4)	1. 68	2. 00
3		出生数	(R4)	640 人	750 人
4		「結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	(R7)	29. 4%	40. 0%
5		「小児医療体制が十分だ」と思う人の割合	(R7)	58. 3%	65. 0%
6	施策の方向2 安心して子育てができる社会づくり	保育所等待機児童数	(R6)	0 人	0 人
7		放課後児童クラブ待機児童数	(R6)	0 人	0 人
8		ファミリー・サポート・センターの活動件数	(R5)	1, 574 件	2, 010 件
9		児童発達支援事業利用者数	(R5)	315 人/月	400 人/月
10		「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	(R7)	72. 0%	75. 0%
11		子育て支援に関する施策に満足している市民の割合	(R6)	60. 2%	75. 0%
12		市道の道路改良率	(R4)	57. 7%	58. 2%
13		公園や緑地の利用者の満足度	(R5)	58. 8%	95. 0%
14	施策の方向3 こどもの夢や希望を実現する環境づくり	学校施設の健全度60点以上の割合	(R5)	62%	66%
15		学校の洋式トイレの割合	(R5)	35%	80%
16		特別教室への空調整備の割合	(R5)	38%	66%
17		家庭教育学級参加者数	(R5)	8, 056 人	10, 000 人
18		少年自然の家の来所者数	(R5)	15, 368 人	39, 000 人
19		スポーツ分野の九州大会・全国大会等への出場件数	(R5)	170 件	180 件
20		「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	(R7)	82. 6%	90. 0%

21		今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	(R7)	60. 6%	70. 0%
22		「生活に満足している」と思うこどもの割合	(R7)	67. 5%	75. 0%
23	施策の方向4 こどもたちが 未来に希望を 持てる社会づ くり	小学校不登校出現率	(R5)	2. 67%	県平均 1. 87%以下
24		中学校不登校出現率	(R5)	8. 39%	県平均 6. 61%以下
25		ヤングケアラーに関する意見 交換会等の開催件数	(R4)	0 回	15 回
26		基本的な人権が確保されるた めの市の施策が行われている と思う市民の割合	(R6)	71. 7%	75%以上
27		ダイバーシティ推進等セミナ ー受講者数	(R5)	1, 408 人	1, 500 人
28		「こども政策に関して自身の 意見が聴いてもらえている」 と思うこども・若者の割合	(R7)	34. 6%	45. 0%
29		「自分の将来について明るい 希望がある」と思うこども・若 者の割合	(R7)	72. 8%	80. 0%
30		「社会生活や日常生活を円滑 に送ることができている」と 思うこども・若者の割合	(R7)	41. 9%	50. 0%
31		「こどもまんなか社会の実現 に向かっている」と思う人の 割合	(R7)	20. 4%	30. 0%
32	施策の方向5 ライフスタイルに合わせた 働き方ができ る社会づくり	女性活躍推進認定企業登録数 (累計)	(R5)	22 社	40 社
33		市内学校新卒者の市内企業就 職率	(R5) 卒業	28. 3%	35. 0%
34		住民基本台帳人口における社 会増減数（5か年平均）	(R5)	△154 人	増減 0
35		「社会において、共働き・共育 てが推進されている」と思う 人の割合	(R7)	53. 8%	60. 0%